証券取引等監視委員会の活動状況

平成25年６月

証券取引等監視委員会

《ご意見、情報等の連絡先》
郵　　送：〒100-8922　東京都千代田区霞が関３－２－１
証券取引等監視委員会事務局　総務課
代表電話：03-3506-6000
本書に対するご意見　情報公開・個人情報保護係　内線 3021
直　通：03-3581-6648
ＦＡＸ：03-5251-2151
情報受付　情報処理係　内線 3091、3093
直　通：03-3581-9909
ＦＡＸ：03-5251-2136
インターネット：https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/
《証券取引等監視委員会ウェブサイト》
http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm
(メールマガジン配信サービス)
http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/index.html

証券取引等監視委員会の活動状況

平成25年６月

証券取引等監視委員会

金融庁設置法（平成10年法律第130号）第22条の規定に基づき、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの期間における証券取引等監視委員会の事務の処理状況を公表する。

平成25年6月

証券取引等監視委員会

委　員　長　佐　渡　賢　一

目　　次

【本　文】

はじめに（公正な市場の確立に向けて） ･････････････････････････････ 1

第１章　組織 ･･･ 7
　第１　証券監視委 ･･･ 7
　　1　委員会 ･･･ 7
　　2　事務局 ･･･ 7
　第２　地方の事務処理組織 ･････････････････････････････････ 7

第２章　市場分析審査 ･･･ 9
　第１　概説 ･･･ 9
　　1　市場分析審査の目的 ･････････････････････････････････ 9
　　2　平成 24 年度における活動状況 ･････････････････････････ 9
　第２　一般投資家等からの情報の受付 ･････････････････････････ 9
　　1　概要 ･･･ 9
　　2　情報の受付状況 ･････････････････････････････････････ 9
　　3　金融庁や証券監視委の職員を装った悪質な電話
　　等について ･･･ 11
　第３　市場動向分析 ･････････････････････････････････････ 12
　　1　概要 ･･･ 12
　　2　発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視 ･･････････ 12
　　3　新たな金融商品等の実態把握を含めた包括的
　　かつ機動的な市場監視に向けた実態把握 ･･････････････････ 14
　第４　取引審査 ･･･ 15
　　1　概要 ･･･ 15
　　2　法令上の根拠 ･･････････････････････････････････････ 15
　　3　取引審査の実績 ･････････････････････････････････････ 15
　　4　自主規制機関との緊密な連携 ･････････････････････････ 17
　第５　今後の課題 ･･････････････････････････････････････ 18

第３章　証券検査 ･･･ 20
　第１　概説 ･･･ 20
　　1　証券検査の目的 ･････････････････････････････････････ 20
　　2　証券検査の権限 ･････････････････････････････････････ 20
　　3　平成 24 年度における活動状況 ･････････････････････････ 22
　第２　証券検査基本方針及び証券検査基本計画 ･････････････････ 23
　第３　金融商品取引業者等検査マニュアルの改正 ･･････････････ 33
　　1　改正の経緯 ･･･ 33

2　改正のポイント ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
第４　検査実績 ・・ 33
第５　投資一任業者に対する集中的な検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
第６　検査結果の概要 ・・・ 36
1　第一種金融商品取引業者等に対する検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
2　第二種金融商品取引業者に対する検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
3　投資助言・代理業者に対する検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
4　投資運用業者等に対する検査 ・・ 47
5　適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
6　金融商品仲介業者に対する検査 ・・ 49
7　信用格付業者に対する検査 ・・ 49
第７　証券検査の結果に基づく勧告等 ・・ 50
1　第一種金融商品取引業者に対する検査結果に
基づく勧告 ・・ 50
2　第二種金融商品取引業者に対する検査結果に
基づく勧告 ・・ 53
3　投資助言・代理業者に対する検査結果に基づく勧告 ・・ 54
4　投資運用業者に対する検査結果に基づく勧告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
5　金融商品仲介業者に対する検査結果に基づく勧告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
6　信用格付業者に対する検査結果に基づく勧告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
7　適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査結果
等の公表 ・・・ 57
第８　無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等 ・ 59
第９　今後の課題 ・・ 61

第４章　取引調査 ・・・ 71
第１　概説 ・・・ 71
1　取引調査の目的 ・・・ 71
2　取引調査の権限 ・・・ 71
3　課徴金の対象となる行為及び課徴金額・・ 71
4　平成 24 年度における活動状況 ・・ 73
第２　取引調査結果に基づく課徴金納付命令勧告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
1　勧告の状況 ・・ 74
2　勧告事案の概要 ・・・ 75
3　平成 23 年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等 ・・・ 88
第３　今後の課題 ・・ 89

第５章　国際取引等調査 ・・・ 91
第１　概説 ・・・ 91
1　国際取引等調査の目的・権限等 ・・ 91
2　平成 24 年度における活動状況 ・・ 91

第２　国際取引等調査結果に基づく課徴金納付命令勧告 ····· 92
1　勧告の状況 ····· 92
2　勧告事案の概要 ····· 92
3　平成 23 年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等 ··· 96
第３　今後の課題 ····· 96

第６章　開示検査 ····· 98
第１　概説 ····· 98
1　開示検査の目的 ····· 98
2　開示検査の権限 ····· 98
3　課徴金の対象となる行為及び課徴金額 ····· 99
4　平成 24 年度における活動状況 ····· 101
第２　開示検査結果に基づく課徴金納付命令勧告等 ····· 102
1　勧告の状況 ····· 102
2　勧告事案の概要 ····· 102
3　平成 23 年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等 ·· 119
第３　今後の課題 ····· 120

第７章　犯則事件の調査・告発 ····· 121
第１　概説 ····· 121
1　犯則事件の調査の目的 ····· 121
2　犯則事件の調査権限及び範囲等 ····· 121
3　平成 24 年度における活動状況 ····· 121
第２　犯則事件の調査・告発実績 ····· 121
1　告発の状況 ····· 121
2　告発事案の概要 ····· 122
第３　平成 23 年度以前の告発事案に係る判決の概要 ····· 127
第４　今後の課題 ····· 131

第８章　建議 ····· 134
第１　概説 ····· 134
1　建議の目的及び権限 ····· 134
2　平成 24 年度における建議の状況 ····· 134
第２　建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置 ····· 134
1　建議の実施状況 ····· 134
2　建議に基づいて執られた措置 ····· 135
3　その他の措置 ····· 135
第３　今後の課題 ····· 135

第９章　市場のグローバル化への対応に向けての取組み ····· 136
第１　海外規制当局等との連携及びグローバルな市場監視 ···· 136

１　ＩＯＳＣＯ（証券監督者国際機構）における活動 ･･･ 136
２　情報交換枠組みの活用 ･････････････････････････ 136
３　意見交換 ･････････････････････････････････････ 138
第２　体制整備及び人材育成 ･････････････････････････････ 138
１　市場のグローバル化への体制整備 ･････････････････ 138
２　短期研修への参加及び海外規制当局への職員派遣 ･･･ 138
第３　今後の課題 ･････････････････････････････････････ 139

第１０章　監視活動の機能強化への取組み等 ･････････････････････ 140
第１　市場監視体制の充実・強化 ･････････････････････････ 140
１　組織の充実 ･･････････････････････････････････････ 140
２　情報収集・分析能力の向上 ･･････････････････････ 140
３　監視を支えるシステムインフラの強化 ･････････････ 141
第２　市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み ･･ 141
１　概要 ･･･ 141
２　報道機関等を通じた情報発信 ･････････････････････ 141
３　市場参加者との意見交換・講演会等の開催状況 ･････ 141
４　ウェブサイトの充実 ･････････････････････････････ 142
第３　関係当局等との連携 ･････････････････････････････ 142
１　金融庁の関係部局との連携 ･･･････････････････････ 142
２　自主規制機関との緊密な連携 ･････････････････････ 142
第４　今後の課題 ･････････････････････････････････････ 143

おわりに ･･･ 145

【附属資料】

１　証券監視委の組織・事務概要 ･････････････････････････････････ 151
　１－１　組織及び事務概要 ･････････････････････････････････ 151
　１－２　証券取引等の監視体制の概念図 ･････････････････････ 154
　１－３　証券監視委の機能強化 ･････････････････････････････ 155
　１－４　証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の
　　関係の概念図 ･････････････････････････････････････ 156
　１－５　証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移 ･･････ 157
　１－６　機構図 ･･･ 158
　１－７　組織・事務に係る法令の概要 ･････････････････････････ 160
　１－８　証券監視委と自主規制機関との関係の概念図 ･････････ 172

２　証券監視委の活動実績等 ･････････････････････････････････････ 173
　２－１　証券監視委の活動状況 ･････････････････････････････ 173
　２－２　市場分析審査実施状況 ･････････････････････････････ 174
　２－３　証券検査実施状況 ･････････････････････････････････ 177
　２－４　勧告等実施状況 ･･･････････････････････････････････ 185
　２－５　申立て実施状況 ･･･････････････････････････････････ 270
　２－６　告発実施状況 ･････････････････････････････････････ 276
　２－７　建議実施状況等 ･･･････････････････････････････････ 314
　２－８　市場のグローバル化への対応状況 ･････････････････････ 324
　２－９　平成 24 年度　主な講演会等の開催状況 ･･･････････････ 327
　２－10　平成 24 年度　各種広報媒体への寄稿 ･････････････････ 330

○　公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取組み～　333

○　皆様からの情報提供が、市場を守ります！ ･･･････････････････ 335

○　年金運用ホットラインでの情報受付について
　～疑わしい年金運用等に関する情報の提供をお願いします～ ･･････ 336

○　証券取引等監視委員会公益通報窓口・相談窓口 ･･･････････････ 338

○　金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話に
　ご注意ください！～ 未公開株に関するご注意 ～ ･･･････････････ 340

○　証券検査に関する基本指針 ･･･････････････････････････････ 342

凡　　例

設置法	金融庁設置法（平成10年法律第130号）
金商法	金融商品取引法（昭和23年法律第25号。平成18年法律第65号により「証券取引法」を改題）
証取法	証券取引法（昭和23年法律第25号）
金先法	金融先物取引法（昭和63年法律第77号）
犯収法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）
投信法	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）
投資顧問業法	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和61年法律第74号）
ＳＰＣ法	資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)
社債等振替法	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）
金商法施行令	金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)
金商業等府令	金融商品取引業者等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）
保証金府令	金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和28年大蔵省令第75号）
行為規制府令	証券会社の行為規制等に関する府令（昭和40年大蔵省令第60号）

はじめに（公正な市場の確立に向けて）

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命として、市場監視に取り組んでいます。

現在の第７期体制は、平成 22 年 12 月に発足し、平成 23 年１月に、当期の中期的な活動方針として、『公正な市場の確立に向けて』（以下「活動方針」という。附属資料 333 頁以下参照）を公表しました。当該活動方針においては、「市場の公正を汚すものには怖れられ、一般投資家には心強い存在」であるべく、「機動性・戦略性の高い市場監視の実現」、「市場規律の強化に向けた働きかけ」及び「市場のグローバル化への対応」の３つの基本的な考え方を立てています。また、この３つの基本的な考え方に基づき、重点施策として、①包括的かつ機動的な市場監視、②不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応、③ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施、④課徴金制度の一層の活用、⑤検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施、⑥自主規制機関などとの連携の６つの項目を掲げ、引き続き実効性のある効率的な市場監視の実現を図るべく取り組んでいるところです。

１　今年度の取組み

本公表の対象期間である平成 24 年度（平成 24 年４月１日～平成 25 年３月 31 日。以下同じ。）においては、証券監視委は、与えられた権限・権能・人的資源を適切に活用し、活動方針を踏まえ、以下のとおり市場監視に取り組んでまいりました。

日常的な市場監視については、引き続き、包括的かつ機動的な市場監視の実現を図るべく、一般投資家等からの情報の受付、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視、市場のグローバル化を踏まえた海外当局との連携、内部者取引・相場操縦・偽計等の取引審査、新たな金融商品等への対応等の取組みを進めてきたところです。こうした情報収集・取引審査等の結果、取引の公正を害する行為が認められた場合には、証券監視委内の担当部門における調査・検査を経て、行政処分の勧告や刑事告発などにつながっています。

金融商品取引業者等の検査においては、第一種金融商品取引業者について、法人関係情報の管理に関して不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況や、システムの管理及び運用状況に重大な問題等が認められたほか、第二種金融商品取引業者について、ファンド契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げている状況等が認められました。また、信用格付業者の検査においては、業務管理体制の不備等が認められました。これらを含め、検査の結果、重大な法令違反行為が認められた事例について、行政処分等を求める勧告を行いました。

更に、ファンドの取得勧誘に際し、顧客に対して虚偽の告知等を行っていた者に対し、公益及び投資者保護の観点から、金商法第 192 条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行いました。このほか、適格機関投資家等特例業務届出者に対する調査・検査の結果、金融商品取引業の登録を受けずに金融商品取引業に従事したり、顧客資産の費消・流用を行うなど、法令違反行為等が認められた者について、その業者名等を公表しました。

不公正取引については、迅速・効率的な取引調査を実施し、上場会社の役員及び社員が職務に関し知った情報を基に行った内部者取引や、権利の移転を目的としない仮装の売買を行った初めての事案となる相場操縦などに対して課徴金納付命令の勧告を行いました。

また、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引については、大型公募増資の公表前に行われた内部者取引や、米国所在のヘッジファンドの関係会社による相場操縦

について、海外当局との情報交換枠組みを活用し、緊密に連携して調査を進めた結果、課徴金納付命令の勧告を行いました。

加えて、大型公募増資の公表前に行われた内部者取引の調査の過程で、金融商品取引業者を検査した結果、潜脱的に無登録で投資運用業を反復継続的に行うなど法令違反の状況が認められたため、当該金融商品取引業者に対する行政処分を求める勧告を行いました。

ディスクロージャー違反については、迅速・効率的な開示検査を実施し、有価証券報告書等の虚偽記載に係る事例について課徴金納付命令勧告を行いました。このうちの１件は、犯則事件の調査の結果に基づき、虚偽の有価証券報告書を提出したとして刑事告発を行った事案について、開示検査の結果に基づき課徴金勧告を行ったものです。

このほか、開示検査の結果、重要な事項についての虚偽記載が認められ、有価証券報告書等の訂正が必要な事例について、自発的な訂正を行うように促しても訂正がなされなかったことから、訂正報告書の提出命令の勧告を行いました。

市場の公正性を害する悪質な犯則行為については、複雑・悪質な複合事案に積極的に取り組み、不動産の現物出資制度を悪用した不公正ファイナンスの絡む事件の告発を行いました。また、投資運用業者が、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示し、投資一任契約の締結に関して偽計を用いていた事件について、迅速に告発を行うなど、発行市場・流通市場全体に目を向け、幅広く悪質な犯罪行為の摘発を行いました。

加えて、犯則調査の過程で、金融商品取引業者が、同社を実質的に支配する投資一任業者が実質的に運用するファンドの販売を行った際、当該投資一任業者による顧客との投資一任契約の締結に係る偽計に関与していたことが認められたため、当該金融商品取引業者に対する行政処分を求める勧告を行いました。

市場の実態を踏まえたルール整備への貢献については、検査において確認された事例に基づき、信用格付を利用する投資者の保護及び金融･資本市場において重要な役割を担う信用格付業者の信頼性確保の観点から、信用格付業者が信用格付の公表等を行う際にその正確性の確保を直接求める制度を整備する必要がある旨の建議を行いました。

市場規律の強化へ向けた取組みについては、金融商品取引所や金融商品取引業協会等との定期的な会合などによる意見交換を通じて、相互の問題意識の共有を図ってきたほか、各市場参加者による自主的な取組みによって市場規律が全体として強化されるよう、市場参加者との対話や市場への情報発信を引き続き積極的に行ってきました。具体的には、上場会社における内部管理態勢の構築を促すための、全国各取引所で開催された上場会社コンプライアンス・フォーラムにおける講演や、各種広報媒体への寄稿を実施したほか、証券監視委メールマガジンにより、証券監視委の活動状況や問題意識などのタイムリーな発信に取り組みました。また、市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促すため、過去の課徴金勧告事案を取りまとめた、「金融商品取引法における課徴金事例集」の公表を平成 24 年７月に行いました。

２　今後の課題

以上のとおり、証券監視委はこの一年、与えられた権限・権能を適切に活用し、実効性のある効率的な市場監視に取り組んでまいりました。

一方、国際的な規制枠組みの再構築が行われる中、これらを踏まえて金商法の累次の改正や金融商品・取引のイノベーションが進むなど、我が国市場を取り巻く状況はダイナミックに動いており、証券監視委として実効性のある効率的な市場監視を行っていくためには、このような変化に適切に対応していく必要があります。また、金融商品取引業者等に対する検査においては、多

様な金融商品取引業者等の業態の特性、顧客（個人投資家、企業年金等）の特性及び複雑化・多様化する金融商品・取引の特性を踏まえたリスク感度を一層高め、これらの特性に対応した形で情報の収集・分析能力を強化することが課題と考えられます。さらに、日常化しているクロスボーダー取引に海外当局と連携して対応するとともに、内外プロ投資家による不公正取引や違法行為などにも引き続き厳正に対処していく必要があります。

証券監視委としては、こうした課題に適切に対応していくことに努め、活動方針に基づき、より実効性のある効率的な市場監視を行い、引き続き、市場に対する投資者の信頼を保持すべく最善を尽くし、投資者の一層の保護を図っていくことに取り組んでまいります。

証券監視委の活動状況

第１章　組　　織

第１　証券監視委

証券監視委は、内閣府設置法第 54 条及び金融庁設置法第６条等に基づき設置された、委員長及び２人の委員で構成される合議制の機関（いわゆる八条委員会（（注）国家行政組織法第８条に基づき設置される「八条委員会」に相当するもの。）としての位置付け）であり、委員会の事務を処理するため事務局が置かれている。

１　委員会

証券監視委の議事は、２人以上の賛成をもって決せられ、委員長及び委員は、独立してその職権を行使する。委員長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。その任期は３年であり、再任されることができる。また、限られた法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない。

証券監視委は、平成４年７月に第１期が始まり、平成 22 年 12 月 13 日から第７期目に入っており、委員長に佐渡賢一、委員には福田眞也及び吉田正之がそれぞれ就任している。

２　事務局

証券監視委の事務局には、事務局長、次長（注１）及び国際・情報総括官の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課及び特別調査課の６課が置かれている（注２）。事務局の定員は、市場監視体制の整備拡充を図るため、所要の増員（平成 24 年度７人、平成 25 年度 16 人）が認められ、平成 25 年度末で合計 400 人の体制となっている。

(1)　総務課は、証券監視委全体の総合調整や証券監視委の会議の運営などを行う。
(2)　市場分析審査課は、一般投資家等からの情報の受付、証券取引等に係る情報の収集及び分析並びに取引の内容の審査を行う。
(3)　証券検査課は、金融商品取引業者等に対する検査（以下「証券検査」という。）を行う。
(4)　取引調査課は、内部者取引など不公正取引の課徴金に係る事件の調査（以下「取引調査」という。）を行う。なお、取引調査課に置かれた国際取引等調査室は、主に外国にある者が行う取引等に係る取引調査を行う。
(5)　開示検査課は、有価証券報告書等の開示書類に関する検査（以下「開示検査」という。）を行う。
(6)　特別調査課は、取引の公正を害する犯則事件の調査を行う。

（注１）平成 19 年７月１日から従前の１名から２名に増員された。
（注２）平成 18 年７月１日に、総務検査課及び特別調査課の２課体制から、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課及び特別調査課の５課体制に拡充され、さらに平成 23 年７月１日に、課徴金・開示検査課が取引調査課と開示検査課に分離され、現行の６課体制に拡充された。

第２　地方の事務処理組織

地方においては、財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）の下に、証券監視委が所掌する事務を専門に担当する組織である証券取引等監視官（部門）が設置されている。証券取引等監視官部門の定員は、市場監視体制の整備を図るため、所要の増員（平成 24 年度 17 人、平成 25 年度 29 人）が認められ、この結果、平成 25 年度末の定員は、

合計で 339 人の体制となっている。

証券取引等監視官（部門）は、市場分析審査、証券検査、取引調査及び開示検査については証券監視委の委任（注）を受けて、犯則事件の調査については証券監視委の指揮監督を受けて、それぞれその職務を行っている。

（注）証券監視委は、検査・調査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、証券監視委自らその権限を行使することができる。）。

第２章　市場分析審査

第１　概説

１　市場分析審査の目的

市場分析審査は、市場を取り巻く状況の変化に対応した、包括的かつ機動的な市場監視を実現するために、金融･資本市場全体について幅広く情報を収集・分析するとともに、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を実施し、不公正取引の疑いのある取引等の端緒を発見することを目的としており、証券監視委におけるいわば「情報の入口」としての役割を位置づけられている。そのため、日頃から、一般投資家等から情報を受け付け、速やかに証券監視委内の担当部署（金融庁等の所掌業務に関係する場合は当該関係する部署）に回付しているほか、自主規制機関等と連携し、金融・資本市場に関する様々な情報を幅広く収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行うとともに、不公正取引の疑いのある取引等について審査を行い、問題が把握された取引等を証券監視委内の担当部署に回付している。

２　平成 24 年度における活動状況

金融・資本市場では、取引の電子化・高速化の進展、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動の日常化、不公正ファイナンス事案等の課題に直面している。こうした中、平成 24 年度において、包括的かつ機動的な市場監視の実現を図るべく、一般投資家等からの情報の受付、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視、市場動向の背景にある問題の分析、新たな金融商品等の実態把握、内部者取引・相場操縦・偽計等の取引審査等の取組みを進めたところである。

第２　一般投資家等からの情報の受付

１　概要

証券監視委では、金融・資本市場に関する情報収集の一環として、一般投資家や市場関係者等から広く情報を受け付けている。

こうした情報は、市場における投資家等の生の声であり、証券監視委による証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等の権限を行使する際の端緒となる場合があるなど、重要性・有用性の高いものが含まれている。

このため、証券監視委では、できるだけ多くの方から情報が寄せられるように、電話、文書、来訪、インターネットなど、様々な方法で情報を受け付けている（附属資料２－２－２参照）。また、有用な情報が多数寄せられるよう、証券監視委幹部による講演会等の機会を通じて情報提供を呼びかけている。

金融商品取引業者と投資者との間のトラブルに関して寄せられた情報については、証券監視委の検査等において有効に活用するほか、情報提供者が個別的な紛争解決を求めている場合には、金融商品取引業者の利用者からの相談、苦情の解決や紛争解決サービスを行っている「証券・金融商品あっせん相談センター」を紹介するなどの対応を行っている。その他、証券監視委の所管ではない商品先物取引などに関する苦情等についても、適宜、関係する相談窓口を紹介している。

２　情報の受付状況

証券監視委が平成 24 年度において一般投資家や市場関係者等から受け付けた情報は 6,362 件であり、このうち、年金運用ホットライン（後述）に寄せられた情報は 23 件である。情報

提供手段の内訳を見ると、インターネット 3,881 件、電話 1,883 件、文書 346 件、来訪 57 件、財務局等から回付を受けたものが 195 件となっており、全受付件数の約６割をインターネットが占めている。

情報の内訳を見ると、相場操縦や内部者取引、風説の流布といった個別銘柄に関するものが 3,751 件、有価証券報告書等の虚偽記載や疑わしいファイナンスといった発行体に関するものが 436 件、金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものが 790 件、その他の意見等が 1,385 件となっている。

このうち、個別銘柄に関するものとしては、相場操縦の疑いに関するものが 2,297 件と最も多く、次いで、風説の流布・偽計の疑いに関するものが 990 件、インサイダー取引の疑いに関するものが 252 件などとなっている。

発行体に関するものとしては、有価証券報告書等の虚偽記載に関するものが 110 件、ファイナンスに関するものが 15 件、適時開示に関するものが 51 件などとなっている。

金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものとしては、システム関連が 37 件、顧客の知識等に照らして不当な勧誘が 11 件など、多様な情報が寄せられている（附属資料２－２－３参照）。

証券監視委には、こうした情報が年間約６～７千件寄せられている。これらの情報は、関連部署へ回付され、当該部署において内容を検討し、その重要性・有用性の程度に応じ、証券監視委の行う取引審査、証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等に活用されている。

《情報の連絡先》
郵送：〒100-8922　東京都千代田区霞が関３－２－１
証券取引等監視委員会　情報受付窓口
直通電話：03－3581－9909
ＦＡＸ　：03－5251－2136
インターネット：https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

なお、証券監視委では、情報を受け付けるに当たり、ウェブサイト上で、情報提供者の方の個人情報や情報の内容等に関する機密管理に万全を期している旨を明らかにしている。これは、①事案の直接の関係者から寄せられる情報については、市場監視において、重要性・有用性が高い場合が多い（後記３参照）中にあって、こうした情報を得る上では、情報提供者の方の身元が第三者から特定されるおそれがなく、安心して情報提供を行っていただく環境が必要であること、②特定の個人、発行体又は金融商品取引業者等について情報提供があったことを第三者に明らかにすることは、当該個人等のプライバシーや当該発行体や金融商品取引業者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあると考えられるためである。

また、企業年金等の資金運用を受託していた投資一任業者等に対する証券検査の結果を踏まえ、投資一任業者の業務運営の実態等を集中的に検証するとともに、年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化すべく、重要性・有用性の高い情報を収集するために、平成 24 年 4 月 27 日、証券監視委内に専用の窓口である年金運用ホットラインを開設した。

年金運用ホットラインに寄せられた情報については、証券監視委に採用されている年金運用の専門家による積極的かつ質の高い分析を行い、投資一任業者に対する検査実施の優先度の判断や検査における検証の着眼点を明確化するために活用するなど、効率的・効果的な検査の実施に役立てている。

また、平成 25 年 4 月には、年金運用ホットラインのウェブサイトにおいて、提供いただきたい情報の例をより具体的に記載したところである（附属資料 336 頁以下参照）。

《年金運用ホットライン》
郵送：〒100-8922　東京都千代田区霞が関３－２－１
証券取引等監視委員会　年金運用ホットライン
直通電話：03－3506－6627
電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp
インターネット：http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm

〔提供いただきたい情報の例〕
①具体的には、投資一任業者における疑わしい運用等の情報
②年金投資一任契約の不適切な勧誘に関する情報
③年金投資一任契約の勧誘の際の不十分な情報提供に関する情報
④契約や説明を遵守しない運用に関する情報
〔情報提供に当たっての留意事項〕
・ 有用性の高い情報を得る観点から、「実名」の方を対象。
・ 特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応。

さらに、証券監視委では、公益通報を受け付ける専用の窓口を設置するとともに、電話による相談の対応も行っている（附属資料 338 頁以下参照）。公益通報においても、通報に関する機密は保持することとしているほか、公益通報者保護法（平成 18 年４月施行）により、公益通報をした労働者は、公益通報したことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されるとともに、公益通報を受けた行政機関には、必要な調査や適切な措置をとる義務が課されている。

《公益通報の通報・相談先》
郵送：〒100-8922　東京都千代田区霞が関３－２－１
証券取引等監視委員会　公益通報窓口
直通電話：03－3581－9854（注）
電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp
ＦＡＸ　：03－5251－2198
インターネット：http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm
（注）公益通報は、文書（郵送、電子メール、ＦＡＸ）により受け付けており、電話は相談用である。

３　金融庁や証券監視委の職員を装った悪質な電話等について

近年、金融庁金融サービス利用者相談室や証券監視委の情報受付窓口に、金融庁や証券監視委の職員を装った悪質な電話等に関する情報が多数寄せられていることから、ウェブサイトを通じて以下のような注意喚起を行っている。

最近、証券取引等監視委員会の職員であると名乗る者（実在する部署・職員の名前を使用）から、一般の方に対し、下記のような言い振りで電話があった旨の複数の情報が寄せられています。
・　証券取引等監視委員会の○○さんという職員から、「未公開株詐欺の関係で（貴方の名前が載った）名簿が出回っている」といった内容の電話を受けた。
・　Ａ社というところから投資に関する資料が郵送されてきた後、証券取引等監視委員会の○○さんという職員から「インサイダー取引に該当するので急いでＡ社に電話しろ」といった内容の電話を受けた。

・　Ｂ社というところから投資に関する資料が郵送されてきた後、証券取引等監視委員会の○○さんという職員から「Ｂ社は安全な会社である」旨の電話を受けた。

証券取引等監視委員会の職員が、電話等により一般の方に対し、未公開株に係る情報を提供すること、特定の取引に係る情報を提供すること、また企業の信用に係る情報を提供することなど連絡を個別に行うことは一切ありませんので、上記のような不審な連絡には十分ご注意ください。

また、金融庁と証券監視委は、平成 21 年６月に連名で報道機関を通じて注意喚起を行っており（附属資料 340 頁以下参照）、必要に応じて捜査当局にも被害情報の提供を行っている。

情報の受付窓口
○金融庁金融サービス利用者相談室
電話（ナビダイヤル）：0570－016811
※（ＩＰ電話・ＰＨＳからは）03－5251－6811
ＦＡＸ：03－3506－6699
○証券取引等監視委員会　情報受付窓口
直　通：03－3581－9909
ＦＡＸ：03－5251－2136

さらに、証券監視委の公表文を装った文書が一部ネット上で認められたため、証券監視委の公表文については直接証券監視委のウェブサイト上にて確認するよう、ウェブサイトにおいて注意喚起を行っている。

第３　市場動向分析

１　概要

証券監視委では、金融・資本市場の動向について幅広く情報収集した上で、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てているところである。

具体的には、いわゆる「不公正ファイナンス」への対応等のため、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を行っているほか、新たな金融商品等の実態把握を含めた包括的かつ機動的な市場監視にも取り組んでいる。

２　発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視

⑴　不公正ファイナンスへの対応

近年、金融資本市場では、株式の発行過程における不適切な行為と流通市場における不適切な行為が複合的に関連して行われる不公正取引の事案が見られる。例えば、架空増資（見せ金増資）や不動産を過大評価した現物出資等によって新株式を取得し、これを流通市場において、インサイダー取引や相場操縦・風説の流布を複合的に絡み合わせるなどして売却し、不当な利益を得るという行為が散見される。このように有価証券の発行過程（増資等）と流通市場における不適切な行為を要素として構成される一連の不公正な取引を「不公正ファイナンス」と呼んでいる。

こうした不公正ファイナンスで典型的な手法として用いられるのが、第三者割当増資である。第三者割当増資は、新たに資金調達をしたい上場会社が、特定の者に新株を割り当てて出資を受ける方法であるが、公募増資に比べて第三者のチェックが入りにくく、発行

会社が支出した資金が回流して第三者割当増資の払込原資に充てられたり、現物出資に当たって財産評価が水増しされたりするなど、不適切な行為が発生するおそれがある。また、第三者割当増資により大量の新株式が発行されると、既存株主の権利が希薄化して会社の支配権に異動が生じ、会社の役職員や既存株主にとって好ましくない者が支配権を握って、会社の資金を不適切な投融資により社外に流出させることもあり得る。

こうした不公正ファイナンス事案について、証券監視委は、財務局等の証券取引等監視官、有価証券届出書等の提出を受ける証券監査官や金融商品取引所（上場管理・上場審査部門、売買審査部門）と緊密に連携を図り、一般投資家や市場関係者等からの情報のほか、上場企業の開示情報や金融商品取引所からの情報など、発行市場と流通市場を見渡した情報収集・分析を行い、不公正ファイナンス事案の監視に努めている。

また、証券監視委では、不公正ファイナンスの監視の観点から、上場企業の第三者割当増資について、財務局等及び金融商品取引所における当該上場企業からの事前相談の結果を踏まえ、その状況の把握に努めている。

さらに、不公正ファイナンスについては、証券監視委は、インサイダー取引や相場操縦、風説の流布、開示書類の虚偽記載といった個々の犯罪を捉えるのではなく、一連の不公正ファイナンス行為全体に金融商品取引法第 158 条の偽計罪を適用して対応してきており、これまで７事案の刑事告発を行っている。

⑵　市場動向の背景にある問題の分析

証券監視委では、前述のような個別銘柄又は個別取引に係る情報の収集及び分析と並行し、市場動向の背景を把握すべく、幅広く情報収集・分析を行っている。

平成 24 年度における主な取組みは以下のとおりである。

①　ノンコミットメント型ライツ・オファリングの動向

ライツ・オファリング（新株予約権無償割当てによる増資）とは、株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資手法である。新株予約権を割り当てられた株主は、定められた期間内に新株予約権を行使して行使価額を払い込み、株式を取得することができるが、新株予約権を行使せずに市場で売却することも可能である。発行会社の株価が新株予約権の市場価格と行使価格の合計額より大きいときは、投資家が市場で当該新株予約権を購入して行使することにより、アービトラージ（裁定取引）が可能となる。

他の「公募増資」や「第三者割当増資」といった増資手法と異なり、既存株主は、持分の希薄化を回避できる（新株予約権を行使しない場合は持分が希薄化するが、新株予約権の売却により経済的損失を軽減できる）メリットがあるといわれ、積極的活用を求める声があるほか、法令及び制度の改正が進む中で市場関係者の関心が高まってきている。

ライツ・オファリングには、発行会社が行使されなかった新株予約権を取得して証券会社に売却し、当該証券会社が権利行使して取得した株式を市場等で売却する「コミットメント型」と、行使されなかった新株予約権を失権させてしまう「ノンコミットメント型」の２種類がある。平成 22 年度及び 24 年度において、計２件のノンコミットメント型ライツ・オファリングが行われたことから、それらの事例について、当該銘柄の株価動向や新株予約権の行使状況等の情報収集・分析を行った。

なお、ノンコミットメント型は、増資に当たり証券会社等が関与する例も見られるが、コミットメント型のように行使されなかった新株予約権を証券会社が引き受けて行使することがないことから、必ずしも証券会社等の第三者により増資条件等の審査が行われるとは限らず、第三者割当増資等と同様に、発行会社の財務状況や資金使途等について第三者のチェックが入らないおそれがある。

② 重要事実に関する報道について

金融商品取引所の有価証券上場規程において、「上場会社は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。」と定められている。

このため、上場企業は、内部者取引規制上の重要事実等に関する企業情報が新聞の朝刊等で報道されたときは、速やかに当該報道に関する適時開示を行っている。具体的には、報道後最初の適時開示では、「当社が発表したものではない」「本件に関し決定した事実はない」「開示すべき事実が決定した場合は速やかに開示する」等の一定の文言を公表し、当日の株式市場の取引終了後に、当該報道とほぼ同じ内容の適時開示又は記者会見を行う事例が多くみられる。

そこで、平成24年３月期決算発表が集中する同年４月下旬から５月上旬までの適時開示の状況について分析を行った。

③ その他

個人向け店頭デリバティブ取引の一類型であるバイナリーオプション取引について、近年、国内ＦＸ業者を中心に、通貨等を対象資産としたものの個人投資家向け販売が増加傾向にある。バイナリーオプション取引の中には、短時間で損益の結果が判明するため顧客による過度の投機的取引が行われるおそれのあるものなどが存在するが、歴史の浅い商品であり、自主規制機関の取組みも始まったばかりであることから、その動向を分析した。

３ 新たな金融商品等の実態把握を含めた包括的かつ機動的な市場監視に向けた実態把握

証券監視委では、国内外の市場において、重要性が増してきている、あるいは将来的に影響を及ぼす可能性のある新たな金融商品や取引形態、イベント等について、タイムリーかつ幅広く実態把握を行った。

平成24年度におけるこうした実態把握の事例は、以下のとおり。

⑴ 市場における新たな取引等の実態把握

高頻度取引（ＨＦＴ：High Frequency Trading）やアルゴリズム取引による取引の高速化やボラティリティーの変化に関心が高まっている。さらに、平成24年8月に発生した米国Knight Capital社による誤発注事件などシステム・トラブルが及ぼす市場への影響も注目を集めている。そこで、欧米におけるＨＦＴ等の実態や規制の動きの調査を行った。また、市場において取引の高速化等が進む一方、これを嫌う投資家によって増加してきているブロックトレード（市場外での大口相対取引）についても実態把握などを行った。

⑵ 市場における最近の投資家や発行体の動向の実態把握

投資家の動向として、昨今の市場環境下における投資家の取引戦略の変化、ヘッジファンドや機関投資家の運用動向やその特徴などの調査を行なった。

また、発行体の動向として、企業合併・買収（M&Ａ：Mergers and Acquisitions）やＴＯＢの動向などの実態把握を行った。

さらに、海外におけるノンコミットメント型ライツ・オファリングの使われ方について実態把握を行った。

⑶ 市場における新たな不公正取引の実態把握

欧米におけるＣＤＳ（Credit Default Swap）を利用した疑わしい取引やインターネット上の新たな金融商品などについて実態把握を行なった。

これらの実態把握の結果については、証券監視委において共有し、新たな金融商品等への対応を含めた包括的かつ機動的な市場監視に役立てていくとともに、金融庁の関連部局や自主規制機関等とも情報交換を行い、市場監視上の課題や問題意識の共有に努めている。

第４　取引審査

１　概要

取引審査においては、まず、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて以下のような銘柄を抽出し、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取している。

⑴　株価が急騰・急落するなど不自然な動きが見られた銘柄
⑵　投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす「重要事実」が公表された銘柄
⑶　新聞、雑誌及びインターネットの掲示板等で話題になっている銘柄
⑷　一般から寄せられた情報において取り上げられている銘柄

次に、これらの報告・資料に基づいて、市場の公正性を害する相場操縦や内部者取引、偽計等の疑いのある取引について審査を行っている。併せて、こうした取引に関与していた金融商品取引業者に行為規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行っている。

審査の結果、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において一層の究明がなされることになる。

２　法令上の根拠

取引審査等においては、金融商品取引等の公正を確保し、投資者の保護を図るため必要かつ適当であると認める場合は、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料の徴取を行っている。これらの報告・資料徴取の権限は、金商法等において規定されている（附属資料１－７－２参照）。

３　取引審査の実績

⑴　実績

平成 24 年度における証券監視委及び財務局等の取引審査実施件数は、以下のとおり。

審査実施件数		平成 24 年度	（参考）平成 23 年度
合　　計		973	913
	証券監視委	400	396
	財務局等	573	517
（以下審査項目別内訳）			
価　格　形　成		84	73
内　部　者　取　引		875	819
そ　の　他		14	21

証券監視委及び財務局等においては、市場全体の動向を踏まえつつ、市場における取引状況について日常的な市場監視を行っており、こうした中で、必要に応じて取引審査を行っている。取引審査においては、関連する情報の収集を行うとともに、実際に市場で行われている個別の取引の中で市場の公正性を害すると疑われるような取引については、迅速かつ適切に分析を行うよう努めている。

また、発行市場におけるファイナンスの動向に関する情報収集・分析の結果、不公正ファ

イナンス事案の疑いがあるものについては、偽計等の観点から取引審査を実施している。

⑵　審査事例

取引審査における一般的な事例は、以下のとおりである。

①　内部者取引に関して審査を行った事例

イ　Ａ社が、Ｂ社株式をＴＯＢ（株式公開買付け）する旨を公表したところ、Ｂ社の株価が大きく上昇したことから、Ｂ社株式の公表前の取引について審査を行った。また、証券会社から寄せられた情報によると、借名口座を利用した疑いのある取引がみられたとのことであり、こうした情報も踏まえて審査を行った。

ロ　Ｃ社が、業績予想の下方修正を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。

ハ　Ｄ社が、第三者割当による株式の発行を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。

ニ　Ｅ社の株式について、「インサイダー取引により多額の利益を得ていた者がいる」との情報提供があったことから、当該委託者に係る内部者取引の有無について審査を行った。

ホ　Ｆ社の公募増資において、公募増資公表前からＦ社株式の取引高が増え、株価が下落する傾向がみられたことから、当該内部者取引の有無について審査を行った。

②　価格形成に関して審査を行った事例

イ　Ｇ社の株価が、特段の株価上昇要因が無い中、出来高を伴い急騰したことから、審査を行った。

ロ　金融商品取引所から、Ｈ社株の価格形成について審査を行った結果、特定の委託者が見せ玉手法による相場操縦を行っている疑いがある旨の報告があったことから、審査を行った。

ハ　Ｉ社株の売買に関して、一般投資家から、見せ玉に関する具体的な情報が寄せられたので、金融商品取引所に対する注文発注状況等を確認したところ、複数の注文が一斉に取り消されていたことから、審査を行った。

ニ　Ｊ社株の売買に関して、特定の者が相場操縦を行っている旨の情報が寄せられたことから、審査を行った。

③　その他の観点から審査を行った事例

イ　Ｋ社の財務状況が、ファイナンスを何度も繰り返しているにもかかわらず好転せず、かつ、ファイナンス資金の不正な流出の可能性が認められたため、偽計等の観点から審査を行った。

ロ　Ｌ社が不動産の現物出資によるファイナンスについて公表したところ、当該ファイナンスにおいて出資対象となった不動産の鑑定評価額等の適正性について疑念が認められたため、偽計等の観点から審査を行った。

ハ　Ｍ社がファイナンスを行った後、金融商品取引業者等から、Ｍ社の株式が市場で大量に売却されている等の情報提供があったことから、偽計等の観点から審査を行った。

ニ　インターネット上の掲示板において、複数の銘柄につき、明らかに事実と反する書き込みがなされ株価が変動した旨の具体的な情報が寄せられたことから、風説の流布等の観点から、審査を行った。

⑶　クロスボーダー取引への対応

わが国の株式市場においては、海外投資家による委託取引の売買金額が全委託取引の６割

超（平成24年）を占めるなど、金融・資本市場のクロスボーダー取引が常態化している中、証券規制当局間の国際的な連携は不可欠となっている。このため、証券監視委は、取引審査の段階においても、必要に応じ、クロスボーダー取引について金融商品取引業者等から情報を収集し、市場監視の空白が生じないように努めている（第９章参照）。

４　自主規制機関との緊密な連携

日常的な市場監視活動は、自主規制機関である金融商品取引所等や金融商品取引業協会でも行われており、その取引参加者等が適正に業務を遂行しているかをチェックする機能を有している。証券監視委における取引審査をはじめとする市場監視活動では、これら自主規制機関との間で、緊密な連携を図ってきている。

⑴　金融商品取引所等や金融商品取引業協会との連携

金融商品取引所等では、流通市場における投資家による値動きや発注等について、リアルタイムで監視を行っているほか、法令違反等が疑われる注文･取引に対し、事後的な売買審査を行っている。こうした売買審査の結果は、随時、証券監視委に対して報告が行われ、意見交換が行われている。また、特に不公正取引の可能性が高い異常な取引が認められた場合には、速やかに証券監視委と金融商品取引所（売買審査部門）等の間で情報共有が図られる体制となっている。また、発行市場においても、上場企業の動向に関し、証券監視委と金融商品取引所（上場審査・上場管理部門）との連携が図られている。

金融商品取引業協会である日本証券業協会は、平成20年10月に「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」を一部改正（平成21年４月施行）し、同協会の会員は、顧客の取引が内部者取引のおそれがあると認識した場合には、証券監視委及び同協会へ報告することとした。これを踏まえ、平成21年４月以降、証券監視委では、同協会の協会員から寄せられる売買審査結果報告書を、内部者取引に係る取引審査の端緒情報や、既に進行中の取引審査における参考情報等として活用している。また、同協会は、店頭取扱有価証券に関する売買審査を行っており、その結果を、証券監視委に報告している。

また、同協会では、内部者取引の未然防止を図るため、上場会社の役員情報を登録・管理する仕組みとしてＪ－ＩＲＩＳＳ（ジェイ・アイリス：Japan-Insider Registration & Identification Support System）を運営しており、Ｊ－ＩＲＩＳＳへの参加上場会社の拡充等に向け、自主規制機関及び金融庁・証券監視委は、連携して取り組んでいる。

具体的には、日本証券業協会及び全国の証券取引所は、平成23年１月、「内部者取引の未然防止に関する検討チーム」を設置し、内部者取引の未然防止に資するより一層の有効な施策に関する具体的な検討を行い、その結果を、平成23年６月に「内部者取引の未然防止のためのＪ－ＩＲＩＳＳの活用に関する検討報告」として公表したところ、当該検討チームに、金融庁及び証券監視委は、オブザーバーとして参加した。

また、こうした動きを踏まえ、同月、金融庁総務企画局長、監督局長及び証券監視委事務局長は、連名で、日本証券業協会会長及び各取引所社長・理事長に対し、「Ｊ－ＩＲＩＳＳの活用等を通じたインサイダー取引の防止に向けた取組みについて（要請）」との書簡を送付し、Ｊ－ＩＲＩＳＳの活用等を通じたインサイダー取引の防止に向けた対応を更に一層推進するよう協力を要請したほか、証券監視委は、各種広報活動を通じてその意義等を紹介するなど、こうした内部者取引の防止に向けた各種取り組みを支援しているところである。

なお、Ｊ－ＩＲＩＳＳへの上場会社の登録率は、平成25年３月末時点で、71%となっている。

⑵　「コンプライアンスＷＡＮ」の利用

「コンプライアンスＷＡＮ」は、全国の証券会社と全国の証券取引所、日本証券業協会、

証券監視委・財務局等との間を専用線によるネットワークで結び、売買データの授受を電子的に処理するシステムである。それまで、フロッピーディスク、電子メール等で行っていた売買データの授受を、安全性の高い専用ネットワークを経由する方法に一本化することにより、

① 売買データの授受における個人情報の漏洩リスク、記録媒体紛失リスクが低減し、

② 売買データの徴求依頼・受領処理に要する時間が短縮されることで、取引審査事務の効率化につながり、

③ 証券会社においても、売買データの提出に要するコスト削減につながる、

などといったメリットがもたらされている。

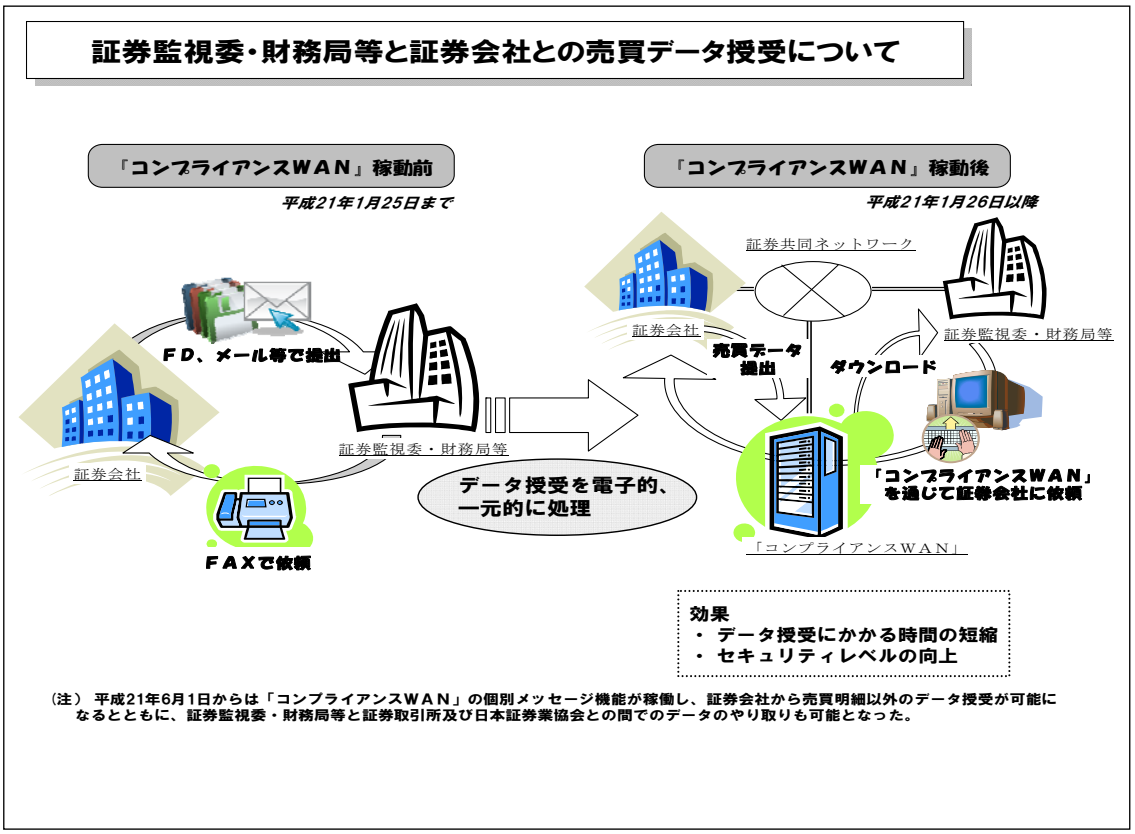

第５　今後の課題

市場分析審査は、金融・資本市場全体について幅広く情報の収集・分析を行うとともに、必要に応じて取引審査を行うことで、証券監視委におけるいわば「情報の入口」としての機能を果たしている。市場分析審査における成果がその後の証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等の成否に影響することから、引き続き、市場の動向に応じて機動的に対応していくとともに、顕在化しつつあるリスクに対して迅速・的確に対応することにより、実効的かつ効率的な市場監視の実現を図っていく必要があると考えられる。

現下の市場の動向を見ると、近年、わが国株式市場における取引の発注の大半が海外から行われる等、クロスボーダー取引が既に日常化しているほか、取引の大半が内外プロ投資家によって行われている。さらに、ＨＦＴをはじめとする取引手法が高度化し、新たな金融商品等が開発されている。こうした取引や商品等を利用した新たな不公正取引の手法を把握し、不公正取引の端緒を発見するため、引き続きより幅広い情報を収集し、それを分析･活用していく必要がある。

証券監視委では、こうした課題に適切に対応していくため、市場分析審査として、より広く市場関係者と連携しながら、以下の課題に取り組み、「情報の入口」としての使命を果たして

いく必要がある。

⑴　クロスボーダー取引や内外プロ投資家への対応の強化

クロスボーダー取引に対しては、海外証券規制当局等から積極的な情報収集を行い、投資手法に長け、かつ豊富な資金を持つ内外プロ投資家による不公正取引や違法行為の把握に積極的に努め、的確な取引審査を行う。

⑵　取引の電子化・高速化への対応の強化

ＨＦＴやアルゴリズム取引による取引の高速化やボラティリティーの変化を踏まえつつ、新たな取引パターン等について注視する。

さらに、非対面のインターネット取引を通じた不公正取引（見せ玉等）の事例が多くみられることから、今後も、このような相場操縦行為の把握に努めるとともに、自主規制機関等との間で、問題意識を共有し、連携を図る。

⑶　新たなタイプの違法行為への対応

不公正ファイナンス事案をはじめ、重大な違法行為は、常に新たな形態で行われる可能性があることを踏まえ、証券監視委としては、市場を取り巻く環境の変化に対応し、市場動向の背景にある問題を分析しながら、新たなタイプの違法行為の発生にも注視する。

⑷　より実効的かつ効果的な情報の収集・分析・活用態勢の確立

市場監視に当たっては、金融・資本市場の動向について幅広く情報を収集するとともに、収集した情報の分析を行い、市場監視に活用することが重要である。そのため、外部からの情報収集ルートの拡大・多様化に努めるとともに、収集した情報の分析態勢を強化するほか、関係部署でその情報を共有した上で、取引審査、証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等において実効的かつ効果的に活用する方法を確立する。

第３章　証券検査

第１　概説

１　証券検査の目的

証券検査の目的は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を図るため、金融商品取引業者などの業務や財産の状況の検査を通じて、金融商品取引業者などが、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに即した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

２　証券検査の権限

(1)　証券監視委は、平成４年の発足以降、証券会社等に対し取引の公正を確保するための検査を行ってきたが、平成 17 年７月、市場監視機能の強化を図る観点から整備された改正証取法等が施行され、それまで金融庁検査局が行ってきた証券会社や金融先物取引業者等の財務の健全性等に関する検査や投資信託委託会社等の検査対象先に対する検査の権限が、証券監視委に委任された。併せて、改正金先法が施行され、外国為替証拠金（ＦＸ）取引を取り扱う業者が金融先物取引業者として規制の対象となり、証券監視委の検査対象となった。

平成 19 年９月には、金商法が全面施行され、集団投資スキーム（ファンド）持分の販売・勧誘行為や集団投資スキーム形態で主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資運用（自己運用）を行う者などが新たに検査の対象となり、また、金融商品取引業者、金融商品取引業協会、金融商品取引所等から業務の委託を受けた者についても検査対象となった。更に、平成 22 年４月からは信用格付業者及び指定紛争解決機関等、平成 24 年 11 月からは取引情報蓄積機関が検査対象となり、近年、証券監視委による検査の範囲は拡大している。

また、証券検査の内容についても、平成 19 年の金商法の全面施行に伴い新設された同法第 51 条において、金融商品取引業者等に対し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができるようになったことも踏まえ、個別の法令違反のみならず、内部管理態勢等の業務の運営状況にも着目した検査を実施することとしている。

主な検査の対象は、以下のとおりである。

①　金融商品取引業者等　（金商法第 56 条の２第１項、第 194 条の７第２項第１号及び第３項）
②　金融商品取引業者の主要株主　（金商法第 56 条の２第２項から第４項まで、第 194 条の７第２項第１号及び第３項）
③　特別金融商品取引業者の子会社等　（金商法第 57 条の 10 第１項、第 194 条の７第３項）
④　指定親会社　（金商法第 57 条の 23、第 194 条の７第３項）
⑤　指定親会社の主要株主　（金商法第 57 条の 26 第２項、第 194 条の７第３項）
⑥　取引所取引許可業者　（金商法第 60 条の 11、第 194 条の７第２項第２号及び第３項）
⑦　特例業務届出者　（金商法第 63 条第８項、第 194 条の７第３項）
⑧　金融商品仲介業者　（金商法第 66 条の 22、第 194 条の７第２項第３号及

び第３項）

⑨　信用格付業者　（金商法第 66 条の 45 第１項、第 194 条の７第２項第３号の２及び第３項）

⑩　認可金融商品取引業協会　（金商法第 75 条、第 194 条の７第２項第４号及び第３項）

⑪　認定金融商品取引業協会　（金商法第 79 条の４、第 194 条の７第２項第５号及び第３項）

⑫　投資者保護基金　（金商法第 79 条の 77、第 194 条の７第３項）

⑬　株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者　（金商法第 103 条の４、第 194 条の７第３項）

⑭　株式会社金融商品取引所の主要株主　（金商法第 106 条の６、第 194 条の７第３項）

⑮　金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者　（金商法第 106 条の 16、第 194 条の７第３項）

⑯　金融商品取引所持株会社の主要株主　（金商法第 106 条の 20、第 194 条の７第３項）

⑰　金融商品取引所持株会社　（金商法第 106 条の 27、第 194 条の７第３項）

⑱　金融商品取引所　（金商法第 151 条、第 194 条の７第２項第６号及び第３項）

⑲　自主規制法人　（金商法第 153 条の４において準用する第 151 条、第 194 条の７第２項第６号及び第３項）

⑳　外国金融商品取引所　（金商法第 155 条の９、第 194 条の７第２項第７号及び第３項）

㉑　金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者　（金商法第 156 条の５の４、第 194 条の７第３項）

㉒　金融商品取引清算機関の主要株主　（金商法第 156 条の５の８、第 194 条の７第３項）

㉓　金融商品取引清算機関　（金商法第 156 条の 15、第 194 条の７第３項）

㉔　外国金融商品取引清算機関　（金商法第 156 条の 20 の 12、第 194 条の７第３項）

㉕　証券金融会社　（金商法第 156 条の 34、第 194 条の７第３項）

㉖　指定紛争解決機関　（金商法第 156 条の 58、第 194 条の７第３項）

㉗　取引情報蓄積機関　（金商法第 156 条の 80、第 194 条の７第３項）

㉘　投資信託委託会社等　（投信法第 22 条第１項、第 225 条第３項）

㉙　投資法人の設立企画人等　（投信法第 213 条第１項、第 225 条第２項及び第３項）

㉚　投資法人　（投信法第 213 条第２項、第 225 条第３項）

㉛　投資法人の資産保管会社等　（投信法第 213 条第３項、第 225 条第３項）

㉜　投資法人の執行役員等　（投信法第 213 条第４項、第 225 条第３項）

㉝　特定譲渡人　（ＳＰＣ法第 209 条第２項において準用する第 217 条第１項、第 290 条第２項第１号及び第３項）

㉞　特定目的会社　（ＳＰＣ法第 217 条第１項、第 290 条第３項）

㉟　特定目的信託の原委託者　（ＳＰＣ法第 286 条第１項において準用する第 209 条第２項において準用する第 217 条第１項、第 290 条第２項第２号及び第３項）

㊱　振替機関　（社債等振替法第 20 条第１項、第 286 条第２項）

㊲　その他、上記①から㊱までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者

（注）（　）書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

(2)　証券監視委は、犯収法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づく検査についても、以下に掲げる者が検査対象先の場合には、(1)の権限に基づく検査と同時に実施している。この検査は、検査対象先の顧客管理態勢の整備を促進させることで、検査対象先がマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐことを目的としている。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

①　金融商品取引業者、特例業務届出者　（犯収法第 15 条第１項、第 21 条第６項第１号）

②　登録金融機関　（犯収法第 15 条第１項、第 21 条第６項第２号）

③　証券金融会社、振替機関、口座管理機関　（犯収法第 15 条第１項、第 21 条第７項）

(注)　(　)書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

なお、証券監視委は、上記(1)及び(2)の検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、証券監視委は、自らその権限を行使することができる)。

(3)　証券監視委は、これらの検査の結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分等について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

証券監視委が行った行政処分等の勧告を踏まえ、検査対象先の監督権限を有する内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長等は、勧告の対象となった検査対象先に対して聴聞等を行った上、相当と認める場合には、登録の取消し、業務停止や業務改善命令の発出などの行政処分等を行う。

また、証券監視委が、金融商品取引業者、登録金融機関及び金融商品仲介業者の外務員について適切な措置を講ずるよう勧告したときは、内閣総理大臣から外務員登録に関する事務を委任されている金融商品取引業協会は、外務員の所属する協会員等に対して聴聞を行った上、相当と認める場合には、外務員登録の取消し又は外務員の職務停止の処分を行う。

３　平成 24 年度における活動状況

証券検査を取り巻く状況は、①検査対象業者の多様化・増加、②金融商品・取引の多様化・複雑化、③世界的金融危機の経験を踏まえ、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループ全体の経営危機を予防する必要性の高まり、④IT システムの金融商品・取引への浸透等、大きく変化している。

このような状況を踏まえ、平成 24 年度においても、効率的・効果的かつ実効性ある検査を実施する観点から、業態その他の特性等を踏まえたリスク・ベースでの検査実施の優先度の判断、予告検査の実施、監督部局との連携強化等に努めた。

こうした中で、平成 24 年度においては、214 件（着手ベース）（延べ 319 件）の検査を実施し、大手証券会社における公募増資等に係る法人関係情報の管理態勢の不備等、第一種金融商品取引業者における顧客預り金の流用等による顧客区分管理必要額の信託不足等、信用格付業者における業務管理体制の不備等の、重大な法令違反等が認められた 18 件について、行政処分等を求める勧告を行い、これらの事案を含め、法令違反や内部管理態勢等について問題点が認められた 102 業者に対して、問題点を通知した。

なお、グローバルに活動する大手証券会社・外資系証券会社グループをはじめ、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループ等については、業務や財務面でリスクが顕在化することを予防するため、フォワード・ルッキングな観点から、金融庁や海外当局等と連携しながら、内部管理態勢及びリスク管理態勢（以下「内部管理態勢等」という。）の適

切性を検証した。

投資一任業者については、平成 23 年度の検査において、企業年金の資金運用を受託し、投資一任業を行っていた投資運用業者が、長年にわたって虚偽報告により巨額の損失を隠ぺいしながら営業を続けた問題が明らかになったことを受けて、その業態や企業年金という顧客の特性等に鑑み、優先して業務の実態や法令等遵守状況について検証する必要があると認められたことから、金融庁による投資一任業者に対する一斉調査の内容等を踏まえ、監督部局とも連携し、集中的な検査を行った（本章第５参照）。

また、裁判所への禁止命令等の申立て（金商法第 192 条）については、それに係る調査（金商法第 187 条）の権限等を活用し、ファンドの販売・勧誘の際に虚偽の告知等を行っていた適格機関投資家等特例業務届出者に関して、１件の申立てを行った（本章第８参照）。

販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の金商法違反行為等が認められた６件の事案について、適格機関投資家等特例業務届出者等 13 社の社名・代表者名・法令違反行為等を公表した。

こうした取組みを進める一方、検査の透明性確保の観点から「金融商品取引業者等検査マニュアル」の一部改正を行った（本章第３参照）。

第２　証券検査基本方針及び証券検査基本計画

証券検査に係る事務の運営は、平成 21 年以降、４月１日に始まり翌年３月 31 日に終わる１年間を証券検査年度として行っている。

証券監視委は、証券検査を計画的に管理・実施するため、証券検査年度ごとに、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を策定している。

証券検査基本方針においては、その年度の証券検査の重点事項その他の証券検査の基本となる事項を定め、証券検査基本計画においては、検査対象先のうちその年度の証券検査の対象とするものの種類、数その他のその年度の証券検査の範囲等を定めている。

平成 24 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画は、平成 24 年４月 27 日に公表した。

平成 24 年４月 27 日
証券取引等監視委員会

平成 24 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

第１　証券検査基本方針

１．基本的考え方

（１）証券検査の役割

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護であり、証券検査は、市場の仲介者たる金融商品取引業者等の業務や財産の状況の検査を通じて、これらの使命を果たす役割を担っている。

証券検査は、法令等違反行為の有無の検証や個別の問題点の背後にある内部管理態勢の検証の充実に取り組んでいくことが求められる。投資者が安心して投資を行える環境を保つため、ゲートキーパーとしての機能発揮が求められる金融商品取引業者等は、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うことが期待されている。

法令等を逸脱し、市場の公正性・透明性に対する信頼を損ねる行為や投資者の利益を害する行為に対し、証券監視委は、その有する権限、人材、能力を結集して今後も厳正に対処し、市場に警告を発する役割を果たしていく必要がある。

（2）検査対象業者の多様化・増加

金融商品取引法（以下「金商法」という。）の施行を含む数次にわたる制度改正により、証券検査の対象が多様化するとともに、対象業者数が大幅に増加し、全体で約 8,000 社の規模となっている。また、金融商品・取引のイノベーションが進み、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化しており、金融商品取引業者等が関与する商品・取引も多様化・複雑化している。

また、国際的な金融規制の改革の一環として、信用格付業者への公的規制の導入・強化に向けた動きが主要国で進展しており、我が国においても平成 21 年の金商法改正により、信用格付業者の登録制等の規制が平成 22 年４月から導入され、信用格付業者は検査対象とされている。

さらに、これらの検査対象業者に加え、近年、無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘による個人投資家・消費者被害が拡大し、社会問題化している状況にある。証券監視委は、平成 22 年３月に閣議決定された消費者基本計画を踏まえ、金商法違反行為を行う無登録業者等に対しても、証券検査の人的資源の中で、裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限を適切に活用し、関係当局との連携を図りながら対応を行っているところである。

（3）検証分野の拡張等

先の世界的な金融市場の混乱を踏まえ、金融危機の再発防止に向けて金融規制改革が議論されており、各国当局の協調の下、金融グループ全体の業務・リスク状況の把握を図るための取組みが進められている。こうした状況を踏まえ、証券検査においては、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループの検査において、グループ全体の財務の健全性や経営危機を予防する観点からの内部管理態勢及びリスク管理態勢の適切性の検証にウェイトを置く必要がある。

近年の IT システムの発展により、投資者は、インターネットや発注システム等を通じ、大量かつ多様な注文をスピーディーに処理するシステムへアクセスし、様々な商品の取引を行うことが可能となった。この結果、個人投資家の金融商品・取引への参加が飛躍的に増加し、機関投資家による大量かつ複雑な取引の執行が拡がる状況にあり、取引のインフラをなす IT システムの信頼性の確保はその重要性を増している。また、金融商品取引所や金融商品取引業者等の取引システムは公共性が高く、障害等が発生した場合には、顧客の取引や市場に大きな影響を与えかねないものである。このため、証券検査においては、システムリスク管理態勢の適切性の検証に注力していく必要がある。

昨年度の検査において、企業年金の資金運用を受託し、投資一任業を行っていた投資運用業者が、長年にわたって虚偽報告により巨額の損失を隠ぺいしながら営業を続けた問題が明らかになった。本件は、企業年金の利益を害し関係する企業及びその従業員等に大きな影響を与えている上、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の観点からも極めて重大な問題である。

企業年金の資金運用を巡るこうした実態が明らかになったことを受けて、投資一任業を行っている者（以下「投資一任業者」という。）について、その業態や顧客等の特性に鑑み、業務の実態や法令等遵守状況を検証する必要があると認められることから、金融庁による一斉調査の結果等を踏まえ、集中的な検査を行う。

適格機関投資家等特例業務届出者については、金商法違反行為を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立てに至った悪質な事例が認められたことから、当該業者に対する証券検査及び裁判所への禁止命令等の申立てやそのための調査の権限を適切に活用することによって検証していく必要がある。

（４）検査対象先の特性に応じた効率的・効果的で実効性ある証券検査の実施

証券検査は、市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護を目指して、証券監視委が行う市場監視の重要な柱である。検査対象業者が多様化・増加し、検証分野が拡張等している中、証券監視委の検査体制は、充実・強化が図られてきたものの、厳しい行財政事情による限界があり、検査対象業者数に対し検査を実施した業者数（カバレッジ）も全体としては低水準にとどまっているのが実情である。

このような状況の中で、証券検査がその使命を果たしていくためには、限られた人的資源をいかに的確かつ有効に活用していくか、また、いかに効率的・効果的で実効性ある検査を実施していくかといった課題を克服していく必要がある。

こうした課題に対し、証券監視委としては、これまで、個人投資家の保護に重点的に取り組むこととし、証券検査においてもそのような観点から検査の優先度を判断してきたところである。

すなわち、個人投資家を含む多数の投資家が取引する第一種金融商品取引業者（証券会社）や個人投資家を含む多数の投資家向けの商品である投資信託の運用業者等に対しては、継続的に検査を実施するよう努めてきた。

また、個人投資家に関わる検証が必要と認められた業態や商品については、順次、集中的な検査を実施し、行政処分勧告と必要に応じ法令改正等の建議を行っている。

(参考) 集中的な検査の実績

- 不動産投資法人（Ｊリート）運用業者（18 年７月～22 年３月）
- ＦＸ業者（19 年 11 月～20 年６月）
- ファンド販売業者（21 年６月～22 年９月）
- 投資助言・代理業者（21 年３月～23 年１月）

こうした方向性の下、個別業者の検査実施の優先度の判断に際しては、業態、規模その他の特性、その時々の市場環境等に応じて、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで検査対象先を選定することとしている。

あわせて、検査の実施においては、検査の着眼点を絞り込むほか、検査手法等もこれに見合ったものとするよう努めている。

昨年度の企業年金の資金運用を受託していた投資一任業者等に対する検査に関し、検査実施時期や情報の収集・活用のあり方を含め、様々な問題提起が行われている。証券監視委としては、上記（３）の通り投資一任業者に対する集中的な検査を行うこととするが、今後、検査実施の優先度の判断を適切に行っていくためには、金融商品取引業者等の多様な業態と顧客（個人投資家、企業年金等）の特性及び複雑・多様化している金融商品・取引に対するリスク感度を一層高めること、並びに、これに対応した形で情報の収集・分析能力を強化していくことが必要である。

中長期的な課題としては、国際的な比較において、我が国の検査対象業者数に対し、検査を実施した業者数（カバレッジ）が現状の水準でよいか検証し、さらに拡大すべきとの指摘もある。

こうした課題に対しては、例えば、特定の項目について無作為に抽出した業者に対する検査の実施によるカバレッジの拡大の可能性の検討等を含め、より効率的・効果的で実効性ある検査のあり方について、将来に向かって幅広く検討を行い、証券監視委の態勢、能力の強化を継続的に図っていく必要がある。

２．検査実施方針

（１）検査対象先の特性に応じた重点検証事項

①　業態その他の特性に着目した検証

イ．金融商品取引業者等の市場仲介機能に係る検証

公正・透明な質の高い金融・資本市場を形成していく上で、金融商品取引業者等が顧客管理、売買管理、引受審査等を通じて、市場を悪用・濫用する者の参加を未然に防止するゲートキーパーとしての機能を十分に発揮することが極めて重要であることから、金融商品取引業者等がこれらの役割を果たしているかについて重点的に検証する。

これらのうち、反社会的勢力への対応について、情報収集等により反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢が整備されているかについて検証する。また、本人確認及び疑わしい取引の届出の的確な履行が、国際的な連携の下に実施されている資金洗浄対策及びテロ資金対策の観点から重要であることに鑑み、口座開設時やなりすましの疑いがある場合等において適切に本人確認が行われているか、疑わしい取引の届出が適正に行われているか、それらを的確に行うための態勢が構築されているかについて検証する。

また、資本市場の機能の十全な発揮と健全な発展を図るため、有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護の観点から適切に行われているか等について検証する。特に、新規上場については、公開引受に係る審査態勢が適切に機能しているかについて検証する。

更に、証券化商品やリスクの高いデリバティブ商品の組成、販売等を行う金融商品取引業者等に対しては、そのリスク管理態勢、販売管理態勢等について検証する。

ロ．法人関係情報の管理（不公正な内部者取引の未然防止）等に係る検証

不公正な内部者取引を未然に防止する等の観点から、金融商品取引業者等において法人関係情報が厳格に管理されているかについて重点的に検証する。具体的には、上場企業による公募増資等の法人関係情報の登録・情報隔壁、内部者及び役職員による売買の審査、営業部署における情報の不適切な利用の防止等の状況について、実効性のある管理態勢が構築されているか等の観点から検証する。

ハ．公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

自己・委託注文による公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の有無、更にはこうした行為の防止策としての金融商品取引業者等の売買管理態勢等に対する検証を行う。その際、不公正取引の防止の観点から実効的な売買審査が行われているか、特に、公募増資価格の値決め日等の特定日及び大引け間際等の特定の時間帯又は市場の価格形成に影響を与えるような大量の発注等を繰り返す特定の顧客等に着目した審査が行われているか、海外関係会社等から受託する注文について原始委託者を把握する方策を講じてい

るか等について検証する。また、空売り規制（空売りの明示確認、価格規制、売付けの際に株の手当てのない空売り(naked short selling)の禁止、公募増資に関連した書面交付義務等)に係る管理態勢(フェイルの発生に係る管理態勢を含む。)について検証する。

インターネットやDMAを通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者等に対しては、インターネット取引を利用した見せ玉等による相場操縦の事案が認められた状況も踏まえ、顧客の注文が直接市場に取り次がれるといった特質を考慮した実効性ある売買管理態勢が構築されているか等について検証する。

ニ．投資勧誘の状況に係る検証

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、金融商品取引業者等において、適切な投資勧誘や顧客対応が行われているかについて重点的に検証する。

投資勧誘状況の検証に当たっては、顧客の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らして不適当な勧誘が行われていないか、顧客の属性に見合った説明責任が果たされているかなど、適合性原則の観点から検証する。

特に、投資信託の販売や解約（乗換えを含む。）に際し、商品特性・リスク特性、損益、分配金、手数料、信託報酬をはじめとする顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明が行われているか検証する。

店頭デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の販売においては、想定最大損失や解約清算金を含めた重要なリスク等の当該商品に対する投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明等が行われているか検証する。

更に、投資者が接する機会の多い広告に関し、投資効果、市場要因、注文成立状況等について誤解を生ぜしめるべき表示等を行っていないか検証する。このほか、投資者保護上重要となる苦情処理態勢の整備状況について検証を行う。

ホ．投資運用業者等の業務の適切性及び法令等遵守に係る検証

投資運用業者等は、投資者から信任を受け、投資者の利益のために運用を行う者であるが、その運用状況を投資者が直接検証することは非常に困難であること等を踏まえ、投資者保護等を図る観点から、忠実義務、善管注意義務等の法令等遵守状況、利害関係人等との取引に係る利益相反管理態勢、デュー・ディリジェンス機能の実効性等を検証する。

昨年度の検査において、企業年金の資金運用を受託していた投資一任業者が、投資一任契約の締結の勧誘において虚偽の事実を告知している行為や虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付する行為等が行われたほか、受託者としての忠実義務に違反し、企業年金の利益を害した事例が認められた。併せて、企業年金については、（イ）厳しい財政事情が続いており、特に厚生年金基金は「代行割れ基金」が全体の４割を占めていること、（ロ）厚生年金基金は同業種の中小企業でつくる総合型基金がほとんどを占めていること、（ハ）多くの企業年金は予定利率に見合う運用収益を追求せざるを得ないものの、運用体制は必ずしも万全とは言えないこと等が指摘されている。

投資運用業者については、これまで個人投資家保護の観点から、投資信託委託業や投資法人資産運用業を行っている者を優先して検査を行ってきたところであるが、企業年金の資金運用を巡るこうした実態が明らかになったことを受けて、投資一任業者について、その業態や企業年金という顧客の特性等に鑑み、優先して業務の実態や法令等遵守状況について検証する必要があると認められる。

金融庁による投資一任業者に対する一斉調査の結果等を踏まえ、監督部局とも連携し、集中的な検査を行う。

併せて、年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化することとし、外部から重要性・有用性の高い情報を収集する専門の窓口（年金運用ホットライン）を開設し、年金運用の専門家を配置して、積極的かつ質の高い分析を行い、検査実施の優先度の判断や検査における検証の着眼点に反映させる。

へ．信用格付業者の業務管理態勢の検証

信用格付業者については、利益相反防止や格付プロセスの公正性確保といった観点から業務管理態勢が整備されているか、格付方針等に係る情報が適切に開示されているか等について検証する。

ト．ファンド業者の法令等遵守状況の検証

集団投資スキーム（ファンド）持分の運用・販売を行う業者（自己運用業を行う投資運用業者、第二種金融商品取引業者をいい、適格機関投資家等特例業務届出者を含む。以下「ファンド業者」という。）については、これまでの検査において、出資金の分別管理が不適切な状況（出資金の流用・使途不明等）、虚偽の説明・告知、誤解を生ぜしめるべき表示、無登録業者に対する名義貸し、適格機関投資家等特例業務届出者が特例業務の要件を満たさずに登録が必要となるファンドの販売・運用を行った事例等、多数の法令違反事例等が認められている。こうした状況に鑑み、業務運営の適切性や分別管理の状況を含む法令等遵守状況について検証する。

また、適格機関投資家等特例業務届出者については、金商法違反行為を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立てに至った悪質な事例が認められたことから、当該業者に対する証券検査及び裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用することによって検証する。

チ．投資助言・代理業者の法令等遵守状況の検証

投資助言・代理業者については、これまでの検査において、役職員の基本的な法令の知識や法令等遵守意識の著しい欠如等を原因として、無登録業務を行っている状況、無登録業者に対する名義貸し、顧客に対する情報提供が不適切な状況等、多数の法令違反事例等が認められている。こうした状況に鑑み、法令等遵守状況の検証に注力する。

リ．自主規制機関の機能発揮のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか及び機能発揮のために十分な態勢が整えられているかについて検証する。具体的には、会員等に対する規則の制定、監査・考査、処分等を行う業務、上場審査・管理及び売買審査を行う業務等について検証する。なお、上場審査・管理の検証に当たっては、発行会社・上場会社への反社会的勢力の関与に係る情報収集等の反社会的勢力の金融・資本市場への介入を防止するための取組状況等についても検証する。更に、市場インフラとしての金融商品取引所の重要性を踏まえ、システムリスク管理態勢等の金融商品市場の運営を円滑かつ適切に行うための態勢の整備状況について検証する。

ヌ．無登録業者に対する対応

無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘の重大な金商法違反に対しては、監督部局、捜査当局等との連携を強化し、必要に応じ、裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査を活用し、適切に対応する。

② 内部管理態勢・財務の健全性等に係る検証

イ．内部管理態勢等に係る検証

検査において業務運営上の問題が認められた場合には、その背後にある内部管理態勢及びリスク管理態勢（以下「内部管理態勢等」という。）の適切性・実効性の検証を行い、問題の把握に努める。内部管理態勢等の検証においては、態勢整備に関し、経営陣をはじめとした組織的な関与及び取組みがなされているかどうかに留意する。

特に、市場における位置付けや業務の特性により、内部管理態勢等の整備の重要性が高いと考えられる大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、フォワード・ルッキングな観点から、内部管理態勢等の適切性に重点を置いた検証を行い、連結規制・監督の導入に対応した適切な検査を実施する。

ロ．システムリスク管理態勢に係る検証

近年、金融商品取引業者等の業務運営における IT システムへの依存度はますます高まっており、また、個人投資家の間にインターネットを通じた証券取引や FX 取引への参加が広がっているなど、金融取引において IT システムは重要なインフラとなっている。

こうした状況においては、投資者保護、更に市場及び金融商品取引業者等への信頼性の確保の観点から、IT システムの安定性の確保が極めて重要である。検査においては、誤発注防止のための対応、障害発生時の対応、情報セキュリティ管理及び外部委託管理を含め、リスクの顕在化の予防に向けたシステムリスク管理態勢の適切性・実効性について検証を行い、態勢整備への経営陣の関与について確認を行う。

ハ．財務の健全性等に関する検証

第一種金融商品取引業者等に係るこれまでの検査において、顧客分別金信託を不正に流用している状況や純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等、財務の悪化等に起因するとみられる事例が認められたことから、このような疑いのある業者に対しては、顧客資産の分別管理の状況並びに純財産額及び自己資本規制比率の状況について重点的に検証する。

（2） 効率的・効果的で実効性ある検査に向けた取組み

① 業態その他の特性等を踏まえたリスクに基づく検査実施の優先度の判断

検査対象先の選定に当たっては、検査対象先の業態、規模、その他の特性を勘案し、その時々の市場環境等に応じ、原則として、以下の考え方に基づき、検査実施の優先度を判断する。

なお、市場を巡る横断的なテーマが認められる場合には、必要に応じ、共通の課題のある検査対象先に対して機動的に検査を行う。

また、個別業者の検査においては、事前に重点的に検証すべき事項を特定し、当該事項に焦点を当てたメリハリのある検査を行う。

イ．継続的に検証を行う対象

検査対象業者のうち、個人投資家を含む多数の投資者等との取引を行い市場の中核的

な役割を担う第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）及び投資者の信任を受け、投資者の利益のために資産運用を行う投資運用業者については、市場の担い手としての位置付け等に鑑み、原則として、継続的に検査を実施し、業務運営の適切性、財務の健全性等の検証を行うこととする。

また、投資者の投資判断に大きな影響を与える信用格付を付与し、利用者に対して幅広く公表・提供している信用格付業者についても、金融・資本市場における情報インフラとしての役割や国際的な金融規制改革の趣旨に鑑み、原則として、継続的に検査を実施し、業務管理態勢の整備状況等の検証を行うこととする。

ただし、証券監視委の人的資源の制約により、全ての業態について一律に継続的な検査を実施することは困難であることを踏まえ、監督部局等との密接な連携等により業態全般の実態を的確に把握するように努めつつ、検査の頻度や検証項目に濃淡をつける等の対応を行うこととする。

特に、投資一任業者については、上記（1）①ホ．の通り、集中的な検査を実施する。

なお、具体的な検査対象先の選定に当たっては、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に収集し、分析を行うと同時に、市場環境の変化、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案し、検査実施の優先度を判断する。

ロ．随時検査を行う対象

上記イ．以外の検査対象の登録業者（第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、金融商品仲介業者等）については、業態、規模その他の特性及び証券監視委の人的資源に比し検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況等を踏まえ、これまでの集中的な検査に基づく建議により改正された法令等の遵守状況、自主規制機関への加入状況等を勘案しつつ、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、個別に検査実施の優先度を判断する。

また、適格機関投資家等特例業務届出者については、同様に、個別に優先度を判断し、証券検査及び裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用し検証を行う。

ハ．無登録業者

無登録業者による重大な金商法違反に対しては、平成 23 年の金商法改正により同年 11 月から導入された民事効等の施策の実施状況をみつつ、必要に応じ、上記ロと同様に個別に優先度を判断し、裁判所への禁止命令等の申立てのための調査を適切に実施する。

②　実効性のある検査の実施

イ．予告検査の実施

立入検査については、原則は無予告検査とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に勘案し、必要に応じて予告検査とする。

ロ．双方向の対話の充実

検査においては、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る

認識の共有に努める。特に、内部管理態勢等の整備に責任を有する経営陣との意見交換により、問題点等に関する経営陣の認識を確認し、自主的な改善努力を促す。

ハ．検査の実効性を阻害する行為に対する厳正な対処

検査における双方向の対話の重要性に対する理解が深まる一方で、一部においては検査忌避等、検査の実効性を阻害する行為が見られる。証券監視委の使命を十分果たしていくため、このような行為に対しては、厳正に対処していく。

③　金融庁・財務局等との連携強化

金融庁・財務局等の監督部局との間では、監督を通じて把握された検査に有効な情報や検査を通じて把握された監督に有効な情報をタイムリーに交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、連携を図る。また、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループに対する検査・監督については、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングとの間で切れ目のない連携を図る。

金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、同一グループ内の検査対象先に対する検査を円滑に実施する観点等から、必要に応じ、連携して金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対する検査を実施するとともに、情報交換を行う。

外国証券規制当局との間では、外資系業者の検査、海外にも拠点を置く本邦の業者、海外に取引先のある業者の検査等に関して、必要な情報交換を行うなど、連携を強化する。また、グローバルに活動する大規模な証券会社等について設置された監督カレッジへの対応や信用格付業者の検査において、主要な外国証券規制当局と適切に連携する。

ファンド業者による詐欺的な事例並びに無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘が認められる状況に鑑み、これらに対応するため、監督部局、捜査当局等との連携を強化する。

④　自主規制機関との連携

自主規制機関との間では、これらの機関が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委の行う検査との連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努める。こうした観点から、自主規制機関との間で、検査実施計画の調整、情報交換及び研修等における連携を推進する。

⑤　検査基本指針及び検査マニュアルの見直し・公表

検査の実効性を阻害する行為に対して厳正に対処し、効率的かつ効果的な検査の実施等を図る観点から、検査の基本事項や検査実施の手続き等を定めた証券検査に関する基本指針の見直しや制度改正等に応じて金融商品取引業者等検査マニュアルの見直しを行う。これらについては公表することにより、検査の透明性及び予測可能性の向上に資することとする。

なお、本基本方針は、平成 24 年４月時点の市場を取り巻く情勢等を踏まえて作成したものであり、今後、必要に応じて随時見直すこととする。

第２　証券検査基本計画

１．基本的考え方

（１）検査実施計画については、検査実施方針に則り策定することとする。なお、市場環境の変

化や個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。

（２）検査の実施に当たっては、証券監視委と財務局等証券取引等監視官部門との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において、財務局等証券取引等監視官部門を支援し、一体的に検査に取り組む。

２．証券検査基本計画

第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）、投資運用業者等及び信用格付業者	150 社（うち財務局等が行うもの 110 社）＜投資一任業者に対する集中的な検査を含む。＞
第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等	随時実施
自主規制機関	必要に応じて実施
無登録業者	必要に応じて実施

（注）上記の検査計画数は、期中の計画の見直し、特別検査の実施等により変更があり得る。

第３　金融商品取引業者等検査マニュアルの改正

１　改正の経緯

⑴　投資助言・代理業等に係る改正

金商法の一部改正により、投資助言・代理業の登録拒否事由への人的構成要件の追加が行われたことや、「平成 23 事務年度金融商品取引業者等向け監督方針」における投資信託の勧誘・説明態勢等の検証事項等を踏まえ、金融庁において、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正等が行われた。

これらの改正や検査を通じて認められた問題点等を踏まえ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」の一部改正案をパブリックコメント（平成 24 年７月 10 日～同年８月９日）に付したうえ、同年８月 17 日に改正後の同マニュアルの公表を行い、同年９月１日以降の検査から活用している。

⑵　犯収法改正に伴う改正

犯収法の一部改正により、テロ資金供与、マネー・ローンダリングを巡る犯罪への対策について一層の強化が図られた。

上記改正等を踏まえ、金融商品取引業者等検査マニュアルの一部改正案をパブリックコメント（平成 25 年２月 15 日～同年３月 18 日）に付したうえ、同年３月 26 日に改正後の同マニュアルの公表を行い、同年４月１日以降の検査から活用している。

２　改正のポイント

⑴　投資助言・代理業等に係る改正

①　投資助言・代理業に係る登録拒否事由に人的構成要件が追加されたことを踏まえ、内部管理態勢に関する検証項目を拡充

②　適合性の原則や投信営業に係る勧誘・取引実態の把握の検証項目として、顧客カード等の管理状況や投資信託の分配金の説明状況等を追加

③　デリバティブ営業等に係る勧誘資料等の適切性の検証項目として、想定最大損失額や解約精算金額に係る説明状況等を追加

④　その他、法令改正等に伴う所要の改正

・公募増資後における空売りポジション解消の禁止関係　等

⑵　犯収法改正に伴う改正

テロ資金供与、マネー・ローンダリングを巡る犯罪への対策を一層強化する観点から、取引時確認等の検証項目を追加するとともに、金商業者等の特定事業者における特定取引時の確認項目が追加（顧客の取引を行う目的等）されたことを踏まえた所要の改正を実施。

第４　検査実績

⑴　平成 24 年度における証券監視委及び財務局長等の検査の実施状況は、以下のとおりである（別表参照）。

①　第一種金融商品取引業者等

平成 24 年度においては、第一種金融商品取引業者等 150 業者に対する検査を計画し、実績としては、124 業者（第一種金融商品取引業者 57 業者、登録金融機関 28 業者、投資運用業者等 36 業者、信用格付業者３業者）に対し検査に着手した。

平成 24 年度に検査着手したもののうち、66 業者（第一種金融商品取引業者 36 業者、登録金融機関 23 業者、投資運用業者４業者及び信用格付業者３業者）については、同年度中

に検査が終了している。

また、平成 23 年度において検査に着手し、同年度末までに検査が終了していなかった 29 業者（第一種金融商品取引業者 15 業者、登録金融機関８業者、投資運用業者等４業者（投資運用業者３業者、投資法人１法人）及び信用格付業者２業者）については、平成 24 年度中に２業者(第一種金融商品取引業者１業者、投資運用業者１業者)を除き、すべての検査が終了している。

② 第二種金融商品取引業者等

平成 24 年度においては、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等に対する検査は、随時実施することとしていたが、実績としては、第二種金融商品取引業者 20 業者、投資助言・代理業者 40 業者、適格機関投資家等特例業務届出者 21 業者、金融商品仲介業者９業者の計 90 業者に対し検査に着手した。このうち、第二種金融商品取引業者４業者、投資助言・代理業者４業者については、業務運営体制の整備状況の把握等を目的とした検査である。

平成 24 年度に検査着手したもののうち、58 業者（第二種金融商品取引業者 15 業者、投資助言・代理業者 25 業者、適格機関投資家等特例業務届出者 12 業者、金融商品仲介業者６業者）については、同年度中に検査が終了している。このうち、第二種金融商品取引業者４業者、投資助言・代理業者３業者については、業務運営体制の整備状況の把握等を目的とした検査である。

また、平成 23 年度において検査に着手し、同年度末までに検査が終了していなかった第二種金融商品取引業者３業者、投資助言・代理業者 16 業者、適格機関投資家等特例業務届出者２業者の計 21 業者については、平成 24 年度中に投資助言・代理業者３業者を除き、すべての検査が終了している。

③ 自主規制機関

平成 24 年度においては、必要に応じ検査を実施することとしていたが、実績としては、自主規制機関に対する検査は実施しなかった。

④ その他

平成 23 年度において検査に着手し、同年度末までに検査が終了していなかった指定親会社１業者について、平成 24 年度中に検査が終了している。

(注) 検査が終了したものとは、検査対象先に対し検査結果通知書を交付したものをいう（ただし、検査対象先の事情等により検査結果通知書の交付を行わないものもある。）。

なお、平成 24 年度に検査が終了した 170 件のうち、114 件について、臨店検査終了後、３月以内に検査結果通知書の交付を行っている。

上記の検査計画件数及び検査着手件数は、検査対象先が複数の検査対象業務を兼営している場合は、主たる業務に着目して分類・計上しているが、兼営している他の業務に関しても、主たる業務の検査の際に併せて検査を実施している。

なお、証券検査には、平成 13 年以降、検査の質的水準の向上及び検査手続の透明性の確保を図ることを目的とした「意見申出制度」が設けられている。具体的には、検査中に検査官と検査対象先が十分議論を尽くした上でなお意見相違となった事項については、検査対象先は証券監視委事務局長宛てに意見申出書を提出することができることとされている。意見申出があった場合には証券監視委事務局内の証券検査課以外の課に在籍する者が審理結果案を作成し、証券監視委が第三者的な視点からの審理を行うこととなっている。その結果は、検

査結果通知書に包含して回答することとなっている。

平成24年度に検査が終了した検査（平成23年度以前に検査着手したものを含む。）において、適格機関投資家等特例業務届出者１業者から意見申出制度に基づく意見申出書の提出があり、所要の処理を行った。

(2) 平成24年度に検査が終了したもの（平成23年度以前に検査着手したものを含む。）のうち、重大な法令違反等が認められた18件については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分及びその他の適切な措置を講ずるよう勧告を行い、これを受けて監督部局等が行政処分等を行っている。

また、勧告事案に限らず検査において認められた問題点については、検査対象先に通知するとともに、オフサイトのモニタリングに資するため監督部局へ伝えている。

なお、平成24年度の勧告事案については本章第７に、平成24年度に検査が終了した金融商品取引業者等において認められた主な問題点については本章第６に記述している。また、タイムリーな情報発信の観点から、勧告事案についてはその都度、主な問題点については四半期毎にウェブサイトに掲載している。

別表　平成24年度の検査実施状況

業務の種別	計画 ［検査先数］ （注１）	実績 ［検査先数］ （注１） （着手ベース）	実績 ［延べ数］ （注２） （着手ベース）	検査対象業者数 （注３） ［延べ数］ （注２）	実績 ［検査先数］ （注１） （検査終了ベース）	（うち23年度着手分）
第一種金融商品取引業者	150業者	57	61	285	50	14
登録金融機関		28	28	1,126	31	8
投資運用業者		36	38	315	6	2
投資法人		0	0	53	1	1
信用格付業者		3	3	7	5	2
第二種金融商品取引業者	随時実施	20	63	1,279	18	3
投資助言・代理業者		40	87	1,051	38	13
適格機関投資家等特例業務届出者		21	29	3,017	14	2
金融商品仲介業者		9	10	743	6	0
自主規制機関	必要に応じて実施	0	0	11	0	0
その他	－	0	0	－	1	1
合計		214	319	7,887	170	46

（注１）「検査先数」については、検査対象先が複数の業務の種別の登録を受けている場合に、主たる業務に基づき分類・計上している。

（注２）「延べ数」については、検査対象先が複数の業務の種別の登録を受けている場合に、当該登録を受けている全ての業務の種別に計上している。

（注３）検査対象業者数は、平成25年３月末時点のものである。

(3)　平成 24 年度に終了した証券監視委及び財務局長等による検査の１検査対象当たりの平均延べ検査投入人員（臨店期間分）は、第一種金融商品取引業者 104 人日、第二種金融商品取引業者 42 人日、投資運用業者 173 人日、投資助言・代理業者 25 人日、登録金融機関 35 人日、適格機関投資家等特例業務届出者 32 人日、金融商品仲介業者 11 人日、信用格付業者 204 人日となっている。なお、第一種金融商品取引業者のうち最少検査投入人員は 13 人日、最多検査投入人員は 736 人日となっている。

第５　投資一任業者に対する集中的な検査

平成 23 年度の検査において、企業年金の資金運用を受託していた投資一任業者が、投資一任契約の締結の勧誘において虚偽の事実を告知する行為や虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付する行為等を行うほか、受託者としての忠実義務に違反し、企業年金の利益を害していた事例が認められた。

企業年金の資金運用を巡るこうした実態が明らかになったことを受けて、投資一任業者について、その業態や企業年金という顧客の特性等に鑑み、優先して業務の実態や法令等遵守状況について検証する必要が認められたことから、証券監視委及び財務局等の証券取引等監視官部門は、平成 24 年度において、金融庁による一斉調査の内容等を踏まえ、監督部局とも連携し、投資一任業者に対する集中的な検査を実施した。

その結果、２業者について法令違反が認められたことから、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、行政処分を求める勧告等を行った（本章第６、第７参照）。

（注）このほか、投資一任業者については、集中的な検査の実施前に着手した２業者の法令違反が認められたことから、行政処分を求める勧告等を行った。

併せて、年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化することとし、外部から重要性・有用性の高い情報を収集する専門の窓口（年金運用ホットライン）を開設し、年金運用の専門家を配置して、積極的かつ質の高い分析を行い、検査実施の優先度の判断や検査における検証の着眼点に反映させている。

証券監視委としては、引き続き、監督部局との連携の下、投資一任業者に対する集中的な検査を継続することとしている。

なお、具体的な検査対象先の選定に当たっては、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に収集し、分析を行うと同時に、市場環境の変化、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案し、検査実施の優先度を判断する。

第６　検査結果の概要

平成 24 年度に検査が終了した金融商品取引業者等において認められた主な問題点は、以下のとおりである。

なお、問題点のうち、勧告を行ったものについては、本章第７で概要を、附属資料２－４－３(1)①で詳細を記述する。

また、適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査の結果、問題が認められ、その結果について公表を行ったものについては、本章第７で概要を、附属資料２－４－３(1)④で詳細を記述する。

1　第一種金融商品取引業者等に対する検査

平成 24 年度に検査が終了した第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者及び登録金融機関をいう。以下本章において同じ。）は計 81 業者であり、45 業者において問題点が認められた。これら 45 業者の問題点のうち、不公正取引に関するものは６業者、投資者保護に関するものは 12 業者、財産・経理等に関するものは７業者、その他業務運営に関するものは 33 業者となっている。

(1)　不公正取引に関するもの

勧告事案：検査の結果、法令違反等の問題点が認められ、検査対象先に対し問題点を通知するとともに、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し行政処分等を行うよう勧告を行ったもの（以下同じ。）。

①　法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況

〔金商法第 40 条第２号に基づく金商業等府令第 123 条第１項第５号〕
（本章第７－１－(1)及び附属資料２－４－３(1)①（番号１）参照）
（本章第７－１－(4)及び附属資料２－４－３(1)①（番号４）参照）

②　有価証券の売買等につき法人関係情報を提供して勧誘する行為

〔金商法第 38 条第７号に基づく金商業等府令第 117 条第１項第 14 号〕
（本章第７－１－(1)及び附属資料２－４－３(1)①（番号１）参照）
（本章第７－１－(4)及び附属資料２－４－３(1)①（番号４）参照）

問題点通知事案：法令違反等の問題点が認められ、検査対象先に対し問題点を通知したもの（以下同じ）。

①　上場優先出資証券の相場を変動させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら当該優先出資証券に係る買付けの受託等をする行為

〔金商法第 38 条第７号に基づく金商業等府令第 117 条第１項第 20 号〕

当社営業員は、顧客がその保有するＡ社上場優先出資証券の終値を吊り上げたいとの意図を有していること知りながら、大引け直前において当該顧客よりＡ社上場優先出資証券の成行注文を受託していた。

②　実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況等

〔金商法第 40 条第２号に基づく金商業等府令第 123 条第１項第 12 号〕

当社は、顧客から「自社株式（顧客が代表取締役社長を務める法人の株式）の上場維持を行うため、時価総額を引き上げなくてはならない」旨の意向を聞いていたにもかかわらず、以下のとおり、内部管理態勢が不十分なまま、顧客の買付注文を受注・執行し、その結果、当該自社株式の株価の上昇に影響を与える状況を発生させていた。

○　当社システムにおいて、当該株式に係る成行多量注文等の警告があったにもかかわらず、売買管理の主管部署である監査部は、営業員や顧客に対するヒアリング等を実施せず、株価上昇に影響を与える買付注文の受託を看過していた。

○　東証より、当該株式に係る株価操作に関する調査提出依頼があった際、監査部は、対応を資料の提出に留め、当該顧客の過去の売買動向や買付動機について何ら把握を行っておらず、売買審査担当者については、当該依頼があったことすら認識していなかった。

○　その後東証より「当該株式の買付けについて、社長自らが買付けを行っている状況であり、これ以上買うのか。」との連絡を受けて初めて、当該顧客に対して取引停止の措置を講じたが、その際にも、監査部は、当該顧客の注文動向等の分析を行っていなかった。

③　公募増資に関連する空売り規制通知の対応が不十分な状況

当社における、公募増資に関連する空売り規制通知（金商業等府令第 123 条第１項第 26 号に定める通知をいう。）の対応に係る業務の運営状況を検証したところ、以下のとおり、態勢不十分な状況が認められた。

○　社内通達において、書面等による空売り規制通知が不要となる要件が必ずしも明確に示されておらず、かつ、通達の趣旨が十分に浸透していなかった。

○　内部管理責任者におけるモニタリングは、書面等による空売り規制通知が行われているか否かといった、通知の手法に関する検証が中心で、「顧客に有価証券を取得させようとするときに、あらかじめ」通知が行われているかどうかといった、通知を行う時点に関する検証が行われていなかったことから、実際にはあらかじめ通知が行われていなかった事例が認められた。

⑵　投資者保護に関するもの

問題点通知事案

①　金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

〔金商法第 38 条第７号に基づく金商業等府令第 117 条第１項第２号〕

当社が作成した投資信託の勧誘資料において、直近分配金が変動することなく一年間毎月支払われ、かつ、直近基準価額と将来時点における基準価額が同じであることを前提として算出した分配金年利回りを、かかる前提条件の記載を行わないまま、単に「年利回り」又は「年利」とのみ表示した。

このため、当該勧誘資料は、顧客に対して常に記載された分配金年利回り相当の運用実績を得られるといった誤解を生ぜしめるような表示となっていた。

②　契約締結時交付書面の交付が遅滞している状況

〔金商法第 37 条の４第１項〕

当社は、国債の販売に係る契約締結時交付書面について、事務フロー上、交付時期を国債の発行日としていたことから、契約締結から１ヶ月後に交付していた等、交付が遅滞して行われた状況が認められた。

③　店頭デリバティブ取引に係る中途解約清算金の試算額を説明していない状況

当社は、店頭デリバティブ取引契約にあたり、契約締結前書面や商品説明資料を用いて当該取引の内容やリスクについて説明を行っているが、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」Ⅳ－3－3－2－(6)－②において店頭デリバティブ取引業者の説明責任に係る留意事項として顧客に説明することとされている「金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した解約清算金の試算額」が当該契約締結前書面等に記載されておらず、かつ、実際の取引時においても顧客に対し説明が行われていなかった。

④　投資者の保護等に係る内部管理態勢の不備

当社の一扱者において、社内で原則禁止とされている特定同意契約（銘柄、売買の別、

数量について同意を得て、価格については、成行注文のほか、当該同意時点の相場を考慮して幅を持たせた範囲内で扱者が発注する契約をいう。）に基づく取引が本部承認を得ることなく行われていた。

このため、当社における内部管理態勢を検証したところ、以下のとおり不適切な状況が認められた。

○　内部管理責任者は、注文伝票等のチェックで、受発注当日に当該扱者が顧客と接触等した記録等がないにもかかわらず、これを疑問視せず看過していた。

○　顧客よりあっせん和解が申し立てられたが、事実関係の調査や発生原因分析等を行わず、顧客の納得を得ることを優先し和解に応じている。

○　また、当該和解を受け、当該扱者に対し懲戒処分を実施しているが、類似案件調査を実施しておらず、再発防止策が策定されていない。

○　その結果、同一扱者において、別支店の別顧客に対し、当社に無断で特定同意契約に基づく取引が、再び行われていた。

⑤　顧客に虚偽の表示をする行為

〔金商法第 38 条第７号に基づく金商業等府令第 117 条第１項第２号〕

当社は、顧客である金融機関とのオプション取引にあたり、指定時間内に当社が実際に行った日経平均指数先物取引によるヘッジ取引の加重平均価格（以下「VWAP」という。）を基準に当該金融機関が受払いするオプション料を確定することとしていた。

しかしながら、実態は、当社が実際に行ったヘッジ取引の VWAP ではなく、市場全体のヘッジ取引の VWAP について当社の裁量で修正して算出した額を、当該金融機関に提示し取引を行っていた。

⑥　投資信託の乗換勧誘において概算損益の説明が不適切な状況

当社は、投資信託の乗換えに関する重要事項の説明項目のうち、解約する投資信託の概算損益に係る算出方法Ａについて、審査部から全営業店に対し文書による通知を行っている。

一方で、一部の営業員や営業店においては、個別に審査部に照会を行い、より正確な概算損益の算出方法Ｂにより算出された概算損益を顧客に対し説明を行っていた。

審査部においては、算出方法ＡとＢの算出結果について大きな差は無いと思い込み、照会を受けた営業員及び営業店に対し、個別に算出方法Ｂを承認していた。

今回検査で、算出方法ＡとＢの概算損益の差額を検証したところ、平均して２万円程度、算出方法Ａが損失額過少（利益額過大）になることが認められた。

このため、顧客の投資判断において極めて重要な項目である概算損益について、営業員によって異なる概算損益額を説明している状況であった。

⑶　財産・経理等に関するもの

勧告事案

①　純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況

〔金商法第 52 条第１項第３号及び第 53 条第２項〕

（本章第７－１－(５)及び附属資料２－４－３(1)①（番号 10）参照）

②　顧客区分管理必要額を運転資金等に流用している状況

〔金商法第 43 条の３第２項〕

（本章第７－１－(５)及び附属資料２－４－３(1)①（番号 10）参照）

③　支払い不能に陥るおそれのある状況

〔金商法第 52 条第１項第７号〕

（本章第７－１－(５)及び附属資料２－４－３(1)①（番号 10）参照）

問題点通知事案

①　自己資本規制比率が１２０％を下回る状況等

〔金商法第 46 条の６〕

以下の各社において、自己資本規制比率の算出誤り等により自己資本規制比率が 120％を下回る状況が認められたとともに、各社いずれもが、当該誤った自己資本規制比率を財務局長へ届け出るとともに、公衆の縦覧に供していた。

・Ａ社は、中長期的な運用目的として匿名組合契約の持分を保有していたが、当該有価証券は固定資産として区分すべき資産であるところ誤って流動資産として区分して自己資本規制比率を算出していた。この結果、当社は、自己資本規制比率が 120％を下回る状況となっていた。

・Ｂ社は、自己資本規制比率の算出に当たり、保有する外国投資信託の額が、固定化されていない自己資本の額に百分の五十を乗じた額を超えていることから、当該外国投資信託に係る市場リスク相当額を加算すべきところ、これを加算していない等、誤った自己資本規制比率を算出していた。この結果、当社は、自己資本規制比率が 120％を下回る状況となっていた。

・Ｃ社は、取引先リスク相当額の算出に当たり、親会社に対する短期貸付金等に 25％のリスクウェイト（親会社は「適格格付を付与されていないその他の法人等」に該当）を乗ずべきところ、５％のリスクウェイト（「適格格付を付与されていない金融機関等」）を乗じる等、誤った自己資本規制比率を算出していた。この結果、当社は、自己資本規制比率が 120％を下回る状況となっていた。

・Ｄ社は、自己資本規制比率等の財務改善を企図して、甲社から購入したソフトウエアに係るシステム使用権について、甲社との間で譲渡禁止条項が設けられているにもかかわらず、甲社の同意を得ることなく、乙社に譲渡し数百万円の売上を不適切に計上していた。このため、当該譲渡契約に係る未収入金を控除して自己資本規制比率を算出したところ 120％を下回る状況となっていた。

②　自己資本規制比率の算出誤り等

〔金商法第 46 条の６〕

当社は、自己資本規制比率の算出に当たり、システム使用料を基礎的リスク相当額に参入せず、誤った自己資本規制比率を財務局長へ届け出するなどしていた。

⑷　その他業務運営に関するもの

勧告事案

①　顧客に必要証拠金の不足額を預託させることなく、FX 取引に係る契約を継続する行為

〔金商法第 38 条第７号に基づく金商業等府令第 117 条第１項第 28 号〕

（本章第７－１－(２)及び附属資料２－４－３(1)①（番号２）参照）

②　業務運営に関し重大な問題が認められる状況

〔金商法第 40 条第２号に基づく金商業等府令第 123 条第１項第 14 号及び金商法第 51 条〕

（本章第７－１－(２)及び附属資料２－４－３(1)①（番号２）参照）

③　報告徴取命令に対する事実と異なる報告

〔金商法第 52 条第１項第６号〕

（本章第７－１－（３）及び附属資料２－４－３(1)①（番号３）参照）

④　損失の補てん及び利益の追加のために財産上の利益を提供する行為等

〔金商法第 39 条第１項第３号及び第 64 条の５第１項第２号〕

（本章第７－１－（３）及び附属資料２－４－３(1)①（番号３）参照）

⑤　当局に対する虚偽報告

〔金商法第 52 条第１項第６号〕

（本章第７－１－（５）及び附属資料２－４－３(1)①（番号 10）参照）

問題点通知事案

①　信用取引に係る受入保証金の不適切な取扱い

〔保証金府令第７条第１項第３号〕

当社は、信用取引に係る受入保証金について、顧客の建玉の一部決済後の預託率が 30%を超えていないにもかかわらず、顧客の決済損金への充当のため委託保証金（現金）の引出しを認めている事例が認められた。

②　顧客の注文を適切に発注する体制が整備されていない状況

当社において、顧客の投資信託に係る注文を適切に発注する体制が整備されていないため、投資信託の売付発注が遅延し顧客に損失を及ぼしている事例が認められた。

③　金融商品仲介補助簿を作成していない状況

〔金商法第 48 条に基づく金商業等府令第 184 条第１項第３号イ〕

当社は、金融商品仲介業務に係る金融商品仲介補助簿を一部作成していなかった。

④　登録事項の変更届出が行われていない状況

〔金商法第 33 条の６第１項〕

当社は、使用人（法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者及びその者の権限を代行し得る地位にある者）が変更となったにもかかわらず、当局への変更届出を行っていなかった。

⑤　誤った事業報告書が提出されている状況

〔金商法第 48 条の２第１項〕

当社は、登録金融機関業務の状況（店頭デリバティブ取引等の状況や登録金融機関業務に係る受入手数料の状況等）について、一部記載誤りのある事業報告書を当局に提出していた。

⑥　個人情報の漏えい、滅失等の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況

〔金商法第 40 条第２号に基づく金商業等府令第 123 条第１項第６号〕

当社のほとんど全ての個人データの取扱において、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」２－４においてその整備が求められる台帳を整備していない状況が認められた。

⑦　反社会的勢力との取引遮断のための態勢が不十分な状況

当行は、反社会的勢力との取引遮断に係る態勢整備がなされる以前に投資信託等の口座を開設した者が、当行と金融商品取引の契約を締結する場合の取扱いについて、マニュアル等において何ら定めておらず、当該契約の際に、本店営業部及び各営業店から、反社会的勢力に関する一元管理等を行う担当部署に対し、その該当性に係る情報照会を行う態勢となっていないなど、当行における反社会的勢力との取引遮断のための態勢は実効性が確保されていない状況となっていた。

⑧　機微情報に係る管理態勢の不備

〔金商法第 40 条第２号に基づく金商業等府令第 123 条第１項第７号〕

当社は、顧客等から受け入れた本人確認書類のうち、業務上必要がないにもかかわらず「本籍地」欄を塗りつぶさずに書類を保管している状況が認められた。

⑨　「疑わしい取引の届出」の未提出

〔犯収法第９条第１項〕

当社は、登録金融機関業務において、顧客が口座開設後に反社会的勢力に該当すると判明した場合に、当社内で当該情報の共有を図る態勢が構築されていなかったことから、疑わしい取引の届出が提出されていなかった。

⑩　証券事故の該当性を検討する態勢が整備されていない状況

当社は、顧客から投資信託の定時定額買付の中止依頼を受けていたにもかかわらず、営業員の失念により中止手続きが行われず、投資信託の買付資金が顧客預金口座から引き落とされ、買付が行われた。

その後、顧客より「定時定額買付が中止されていない。」との申出を受け、定時定額買付の中止手続き及び投資信託の解約手続きを行っている。

しかしながら、当該解約について、証券事故としての対応（損害賠償等）をすることなく通常に解約した結果、顧客は買付資金を下回る金額で解約し損失が発生した。

当社においては、証券事故に該当する可能性のある事例が発生した場合の具体的な報告・連絡体制について、社内規程・マニュアル等定めていないなど、証券事故発生時に適切な顧客対応を行うための内部管理態勢が不十分な状況であると認められた。

⑪　信用取引に係る保証金の不適切な取扱い

〔保証金府令第４条〕

当社は、建玉を保有する顧客が追加建てを行った際の保証金必要額の算定にあたり、既存建玉の評価損等を加味しない等、誤った算出を行っていた。その結果、保証金について法令で定める必要額の預託を受けていない状況が認められた。

⑫　電子情報処理組織の管理が十分でない状況

〔金商法第 40 条第２号に基づく金商業等府令第 123 条第１項第 14 号〕

当社は、外部委託先が開発・改修した FX 等取引システムを、以下のとおり十分なテストを行わないまま受け入れ、その結果、システム障害を多数発生させていた。

○　受入テストを実施する際、一部の項目についてテストを実施していない。

○　受入テストを実施しシステムエラーを確認できる状況にあったが、これを看過している。

⑬　外債募残販売に係る取引の公正性確保のための内部管理態勢の不備

当社は、外債取引において、約定取消の可否に係る基準等の社内ルールが定められておらず、取引が成立した後に顧客から約定取消要請があった際に、その適否について何ら検討せず、安易に応じているなど、顧客による自己責任原則に基づく適正な投資判断を歪めかねない状況が認められた。

２　第二種金融商品取引業者に対する検査

平成 24 年度に検査が終了した第二種金融商品取引業者は計 18 業者であり、９業者（第二種金融商品取引業以外の業務を主に行う業者において、第二種金融商品取引業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら９業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは３業者、財産・経理等に関するものは２業者、その他業務運営に関するものは７業者となっている。

⑴　投資者保護に関するもの

勧告事案

①　ファンドの契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

〔金商法第 38 条第１号〕

（本章第７－２－（１）及び附属資料２－４－３⑴①（番号７）参照）

②　自己の名義をもって、他人にファンド持分の取得勧誘を行わせている状況

〔金商法第 36 条の３〕

（本章第７－２－（１）及び附属資料２－４－３⑴①（番号７）参照）

③　ファンドに関し、著しく不当な行為を行っている状況

〔金商法第 52 条第１項第９号〕

（本章第７－２－（１）及び附属資料２－４－３⑴①（番号７）参照）

④　集団投資スキーム持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

〔金商法第 38 条第１号〕

（本章第７－２－（２）及び附属資料２－４－３⑴①（番号 16）参照）

問題点通知事案

○　特定投資家にかかる告知義務違反

〔金商法第 34 条〕

当社は、特定投資家に該当する外国法人に対し、特定投資家以外の顧客とみなされる旨の申出ができる旨の告知を行っていなかった。

⑵　財産・経理等に関するもの

問題点通知事案

○　分別管理が確保されていない状況で私募の取扱いを行う行為

〔金商法第 40 条の３〕

当社は、法令に定める分別管理が確保されていない状況（匿名組合に係る出資者からの出資金と営業者固有の財産が同一口座において混同して管理されている状況）であるファンドの持分について私募の取扱いを行っていた。

⑶　その他業務運営に関するもの

問題点通知事案

①　事実と異なる内容により登録を受けている状況

〔金商法第 29 条の２第１項〕

当社は、第二種金融商品取引業に係る登録申請中に法定記載事項である重要な使用人が退職し不在となったにもかかわらず、退職した当該使用人を重要な使用人として記載し、事実と異なる内容により当局の登録を受けていた。

②　業務の内容及び方法に変更があった場合の届出未済

〔金商法第３１条第３項〕

当社は、社内組織を変更していたにもかかわらず、当局に対し、業務の方法に係る変更の届出を行っていなかった。

③　親法人等に変更があった場合の届出未済

〔金商法第 50 条第１項第８号〕

当社は、親法人等が変更していたにもかかわらず、その旨を当局に対し届出を行っていなかった。

④　本人確認等義務違反

〔犯収法第４条第１項及び第６条第１項〕

当社は、顧客の住居にあてて取引関係文書を送付する際、書留郵便等により転送不要郵便物等として送付していない。また、取引時確認を行った場合における確認記録において、「本人確認書類の提示を受けた日付及び時刻」等の記録事項が記載されていなかった。

⑤　第二種金融商品取引業を遂行する業務執行体制が未構築な状況

当社は、第二種金融商品取引業の登録に際し、執行体制６名（人員 16 名）等の業務に係る人的構成及び業務執行体制等を記載した業務方法書を添付し、登録申請を行っていた。

しかしながら、当社における業務執行体制を検証したところ、当社が行うファンドの内容等を理解している常勤役職員は１名のみであった（その他、銀行振込等の作業を行うため、ファンドの業務実態を知らないパート職員が３名。）。

当該業務管理体制にもかかわらず、当社は、ウェブサイトにおいてファンドの募集勧誘行為を行っていた。

３　投資助言・代理業者に対する検査

平成 24 年度に検査が終了した投資助言・代理業者は計 38 業者であり、24 業者（投資助言・代理業以外の業務を主に行う業者において、投資助言・代理業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら 24 業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは 19 業者、財産・経理等に関するものは２業者、その他業務運営に関するものは 15 業者となっている。

⑴　投資者保護に関するもの

勧告事案

①　無登録で集団投資スキーム持分に係る募集等の取扱いを行っている状況

〔金商法第 29 条〕

（本章第７－３－（１）及び附属資料２－４－３(1)①（番号８）参照）
（本章第７－３－（３）及び附属資料２－４－３(1)①（番号14）参照）

②　著しく不当な勧誘を行っている状況
〔金商法第52条第１項第９号〕
（本章第７－３－（１）及び附属資料２－４－３(1)①（番号８）参照）

③　業務の運営の状況に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況
〔金商法第51条〕
（本章第７－３－（２）及び附属資料２－４－３(1)①（番号９）参照）

④　著しく事実に相違する表示のある広告をする行為
〔金商法第37条第２項〕
（本章第７－３－（２）及び附属資料２－４－３(1)①（番号９）参照）

問題点通知事案

①　法定書面に係る不備等
〔金商法第37条の３第１項、第37条の４第１項及び第47条〕
当社は、契約締結前書面を電磁的方法により提供する際に、あらかじめ顧客に対し電磁的方法の種類及び内容を示すことなく、かつ、電磁的方法による提供について承諾を得ていなかった。また、更新日までに報酬の支払がなければ自動退会になるにもかかわらず、契約締結時等書面において、更新の場合の報酬は契約更新日から１０日以内に支払う等の誤った記載を行っていた。さらには、保存が義務付けられている契約締結時等書面の写しを保存していなかった。

②　広告記載事項の不備等
〔金商法第37条第１項及び第２項〕
当社ホームページにおいて、社員は社長一人であるにもかかわらず顧客ごとに専属アドバイザーがアドバイスをするかのような記載等、事実に反する記載をした。
広告に該当する会員向けメールマガジンにおいて、金商業者の商号、登録番号等の事項について記載していなかった。

③　金融商品取引契約の解除時における前払報酬の過少返還
〔金商法第37条の６第４項〕
投資顧問契約の解除（クーリングオフ）時において、顧客より受領していた前払報酬から法令上請求できない違約金等を過大に差し引き、前払報酬を過小に返還していた。

④　法定書面に係る不備
〔金商法第37条の３第２項に基づく金商業等府令第56条第２項第３号〕
当社は、ホームページ掲載を通じて電磁的方法（金商業等府令第56条第１項第１号ニ）により契約締結前交付書面を交付しているが、当該書面内容に変更があった場合には、更新後の前書面のみを閲覧に供し、更新前の前書面はホームページから消去していた。

⑤　無登録業者に対し投資助言業務を委託している状況
当社は、会員専用のメールマガジン等により、株式個別銘柄等に係る投資判断を配信するなどの方法により投資助言業務を行っていた。

当該投資助言業務の実態は、当社役員の知人（投資助言・代理業の登録を受けていない者）が、当社が事前に助言内容を確認することなく、当社の顧客に対し、当社サーバーを通じて投資判断に基づく助言を直接配信するというものであった。また、当社役員の知人は、かかる投資助言業務の約７割の売上げを受領しており、当社が実質的に投資助言・代理業を登録していない当社役員の知人に対して、投資助言業務を委託していた不適切な状況が認められた。

⑥　特例業務の要件を満たさない不適切な適格機関投資家等特例業務の届出業者を複数形成させていた状況

当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）を行おうとする者との間で、コンサルタント事業に基づく契約を締結し、特例業務に係るアドバイス等を行うとともに、当社が関与する投資事業有限責任組合（以下「有責組合」という。）から契約先が組成するファンドに出資を行い、当該有責組合を適格機関投資家とすることで契約先が行う特例業務の法的要件を備えさせることとしている。

当該コンサルタント事業の状況を検証したところ、以下のとおり問題点が認められた。

○　当該有責組合からの出資原資は、契約先からのコンサルタント料を原資としており、その出資は形骸化している。

○　契約先は、当該有責組合からの出資前に、特例業務を行っていることから、当該契約先が組成するファンドは特例業務の法的要件を備えていない。したがって、当社のコンサルタント事業は、当該契約先が無登録で第二種金融商品取引業及び投資運用業を行う等の不適切な状況を発生させていた。

⑵　その他業務運営に関するもの

勧告事案

①　顧客からの金銭の預託の受入れ

〔金商法第 41 条の４（平成 19 年９月 29 日以前の行為については、投資顧問業法第 19 条）〕
（本章第７－３－（４）及び附属資料２－４－３⑴①（番号 17）参照）

②　業務停止命令違反、検査忌避及び業務改善命令違反

〔金商法第 52 条第１項第６号及び第 198 条の６第 11 号〕
（本章第７－３－（５）及び附属資料２－４－３⑴①（番号 18）参照）

問題点通知事案

①　前回検査指摘事項に係る改善策に対する履行が不適切な状況

〔金商法第 37 条第１項第３号〕

当社は、前回検査において「広告に手数料等を記載していない」との指摘を受け、当局に対し当該指摘事項について改善済みである旨の改善報告書を提出していたが、今回検査において当該改善・対応策の実施状況を検証したところ、前回検査指摘事項について改善されておらず、再度、広告に係る手数料等の記載不備が認められた。

②　業務の方法の変更届出未済等

〔金商法第 31 条第３項及び第 47 条の２〕

当社は、報酬体系について、当局に提出していた業務方法書の記載内容と相違していたにもかかわらず、当局に対し、業務の方法に係る変更の届出を行っていない。また、誤った契約件数等を記載した事業報告書を作成し、当局に提出していた。

③　標識の未掲示

〔金商法第 36 条の２〕

当社は、事務所ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲示しなければならないところ、これを掲示していなかった。

④　説明書類の未縦覧

〔金商法第 47 条の３〕

当社は、事業報告書の内容を記載した説明書類を、事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないところ、これを備え置いていなかった。

⑤　顧客の損失の一部を補てんするため財産上の利益を提供する行為

〔金商法第 41 条の２第５号〕

当社が提供するシステムトレードに基づき取引を行った顧客から、当該取引により損失を被ったとの苦情を受け、会費の返還という名目で、損失の一部について補てんを行った。

4　投資運用業者等に対する検査

平成 24 年度に検査が終了した投資運用業者等は計７業者であり、４業者（投資運用業以外の業務を主に行う業者において、投資運用業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら４業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは４業者、その他業務運営に関するものは１業者となっている。

⑴　投資者保護に関するもの

勧告事案

①　投資一任契約に係る善管注意義務違反

〔金商法第 42 条第２項〕

（本章第７－４－（１）及び附属資料２－４－３⑴①（番号５）参照）

（本章第７－４－（２）及び附属資料２－４－３⑴①（番号６）参照）

（本章第７－４－（４）及び附属資料２－４－３⑴①（番号 12）参照）

②　異なる運用商品の運用実績値を表示する行為等

〔金商法第 38 条第７号に基づく金商業等府令第 117 条第１項第２号〕

（本章第７－４－（３）及び附属資料２－４－３⑴①（番号 11）参照）

③　権利者から出資を受けた金銭を流用する行為

〔金商法第 42 条第１項〕

（本章第７－２－（２）及び附属資料２－４－３⑴①（番号 16）参照）

問題点通知事案

○　投資一任契約締結に関し、忠実義務を果たすための内部管理態勢に不備が認められる状況

当社は、投資一任契約を締結した権利者から運用報酬を受領する一方で、運用財産として組み入れたファンドの運用者と助言契約を締結し、運用資産残高に連動した多額の報酬を受領するなど、当社にとって当該ファンドに投資するインセンティブが生じる構造となっていた。

当社におけるこのような業務の運営の状況は、投資判断に不適切な影響を与え、投資一任契約の権利者との間で利益相反が生じる可能性があり、投資者保護上問題がある状況が

認められた。

⑵ 財産・経理等に関するもの

勧告事案

○ 純財産額が公益又は投資者保護のため必要かつ適当な金額を満たさない状況

〔金商法第 52 条第１項第３号〕

（本章第７－２－（２）及び附属資料２－４－３(1)①（番号 16）参照）

５ 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査

平成 24 年度に検査が終了した適格機関投資家等特例業務届出者は 14 業者であり、14 業者（適格機関投資家等特例業務以外の業務を主に行う業者において、適格機関投資家等特例業務に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら 14 業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは 14 業者、その他業務運営に関するものは８業者となっている。

○ 投資者保護に関するもの

公表事案：適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査の結果、法令違反等の問題点が認められ、行為の重大性・悪質性に鑑み、投資者保護上の観点から、広く周知することが適当であると認められたことから、検査対象先の名称等について公表を行ったもの。

① 集団投資スキーム持分の契約の締結又はその勧誘に関して虚偽の告知をする行為

〔金商法第 63 条第４項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第 38 条第１号〕

（本章第７－７－（１）及び附属資料２－４－３(1)④（番号１）参照）
（本章第７－７－（２）及び附属資料２－４－３(1)④（番号２）参照）
（本章第７－７－（５）及び附属資料２－４－３(1)④（番号５）参照）

○ 当社は、金融商品取引契約の締結・勧誘に関して、顧客に配付した資料に他社が運営するシステムトレードで出資金の一部を運用する旨を記載し、告知を行っていたが、実際には当該システムトレードで運用を行っていなかった。

② ファンド出資金の流用等

（本章第７－７－（１）及び附属資料２－４－３(1)④（番号１）参照）
（本章第７－７－（３）及び附属資料２－４－３(1)④（番号３）参照）
（本章第７－７－（４）及び附属資料２－４－３(1)④（番号４）参照）
（本章第７－７－（５）及び附属資料２－４－３(1)④（番号５）参照）
（本章第７－７－（６）及び附属資料２－４－３(1)④（番号６）参照）

問題点通知事案

○ 第二種金融商品取引業及び投資運用業に係る無登録営業

〔金商法第 29 条〕

当社は、適格機関投資家１名及び一般投資家 49 名超を相手方としてファンド持分の取得勧誘を行うなど、適格機関投資家等特例業務の要件を満たさず、無登録で金融商品取引業（第二種金融商品取引業及び投資運用業）を行っていた。

６　金融商品仲介業者に対する検査

平成 24 年度に検査が終了した金融商品仲介業者は６業者であり、２業者において問題点が認められた。これら２業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは１業者、その他業務運営に関するものは２業者となっている。

○　投資者保護に関するもの

勧告事案

○　無登録で私募投信に係る私募の取扱いを行っている状況

〔金商法第 29 条〕

（本章第７－５及び附属資料２－４－３(1)①（番号 15）参照）

７　信用格付業者に対する検査

金商法の一部改正に伴い、平成 22 年４月に信用格付業者の登録制度が開始され、同年９月より７社（５グループ）が信用格付業に係る登録を受けている。平成 23 年４月より、順次、信用格付業者に対する検査を実施し、本年２月に全信用格付業者に対する検査を一巡したところである。これらの検査の結果、全７業者において問題点が認められた。

（注）なお、平成 23 年度に検査が終了した信用格付業者２業者を含め記載を行っている。

勧告事案

①　付与した信用格付に係る検証及び更新を適切かつ継続的に実施するための措置が不十分な状況

〔金商法第 66 条の 33 第１項に基づく金商業等府令第 306 条第１項第６号ト〕

（本章第７－６及び附属資料２－４－３(1)①（番号 13）参照）

②　業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況

〔金商法第 66 条の 41〕

（本章第７－６及び附属資料２－４－３(1)①（番号 13）参照）

問題点通知事案

①　ローテーション・ルールの整備が不十分な状況

〔金商法第 66 条の 33 第１項に基づく金商業等府令第 306 条第１項第２号ロ〕

当社は、信用格付の付与に係る最終的な意思決定を行う際、同一営業日に同一の格付関係者が利害を有する案件について、同一の議決権者が連続して議決している状況が認められた。

②　格付付与方針等の妥当性及び実効性について検証を適正に行う機能を整備するための措置等が不十分な状況

〔金商法第 66 条の 33 第１項に基づく金商業等府令第 306 条第１項第６号ニ〕

当社においては、経営陣が格付方法（信用格付の付与に係る方法の概要をいう。以下同じ。）に係る業務執行を専任の担当者に任せきりで牽制態勢を構築していなかったことから、格付方法の改訂の際、具体的な検討を十分に行わないまま承認を行っている事例が認められた。

③　利益相反回避措置が不十分な状況

〔金商法第 66 条の 33 第１項に基づく金商業等府令第 306 条第１項第７号イ(2)〕

当社においては、主任アナリスト等の任命時や格付委員会の出席者の決定時において、当該者に対する格付関係者との利益相反の有無の確認を行っていない状況が認められた。

④　信用格付業者に対する苦情を適切かつ迅速に処理するための措置が不十分な状況

〔金商法第 66 条の 33 第１項に基づく金商業等府令第 306 条第１項第 13 号〕

当社は、苦情に係る事務フロー等についてのルールを策定していなかったことから、当社に対する苦情について経営陣や当局への報告を行っておらず、また、苦情への対応状況を適切にフォローアップする態勢も整備されていない状況であった。

⑤　情報管理及び秘密保持を適切に行うための措置が不十分な状況

〔金商法第 66 条の 33 第１項に基づく金商業等府令第 306 条第１項第 12 号〕

当社においては、発行体等から受領した重要書類等における具体的な管理方法が社内規程により定められていないため、発行体等から受領したファイル数及び電子媒体の保管枚数等の記録が作成されていない状況が認められた。

⑥　関連業務に関する誤認防止措置が不十分な状況

〔金商法第 66 条の 33 第１項に基づく金商業等府令第 306 条第１項第 16 号〕

当社においては、関連業務として行っている事業法人の私的格付に係る営業活動に利用する資料や契約書等において、「信用格付業に係る行為でない旨の記載」が行われておらず、誤認防止措置が講じられていない状況が認められた。

⑦　信用格付業の業務が格付方針等に従って適切に行われていない状況

〔金商法第 66 条の 36 第２項〕

当社は、信用格付を公表する際、既に廃止した旧版の格付方法を格付付与時に採用した格付方法の名称として公表を行っていた。

また、別件の信用格付を公表する際、格付付与時に採用した英語版の格付方法の名称のみ公表を行っているが、当社ウェブサイトで英語版の格付方法そのものを掲載していなかったため、信用格付の利用者等は格付方法の内容を確認できない状況であった。

第７　証券検査の結果に基づく勧告等

平成 24 年度において、証券検査の結果に基づき行政処分勧告等を行った事案は以下のとおりである。

なお、適格機関投資家等特例業務届出者については、行政処分を行うことができないことを踏まえ、平成 24 年度からは、証券検査の結果、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、検査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うこととしている。

１　第一種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告

⑴　ＳＭＢＣ日興証券株式会社

（勧告日：平成 24 年４月 13 日）【附属資料２－４－３⑴①（番号１）参照】

○　法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及び法令違反行為を含む不適切な勧誘行為

〔金商法第 40 条第２号に基づく金商業等府令第 123 条第１項第５号及び金商法第 38 条第７号に基づく金商業等府令第 117 条第１項第 14 号〕

【概要】

甲社株式の公募増資に係る法人関係情報を受領した営業本部の役員等が、社内規程手続きを経ずに、また、情報の厳格な管理について明確な指示を行わずに傘下の営業部店長に当該情報を伝達し、その結果、複数の営業部店において、当該情報が公表される以前に当該情報を顧客に提供して有価証券の取得申込みの勧誘を行っていた。その後、当社は一定の改善を図っているものの、その対応は不十分なものであった。

また、乙社株式の公募増資に関する法人関係情報を保有する部署が、営業部門担当部長に対し、社内規程の手続きを経ずに当該株式の法人関係情報を伝達していた。

⑵　ＦＸＣＭジャパン証券株式会社

（勧告日：平成 24 年６月 19 日）【附属資料２－４－３(1)①（番号２）参照】

①　業務運営に関し重大な問題が認められる状況

〔金商法第 40 条第２号に基づく金商業等府令第 123 条第１項第 14 号及び金商法第 51 条〕

【概要】

○システムの管理及び運用状況に重大な問題が認められる状況

当社は、システム障害発生時に必要な対応手順及び手段を具体的に定めておらず、また、ＦＸシステムの管理及び運用についても、金融商品取引業者として、その業務の根幹をなすＦＸシステムの基本的な内容すら把握していない状況等が認められた。

○顧客対応が杜撰な状況

当社においては、システム上の諸問題が繰り返し発生しているが、顧客対応については、照会・苦情があった顧客についてのみ対応し、他の関係する顧客に対し必要な対応を取っていない事例が認められた。

②　顧客に必要証拠金の不足額を預託させることなく、ＦＸ取引に係る契約を継続する行為

〔金商法第 38 条第７号に基づく金商業等府令第 117 条第１項第 28 号〕

【概要】

当社においては、ＦＸ取引に係る預託証拠金額が取引に必要な預託額を下回っている顧客について、合理的な期間を超えても追加証拠金の入金等がないまま取引を継続させている事例が多数認められた。

⑶　大万証券株式会社

（勧告日：平成 24 年６月 22 日）【附属資料２－４－３(1)①（番号３）参照】

①　報告徴取命令に対する事実と異なる報告

〔金商法第 52 条第１項第６号〕

【概要】

当社は、営業員に法令等に反する行為が認められたとして、当局より報告徴取命令を受け、再発防止のための改善・対応策等をとりまとめた報告書を当局に提出したが、事実と異なる顧客面談件数を記載して報告を行っていた。

②　損失の補てん及び利益の追加のために財産上の利益を提供する行為等

〔金商法第 64 条の５第１項第２号及び第 39 条第１項第３号〕

【概要】

当社外務員は、顧客から売買の別、銘柄、数及び価格のすべてを任され、信用取引を中心に株式取引を行っていた。

また、当該外務員は、当該顧客に対し、信用取引建玉の評価損発生による信用取引保証金の預託不足及び信用取引決済損金が生じた際に、損失補てん及び品受代金への充当等のための財産上の利益の提供を行っていた。

⑷　野村證券株式会社

（勧告日：平成 24 年７月 31 日）【附属資料２－４－３(1)①（番号４）参照】

①　公募増資案件に係る法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況

〔金商法第 40 条第２号に基づく金商業等府令第 123 条第１項第５号〕

【概要】

当社においては、内部管理部門の役職員が、当社における法人関係情報の管理態勢の整備・運用状況は適正であり問題は生じ得ないと過信していたことなどから、内部管理部門は「チャイニーズ・ウォールを越えた情報の伝達」、「セールス側から社内アナリストへの積極的な情報取得」及び「機関投資家営業部署内での情報共有」といった状況につき、法人関係情報の管理・営業の実態把握・法令遵守確認等を十分に行っていなかったなど、牽制機能が十分に発揮されていない状況が認められた。

②　有価証券の売買その他の取引等につき法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為及びその他不適切な業務運営状況

〔金商法第 38 条第７号に基づく金商業等府令第 117 条第１項第 14 号〕

【概要】

当社においては、法人関係情報を保有する部署から恒常的に法人関係情報を入手していたＡ部長は、公募増資案件に係る法人関係情報を入手し、部下とともに、顧客に対し、当該情報が公表される以前に、当該情報を提供して株式の売買及び公募新株式の取得申込みの勧誘を行っており、その他複数の同様の事例が認められた。

⑸　イニシア・スター証券株式会社

（勧告日：平成 24 年 12 月５日）【附属資料２－４－３(1)①（番号 10）参照】

①　純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況

〔金商法第 52 条第１項第３号及び第 53 条第２項〕

【概要】

当社は、検査基準日現在、預金勘定に 214 百万円を計上しているものの、実際は、うち 200 百万円は存在しておらず、真正な預金残高は 14 百万円となっており、当該状況を踏まえた検査基準日現在の当社の純財産額は、金商法第 29 条の４第１項第５号ロに基づく同法施行令第 15 条の９第１項に定める額（５千万円）に満たない額となっているほか、自己資本規制比率についても、金商法第 46 条の６第２項に定める比率を著しく下回っている状況が認められた。

②　当局に対する虚偽報告

〔金商法第 52 条第１項第６号〕

【概要】

当社は、関東財務局長からの報告徴求命令に対して、220 百万円の預金残高がある旨を記載した虚偽の報告書を関東財務局長に提出し、報告徴求命令に基づくモニタリング調査においても、虚偽の報告をしていた。

③　顧客区分管理必要額を運転資金等に流用している状況

〔金商法第 43 条の３第２項〕

【概要】

当社は、顧客区分管理信託額から顧客預り金相当額を数度に亘り取り崩し、125 百万円を貸付金（又は立替金）や当社の運転資金等に流用していた。

また、顧客区分管理必要額の算定根拠となる顧客預り金を確認したところ、116 百万円の信託不足が発生していた。

④　支払い不能に陥るおそれのある状況

〔金商法第 52 条第１項第７号〕

【概要】

当社が平成 24 年 12 月 4 日付で作成した資金繰り表によると、同月 3 日現在で、経費等の支払いに充てられる現預金は 16 百万円程度であり、今後の収入、支出見込み額を踏まえると、同月 25 日には支払不能の状況になると認められた。

※　平成24年度においては、上記(1)～(5)の証券検査の結果に基づく行政処分勧告等のほか、犯則事件の調査の結果に基づき、下記の第一種金融商品取引業者に対して行政処分勧告を行った。

○　アイティーエム証券株式会社

（勧告日：平成 24 年８月３日）【第７章第２　２⑴④及び附属資料２－４－３⑴③参照】

２　第二種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告

⑴　サンハーベスト株式会社

（勧告日：平成 24 年 10 月 12 日）【附属資料２－４－３⑴①（番号７）参照】

①　ファンドの契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

〔金商法第 38 条第１号〕

【概要】

当社営業員は、ファンド持分の取得勧誘において、配当等は保証されないものとなっているにもかかわらず、「配当は毎月必ずもらえる。」等、顧客に対し虚偽のことを告げていた。

②　自己の名義をもって、他人にファンド持分の取得勧誘を行わせている状況

〔金商法第 36 条の３〕

【概要】

当社は、自己の名義をもって、株式会社新日本経済投資顧問所属の営業員に、ファンド持分の取得勧誘を継続して行わせていた。

③　ファンドに関し、著しく不当な行為を行っている状況

〔金商法第 52 条第１項第９号〕

【概要】

当社のファンドの運営状況等について検証したところ、「ファンド出資金の管理が極めて不適切な状況」、「出資対象事業の運用状況に係るモニタリングが極めて不十分な状況」及び「極めて不適切な配当金の処理状況」が認められた。

⑵　Ｆｏｒｅｘ＆Ｍｉｎｅｒａｌ　Ｔｒａｄｉｎｇ株式会社

（勧告日：平成 24 年 12 月 21 日）【附属資料２－４－３⑴①（番号 16）参照】

①　集団投資スキーム持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

〔金商法第 38 条第１号〕

【概要】

当社は、ファンドの取得勧誘に当たり、顧客に対して、当社が石油タンクを所有しており、また、当該ファンドの投資先である米国法人は石油採掘権を所有し、すでに石油採掘事業を開始しているとの説明等を行っているが、実際には、当社が石油タンクを所有した事実や、米国法人が石油採掘権を所有し石油採掘事業を行っている事実は認められなかった。

② 権利者から出資を受けた金銭を流用する行為
〔金商法第 42 条第１項〕
【概要】
当社は、運用を行っていたファンドについて、権利者から出資を受けた金銭を出金し、当社会長個人の事業費用や当社の給与等の経費の支払いに流用していた。
③ 純財産額が公益又は投資者保護のため必要かつ適当な金額を満たさない状況
〔金商法第 52 条第１項第３号〕
【概要】
当社の検査基準日現在の純財産額は、不適切な会計処理等を修正したところ、金商法第 29 条の４第１項第５号ロの規定に基づく同法施行令第 15 条の９第１項に定める金額（５千万円）に満たない状況となっていた。

３ 投資助言・代理業者に対する検査結果に基づく勧告

⑴ 株式会社新日本経済投資顧問

（勧告日：平成 24 年 10 月 12 日）【附属資料２－４－３⑴①（番号８）参照】

① 無登録で集団投資スキーム持分に係る私募の取扱いを行っている状況
〔金商法第 29 条〕
【概要】
当社は、第二種金融商品取引業の登録を受けずに、サンハーベスト株式会社が組成するファンド持分に係る私募の取扱いを行っていた。
② 著しく不当な勧誘を行っている状況
〔金商法第 52 条第１項第９号〕
【概要】
当社営業員は、当該ファンド持分の取得勧誘に際し、サンハーベスト株式会社の社員であることを装ったうえで、元本等は保証されないものとなっているにもかかわらず、「元本が１円も目減りすることの無い商品です。」等、顧客に対し虚偽のことを告げており、金融商品取引業に関し、著しく不当な勧誘を行っている状況が認められた。

⑵ ユーレカプロジェクト合同会社

（勧告日：平成 24 年 11 月 26 日）【附属資料２－４－３⑴①（番号９）参照】

① 業務の運営の状況に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況
〔金商法第 51 条〕
【概要】
○ 無登録の投資運用業者との投資一任契約の媒介をする行為
当社は、当社の主催したセミナー等で知りあった複数の者に対して勧誘し、海外に所在する無登録の投資運用業者との間で投資一任契約の締結の媒介を行った。
○ 無登録の投資助言・代理業者の代理をして投資顧問契約を締結する行為
当社は、無登録の投資助言・代理業者である甲が開発した株式投資の銘柄選定に用いるソフトウエアの販売を目的として、甲と総代理店業務委託契約を締結のうえ複数の顧客に対し当該ソフトウエアを勧誘・販売しているが、甲は、顧客サポート等について当社を介さずに顧客に直接行っていることから、実質的に当社は、甲の代理として顧客との投資顧問契約の締結をしている状況が認められた。
② 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為
〔金商法第 37 条第２項〕

【概要】

当社は、当社ホームページに掲載したソフトウエアの広告において、当該ソフトウエアの利用体験者の実績につき、架空の内容を掲載するなど著しく事実に相違する表示のある広告を行っていた。

⑶　株式会社企業設計

（勧告日：平成 24 年 12 月 14 日）【附属資料２－４－３(1)①（番号 14）参照】

○　無登録で外国集団投資スキーム持分に係る募集又は私募の取扱いを行っている状況

〔金商法第 29 条〕

【概要】

当社は、第二種金融商品取引業の登録を受けずに、外国で発行される集団投資スキーム持分について募集又は私募の取扱いを行っていた。

⑷　メジャーインベスト株式会社

（勧告日：平成 25 年３月 15 日）【附属資料２－４－３(1)①（番号 17）参照】

○　顧客からの金銭の預託の受入れ

〔金商法第 41 条の４（平成 19 年９月 29 日以前の行為については、投資顧問業法第 19 条）〕

【概要】

当社は、当社顧客等から、当社預金口座等への振込送金等の方法により、合計で約１億円の金銭の預託の受入れを行った。

⑸　株式会社Ｊｏｕｌｅ

（勧告日：平成 25 年３月 15 日）【附属資料２－４－３(1)①（番号 18）参照】

○　業務停止命令違反、検査忌避及び業務改善命令違反

〔金商法第 52 条第１項第６号及び第 198 条の６第 11 号〕

【概要】

当社は、平成 21 年 11 月に近畿財務局より、業務停止命令及び業務改善命令を受け、当該業務改善命令に基づき再発防止のための改善策を取りまとめた報告書を同局に提出を行っていた。今回検査において、当該行政処分の履行状況について検証を行ったところ、以下の問題が認められた。

・業務停止期間中に、業務停止命令に違反する行為と認識しながら複数の顧客と投資顧問契約を締結していた。

・検査官に対し、上記違反行為を隠蔽するため、偽造した資料を提出し説明を行った。

・当局に提出した改善報告書の内容について虚偽があり、再発防止策が講じられておらず、業務改善命令違反が認められた。

※　平成 24 年度においては、上記の証券検査の結果に基づく行政処分勧告のほか、国際取引等調査の結果に基づき、下記の投資助言・代理業者に対して行政処分勧告を行った。

○　ジャパン・アドバイザリー合同会社

（勧告日：平成 24 年６月 29 日）【第５章第２　２④及び附属資料２－４－３(1)②参照】

４　投資運用業者に対する検査結果に基づく勧告

⑴　ユナイテッド投信投資顧問株式会社

（勧告日：平成 24 年 10 月 10 日）【附属資料２－４－３(1)①（番号５）参照】

① 投資一任契約に係る善管注意義務違反
〔金商法第 42 条第２項〕

【概要】
○ 投資事業有限責任組合に対する出資前の調査等が不適切な状況
当社が投資事業有限責任組合への出資前に行った調査については、当該組合の運営者が適切かどうかにつき十分な調査を実施していないほか、当該組合が投資する予定の未公開企業の実態等の把握が著しく不十分な状況等が認められた。
○ 投資事業有限責任組合に対する出資後のモニタリング等が不適切な状況
当社は、投資事業有限責任組合への出資後の当該組合に対するモニタリングにおいて、当該組合において、上場予定が白紙となった投資先未公開企業について、合理的な理由なく追加投資を行うなど適切な措置を講じておらず、適正にモニタリング等を行っていない状況が認められた。

⑵ 株式会社スタッツインベストメントマネジメント
（勧告日：平成 24 年 10 月 10 日）【附属資料２－４－３(1)①（番号６）参照】
① 投資一任契約に係る善管注意義務違反
〔金商法第 42 条第２項〕
【概要】
○ 投資事業有限責任組合に対する出資前の調査等が不適切な状況
当社が投資事業有限責任組合への出資前に行った調査については、未公開株を投資対象とする当該組合の収益状況について何ら具体的に調査を行っていない等、不適切な状況が認められた。
○ 投資事業有限責任組合に対する出資後のモニタリングが不適切な状況
当社は、投資事業有限責任組合への出資後の当該組合に対するモニタリングにおいて、当該組合に係る事業年度の始期及び終期に変更があったこと等について把握しておらず、適正にモニタリングを行っていない状況が認められた。

⑶ ビバーチェ・キャピタル・マネジメント株式会社
（勧告日：平成 24 年 12 月７日）【附属資料２－４－３(1)①（番号 11）参照】
○ 異なる運用商品の運用実績値を表示する行為等
〔金商法第 38 条第７号の規定に基づく金商業等府令第 117 条第１項第２号〕
【概要】
当社は、投資一任契約の締結に係る運用商品の顧客勧誘資料において、既存顧客の運用実績を記載しているが、実績値をそのままではなく加工して表示を行う等、不適切な勧誘資料を顧客に配付していた。

⑷ 新生インベストメント・マネジメント株式会社
（勧告日：平成 24 年 12 月７日）【附属資料２－４－３(1)①（番号 12）参照】
○ 投資一任契約に係る善管注意義務違反
〔金商法第 42 条第２項〕
【概要】
当社は、投資一任契約に基づき、優先出資証券等を買付けているが、市場性があり、価格情報が容易に入手できる当該投資対象資産の買付価格について十分な調査等を行っていない状況が認められた。

５　金融商品仲介業者に対する検査結果に基づく勧告

○　FPL アセットマネジメント株式会社

（勧告日：平成 24 年 12 月 14 日）【附属資料２－４－３(1)①（番号 15）参照】

○　無登録で投資信託に係る私募の取扱いを行っている状況

〔金商法第 29 条〕

【概要】

当社は、顧客に対し、所属金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者が取り扱う私募投資信託について取得勧誘を行っていた。

６　信用格付業者に対する検査結果に基づく勧告

○　スタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社

（勧告日：平成 24 年 12 月 11 日）【附属資料２－４－３(1)①（番号 13）参照】

①　付与した信用格付に係る検証及び更新を適切かつ継続的に実施するための措置が適切に講じられておらず業務管理体制の整備が不十分な状況

〔金商法第 66 条の 33 第１項に基づく金商業等府令第 306 条第１項第６号ト〕

【概要】

当社は、信用格付の付与を行った証券化商品に係る信用格付モニタリングを行う際、信用格付付与に重大な影響を及ぼす情報について適切に把握を行っていなかったため、長期間、正確でない信用格付を付与し続ける事例を発生させ、かつ、当該問題事例発生後に十分な再発防止策を策定しなかったなど不適切な状況が認められた。

②　業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況

〔金商法第 66 条の 41〕

【概要】

当社においては、社内で決定された信用格付と異なる信用格付を公表等（以下「誤公表等」という。）しているなど極めて不適切な状況が認められた。また、誤公表等の発生時における報告態勢等について定められていないことから、コンプライアンス部等に報告がなされず、適切な再発防止策が策定されていない状況が認められた。

７　適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査結果等の公表

(1)　株式会社アール・ビーインベストメント・アンド・コンサルティング

（公表日：平成 24 年 10 月 16 日）【附属資料２－４－３(1)④（番号１）参照】

①　金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

〔金商法第 63 条第４項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第 38 条第１号〕

【概要】

当社において、金融商品取引契約の勧誘に際し使用した投資事業有限責任組合の運用状況に関する報告書に、投資先未公開企業の上場見込みについて、まだ確定していないにもかかわらず、あたかも上場予定が確定しているかのような趣旨を記載する等、金融商品取引契約の締結・勧誘に関して、顧客に虚偽のことを告げる行為が認められた。

②　甲号組合及び乙号組合以外の投資事業有限責任組合における投資者保護上極めて不適切な状況（組合運営における目的外資金流用等）

【概要】

当社は、海外投資家である顧客との間で締結した投資事業有限責任組合契約において、

当該組合の目的には個人に対する貸付は含まれていないにもかかわらず、知人の個人に対し分配金原資を含む貸付けを無担保で実行した。

⑵　株式会社ナレッジキャピタル

（公表日：平成 24 年 10 月 16 日）【附属資料２－４－３(1)④（番号２）参照】

○　金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

〔金商法第 63 条第４項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第 38 条第１号〕

【概要】

当社において、以下のとおり、虚偽の記載を行った提案資料を顧客に交付する等、金融商品取引契約の締結・勧誘に関して、顧客に虚偽のことを告げる行為が認められた。

・投資事業有限責任組合の運営者となる当社の業務内容として、当社が実施する予定のない業務を記載していた。

・当社の上場実績として、当社の設立以前に上場した銘柄等、当社が関与していない６銘柄を記載していた。

⑶　ＪＰアトラス株式会社

（公表日：平成 24 年 12 月 12 日）【附属資料２－４－３(1)④（番号３）参照】

○　ファンド出資金の流用

【概要】

当社は、匿名組合に係る出資金を、出資者に説明を行わないまま、匿名組合契約で定められた報酬を超過した金額を出資金預託口座から当社の経費口座に振替を行い、自社の社員の給与等の経費に流用していた。

⑷　株式会社スタンダードソサイエティ

（公表日：平成 24 年 12 月 12 日）【附属資料２－４－３(1)④（番号４）参照】

○　ファンド出資金の流用

【概要】

当社は、匿名組合に係る出資金を、出資者に説明を行わないまま、匿名組合契約で定められた報酬を超過した金額を出資金預託口座から当社の経費口座に振替を行い、自社の社員の給与等の経費に流用していた。

⑸　ベルプライムインベストメント株式会社

（公表日：平成 25 年２月７日）【附属資料２－４－３(1)④（番号５）参照】

①　金融商品取引契約の締結又は勧誘に関する虚偽の告知

〔金商法第 63 条第４項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第 38 条第１号〕

【概要】

当社は、ファンドの勧誘資料等において、自動売買システムでＦＸ運用を行う、顧客からの出資金を適切に区分管理する等の記載を行い、顧客に対し出資勧誘を行っていたが、実態は、運用に際し当該システムは使用されておらず、かつ、適切に区分管理も行われていなかった。

②　ファンド出資金に係る事業目的に反した金銭の貸付行為による一部流用

【概要】

当社は、ファンドに係る匿名組合契約において、事業目的を「外国為替証拠金取引によ

る自己運用」としているが、甲社に対し金銭消費貸借契約に基づく金銭貸付けを実行し、事業目的に反し、ファンド出資金の一部流用を行っていた。

⑹　ワイズキャピタル合同会社等７合同会社
（公表日：平成 25 年３月１日）【附属資料２－４－３(1)④（番号６）参照】

○　自らが運営するファンドの出資金を無登録業者が流用することを黙認することでその役割を担っていた行為等

【概要】

ワイズキャピタル合同会社、ＭＪインベストメント合同会社、ＭＡＩＤＯ投資事業組合合同会社、ホライズンパートナー合同会社、アスライト合同会社、ドリームエックス合同会社及び合同会社フランチャイズ基金は、それぞれが営業者となっている匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘行為を第二種金融商品取引業の登録を受けていない者に行わせていた。また、当該無登録業者は、出資金を、匿名組合規約書に明記された投資対象先への投資と全く異なる使途に用いたり、匿名組合の目的である投資やこれに関連する費用と関係のない当該無登録業者の経費に用いて流用していた。

こうした行為に関し、ホライズンパートナー合同会社、アスライト合同会社、ドリームエックス合同会社及び合同会社フランチャイズ基金は、出資金の管理・運用の実態を把握しておらず、ワイズキャピタル合同会社、ＭＪインベストメント合同会社及びＭＡＩＤＯ投資事業組合合同会社は、当該無登録業者が行う出資金の流用を黙認することで、その役割の一端を担っていた。

第８　無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等

従来、登録を受けずに詐欺的な商法等を行う無登録業者及び適格機関投資家等特例業務届出者（以下「無登録業者等」という。）については、金商法上の登録を受けた業者と異なり、監督・検査という通常の行政対応が困難であることから、金融庁・証券監視委としては、警察等への情報提供や無登録業者等に対する警告書の発出及び業者名の公表等を行うこととし、その後は捜査当局により対応がなされてきた。

しかしながら、近年、無登録業者等による未公開株やファンドの販売等による被害が拡大し、社会問題化している状況に鑑み、これら無登録業者等に対する金商法第 192 条に基づく裁判所への禁止・停止命令の申立て（以下「192 条申立て」という。）及びそのための同法第 187 条に基づく調査（以下「187 条調査」という。）の活用が課題となってきた。

この制度は、証券監視委等からの申立てを受け、裁判所が、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができるものである（附属資料２－５－３参照）。

金商法第 192 条及び第 187 条については、米国の法制を参考にして昭和 23 年に制定された証券取引法の時代から同旨の条文が存在していたが、長い間活用されていなかった。しかし、平成 20 年の金商法改正によって、調査、検査等を通じ、日常的に金商法違反行為の監視を行っている証券監視委にも 192 条申立て及び 187 条調査の権限が委任された。さらに、平成 22 年の金商法改正によって、裁判所の命令の実効性を担保するため、命令に違反した法人に対し３億円以下の罰金という重い罰則が導入されたほか、迅速・柔軟な対応の観点から、証券監視委が 192 条申立て及び 187 条調査の権限を財務局長等に委任することも可能となった。

また、平成 23 年の金商法改正により、以下のとおり無登録業者に関する規制等が整備された。

・無登録業者が未公開有価証券の売付け等を行った場合における、その売買契約等の原則無効化

・無登録業者による広告・勧誘行為の禁止（１年以下の懲役、100 万円以下の罰金）
・無登録業者に対する罰則の引上げ
　３年以下の懲役、300 万円以下の罰金　⇒　５年以下の懲役、500 万円以下の罰金に改正
・無登録・無免許で業務を行う法人に対する罰則を行為者よりも重課（法人重課）
　⇒　無登録で金融商品取引業を行う法人については、５億円以下の罰金
・従前、被申立人の住所地の地方裁判所に限り、192 条申立てが可能であったが、違反行為が行われる地の地方裁判所でも申立てが可能に（192 条申立ての裁判管轄の拡大）

こうした制度整備を受け、証券監視委は、金融庁・財務局の監督部局や捜査当局等と連携し、無登録業者等に関する情報収集・分析を精力的に進め、平成 22 年度に、制度導入以来初めて、無登録で未公開株等の勧誘を業として行っていた会社とその役員について192条申立てを行い、裁判所より命令が発出され、その後も同制度の活用を図ってきている。

また、平成 24 年度からは、192 条申立てを行わない場合においても、187 条調査の結果、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うこととしている。

平成24年度に192条申立てや187条調査の結果の公表を行った事例は､以下のとおりである。

⑴　裁判所への禁止命令等の申立て

○　Ｆ－ＳＥＥＤ株式会社

（申立日：平成 25 年３月 22 日）【附属資料２－５⑵６．参照】

【概要】

Ｆ－ＳＥＥＤ株式会社（適格機関投資家等特例業務届出者。以下「Ｆ社」という。）は、Ｆ社が組成する匿名組合の運営業務を統括管理するＦ社使用人Ａ（以下、Ｆ社と併せて「Ｆ社ら」という。）の指示の下、多数の投資者に対し、Ｆ社が組成する匿名組合の契約締結を勧誘していたが、当該勧誘の際に顧客に交付したパンフレット等により顧客に告知した営業者報酬及び分配金の支払いに関する表示は、事実と著しく相違するものであった。

また、Ｆ社らは、出資金を毀損させており、出資金を受け入れる以外に新たな資金調達の方法がない状況にあり、上記違反行為を今後も行う蓋然性が高いことが認められた。

このため、平成 25 年３月 22 日、証券監視委は名古屋地方裁判所に対し、Ｆ社らを被申立人として、金商法違反行為（金商法第 63 条第１項第１号に掲げる私募に係る業務を行うに当たり、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為を行うこと）の禁止等を命ずるよう 192 条申立てを行った。

本申立てを受け、名古屋地方裁判所は、平成 25 年４月 11 日、Ｆ社らに対して、申立て内容どおりの命令を下した。

⑵　調査結果の公表

○　ＭＪホールディングス株式会社

（公表日：平成 25 年３月１日）【附属資料２－４－３⑴④（番号６）参照】

【概要】

ＭＪホールディングス株式会社（以下「M社」という。）は、金融商品取引業の登録を受けずに、ワイズキャピタル合同会社、ＭＪインベストメント合同会社、ＭＡＩＤＯ投資事業組合合同会社、ホライズンパートナー合同会社、アスライト合同会社、ドリームエックス合同会社及び合同会社フランチャイズ基金がそれぞれ営業者となっている匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘行為を行っていた。また、M社は、出資金を、匿名組合規約書に明記された投資対象先への投資と全く異なる使途に用いたり、匿名組合の目的である投資やこれに関連する費用と関係のないM社の経費に用いて流用していた。

これらの行為は金商法違反行為及び投資者保護上問題のある行為であり、行為の重大性・

悪質性に鑑み、広く周知することが適当であることから、公表を行った。

第９　今後の課題

証券検査においては、検査対象業者の多様化・増加などの環境変化への対応に加え、ＡＩＪ問題や公募増資に関連したインサイダー取引において明らかになった法人関係情報の管理態勢に係る問題など最近相次いで明らかになった重大な問題を踏まえ、市場仲介機能に対する投資者の信認の回復という課題に対応していく必要がある。

証券監視委としては、平成 25 年４月 16 日に公表した平成 25 年度証券検査基本方針（次頁以下参照）において以下のような施策を掲げている。監督部局との間で、タイムリーに相互の問題意識や情報を共有するなど、連携を図り、限られた人的資源を的確かつ有効に活用し効率的・効果的で実効性ある検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図り、市場仲介機能が適切に発揮されるように努める。

(1)　検査実施の優先度の判断を適切に行うため、多様な金融商品取引業者等の業態の特性、顧客の特性及び複雑化・多様化する金融商品・取引の特性を踏まえたリスク感度を一層高め、これらの特性に対応した形で情報の収集・分析能力を強化していく。

(2)　投資一任業者については、平成 25 年度においても引き続き集中的な検査を行い、その実施に当たっては、年金運用ホットラインでの取組み（専門家による、情報の提供者等に対する積極的な働きかけや、対話型の情報収集と質の高い分析を行い、検査実施の優先度の判断や検証の着眼点の明確化に活用）を強化していく。

(3)　大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングとの間で切れ目のない連携を図りつつ、常日頃からグループ全体の状況を把握し、内部管理態勢等の検証を行っていく。

(4)　中小の金融商品取引業者（第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者）については、長期間にわたって検査が行われていないことが投資者保護上のリスクとなっているとの指摘があることを踏まえ、登録後できるだけ早期に、業務運営体制の整備状況を把握する取組みも実施するなど、検査対象業者数に対する検査を実施する業者数の割合（カバレッジ）を増加させるよう努めていく。

(5)　ファンド業者や無登録業者については、金商法違反行為等に対して、証券検査や裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用し、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、必要に応じ、禁止命令等の申立て、検査・調査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行っていく。

平成 25 年４月 16 日
証券取引等監視委員会

平成 25 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

第１　証券検査基本方針

１．基本的考え方

（１）証券検査の役割

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護である。

証券検査の目的は、これらの使命を果たすため、金融商品取引業者などの業務や財産の状況の検査を通じて、金融商品取引業者などが、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

このため、証券検査においては、金融商品取引業者などによる法令等違反行為の有無の検証や個別の問題点の背後にある内部管理態勢の検証の充実に取り組んでいくことが求められる。

証券監視委は、法令等を逸脱し、市場の公正性・透明性に対する信頼を損ねる行為や投資者の利益を害する行為に対し、人材、能力を結集してその有する権限を行使することにより、今後も厳正に対処し、市場に警告を発する役割を果たしていく。

（２）検査対象業者の多様化・増加をはじめとする証券検査を巡る環境

金融商品取引法（以下「金商法」という。）の施行を含む数次にわたる制度改正により、証券検査の対象が多様化するとともに、対象業者数が大幅に増加し、全体で延べ約 8,000 社の規模となっている。また、金融商品・取引のイノベーションが進み、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化しており、金融商品取引業者等が関与する商品・取引も多様化・複雑化している。

こうした中、先の世界的な金融市場の混乱を踏まえ、各国当局の協調の下、金融グループ全体の業務・リスク状況の把握を図るための取組みが進められているところである。大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、常日頃からグループ全体の状況を把握する必要がある。

また、インターネットによる個人投資家の取引が増加するとともに、大量かつ多様な注文をスピーディーに処理するシステムを通じた機関投資家による大量かつ複雑な取引の執行が拡大していることを踏まえ、取引のインフラをなす IT システムの信頼性の確保はその重要性を増している。

特に、金融商品取引所や金融商品取引業者等の取引システム障害等は、顧客の取引や市場に大きな影響を与えかねないことから、システムリスク管理態勢の適切性の検証に注力する必要がある。

（３）証券検査を巡る現下の課題

最近においては、ＡＩＪ問題、日本投資者保護基金による補償が必要となる事案の発生、公募増資に関連したインサイダー取引の問題など、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護の観点から極めて重大な法令違反が相次いで明らかとなったところである。

これらの事案は、金融商品取引業者等の市場仲介機能に対する投資者の信認を傷つける重大な問題である。

証券検査においては、個別の法令の規定に係る法令違反の有無を検証するだけでなく、金融商品取引業者等に対して、業務及び内部管理態勢の全般において法令遵守意識及び職業倫理を向上させるようあらためて促すことにより、投資者の信認の回復に努めなければならない。

また、近年、無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘による個人投資家・消費者被害が拡大し、社会問題化している状況を踏まえ、金商法違反行為を行う無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者等に対しても、裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限等を活用し、関係当局との連携を図りながら引き続き厳正な対応を行う必要がある。

（４）検査対象先の特性に応じた効率的・効果的で実効性ある証券検査のための取組み

検査対象業者の多様化・増加をはじめとする証券検査を巡る環境の変化に対応しつつ、市場仲介機能に対する投資者の信認の回復という現下の課題に適切に対応していくためには、限られた人的資源を的確かつ有効に活用し効率的・効果的で実効性ある検査を実施していく必要がある。

このため、検査実施の優先度の判断を適切に行うことが求められることから、①多様な金融商品取引業者等の業態の特性、②顧客の特性及び③複雑化・多様化する金融商品・取引の特性を踏まえたリスク感度を一層高め、これらの特性に対応した形で情報の収集・分析能力を強化していく。

その上で、個別業者の検査実施の優先度の判断に際しては、業態、規模その他の特性、その時々の市場環境等に応じて、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで検査対象先を選定する。あわせて、検査の実施においては、検査の着眼点を絞り込むほか、検査手法等も検査対象先や検査の着眼点に見合ったものとするよう努める。

投資一任業者については、昨年度に引き続き、金融庁による一斉調査の内容等も踏まえ、集中的な検査を行う。

また、特に中小の金融商品取引業者については、長期間にわたって検査が行われていないことが投資者保護上のリスクとなっているとの指摘を踏まえ、検査対象業者数に対する検査を実施する業者数の割合（カバレッジ）を増加させる必要がある。

その他、効率的・効果的で実効性ある検査のあり方については、将来に向かって幅広く検討を行い、証券監視委の態勢、能力の強化を継続的に図っていく。

２．検査実施方針

（１）検査対象先の特性に応じた重点検証事項

①　業態その他の特性に着目した検証

イ．金融商品取引業者等の市場仲介機能に係る検証

公正・透明な質の高い金融・資本市場を形成していく上で、金融商品取引業者等が顧客管理、売買管理、引受審査等を通じて、市場を悪用・濫用する者の参加を未然に防止するゲートキーパーとしての機能を十分に発揮することが極めて重要であることから、金融商品取引業者等がこれらの役割を果たしているかについて重点的に検証する。

これらのうち、本年４月１日からの改正犯罪収益移転防止法の施行も踏まえ、取引時確認及び疑わしい取引の届出の的確な履行が、国際的な連携の下に実施されている資金洗浄対策及びテロ資金対策の観点から重要であることに鑑み、口座開設時に取引を行う目的や職業の確認が行われているか、なりすましの疑いがある場合等において適切に再確認が行われているか、疑わしい取引の届出が適正に行われているか、それらを的確に行うための態勢が構築されているかについて検証する。また、反社会的勢力への対応について、情報収集等により反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢が整備されているかについて検証する。

また、金融商品取引業者等は、有価証券の引受業務により、企業が市場を通じて事業活動のための資金を投資家から調達する仲介機能を担っている。有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護の観点から適切に行われているか等について検証する。特に、新規上場については、公開引受に係る審査態勢が適切に機能しているかについて検証する。更に、証券化商品やリスクの高いデリバティブ商品の組成、販売等を行う金融商品取引業者等に対しては、そのリスク管理態勢、販売管理態勢等について検証する。

ロ．法人関係情報の管理（不公正な内部者取引の未然防止）等に係る検証

公募増資に関連したインサイダー取引の問題も踏まえ、不公正な内部者取引を未然に防止する等の観点から、金融商品取引業者等において法人関係情報が厳格に管理されているかについて重点的に検証する。具体的には、上場企業による公募増資等の法人関係情報に係る登録・情報隔壁、内部者取引に関する売買の審査、情報の不適切な伝達及び利用の防止等の状況について、実効性のある管理態勢が構築されているか等の観点から検証する。

ハ．公正な価格形成を阻害するおそれのある行為への対応状況の検証

自己・委託注文による公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の有無、更にはこうした行為の防止策としての金融商品取引業者等の売買管理態勢等に対する検証を行う。その際、不公正取引の防止の観点から実効的な売買審査が行われているか、特に、公募増資価格の値決め日等の特定日及び大引け間際等の特定の時間帯又は市場の価格形成に影響を与えるような大量の発注等を繰り返す特定の顧客等に着目した審査が行われているか、海外関係会社等から受託する注文について原始委託者を把握する方策を講じているか等について検証する。また、空売り規制（空売りの明示確認、価格規制、売付けの際に株の手当てのない空売り(naked short selling)の禁止、公募増資に関連した書面交付義務等）に係る管理態勢（フェイルの発生に係る管理態勢を含む。）について検証する。

インターネットや DMA を通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者等に対しては、インターネット取引を利用した見せ玉等による相場操縦の事案が認められた状況も踏まえ、顧客の注文が直接市場に取り次がれるといった特質を考慮した実効性ある売買管理態勢が構築されているか等について検証する。

ニ．投資勧誘の状況に係る検証

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、金融商品取引業者等において、適切な投資勧誘や顧客対応が行われているかについて重点的に検証する。

投資勧誘状況の検証に当たっては、顧客の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らして不適当な勧誘が行われていないか、顧客の属性に見合った説明責任が果

たされているかなど、適合性原則の観点から検証する。

特に、投資信託の販売や解約（乗換えを含む。）に際し、商品特性・リスク特性、損益、分配金、手数料、信託報酬をはじめとする顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明が行われているか検証する。

店頭デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の販売においては、想定最大損失や解約清算金を含めた重要なリスク等の当該商品に対する投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明等が行われているか検証する。

更に、投資者が接する機会の多い広告に関し、投資効果、市場要因、注文成立状況等について著しく人を誤解させるような表示等を行っていないか検証する。このほか、投資者保護上重要となる苦情処理態勢の整備状況について検証を行う。

ホ．投資運用業者等の業務の適切性及び法令等遵守に係る検証

投資運用業者等は、投資者から信任を受け、投資者の利益のために運用を行う者であるが、その運用状況を投資者が直接検証することは非常に困難であること等を踏まえ、投資者保護等を図る観点から、忠実義務、善管注意義務等の法令等遵守状況、利害関係人等との取引に係る利益相反管理態勢、デュー・ディリジェンス機能の実効性等を検証する。

特に、平成23年度の検査において、企業年金の資金運用を受託していた投資一任業者が、投資一任契約の締結の勧誘において虚偽の事実を告知している行為や虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付する行為等を行っていたほか、受託者としての忠実義務に違反し、企業年金の利益を害した事案が認められたことから、投資一任業者に対しては、金融庁による投資一任業者への一斉調査の内容等を踏まえ、監督部局とも連携し、平成24年度から集中的な検査を実施しているところである。

集中的な検査の実施に当たっては、外部から重要性・有用性の高い情報を収集する専門の窓口（年金運用ホットライン）の設置と年金運用の専門家の配置により、年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化している。

専門家による、情報の提供者等に対する積極的な働きかけや、対話型の情報収集と質の高い分析は、検査実施の優先度の判断や検査における検証の着眼点の明確化に有効であることから、効率的・効果的な検査の実施のため、この取組みを強化していくこととする。

ヘ．信用格付業者の業務管理態勢の検証

信用格付業者については、利益相反防止や格付プロセスの公正性確保といった観点から業務管理態勢が整備されているか、格付方針等に係る情報が適切に開示されているか等について検証する。

ト．ファンド業者の法令等遵守状況の検証

集団投資スキーム（ファンド）持分の運用・販売を行う業者（自己運用業を行う投資運用業者、第二種金融商品取引業者をいい、適格機関投資家等特例業務届出者を含む。以下「ファンド業者」という。）については、これまでの検査において、出資金の分別管理が不適切な状況（出資金の流用・使途不明等）、虚偽の説明・告知、誤解させるような表示、無登録業者に対する名義貸し、適格機関投資家等特例業務届出者が特例業務の要件を満たさずに登録が必要となるファンドの販売・運用を行った事例等、多数の法令違反事例等が認められている。こうした状況に鑑み、業務運営の適切性や分別管理の状況を含む法令等遵守状況について検証する。

また、適格機関投資家等特例業務届出者については、金商法違反行為等を行う悪

質な事例が引き続き認められている。証券検査及び裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用し、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、必要に応じ、禁止命令等の申立て、検査・調査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う。

チ．投資助言・代理業者の法令等遵守状況の検証

投資助言・代理業者については、これまでの検査において、役職員の基本的な法令の知識や法令等遵守意識の著しい欠如等を原因として、無登録業務を行っている状況、無登録業者に対する名義貸し、顧客に対する情報提供が不適切な状況等、多数の法令違反事例等が認められている。こうした状況に鑑み、法令等遵守状況の検証に注力する。

リ．自主規制機関等の機能発揮のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか及び機能発揮のために十分な態勢が整えられているかについて検証する。具体的には、会員等に対する規則の制定、監査・考査、処分等を行う業務、上場審査・管理及び売買審査を行う業務等について検証する。なお、上場審査・管理の検証に当たっては、発行会社・上場会社への反社会的勢力の関与に係る情報収集等の反社会的勢力の金融・資本市場への介入を防止するための取組状況等についても検証する。

また、金融商品取引所、清算機関、振替機関等については、IOSCO などが公表した「金融市場インフラのための原則」等を踏まえ、システムリスク管理態勢など、市場インフラとしての機能を円滑かつ適切に果たすための態勢の整備状況等について検証する。

ヌ．無登録業者に対する対応

無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘といった重大な金商法違反に対しては、監督部局、捜査当局等との連携を強化し、必要に応じて裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を活用し、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、禁止命令等の申立て、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う。

② 内部管理態勢・財務の健全性等に係る検証

イ．内部管理態勢等に係る検証

検査において業務運営上の問題が認められた場合には、その背後にある内部管理態勢及びリスク管理態勢（以下「内部管理態勢等」という。）の適切性・実効性の検証を行い、問題の把握に努める。内部管理態勢等の検証においては、態勢整備に関し、経営陣をはじめとした組織的な関与及び取組みがなされているかどうかに留意する。

特に、市場における位置付けや業務の特性により、内部管理態勢等の整備の重要性が高いと考えられる大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、常日頃からグループ全体の状況を把握するとともに、フォワード・ルッキングな観点から内部管理態勢等の適切性に重点を置いた検証を行い、連結規制・監督の導入に対応した適切な検査を実施する。

ロ．システムリスク管理態勢に係る検証

近年、金融商品取引業者等の業務運営における IT システムへの依存度はますます

高まっており、また、個人投資家の間にインターネットを通じた証券取引やFX取引への参加が定着するとともに、私設取引システム（ＰＴＳ）の取扱高が増大しているなど、金融取引においてITシステムは重要なインフラとなっている。

こうした状況においては、投資者保護、更に市場及び金融商品取引業者等への信頼性の確保の観点から、ITシステムの安定性の確保及び危機管理が極めて重要である。検査においては、誤発注防止のための対応、障害発生時の対応、情報セキュリティ管理及び外部委託管理を含め、リスクの顕在化の予防に向けたシステムリスク管理態勢の適切性・実効性及び業務継続計画の実効性について検証を行い、態勢整備への経営陣の関与について確認を行う。

ハ．財務の健全性等に関する検証

第一種金融商品取引業者等に係るこれまでの検査において、顧客分別金信託や顧客区分管理信託を不正に流用している状況や純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等、財務の悪化等に起因するとみられる事例が認められたことから、監督部局、日本証券業協会及び日本投資者保護基金との緊密な連携を図りながら、このような疑いのある業者に対しては、顧客資産の分別管理・区分管理の状況並びに純財産額及び自己資本規制比率の状況について重点的に検証する。

（２）効率的・効果的で実効性ある検査の実施

①　業態その他の特性等を踏まえたリスクに基づく検査実施の優先度の判断

検査対象先の選定に当たっては、検査対象先の業態、規模、その他の特性を勘案し、その時々の市場環境等に応じ、原則として、以下の考え方に基づき、検査実施の優先度を判断する。

なお、市場を巡る横断的なテーマが認められる場合には、必要に応じ、共通の課題のある検査対象先に対して機動的に検査を行う。

また、個別業者の検査においては、事前に重点的に検証すべき事項を特定し、当該事項に焦点を当てたメリハリのある検査を行う。

イ．継続的に検証を行う対象

検査対象業者のうち、個人投資家を含む多数の投資者等との取引を行い市場の中核的な役割を担う第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）及び投資者の信任を受け、投資者の利益のために資産運用を行う投資運用業者等については、市場の担い手としての位置付け等に鑑み、原則として、継続的に検査を実施し、業務運営の適切性、財務の健全性等の検証を行うこととする。

また、投資者の投資判断に大きな影響を与える信用格付を付与し、利用者に対して幅広く公表・提供している信用格付業者についても、金融・資本市場における情報インフラとしての役割や国際的な金融規制改革の趣旨に鑑み、原則として、継続的に検査を実施し、業務管理態勢の整備状況等の検証を行うこととする。

ただし、証券監視委の人的資源の制約により、全ての業態について一律に継続的な検査を実施することは困難であることを踏まえ、監督部局等との密接な連携等により業態全般の実態を的確に把握するように努めつつ、検査の頻度や検証項目に濃淡をつける等の対応を行うこととする。

投資一任業者については、上記（１）①ホ．の通り、引き続き集中的な検査を実施する。

なお、具体的な検査対象先の選定に当たっては、監督部局からの情報、外部から

寄せられる情報等を積極的に収集し、分析を行うと同時に、市場環境の変化、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案し、検査実施の優先度を判断する。

ロ．随時検査を行う対象

上記イ．以外の検査対象の登録業者（第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、金融商品仲介業者等）については、業態、規模その他の特性及び証券監視委の人的資源に比し検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況等を踏まえ、法令等の遵守状況、自主規制機関への加入状況等を勘案しつつ、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、個別に検査実施の優先度を判断する。

これらの業者については、新たに、登録後できるだけ早期に、業務運営体制の整備状況を把握する取組みも実施する。

また、適格機関投資家等特例業務届出者については、法令等の遵守状況、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、個別に優先度を判断し、証券検査及び裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用し検証を行う。

ハ．無登録業者

無登録業者による重大な金商法違反に対しては、平成23年の金商法改正により同年11月から導入された民事効等の施策の実施状況をみつつ、必要に応じ、上記ロと同様に個別に優先度を判断し、裁判所への禁止命令等の申立てのための調査を適切に実施する。

② 実効性のある検査の実施

イ．予告検査の実施

立入検査については、原則は無予告検査とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に勘案し、必要に応じて予告検査とする。

ロ．双方向の対話の充実

検査においては、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努める。特に、内部管理態勢等の整備に責任を有する経営陣との意見交換により、問題点等に関する経営陣の認識を確認し、自主的な改善努力を促す。

ハ．検査の実効性を阻害する行為に対する厳正な対処

検査における双方向の対話の重要性に対する理解が深まる一方で、一部においては検査忌避等、検査の実効性を阻害する行為が見られる。証券監視委の使命を十分果たしていくため、このような行為に対しては、厳正に対処していく。

③ 金融庁・財務局等との連携強化

金融庁・財務局等の監督部局との間では、監督を通じて把握された検査に有効な情報や検査を通じて把握された監督に有効な情報をタイムリーに交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、連携を図る。また、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループに対する検査・監督については、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングとの間で切れ目のない連携を図る。

金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、同一グループ内の検査対象先に対

する検査を円滑に実施する観点等から、必要に応じ、連携して金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対する検査を実施するとともに、情報交換を行う。

外国証券規制当局との間では、外資系業者、海外にも拠点を置く本邦の業者、海外の拠点で本邦投資者向け業務を実施している業者、海外に取引先のある業者の検査等に関して、情報交換や検査・調査の実施における協力などを通じて、連携を強化する。また、グローバルに活動する大規模な証券会社等について設置された監督カレッジへの対応や信用格付業者の検査において、主要な外国証券規制当局と適切に連携する。

ファンド業者による詐欺的な事例並びに無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘が認められる状況に鑑み、これらに対応するため、監督部局、捜査当局等との連携を強化する。

④　自主規制機関との連携

自主規制機関との間では、これらの機関が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委の行う検査との連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努める。こうした観点から、自主規制機関との間で、検査実施計画の調整、情報交換及び研修等における連携を推進する。

⑤　検査基本指針及び検査マニュアルの見直し・公表

検査の実効性を阻害する行為に対して厳正に対処し、効率的かつ効果的な検査の実施等を図る観点から、検査の基本事項や検査実施の手続き等を定めた証券検査に関する基本指針の見直しや制度改正等に応じて金融商品取引業者等検査マニュアルの見直しを行う。これらについては公表することにより、検査の透明性及び予測可能性の向上に資することとする。

なお、本基本方針は、平成 25 年４月時点の市場を取り巻く情勢等を踏まえて作成したものであり、今後、必要に応じて随時見直すこととする。

第２　証券検査基本計画

１．基本的考え方

（１）検査実施計画については、検査実施方針に則り策定することとする。なお、市場環境の変化や個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。

（２）検査の実施に当たっては、証券監視委及び財務局等証券取引等監視官部門の間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において、財務局等証券取引等監視官部門を支援し、一体的に検査に取り組む。

２．証券検査基本計画

第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）、投資運用業者等及び信用格付業者	150 社（うち財務局等が行うもの 110 社）＜投資一任業者に対する集中的な検査を含む。＞
第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等	随時実施
自主規制機関等	必要に応じて実施

無登録業者	必要に応じて実施

（注）上記の検査計画数は、期中の計画の見直し、特別検査の実施等により変更があり得る。

第４章　取引調査

第１　概説

１　取引調査の目的

取引調査は、課徴金の対象となる行為のうち、内部者取引や相場操縦、風説の流布・偽計等の不公正取引について、証券市場における取引の公正の確保を図るため、金商法に基づく調査を行うものである。

【課徴金制度】

課徴金制度は、内部者取引や相場操縦、風説の流布・偽計等の不公正取引や開示書類の虚偽記載等の金商法上の一定の規定に違反する行為に対し、違法行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、これまでの刑事罰に加えて、行政上の措置として違反行為者に対して金銭的な負担を課す制度として、平成 16 年の証取法の改正により平成 17 年４月に導入された制度である。

証券監視委では、市場を取り巻く状況の変化に対応した、機動性・戦略性の高い市場監視の実現のため、課徴金制度の特性を活かした迅速・効率的な調査を行うことにより、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護に努めているところである。

取引調査を実施した結果、違反行為が認められた場合、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行う（設置法第 20 条）。これを受け、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は審判手続開始の決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで審判事件についての決定案を作成し、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を行うことになる（附属資料２－４－４参照）。

２　取引調査の権限

取引調査の権限は、金商法第 177 条で定められており、

(1)　事件関係人若しくは参考人に質問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること

(2)　事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること

ができることとされている。

３　課徴金の対象となる行為及び課徴金額

課徴金制度導入以降、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 65 号）及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成 20 年法律第 65 号）により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金水準を引き上げる見直しが行われている。

不公正取引に係る対象行為と課徴金額は以下のとおりである。

(1)　風説の流布・偽計（金商法第 173 条）

課徴金額：違反行為（風説の流布・偽計）終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買付け等）の価額と当該ポジションを違反行為後１月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額等

（注１）金融商品取引業者等が顧客等の計算において不公正取引を行った場合には、手数料、報酬その他の対価の額を課徴金額として賦課。（以下同じ。）

（注２）平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する違反行為について適用。

改正前の課徴金額は、違反行為の終了後１月以内の売付け等（買付け等）の価額と、違反行為直前の価格に当該売付け等（買付け等）の数量を乗じた額との差額。

(2)　仮装・馴合売買（金商法第 174 条）

課徴金額：違反行為（仮装・馴合売買）終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買付け等）の価額と当該ポジションを違反行為後１月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額等

（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する違反行為について適用。

(3)　現実売買による相場操縦（金商法第 174 条の２、旧金商法 174 条）

課徴金額：違反行為（現実売買による相場操縦）期間中に自己の計算において確定した損益と、違反行為終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買付け等）の価額と当該ポジションを違反行為後１月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額との合計額等

（注１）平成 20 年 12 月 12 日以後に開始される違反行為について適用。

改正前の課徴金額は、違反行為期間中に確定した損益と、違反行為終了後１月以内の反対売買による損益の合計額。

（注２）「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 65 号）により、顧客によるいわゆる「見せ玉」等売買の申込み行為及び証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦が新たに課徴金の対象とされ、平成 18 年７月４日以後に開始する違反行為について適用。

(4)　違法な安定操作取引（金商法第 174 条の３）

課徴金額：違反行為（違法な安定操作取引）に係る損益と、違反行為開始時点で自己の計算において生じているポジションについて、違反行為後１月間の平均価格と違反行為期間中の平均価格の差額に当該ポジションの数量を乗じた額との合計額等

（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する違反行為について適用。

(5)　内部者取引（金商法第 175 条）

課徴金額：違反行為（内部者取引）に係る売付け等（買付け等）（重要事実の公表前６月以内に行われたものに限る。）の価額と、重要事実公表後２週間の最安値（最高値）に当該売付け等（買付け等）の数量を乗じた額との差額等

（注）平成 20 年 12 月 12 日以降に行われる行為について適用。

改正前の課徴金額は、違反行為に係る売付け等（買付け等）（重要事実の公表前６月以内に行われたものに限る。）の価額と、重要事実公表日の翌日の終値等に当該売付け等（買付け等）の数量を乗じた額との差額等。

（注１）違反者が過去５年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は 1.5 倍となる。

（注２）上場会社等による自己株取得に係る内部者取引について、違反者が当局による調査前に申告を行った場合には、課徴金の額は半額となる。

４　平成 24 年度における活動状況

平成 24 年度においては、不公正取引に対し、25 件（納付命令対象者数）、金額で 5,457 万円の課徴金納付命令勧告を行った（第５章に係るものを除く。以下第４章第２において同じ。）。

第２　取引調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

１　勧告の状況

(1)　平成 24 年度の不公正取引事案に係る課徴金納付命令勧告 25 件の違反行為別の内訳は、内部者取引に係る勧告事案が 13 件、相場操縦に係る勧告事案が 12 件である。相場操縦に係る勧告は、平成 23 年度の３件から大幅に増加した。また、課徴金額の最高額は 1,132 万円、最低額は５万円である。この結果、課徴金制度が導入された平成 17 年４月以降、内部者取引事案については、合計 133 件（個人 127 件、法人 6 件）、２億 8,743 万円の勧告を、相場操縦事案については、合計 27 件（いずれも個人）、7,522 万円の勧告を行ったこととなる。

平成 24 年度における内部者取引に係る勧告事案のうち、株式会社ジアース役員及び社員による内部者取引事案は、内部管理態勢の構築を積極的に推進すべき立場にある役員及び会社の重要な情報に接する立場にある社員が、職務に関し知った情報を基に内部者取引を行った事案である（後記２(1)⑥参照）。また、平成 24 年度における相場操縦に係る勧告事案のうち、岐阜銀行株式に係る相場操縦事案は、権利の移転を目的としない仮装の売買を行ったとして勧告を行った初めての事案である（後記２(2)⑥参照）。

(2)　内部者取引に係る勧告事案の課徴金納付命令対象者を属性別にみると、第一次情報受領者による内部者取引の占める割合が昨年度に引き続き高くなっている。

情報伝達者を属性別にみると、契約締結者等として内部情報を得た者が情報伝達者となっているケースの占める割合が昨年度に引き続き高くなっている。

重要事実別にみると、昨年度に引き続き、業務提携、業績予想等の修正、バスケット条項の適用及び公開買付けがあり、新たな事業の開始について初めて勧告が行われるなど、重要事実は多岐にわたるものとなっている。

対象者属性別の勧告件数の推移

	23 年度	24 年度
会社関係者	2	5
発行体役員等	1	4
契約締結者等	1	1
公開買付者等関係者	1	0
買付者役員等	0	0
買付者との契約締結者等	1	0
第一次情報受領者	11	8
会社の重要事実	5	3
公開買付け事実	6	5
年度別勧告件数	14	13

情報伝達者属性別の勧告件数の推移

	23 年度	24 年度
会社重要事実の伝達	5	3
発行体役員等	2	2
契約締結者等	3	1
公開買付け事実の伝達	6	5
買付者役員等	2	1
買付者との契約締結者等	4	4
うち　買付対象者役員等	3	2

重要事実別の勧告件数の推移

	23 年度	24 年度
新株等発行	2	0
剰余金の配当	1	0
業務提携・解消	2	3
子会社の異動を伴う株式譲渡等	0	1
新たな事業の開始	0	1
損害の発生	1	0
業績予想等の修正	2	3
バスケット条項	1	3
子会社に関する事実	2	0
公開買付け	7	5
年度別勧告件数	14	13

（※１）「年度」とは４月～翌年３月の期間をいう。
（※２）件数は、納付命令対象者数を計上。
（※３）重要事実別の勧告件数については、複数の重要事実を知って内部者取引を行った場合には、それぞれに重複計上している。そのため、各欄の件数の合計と年度別勧告件数欄の数値とは一致しない場合がある。
（※４）公開買付けには、公開買付けに準ずる行為を重要事実とするものも含んでいる。

２　勧告事案の概要

平成 24 年度において、不公正取引に対して課徴金納付命令勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

(1)　内部者取引に対する勧告

①　株式会社ゲオ役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 24 年４月 17 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ゲオの役員から、同人がその職務に関し知った、同社の業務執行を決定する機関が、株式会社セカンドストリート（以下「セカンドストリート」という。）の株式の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 22 年２月 10 日より前の同月９日、自己の計算において、セカンドストリートの株式合計 60 株を買付価額合計 257 万 9,050 円で買い付けた。

【課徴金額】　100 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成 24 年４月 17 日
課徴金納付命令日　　平成 24 年５月９日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

②　株式会社エフティコミュニケーションズとの契約締結者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 24 年４月 27 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社エフティコミュニケーションズ（以下「エフティコミュニケーションズ」という。）との業務委託契約の締結先の役員であったが、同契約の締結の交渉に関し、エフティコミュニケーションズの業務執行を決定する機関が、新たな事業としてＬＥＤ照明の製造及び販売を開始することについての決定をした旨の事実を知りながら、この事実が公表された平成 23 年１月 24 日より前の同月 11 日から同月 13 日までの間に、自己の計算において、エフティコミュニケーションズの株式合計 40 株を買付価額合計 130 万 450 円で買い付けた。

【課徴金額】　103 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成 24 年４月 27 日
課徴金納付命令日　　平成 24 年５月 22 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

③　ＮＯＫ株式会社社員及び同人からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成24年６月１日

【勧告の対象となった違反事実】

１．課徴金納付命令対象者①は、ＮＯＫ株式会社（以下「ＮＯＫ」という。）の社員であったが、その職務に関し、同社の平成23年３月期の連結当期純利益について、平成22年５月13日に公表された直近の予想値148億円に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の事実（以下「本件重要事実」という。）を知りながら、新たに算出した予想値が217億円として公表された同年７月30日午後３時より以前の同月21日午前９時頃から同月30日午後３時までの間に、自己の計算において、ＮＯＫの株式合計５万4,000株を買付価額合計7,759万5,000円で買い付けた。

２．課徴金納付命令対象者②は、課徴金納付命令対象者①から、本件重要事実の伝達を受けながら、新たに算出した予想値が217億円として公表された平成22年７月30日午後３時より以前の同月21日午前９時２分頃から同月29日午後１時23分頃までの間に、自己の計算において、ＮＯＫの株式合計900株を買付価額合計130万6,900円で買い付けた。

【課徴金額】

課徴金納付命令対象者①　426万円
課徴金納付命令対象者②　5万円

【勧告後の経緯】

（課徴金納付命令対象者①、②とも同日）
審判手続開始決定日　平成24年６月１日
課徴金納付命令日　　平成24年６月22日

なお、課徴金納付命令対象者①、②から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

④　株式会社バンテック社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成24年６月15日

【勧告の対象となった違反事実】

１．課徴金納付命令対象者①は、株式会社バンテック（以下「バンテック」という。）の社員Ａから、同社の役員Ｂが、同社と株式会社日立物流（以下「日立物流」という。）との間の公開買付け実施後のバンテックの経営体制等に関する合意に係る契約の締

結の交渉に関し知り、その後、社員Ａがその職務に関し知った、日立物流の業務執行を決定する機関が、バンテック株式の公開買付けを行うことについての決定をした事実（以下「本件公開買付け事実」という。）の伝達を受けながら、この事実が公表された平成23年３月10日より前の同年２月17日から同月22日までの間に、自己の計算において、バンテックの株式10株を買付価額合計120万1,200円で買い付けた。

２．課徴金納付命令対象者②は、バンテックの社員Ａから、同社の役員Ｂが、同社と日立物流との間の公開買付け実施後のバンテックの経営体制等に関する合意に係る契約の締結の交渉に関し知り、その後、社員Ａがその職務に関し知った、本件公開買付け事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成23年３月10日より前の同年２月17日から同月21日までの間に、自己の計算において、バンテックの株式10株を買付価額合計120万4,000円で買い付けた。

【課徴金額】
課徴金納付命令対象者①　112万円
課徴金納付命令対象者②　112万円

【勧告後の経緯】
（課徴金納付命令対象者①、②とも同日）
審判手続開始決定日　平成24年６月15日
課徴金納付命令日　　平成24年７月10日

なお、課徴金納付命令対象者①、②から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑤　株式会社ネクスト社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成24年７月６日

【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、株式会社ネクスト（以下「ネクスト」という。）の社員であったが、その職務に関し、①同社の平成24年３月期の連結売上高、連結経常利益及び連結当期純利益について、平成23年５月12日に公表がされた、連結売上高117億3,900万円、連結経常利益14億2,100万円、連結当期純利益７億7,300万円との直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の事実、②同社の同期の剰余金の配当について、平成23年８月19日に公表がされた直近の予想値６円20銭に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の事実をいずれも知りながら、新たに算出した予想値が連結売上高98億9,900万円、連結経常利益５億9,100万円、連結当期純利益２億3,300万円、剰余金の配当１円90銭として公表がされた平成23年11月９日午後３時15分頃より前の同日午前９時頃から午前９時１分頃までの間、自己の計算において、ネクストの株式合計 4,300 株を売付価額合計148万3,500円で売り付けた。

【課徴金額】　24万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成24年７月６日
課徴金納付命令日　　平成24年８月９日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑥　株式会社ジアース役員及び社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成24年８月３日

【勧告の対象となった違反事実】
１．課徴金納付命令対象者①は、株式会社ジアース（以下「ジアース」という。）の役員であったが、その職務に関し、
（イ）ジアースの業務執行を決定する機関が、グーグル・アイルランド・リミテッド及びその関連者（以下「グーグル」という。）と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の事実を知りながら、この事実が公表された平成22年８月12日より前の同年７月28日、自己の計算において、ジアースの株式合計183株を買付価額合計238万9,480円で買い付け、
（ロ）ジアースにおいて、グーグルから、両社間の業務提携に係る不動産検索サービスの提供を停止するとの一方的な通告を受けた旨の、ジアースの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実（以下「本件重要事実」という。）を知りながら、この事実が公表された平成23年１月27日午後10時頃より前の同日午前９時頃、自己の計算において、ジアースの株式合計183株を売付価額合計106万5,060円で売り付けた。

２．課徴金納付命令対象者②は、ジアースの社員であったが、その職務に関し、
（イ）ジアースの業務執行を決定する機関が、株式会社リクルートと業務上の提携を行うことについての決定をした旨の事実を知りながら、この事実が公表された平成22年11月１日より前の同年10月27日、自己の計算において、ジアースの株式合計50株を買付価額合計22万250円で買い付け、
（ロ）本件重要事実を知りながら、この事実が公表された平成23年１月27日午後10時頃より前の同日午前９時頃、自己の計算において、ジアースの株式合計50株を売付価額合計29万1,000円で売り付けた。

【課徴金額】
課徴金納付命令対象者①　134万円
課徴金納付命令対象者②　22万円

【勧告後の経緯】
（課徴金納付命令対象者①、②とも同日）
審判手続開始決定日　平成24年８月３日
課徴金納付命令日　　平成24年９月13日

なお、課徴金納付命令対象者①、②から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑦　株式会社バンテック社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 24 年 10 月 30 日

【勧告の対象となった違反事実】
　課徴金納付命令対象者は、株式会社バンテック（以下「バンテック」という。）の社員から、同人がその職務に関し知った、バンテックの業務執行を決定する機関が、全部取得条項付種類株式を利用する方法により、バンテックを株式会社日立物流の完全子会社とする決定をした旨の、バンテックの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 23 年 12 月 15 日より前の同年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日までの間に、自己の計算において、バンテックの株式合計 65 株を買付価額合計 923 万円で買い付けた。

【課徴金額】　585 万円

【勧告後の経緯】
　審判手続開始決定日　平成 24 年 10 月 30 日
　課徴金納付命令日　　平成 24 年 12 月 21 日

　なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑧　公開買付者との契約締結者からの情報受領者によるサイレックス・テクノロジー株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 24 年 11 月 16 日

【勧告の対象となった違反事実】
　課徴金納付命令対象者は、サイレックス・テクノロジー株式会社（以下「サイレックス」という。）の株主であった者から、同人が、同人と村田機械株式会社（以下「村田機械」という。）との間の公開買付応募契約の締結に関し知った、村田機械の業務執行を決定する機関が、サイレックス株式の公開買付けを行うことについての決定をした事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 23 年８月 11 日より前の同月９日、自己の計算において、サイレックスの株式合計 25 株を買付価額合計 82 万 7,700 円で買い付けた。

【課徴金額】　61 万円

【勧告後の経緯】
　審判手続開始決定日　平成 24 年 11 月 16 日
　課徴金納付命令日　　平成 24 年 12 月５日

　なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑨　株式会社ニッセンホールディングスとの契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 24 年 11 月 30 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ニッセンホールディングス（以下「ニッセン」という。）と、シャディ株式会社（以下「シャディ」という。）の発行済普通株式全部の譲渡を含む資本業務提携に関する基本合意書の締結の交渉をしていたユーシーシーホールディングス株式会社（以下「ＵＣＣ」という。）の役員から、同人が同合意書の締結の交渉に関し知った、ニッセンの業務執行を決定する機関が、ＵＣＣと業務上の提携を行うこと及びＵＣＣからシャディの発行済株式の全部を譲り受けて同社を子会社化することについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 24 年２月 20 日より前の平成 24 年２月 10 日、自己の計算において、ニッセンの株式 5,000 株を買付価額 181 万円で買い付けた。

【課徴金額】　24 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成 24 年 11 月 30 日
課徴金納付命令日　　平成 24 年 12 月 21 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑩　株式会社サンケイビルの第三者委員会関係者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 25 年１月 25 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社フジ・メディア・サービス（以下「フジ・メディア」という。）が株式会社サンケイビル（以下「サンケイビル」という。）の株式の公開買付けを行うにあたって、サンケイビルが同社内に設置した第三者委員会の関係者から、サンケイビルの役員が、フジ・メディアとの間の公開買付け実施後の経営体制等についての合意に関する契約の締結の交渉に関し知り、その後、当該関係者がその職務に関し知った、フジ・メディアの業務執行を決定する機関がサンケイビルの株式の公開買付けを行うことについての決定をした事実の伝達を受けながら、この事実の公表がされた平成 24 年１月 20 日より前の同月 11 日及び同月 13 日、自己の計算において、サンケイビルの株式合計 6,000 株を買付価額合計 178 万 8,200 円で買い付けた。

【課徴金額】　263 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成 25 年１月 25 日
課徴金納付命令日　　平成 25 年２月 26 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

(2) 相場操縦に対する勧告

① 出光興産株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成24年6月15日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、出光興産株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、下表記載のとおり、平成23年2月2日午前10時10分頃から同年2月18日午後2時58分頃までの間、9取引日にわたり、売り最良気配値より上の複数の価格帯に約定させる意思のない売り注文を合計30万1,900株発注したり、買い最良気配値より下の複数の価格帯に約定させる意思のない買い注文を合計31万600株発注するとともに、合計28万4,000株の売買を自己に有利な株価で約定させ、もって、自己の計算において、12 回にわたり、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

（単位：株）

番号	行為期間（平成23年）	委託株数※		売買株数		課徴金の額の計算（売付価額－買付価額）	課徴金の額
		売付	買付	売付	買付		
1	2月2日10時10分29秒～2月3日10時32分41秒	59,400	53,300	26,900	26,900	244,980,000円 － 244,656,000円 ＝ 324,000円	32万円
2	2月3日12時57分18秒～2月3日14時39分44秒	30,000	30,300	11,800	11,800	106,152,000円 － 105,964,000円 ＝ 188,000円	18万円
3	2月3日14時47分07秒～2月3日14時56分05秒	7,500	7,500	1,500	1,500	13,470,000円 － 13,455,000円 ＝ 15,000円	1万円
4	2月4日10時38分55秒～2月7日09時30分10秒	40,200	62,500	33,500	33,500	295,992,000円 － 295,701,000円 ＝ 291,000円	29万円
5	2月7日13時49分57秒～2月7日14時46分16秒	15,100	12,500	5,500	5,500	48,510,000円 － 48,402,000円 ＝ 108,000円	10万円
6	2月7日14時46分31秒～2月7日14時56分28秒	7,500	5,500	1,800	1,800	15,858,000円 － 15,840,000円 ＝ 18,000円	1万円
7	2月8日14時17分00秒～2月8日14時32分08秒	6,000	6,000	1,500	1,500	13,312,000円 － 13,290,000円 ＝ 22,000円	2万円
8	2月8日14時32分22秒～2月8日14時43分37秒	4,000	4,000	1,500	1,500	13,320,000円 － 13,305,000円 ＝ 15,000円	1万円
9	2月9日14時27分12秒～2月9日14時36分36秒	6,000	5,000	700	700	6,174,000円 － 6,160,000円 ＝ 14,000円	1万円
10	2月15日12時50分51秒～2月15日14時58分30秒	37,600	39,500	14,300	14,300	132,184,000円 － 132,010,000円 ＝ 174,000円	17万円
11	2月17日09時23分28秒～2月17日14時53分36秒	58,600	59,500	33,400	33,400	319,387,000円 － 318,984,000円 ＝ 403,000円	40万円
12	2月18日14時07分47秒～2月18日14時58分10秒	30,000	25,000	9,600	9,600	93,574,000円 － 93,425,000円 ＝ 149,000円	14万円
合計		301,900	310,600	142,000	142,000		166万円

※約定させる意思のない売り注文及び約定させる意思のない買い注文の数量

【課徴金額】　166 万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成 24 年６月 15 日
課徴金納付命令日　　平成 24 年７月 10 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

②　ジェイプロジェクト株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 24 年７月６日

【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、株式会社ジェイプロジェクトの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 21 年 12 月 15 日午前 10 時 15 分頃から同月 17 日午後２時 34 分頃までの間、３取引日にわたり、成行、あるいは高指値で買い注文を発注して高値で約定させたり、成行、あるいは高指値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させて株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計 51 株の買付け及び同株式合計 18 株の売付けを行い、同株式の株価を６万 2,500 円から６万 8,700 円まで引き上げるなどし、もって、自己の計算において、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】　52 万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成 24 年７月６日
課徴金納付命令日　　平成 24 年８月９日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

③　Ｊ．フロントリテイリング株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 24 年８月 31 日

【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、Ｊ．フロントリテイリング株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、下表記載のとおり、平成 22 年８月２日午前９時 27 分頃から同月 13 日午後２時 53 分頃までの間、９取引日にわたり、売り最良気配値以上の複数の価格帯に約定させる意思のない売り注文を合計 789 万 4,000 株発注したり、買い最良気配値以下の複数の価格帯に約定させる意思のない買い注文を合計 968 万株発注するとともに、合計 343 万 8,000 株の売買を自己に有利な株価で約定させ、もって、自己の計算において、12 回にわたり、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

（単位：株）

番号	行為期間 （平成22年）	委託株数※		売買株数		課徴金の額の計算 （売付価額－買付価額）	課徴金の額
		売付	買付	売付	買付		
1	8月2日09時27分 ～8月2日10時44分	194,000	343,000	41,000	41,000	16,342,000円 － 16,277,000円 ＝ 65,000円	6万円
2	8月2日12時17分 ～8月2日14時54分	688,000	616,000	144,000	144,000	56,294,000円 － 56,199,000円 ＝ 95,000円	9万円
3	8月3日09時27分 ～8月3日14時34分	1,068,000	1,147,000	201,000	201,000	78,597,000円 － 78,513,000円 ＝ 84,000円	8万円
4	8月4日09時08分 ～8月4日10時54分	518,000	843,000	114,000	114,000	44,117,000円 － 44,035,000円 ＝ 82,000円	8万円
5	8月4日12時29分 ～8月4日14時50分	874,000	1,010,000	153,000	153,000	59,491,000円 － 59,363,000円 ＝ 128,000円	12万円
6	8月5日09時13分 ～8月5日14時57分	652,000	1,108,000	218,000	218,000	86,914,000円 － 86,680,000円 ＝ 234,000円	23万円
7	8月6日09時24分 ～8月6日13時37分	452,000	350,000	53,000	53,000	20,851,000円 － 20,819,000円 ＝ 32,000円	3万円
8	8月9日09時23分 ～8月9日13時43分	962,000	1,312,000	200,000	200,000	78,298,000円 － 78,123,000円 ＝ 175,000円	17万円
9	8月10日09時35分 ～8月10日12時05分	185,000	261,000	44,000	44,000	17,600,000円 － 17,556,000円 ＝ 44,000円	4万円
10	8月10日12時14分 ～8月10日15時00分	1,065,000	1,256,000	204,000	204,000	81,043,000円 － 80,913,000円 ＝ 130,000円	13万円
11	8月11日09時32分 ～8月11日10時48分	375,000	561,000	116,000	116,000	44,999,000円 － 44,902,000円 ＝ 97,000円	9万円
12	8月13日12時27分 ～8月13日14時53分	861,000	873,000	231,000	231,000	88,295,000円 － 88,064,000円 ＝ 231,000円	23万円
合計		7,894,000	9,680,000	1,719,000	1,719,000		135万円

※約定させる意思のない売り注文及び約定させる意思のない買い注文の数量

【課徴金額】　135 万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成 24 年８月 31 日
課徴金納付命令日　　平成 24 年 10 月３日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

④　黒崎播磨株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 24 年９月 28 日

【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、黒崎播磨株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 23 年７月 22 日午前９時１分頃から同月 25 日午後３時頃までの２取引日及び同月 29 日午前９時１分頃から同年８月４日午後３時頃までの５取引日にわ

たり、同時期に売り注文と買い注文を同値で発注して対当させたり、直前約定値より高値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計1,029万5,000株を買い付ける一方、同数の株を売り付けるなどし、もって、自己及び同族会社の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】　1,132万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成24年9月28日
課徴金納付命令日　平成24年11月9日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑤　アイティメディア株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成24年10月12日

【勧告の対象となった違反事実】

1．課徴金納付命令対象者①は、アイティメディア株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成22年2月18日午前9時12分頃から同年3月5日午後2時42分頃までの間、12取引日にわたり、あらかじめ意思を通じた上で直前約定値より高値で自己の売り注文と課徴金納付命令対象者②又は課徴金納付命令対象者③の買い注文とを対当させたり、直前約定値より高値の買い注文を発注して高値で約定させたり、買い最良気配値より下値に複数の買い注文を発注して下値を支えるなどの方法により、自己の計算において、同株式合計260株を買い付ける一方、同株式合計243株を売り付けるなどし、もって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

2．課徴金納付命令対象者②は、アイティメディア株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成22年2月18日午前9時14分頃から同年3月5日午後2時3分頃までの間、9取引日にわたり、あらかじめ意思を通じた上で直前約定値より高値で自己の売り注文と課徴金納付命令対象者①の買い注文とを対当させたり、直前約定値より高値の買い注文を発注して高値で約定させたり、買い最良気配値より下値に複数の買い注文を発注して下値を支えるなどの方法により、自己の計算において、同株式合計99株を買い付ける一方、同株式合計64株を売り付けるなどし、もって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

3．課徴金納付命令対象者③は、アイティメディア株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成22年2月18日午前9時12分頃から同年3月5日午後1時30分頃までの間、5取引日にわたり、あらかじめ意思を通じた上で直前約定値より高値で自己の売り注文と課徴金納付命令対象者①の買い注文とを対当させたり、買い最良気配値より下値に複数の買い注文を発注して下値を支えるなどの方法により、自己の計算において、同株式合計20株を買い付ける一方、同株式合計10

株を売り付けるなどし、
もって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】
課徴金納付命令対象者①　69 万円
課徴金納付命令対象者②　65 万円
課徴金納付命令対象者③　42 万円

【勧告後の経緯】
（課徴金納付命令対象者①、②、③とも同日）
審判手続開始決定日　平成 24 年 10 月 12 日
課徴金納付命令日　　平成 24 年 11 月 21 日

なお、課徴金納付命令対象者①、②、③から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑥　岐阜銀行株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 24 年 11 月 16 日

【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、株式会社岐阜銀行の株式につき、投資家にその売買が繁盛に行われていると誤解させる目的で、平成 22 年９月 29 日午後３時 30 分頃から同年 12 月 16 日午後０時 30 分頃までの間、36 回にわたり、自己の注文同士で、同株式合計 123 万 8,000 株につき、権利の移転を目的としない仮装の売買をし、もって、自己の計算において、同株式の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、権利の移転を目的としない仮装の同株式の売買をした。

【課徴金額】　153 万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成 24 年 11 月 16 日
課徴金納付命令日　　平成 25 年４月 16 日

本件は、被審人が違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、違反事実に掲げる本件株式の売買（以下「本件取引」という。）を行うに当たり、本件株式の売買が繁盛に行われていると他人に誤解させる等その取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的がなかった旨主張したため、この点を争点として争うこととなった。
審判手続を経て、金融庁長官は、上記争点について、被審人が本件取引を行うに当たり、上記目的があったと認められるとして、課徴金の納付を命ずる決定を行った。

※　本件決定に対して、同人は、平成 25 年５月 15 日に東京地方裁判所に取消訴訟を提起している。

⑦　ヴィンキュラムジャパン株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 24 年 11 月 30 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、ヴィンキュラムジャパン株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 22 年４月 12 日午前９時 16 分頃から同日午後２時 29 分頃までの間、直前約定値より高値で自己の売り注文と買い注文を発注して対当させたり、成行買い注文を連続して発注し高値で約定させるなどして株価を制限値幅の上限値まで引き上げた上、買い特別気配を表示させながら同値に約定させる意思のない大量の買い注文を発注するなどの方法により、同株式合計 127 株を買い付ける一方、同株式 100 株を売り付けるとともに、同株式 200 株の買付けの委託を行うなどし、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

【課徴金額】　442 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成 24 年 11 月 30 日
課徴金納付命令日　　平成 24 年 12 月 21 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑧　プラコー株式ほか２銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 24 年 12 月 21 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式の売買を誘引する目的をもって、自己及び親族の計算において、

（イ）株式会社プラコーの株式につき、下表記載のとおり、平成 23 年５月 12 日午前９時２分頃から同日午前 10 時 38 分頃までの間、５期間にわたり、直前約定値より高値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げたり、買い最良気配値以下の複数の価格帯に約定させる意思のない買い注文を発注するなどの方法により、同株式合計 33 万 2,000 株を買い付ける一方、同数の株を売り付けるとともに、同株式合計 34 万 3,000 株の買付けの委託を行うなどし、

（ロ）株式会社ジーエヌアイグループの株式につき、下表記載のとおり、同年 11 月 10 日午後１時 51 分頃から同日午後２時 11 分頃までの間、直前約定値より高値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げたり、買い最良気配値以下の複数の価格帯に約定させる意思のない買い注文を発注するなどの方法により、同株式合計 11 万 5,000 株を買い付ける一方、同数の株を売り付けるとともに、同株式合計 10 万 1,000 株の買付けの委託を行うなどし、

（ハ）株式会社ファンドクリエーショングループの株式につき、下表記載のとおり、同月 28 日午前９時 40 分頃から同日午後０時 56 分頃までの間、３期間にわたり、直前約定値より高値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げたり、買い最

良気配値以下の複数の価格帯に約定させる意思のない買い注文を発注するなどの方法により、同株式合計 13 万株を買い付ける一方、同数の株を売り付けるとともに、同株式合計４万 900 株の買付けの委託を行うなどし、

もって、前記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、前記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

（単位：株）

番号	銘柄	行為期間（平成23年）	委託株数※		売買株数		課徴金の額の計算（売付価額－買付価額）	課徴金の額
			売付	買付	売付	買付		
1	プラコー	5月12日09時02分～5月12日09時04分	0	84,000	85,000	85,000	2,720,000円 － 2,635,000円 ＝ 85,000円	8万円
2	プラコー	5月12日09時12分～5月12日09時14分	0	40,000	57,000	57,000	1,975,000円 － 1,827,000円 ＝ 148,000円	14万円
3	プラコー	5月12日09時38分～5月12日09時41分	0	47,000	42,000	42,000	1,596,000円 － 1,519,000円 ＝ 77,000円	7万円
4	プラコー	5月12日10時05分～5月12日10時11分	0	94,000	78,000	78,000	2,886,000円 － 2,815,000円 ＝ 71,000円	7万円
5	プラコー	5月12日10時36分～5月12日10時38分	0	78,000	70,000	70,000	2,660,000円 － 2,597,000円 ＝ 63,000円	6万円
小計			0	343,000	332,000	332,000		42万円
1	ジーエヌアイグループ	11月10日13時51分～11月10日14時11分	0	101,000	115,000	115,000	9,745,000円 － 9,491,000円 ＝ 254,000円	25万円
1	ファンドクリエーショングループ	11月28日09時40分～11月28日09時47分	0	15,000	48,200	48,200	3,374,000円 － 3,319,600円 ＝ 54,400円	5万円
2	ファンドクリエーショングループ	11月28日10時15分～11月28日10時25分	0	16,000	45,400	45,400	3,359,600円 － 3,191,900円 ＝ 167,700円	16万円
3	ファンドクリエーショングループ	11月28日12時55分～11月28日12時56分	0	9,900	36,400	36,400	2,802,800円 － 2,731,000円 ＝ 71,800円	7万円
小計			0	40,900	130,000	130,000		28万円
合計								95万円

※約定させる意思のない売り注文及び約定させる意思のない買い注文の数量

【課徴金額】　95 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成 24 年 12 月 21 日

課徴金納付命令日　　平成 25 年１月 28 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑨　ミマキエンジニアリング株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 25 年２月５日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ミマキエンジニアリングの株式につき、その株価の高値形成を図り、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 22 年３月 25 日午前９時 10 分頃から同年４月 12 日午後３時９分頃までの間、13 取引日にわたり、直前約定値より高値で売り注文と買い注文とを対当させたり、連続した成行注文又は高指値注文を行って高値を買い上がるなどの方法により、同株式合計 1,052 株を買い付ける一方、同株式合計 476 株を売り付け、そのうち、自己の計算において、同株式合計 360 株を買

い付ける一方、同株式合計190株を売り付けるなどし、もって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】　1,028万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成25年２月５日
審判手続中（平成25年５月31日現在）

⑩　花月園観光株式ほか１銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成25年３月12日

【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、
（イ）花月園観光株式会社（以下「花月園観光」という。）の株式につき、平成24年３月２日午前11時１分頃から同日午前11時10分頃までの間、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株式合計13万3,000株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計10万7,000株を売り付けるなどし、
（ロ）株式会社ジー・ネットワークスの株式につき、同月９日午前９時29分頃から同日午前９時32分頃までの間、前同様の方法により、同株式合計10万1,000株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計７万4,000株を売り付けるなどし、
（ハ）花月園観光の株式につき、同年６月５日午前９時23分頃から同日午前９時31分頃までの間、前同様の方法により、同株式合計12万3,000株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計２万2,000株を売り付けるなどし、
もって、前記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、前記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

【課徴金額】　107万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成25年３月12日
課徴金納付命令日　　平成25年４月１日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

３　平成23年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等

(1)　平成23年度以前の勧告事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において課徴金納付命令決定がなされていなかった事案について、その後の経緯の概要は以下のとおりである。

○　株式会社ＳＪＩとの契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

平成24年３月16日に課徴金納付命令勧告を行った、株式会社ＳＪＩとの契約締結交渉者

からの情報受領者による内部者取引事案については、被審人が審判廷において、株式会社ＳＪＩとの契約締結交渉先の役員から本件重要事実の伝達を受けたのかどうか分からない旨主張ないし陳述したため、この点を争点として争うこととなった。

審判手続を経て、金融庁長官は、上記争点について、被審人が本件重要事実の伝達を当該役員から受けていたとは認められないから、金商法第178条第1項第16号に該当する事実があると認めることはできないとして、平成24年10月19日に法令違反事実を認めることはできない旨の決定を行った。

(2) 平成23年度以前の課徴金納付命令決定に対する取消訴訟が提起された事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において判決が確定していなかった事案について、その後の概要は以下のとおり。

○ ジェイオーグループホールディングス株式会社との契約締結者からの情報受領者による内部者取引事案

【平成22年８月27日課徴金納付命令勧告、平成23年７月20日課徴金納付命令決定、平成23年８月19日取消訴訟提起、平成25年２月21日判決（大阪地裁）】

平成25年２月21日、大阪地方裁判所は、原告（被審人）は、ジェイオーグループホールディングス株式の購入又は売却に先立ち、情報伝達者から重要事実の伝達を受けていたものと認められるなどとして、原告の請求を棄却する旨の判決を言い渡し、平成25年３月８日、同判決は確定した。

第３　今後の課題

内部者取引等の不公正取引に係る違反行為について、規制の実効性を確保するためのエンフォースメント手段としては刑事罰と課徴金制度とがあるが、刑事罰は対象者に与える影響が極めて大きいため抑制的に運用する必要がある。課徴金制度には、刑事罰を科すに至らない程度の違反行為についても、その程度や態様に応じた措置をとることにより、規制の実効性を図ることが期待され、また、刑事罰に比べ迅速な処理が可能な制度となっている。このような課徴金制度の特性を活かし、迅速・効率的な調査を実施し、以下のような課題に取り組むことにより、機動性・戦略性の高い市場監視の実現に努める。

(1) 第一次情報受領者による内部者取引及びインターネット取引や複数口座を用いた相場操縦行為が依然として多く認められることから、引き続き、調査手法の工夫、研修等を活用した調査能力の向上、人材の育成に努め、取引調査の一層の迅速化・効率化が図られるようにする。

(2) 地方の居住者が不公正取引を行ったものも見受けられることから、各地域の財務局等と連携しつつ、地方の不公正取引事案についても積極的に対応する。

(3) ＩＴ化が進展する中で、これまでも、デジタルフォレンジックに必要な機器やソフトウェアの整備をするとともに、デジタルフォレンジックの専門家による研修等を実施してきたところであるが、引き続き、デジタルフォレンジックの運用体制を充実し、かつ、取引調査へ積極的に活用するなどにより、迅速・効率的な取引調査の推進に努める。

(4) 不公正取引を未然に防止する観点から、過去の課徴金事例等について様々なチャネルを通じて積極的に情報発信を行い、市場参加者の自主的な規律付けや上場企業による内部管理体

制の構築を促すなど、市場規律の強化に向けた働きかけを行う。

第５章　国際取引等調査

第１　概説

１　国際取引等調査の目的・権限等

国際取引等調査（主に外国にある者が行う取引等に係る取引調査）の目的・権限等は、第４章第１「１　取引調査の目的」、「２　取引調査の権限」、「３　課徴金の対象となる行為及び課徴金額」と同じ。

２　平成 24 年度における活動状況

(1)　平成 24 年度においては、国際取引等調査室が調査した結果、不公正取引に対し、７件、8,115 万円の課徴金納付命令勧告を行った。

(2)　証券監視委では、証券規制当局間のＭＯＵの枠組み（第９章第１参照）を通じた情報交換を実施するなど、海外規制当局等との協力・連携体制を強化してきたところである。この結果、これまでクロスボーダー取引を利用した不公正取引の摘発を行うなど着実に実績を挙げてきている。近年の金融・資本市場では、クロスボーダー取引や市場参加者の国際的な活動が日常化しており、わが国株式市場においても、取引の発注元の大半が海外である等、クロスボーダー取引が日常化している。このような傾向と並行して、不公正取引がグローバル化する動きが見られ、証券監視委においては、クロスボーダー取引を利用した不公正取引に対する調査体制をより一層強化しているところである。

証券監視委は、平成 23 年 1 月に策定した第 7 期活動方針において、基本的な考え方の新たな柱の一つとして、「市場のグローバル化への対応」を掲げ、グローバルな市場監視を強化する方針を明らかにしている。この中で、市場のグローバル化への対応として、一層の人材育成や体制整備を進めることとしており、平成 23 年 8 月、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引の実態解明を専門に担当する国際取引等調査室を設置した。

平成 24 年度においては、大型公募増資の公表前に行われた内外プロ投資家による内部者取引事案等の調査の結果、６件の内部者取引に対し、課徴金納付命令勧告を行った（本章第２　２　①～⑤参照）。東京電力株式に係る内部者取引事案は、海外に所在する違反行為者に対する課徴金納付命令勧告として、初めての事例である（本章第２　２　③参照）。また、ヤフー株式に係る相場操縦事案は、米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission）と緊密に協力・連携した結果、米国所在の違反行為者に対し、課徴金納付命令勧告を行ったものであり、不公正取引に係る課徴金額としては過去最高金額（6,571 万円）である（本章第２　２　⑥参照）。

第２　国際取引等調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

１　勧告の状況

不公正取引事案に係る平成 24 年度の課徴金納付命令勧告７件について、その内訳は、内部者取引に係る事案が６件、相場操縦に係る事案が１件である。また、対象者別の課徴金額の最高額は 6,571 万円、最低額は６万円である。

平成 24 年度における内部者取引に係る勧告事案の課徴金納付命令対象者の属性は、何れも第一次情報受領者であり、情報伝達者の属性は、契約締結者等として内部情報を得た証券会社の社員であった。また、違反行為に係る重要事実は、何れも新株等発行（公募増資）であった。

対象者属性別の勧告件数の推移

	23 年度	24 年度
会社関係者	0	0
発行体役員等	0	0
契約締結者等	0	0
公開買付者等関係者	0	0
買付者役員等	0	0
買付者との契約締結者等	0	0
第一次情報受領者	1	6
会社の重要事実	1	6
公開買付け事実	0	0
年度別勧告件数	1	6

重要事実別の勧告件数の推移

	23 年度	24 年度
新株等発行	1	6
剰余金の配当	0	0
業務提携・解消	0	0
民事再生・会社更生	0	0
損害の発生	0	0
決算情報	0	0
バスケット条項	0	0
その他の重要事実	0	0
公開買付け	0	0
年度別勧告件数	1	6

情報伝達者属性別の勧告件数の推移

	23 年度	24 年度
会社重要事実の伝達	1	6
発行体役員等	0	0
契約締結者等	1	6
公開買付け事実の伝達	0	0
買付者役員等	0	0
買付者との契約締結者等	0	0
うち　買付対象者役員等	0	0

（※１）「年度」とは４月～翌年３月の期間をいう。
（※２）件数は、納付命令対象者数を計上。

２　勧告事案の概要

平成 24 年度において、不公正取引に対して課徴金納付命令勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

①　日本板硝子株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 24 年５月 29 日

【勧告の対象となった違反事実】

あすかアセットマネジメント株式会社（課徴金納付命令対象者）は、その締結した投資一任契約に基づき、当該契約の相手方がその資産を管理するファンドの資産の運用を行っていたところ、当該運用を行っていた同社社員が、日本板硝子株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙らが交渉

に関して知り、甲がその職務に関し知った、日本板硝子株式会社の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受け、この事実が公表されるより以前の平成22年８月５日から同月23日までの間、上記ファンドの計算において、日本板硝子株式会社の株式合計215万株を総額４億6,537万9,995円で売り付けた。

【課徴金額】　13万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　　平成24年５月29日
課徴金納付命令日　　平成24年６月26日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

②　株式会社みずほファイナンシャルグループの契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成24年５月29日

【勧告の対象となった違反事実】
三井住友信託銀行株式会社（課徴金納付命令対象者）は、平成24年４月１日に同社との吸収合併により消滅した中央三井アセット信託銀行株式会社の業務を承継したものであるが、中央三井アセット信託銀行株式会社は、その締結する３つの投資一任契約に基づき、３つの顧客財産の運用を行っていたところ、当該運用を行っていた同社社員が、株式会社みずほファイナンシャルグループとの株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲及び乙から、同証券会社の他の社員丙が交渉に関して知り、甲及び乙がその職務に関し知った、株式会社みずほファイナンシャルグループの業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受け、この事実が公表される以前の平成22年６月24日に、投資一任契約の相手方である各顧客の計算において、株式会社みずほファイナンシャルグループの株式合計117万8,600株を総額１億8,418万1,825円で売り付けた。

【課徴金額】　８万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　　平成24年５月29日
課徴金納付命令日　　平成24年６月27日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

③　東京電力株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成24年６月８日

【勧告の対象となった違反事実】

１．First New York Securities L.L.C.（課徴金納付命令対象者）は、同社の自己の資産の運用を行っていた同社所属のトレーダーが、東京電力株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙らが交渉に関して知り、甲がその職務に関し知った、東京電力株式会社の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした事実の伝達を受け、この事実が公表された平成22年９月29日午後３時50分より以前の平成22年９月28日に、First New York Securities L.L.C.の計算において、東京電力株式会社の株式合計３万5,000株を総額8,051万8,900円で売り付けた。

２．課徴金納付命令対象者Ｘは、東京電力株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙らが交渉に関して知り、甲がその職務に関し知った、東京電力株式会社の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした事実の伝達を受け、この事実が公表された平成９月29日午後３時50分より以前の平成22年９月27日から同月29日までの間に、自己の計算において、東京電力株式会社の株式合計200株を総額44万3,100円で売り付けた。

【課徴金額】

First New York Securities L.L.C.　1,468万円

課徴金納付命令対象者Ｘ　6万円

【勧告後の経緯】

（First New York Securities L.L.C.、課徴金納付命令対象者Ｘとも同日）

審判手続開始決定日　　平成24年６月８日

第１回審判期日（結審）　平成25年４月24日

※　平成25年５月31日現在、金融庁長官から課徴金納付命令の決定はなされていない。

④　ジャパン・アドバイザリー合同会社による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成24年６月29日（※）

【勧告の対象となった違反事実】

ジャパン・アドバイザリー合同会社（課徴金納付命令対象者）において、外国籍の２つのヘッジファンドの財産を実質的に運用していた同社社員が、平成22年８月20日に、日本板硝子株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙らが交渉に関して知り、甲がその職務に関し知った、日本板硝子の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成22年８月24日より前の平成22年８月20日に、上記外国籍ヘッジファンドの計算において、日本板硝子株式会社の株式合計265万3,000株を総額５億4,178万6,532円で売り付けた。

【課徴金額】　37万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成24年６月29日

第１回審判期日（結審）　平成24年10月17日

課徴金納付命令日　　平成 25 年１月８日

※　本件の調査の結果、上記内部者取引規制に違反した行為（金商法第 166 条第３項前段）に加え、投資助言・代理業を行うことにつき内閣総理大臣の登録を受けていた当社が潜脱的に無登録で投資運用業を営んだ行為（同法第 29 条）及び法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況（金融商品取引法第 40 条第２号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第１項第５号）が認められたとして、平成 24 年６月 29 日、ジャパン・アドバイザリー合同会社に対する行政処分を求める勧告を行った（附属資料２－４―３(1)②参照）。

⑤　ジャパン・アドバイザリー合同会社による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 24 年 11 月２日

【勧告の対象となった違反事実】

ジャパン・アドバイザリー合同会社（課徴金納付命令対象者）において、外国籍の２つのヘッジファンドの財産を実質的に運用していた同社社員が、平成 23 年７月５日に、エルピーダメモリ株式会社と株式引受契約の締結の交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙が交渉に関して知り、甲がその職務に関し知った、エルピーダメモリ株式会社の業務執行を決定する機関が株式及び転換社債型新株予約権付社債の募集を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 23 年７月 11 日より前の平成 23 年７月６日に、上記外国籍ヘッジファンドの計算において、エルピーダメモリ株式会社の株式合計３万 2,600 株を総額 3,041 万 4,986 円で売り付けた。

【課徴金額】　12 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成 24 年 11 月２日
第１回審判期日（結審）　平成 25 年２月 13 日
課徴金納付命令日　　平成 25 年４月 16 日

⑥　ヤフー株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成 24 年 12 月 13 日

【勧告の対象となった違反事実】

タイガー・アジア・パートナーズ・エルエルシー（課徴金納付命令対象者。以下「タイガー・アジア」という。）は、その業務執行社員らにおいて、ヤフー株式会社の株式につき、平成 21 年３月 17 日午後零時 30 分頃から午後３時頃までの間、同株式の売買を誘引する目的をもって、直前約定値段より高値の上限価格を提示した買付けの計らい注文を複数の証券会社に分散して発注する方法により、同株式の株価を２万 4,310 円から２万 5,340 円まで引き上げるなどし、同社が出資する米国籍のヘッジファンド（以下「米国籍ファンド」という。）を含む外国籍の２つのヘッジファンド名義で合計３万 2,960 株の買付け等を行い、そのうち、タイガー・アジアの計算において、米国籍ファンド名義での１万 4,172 株の買付け等によって、その出資割合である 4.82 パーセント相当を取引するな

どし、もって、同株式の相場を変動させるべき一連の売買等をした。

【課徴金額】　6,571 万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成 24 年 12 月 13 日
課徴金納付命令日　　平成 25 年１月 28 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

３　平成 23 年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等

平成 23 年度以前の勧告事案のうち、前回までの「証券取引等監視委員会の活動状況」において、課徴金納付命令決定がなされていなかった事案について、その後の経緯の概要は以下のとおり。

○　国際石油開発帝石株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

平成 24 年３月 21 日に課徴金納付命令勧告を行った国際石油開発帝石株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者である三井住友信託銀行株式会社（課徴金納付命令対象者）による内部者取引事案については、同日、審判手続開始決定が行われた。その後、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われず、金融庁長官は、平成 24 年６月 27 日に５万円の課徴金の納付を命ずる決定を行った。

第３　今後の課題

近年の金融・資本市場では、クロスボーダー取引や市場参加者の国際的な活動が日常化しており、わが国株式市場においても、取引の発注元の大半が海外からである等、クロスボーダー取引が日常化している。このような傾向と並行して、不公正取引がグローバル化する動きが見られるため、証券監視委が実効性のあるエンフォースメントを行っていくには、以下のような課題に取り組み、グローバルな資金の流れやクロスボーダーの不公正取引の実態解明を効率的・効果的に行う調査体制に強化し、世界中の証券規制当局と協働で市場の公正性・透明性の確保に努めることを目指す必要がある。

(1)　海外証券規制当局との一層の連携強化

平成 24 年度に課徴金納付命令勧告を行った東京電力株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引やヤフー株に係る相場操縦事案（附属資料２－４－３(2)②参照）は、違反行為者が海外に所在する事案であり、特に海外の当局と協力・連携して対処する必要があった。証券監視委においては、これまでもグローバル化する不公正取引に対応するため、MMOU（多国間情報交換枠組み）などを活用して海外当局と連携を行ってきたが、今後はより一層、海外当局と積極的にコミュニケーションを図り、これまで以上にネットワークを深めることで、実効的な情報交換の実現を目指し、クロスボーダー取引を利用した不公正取引の実態解明に取り組んでいく。

⑵　グローバル化に対応した人材育成

クロスボーダー取引を利用した不公正取引の調査では、海外当局との連携や情報の分析等において、語学力や高度な専門知識に加え、グローバルなコミュニケーション能力等が必要であり、証券監視委にとって、こうしたスキルを備えた人材の育成が重要な課題である。

証券監視委としては、職員の国際会議や海外研修等への参加を奨励し、クロスボーダー取引を利用した不公正取引に対する分析能力・調査能力の向上や、海外当局とのネットワークの強化を図り、グローバル化に対応した人材育成に取り組んでいく。

⑶　複雑化・多様化する金融商品・取引への対応の強化

グローバルな金融・資本市場のイノベーションの進展とともに、金融商品・取引は複雑化・多様化する傾向にあり、証券監視委は、こうした変化に的確に対応していくために、新たな商品・取引形態についても十分な実態把握に努め、それを活用した不公正取引の調査に取り組んでいく。

第６章　開示検査

第１　概説

１　開示検査の目的

金商法における開示（ディスクロージャー）制度とは、有価証券の発行・流通市場において、投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するため、有価証券届出書を始めとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務付け、これらを公衆縦覧に供することにより、有価証券の発行者の事業内容、財務内容等を正確、公平かつ迅速に開示し、もって投資者保護を図ろうとする制度である。

上記開示制度の実効性を確保するため、金商法において、内閣総理大臣は、必要かつ適当であると認めるときは、有価証券届出書の届出者、有価証券報告書の提出者、発行登録書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対し、報告、資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査（以下「開示検査」という。）を行うことができるとされている。

開示検査は、①正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるようにすること、②ディスクロージャー規制の違反行為を抑止することにより、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護に資することを目的として行われている。

開示検査の結果、開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合には、課徴金納付命令勧告を行うほか、当該開示書類の訂正報告書等が提出されない場合には、必要に応じて訂正報告書等の提出命令勧告を行うなど、行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告する。また、重要な事項についての虚偽記載が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められた場合には、適正な開示を求める観点から自発的な訂正を促している。

２　開示検査の権限

我が国金融・資本市場においては、金商法の規定に基づき、約 3,500 社の上場会社を始めとする有価証券報告書の提出義務を負う発行者等から開示書類が提出されている。これらの開示書類に対する開示検査の具体的な権限は以下のとおりである。

(1)　有価証券届出書、発行登録書、有価証券報告書、内部統制報告書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書若しくは親会社等状況報告書等を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第 26 条（同法第 27 条において準用する場合を含む。））

(2)　公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第 27 条の 22 第１項（同法第 27 条の 22 の２第２項において準用する場合を含む。））

(3)　意見表明報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第 27 条の 22 第２項）

(4)　大量保有報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第 27 条の 30 第１項）

(5)　大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社又は参考人に対する報告徴取権限（金商法第 27 条の 30 第２項）

(6)　特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第 27 条の 35）

(7)　監査証明を行った公認会計士又は監査法人に対する報告徴取権限（金商法第 193 条の２第６項）

（注１）なお、以下の権限については、課徴金に係る事件についての検査に係るものを除き、証券監視委に委任されていない。

・有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する報告徴取及び検査権限（金商法施行令第 38 条の２第１項第１号及び第２号）

・公開買付期間中における公開買付者等及び意見表明報告書の提出者等に対する報告徴取及び検査権限（金商法施行令第 38 条の２第１項第３号）

（注２）上記の報告徴取権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げないこととなっている。（金商法施行令第 38 条の２第１項ただし書）

３　課徴金の対象となる行為及び課徴金額

開示検査の結果、開示書類に重要な事項について虚偽記載等が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行う（設置法 20 条）。課徴金納付命令の発出を求める勧告が行われた場合には、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は審判手続開始の決定を行い、審判官が審判手続を経た上で審判事件についての決定案を作成し、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）が決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を行うことになる（附属資料２－４－４参照）。

課徴金制度導入以降、「証券取引法の一部を改正する法律」（平成 17 年法律第 76 号）、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 65 号）及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成 20 年法律第 65 号）により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金水準を引き上げる見直しが行われている。

開示関係の主な対象行為と課徴金額は以下のとおりである。

(1)　有価証券届出書を提出せずに募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条）

課徴金額：株券等総額の 100 分の 4.5（募集・売出し等は 2.25）

（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する募集・売出し等について適用。

(2)　虚偽記載のある有価証券届出書等（募集・売出し等の発行開示）により募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条の２、旧金商法第 172 条）

課徴金額：株券等総額の 100 分の 4.5（募集・売出し等は 2.25）

（注）平成 20 年 12 月 12 日以後に提出される発行開示書類について適用。
改正前の課徴金額は、株券等総額の 100 分の２（募集・売出し等は１）。

(3)　有価証券報告書等（事業年度ごとの継続開示等）を提出しない行為（金商法第 172 条の３）

課徴金額：前事業年度の監査報酬額（前事業年度の監査がない場合等は 400 万円）（四半期報告書・半期報告書の場合はその２分の１）

（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する事業年度に係る継続開示書類について適用。

(4)　虚偽記載のある有価証券報告書等（事業年度ごとの継続開示等）を提出する行為（金商法第 172 条の４、旧金商法第 172 条の２）

課徴金額：600 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の６のいずれか大きい額（四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその２分の１）

（注１）平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する事業年度に係る継続開示書類について適用。
改正前の課徴金額は、300 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の３のいずれか大きい額（四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその２分の１）。

（注２）平成 18 年の証取法改正により、虚偽記載のある四半期報告書の提出が新たに課徴金の対象とされ、平成 20 年４月１日以後に開始する事業年度から適用。

(5)　公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をする行為（金商法第 172 条の５）

課徴金額：買付総額の 100 分の 25

（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に行われる買付け等について適用。

(6)　虚偽表示のある公開買付開始公告を行い、又は虚偽記載のある公開買付届出書等を提出する行為（金商法第 172 条の６）

課徴金額：買付株券等の時価合計額の 100 分の 25

（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に行われる公開買付開始公告に係る公開買付けについて適用。

(7)　大量保有報告書・変更報告書を提出しない行為（金商法第 172 条の７）

課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の 10 万分の１

（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に報告期限が到来するものについて適用。

(8)　虚偽記載のある大量保有報告書・変更報告書等を提出する行為（金商法第 172 条の８）

課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の 10 万分の１

（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に提出されるものについて適用。

(9)　特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条の９）

課徴金額：募集・売出総額の 100 分の 2.25（株券等は 4.5）

（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する違反行為について適用。

(10)　虚偽のある特定証券等情報を提供又は公表して特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条の 10）

課徴金額：イ）当該特定証券等情報が公表されている場合

募集・売出総額の 100 分の 2.25（株券等は 4.5）

ロ）当該特定証券等情報が公表されていない場合

イ）の額に、

$$\frac{\text{当該特定証券等情報の提供を受けた者の数}}{\text{当該特定勧誘等の相手方の数}}$$

を乗じて得た額

（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する違反行為について適用。

（11） 虚偽のある発行者等情報を提供又は公表する行為（金商法第 172 条の 11）

課徴金額：イ）当該発行者等情報が公表されている場合

600 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の６のいずれか大きい額

ロ）当該発行者等情報が公表されていない場合

イ）の額に、

$$\frac{\text{当該発行者等情報の提供を受けた者の数}}{\text{発行者等情報の提供を受けるべき相手方の数}}$$

を乗じて得た額

（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する違反行為について適用。

（注 1）違反者が過去５年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は 1.5 倍となる。

（注 2）発行開示書類・継続開示書類の虚偽記載等、大量保有報告書等の不提出等について、違反者が当局による調査前に申告を行った場合には、課徴金の額は半額となる。

4　平成 24 年度における活動状況

平成 24 年度においては、開示会社 37 社に対する開示検査を終了するとともに、当該検査結果に基づき、開示書類の重要な事項についての虚偽記載等の開示義務違反に対し、９件、金額で７億 2,174 万 9,994 円の課徴金納付命令勧告を行ったほか、開示書類の訂正報告書が提出されない１件の事案について、訂正報告書の提出命令勧告（※）を行った。

また、開示検査の結果、重要な事項についての虚偽記載が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められたときには、自発的な訂正を行うよう促しているところである。

※　開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合、当該開示書類の訂正報告書等が提出されないときには、訂正報告書等の提出を命ずるよう勧告を行う（平成 17 年以降、実績は３件のみ）。

検査終了件数		37 件
（うち）	課徴金納付命令勧告を行ったもの	９件
	訂正報告書の提出命令勧告を行ったもの	１件
	課徴金納付命令勧告等は行わなかったものの、自発的な訂正を促したもの	４件

第２　開示検査結果に基づく課徴金納付命令勧告等

１　勧告の状況

平成 24 年度における開示義務違反に対する課徴金納付命令勧告事案は、有価証券届出書の虚偽記載、有価証券報告書等の虚偽記載であった。

また、開示書類に係る虚偽記載の態様は、架空売上の計上、売上原価の過少計上、投資有価証券の過大計上、のれんの過大計上、長期借入金の過少計上、貸倒引当金の過少計上等と、多岐にわたるものとなっている。

なお、平成 24 年度における開示義務違反に対する課徴金納付命令勧告に係る課徴金額の最高額は、３億 9,969 万円（日本風力開発株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載）である。

２　勧告事案の概要

平成 24 年度において、開示検査結果に基づき課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

※　以下本章において「旧金商法」とは、平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法をいう。

(1)　課徴金納付命令に関する勧告

①　オリンパス株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成 24 年４月 13 日

【勧告の対象となった違反事実】

オリンパス株式会社は、関東財務局長に対し、投資有価証券の過大計上やのれんの過大計上等により、下表のとおり、旧金商法第 172 条の２第１項及び第２項並びに金商法第 172 条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 19 年 6 月 28 日	第139期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成 19 年 3 月期有価証券報告書)	平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が 224,951 百万円であるところを 344,871 百万円と記載	・投資有価証券の過大計上 ・長期借入金の過少計上 等

2	平成19年12月14日	第140期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書(平成19年9月中間期半期報告書)	平成19年4月1日～平成19年9月30日の中間連結会計期間	中間連結貸借対照表	連結純資産額が248,965百万円であるところを372,473百万円と記載	・投資有価証券の過大計上 ・長期借入金の過少計上 等
3	平成20年6月27日	第140期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成20年3月期有価証券報告書)	平成19年4月1日～平成20年3月31日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が242,877百万円であるところを367,876百万円と記載	・投資有価証券の過大計上 ・のれんの過大計上 等
4	平成20年8月14日	第141期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成20年6月第1四半期四半期報告書)	平成20年4月1日～平成20年6月30日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が240,628百万円であるところを366,948百万円と記載	・投資有価証券の過大計上 ・のれんの過大計上 等
5	平成20年11月14日	第141期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成20年9月第2四半期四半期報告書)	平成20年7月1日～平成20年9月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が211,897百万円であるところを343,910百万円と記載	・投資有価証券の過大計上 ・のれんの過大計上 等
6	平成21年2月13日	第141期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成20年12月第3四半期四半期報告書)	平成20年10月1日～平成20年12月31日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が110,428百万円であるところを241,281百万円と記載	・投資有価証券の過大計上 ・のれんの過大計上 等
7	平成21年6月26日	第141期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成21年3月期有価証券報告書)	平成20年4月1日～平成21年3月31日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が110,594百万円であるところを168,784百万円と記載	・投資有価証券の過大計上 ・のれんの過大計上 等

8	平成21年8月14日	第142期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年6月第1四半期四半期報告書）	平成21年4月1日～平成21年6月30日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が127,124百万円であるところを185,941百万円と記載	・投資有価証券の過大計上 ・のれんの過大計上 等
9	平成21年11月13日	第142期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年9月第2四半期四半期報告書）	平成21年7月1日～平成21年9月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が146,821百万円であるところを204,298百万円と記載	・投資有価証券の過大計上 ・のれんの過大計上 等
10	平成22年2月15日	第142期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年12月第3四半期四半期報告書）	平成21年10月1日～平成21年12月31日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が158,251百万円であるところを214,952百万円と記載	・投資有価証券の過大計上 ・のれんの過大計上 等
11	平成22年6月29日	第142期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成22年3月期有価証券報告書）	平成21年4月1日～平成22年3月31日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が163,142百万円であるところを216,891百万円と記載	・投資有価証券の過大計上 ・のれんの過大計上 等
12	平成22年8月13日	第143期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年6月第1四半期四半期報告書）	平成22年4月1日～平成22年6月30日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が132,408百万円であるところを185,922百万円と記載	・投資有価証券の過大計上 ・のれんの過大計上 等
13	平成22年11月12日	第143期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年9月第2四半期四半期報告書）	平成22年7月1日～平成22年9月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が128,255百万円であるところを180,482百万円と記載	・投資有価証券の過大計上 ・のれんの過大計上 等

14	平成23年2月14日	第143期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年12月第3四半期四半期報告書）	平成22年10月1日～平成22年12月31日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が109,488百万円であるところを160,173百万円と記載	・投資有価証券の過大計上 ・のれんの過大計上 等
15	平成23年6月29日	第143期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成23年3月期有価証券報告書）	平成22年4月1日～平成23年3月31日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が115,589百万円であるところを166,836百万円と記載	のれんの過大計上 等
16	平成23年8月11日	第144期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年6月第1四半期四半期報告書）	平成23年4月1日～平成23年6月30日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が101,751百万円であるところを151,147百万円と記載	のれんの過大計上 等

（注）金額は百万円未満四捨五入である。

【課徴金額】　1億9,181万9,994円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成24年4月13日
課徴金納付命令日　平成24年7月11日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

また、本件に関しては、金融商品取引等の公正を害する悪質な行為について、刑事上の責任追及を行うため、告発を行うとともに、金商法に基づく開示制度の下で、正確な企業情報を遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供するため、勧告を行っている。（なお、罰金の確定裁判があるときは、課徴金額は、その額から罰金の額を控除した額に調整されることとなる。（金商法第185条の8第6項））

②　スリープログループ株式会社に係る四半期報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成24年5月25日

【勧告の対象となった違反事実】
スリープログループ株式会社は、関東財務局長に対し、投資有価証券評価損の過少計上等により、下表のとおり、金商法第172条の4第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」四半期報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成22年6月14日	第34期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年4月第2四半期四半期報告書）	平成21年11月1日～平成22年4月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が50百万円であるところを119百万円と記載	投資有価証券評価損の過少計上 等
2	平成22年9月17日	第34期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年7月第3四半期四半期報告書）	平成21年11月1日～平成22年7月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が35百万円であるところを169百万円と記載	・投資有価証券評価損の過少計上 ・貸倒引当金繰入額の過少計上 等
3	平成23年2月28日	第34期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書の訂正報告書(平成22年4月第2四半期四半期報告書の訂正報告書)	平成21年11月1日～平成22年4月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が50百万円であるところを131百万円と記載	投資有価証券評価損の過少計上 等
4	平成23年2月28日	第34期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書の訂正報告書(平成22年7月第3四半期四半期報告書の訂正報告書)	平成21年11月1日～平成22年7月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が35百万円であるところを174百万円と記載	・投資有価証券評価損の過少計上 ・貸倒引当金繰入額の過少計上 等

（注）金額は百万円未満切捨てである。

【課徴金額】　600万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成24年5月25日
課徴金納付命令日　　平成24年6月11日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

③　ＲＨインシグノ株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成 24 年５月 25 日

【勧告の対象となった違反事実】

ＲＨインシグノ株式会社は、北海道財務局長に対し、のれんの過大計上による損失の過少計上等により、下表のとおり、金商法第 172 条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 21 年 11 月 16 日	第 51 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書）	平成 21 年 4 月 1 日～平成 21 年 9 月 30 日の第 2 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲274 百万円であるところを▲7 百万円と記載	のれんの過大計上による損失の過少計上等
2	平成 22 年 2 月 12 日	第 51 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書）	平成 21 年 4 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲253 百万円であるところを▲113 千円と記載	のれんの過大計上による損失の過少計上等
3	平成 22 年 6 月 28 日	第 51 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 22 年 3 月期有価証券報告書）	平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結損益計算書	連結経常損益が▲265 百万円であるところを 64 百万円と記載 連結当期純損益が▲483 百万円であるところを 116 百万円と記載	・のれんの過大計上による損失の過少計上 ・営業投資有価証券評価損の過少計上 ・売上の過大計上 等
				連結貸借対照表	連結純資産額が 1,686 百万円であるところを 2,237 百万円と記載	
4	平成 22 年 8 月 16 日	第 52 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書）	平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 6 月 30 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 1,063 百万円であるところを 2,172 百万円と記載	・のれんの過大計上 ・営業投資有価証券の過大計上 ・売掛金の過大計上 等

5	平成22年11月15日	第52期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年9月第2四半期四半期報告書）	平成22年7月1日～平成22年9月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,466百万円であるところを2,029百万円と記載	・のれんの過大計上 ・営業投資有価証券の過大計上 ・売掛金の過大計上 等
6	平成23年2月14日	第52期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年12月第3四半期四半期報告書）	平成22年10月1日～平成22年12月31日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,373百万円であるところを1,928百万円と記載	・のれんの過大計上 ・営業投資有価証券の過大計上 ・売掛金の過大計上 等
7	平成22年12月17日	第51期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書の訂正報告書（平成22年3月期有価証券報告書の訂正報告書）	平成21年4月1日～平成22年3月31日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が1,686百万円であるところを2,304百万円と記載	・のれんの過大計上 ・営業投資有価証券の過大計上 ・売掛金の過大計上 等
8	平成22年12月17日	第52期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書の訂正報告書（平成22年6月第1四半期四半期報告書の訂正報告書）	平成22年4月1日～平成22年6月30日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,603百万円であるところを2,172百万円と記載	・のれんの過大計上 ・営業投資有価証券の過大計上 ・売掛金の過大計上 等
9	平成22年12月17日	第52期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書の訂正報告書（平成22年9月第2四半期四半期報告書の訂正報告書）	平成22年7月1日～平成22年9月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,466百万円であるところを2,029百万円と記載	・のれんの過大計上 ・営業投資有価証券の過大計上 ・売掛金の過大計上 等

（注）金額は原則として百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】　1,200万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成24年5月25日

課徴金納付命令日　　平成24年6月19日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

④　株式会社ホッコクに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成24年7月10日

【勧告の対象となった違反事実】

1．株式会社ホッコクは、関東財務局長に対し、架空売上の計上等により、下表のとおり、金商法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成21年11月16日	第42期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年9月第2四半期四半期報告書）	平成21年4月1日～平成21年9月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が283百万円以上の損失であるところを45百万円の損失と記載	架空売上の計上
2	平成22年2月15日	第42期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年12月第3四半期四半期報告書）	平成21年4月1日～平成21年12月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が398百万円以上の損失であるところを161百万円の損失と記載	架空売上の計上 等
3	平成22年6月28日	第42期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成22年3月期有価証券報告書）	平成21年4月1日～平成22年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結経常損益が382百万円以上の損失であるところを116百万円の損失と記載 連結当期純損益が1,209百万円以上の損失であるところを942百万円の損失と記載	架空売上の計上 等

（注）金額は百万円未満切捨てである。

2．株式会社ホッコクは、関東財務局長に対し、

（イ）　平成22年8月3日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成22年3月期有価

証券報告書（上表番号欄３参照）を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年８月 19 日、443 個の新株予約権証券を 62,767,341 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させ、

（ロ） 平成 22 年８月３日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 22 年３月期有価証券報告書（上表番号欄３参照）を組込情報とする有価証券届出書（普通株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年８月 19 日、2,877,000 株の株式を 399,903,000 円で取得させた。

同社が行った上記の行為は、金商法第 172 条の２第１項第１号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

【課徴金額】 2,681 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 24 年７月 10 日
課徴金納付命令日 平成 24 年８月９日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑤ 株式会社プリンシバル・コーポレーションに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 24 年９月 28 日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社プリンシバル・コーポレーションは、関東財務局長に対し、貸倒引当金の過少計上等により、下表のとおり、金商法第 172 条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 23 年 6 月 27 日	第 66 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 23 年 3 月期有価証券報告書）	平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が 352 百万円であるところを 657 百万円と記載	貸倒引当金の過少計上等
				連結貸借対照表	連結純資産額が 395 百万円であるところを 700 百万円と記載	

2	平成23年 8月12日	第67期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年6月第1四半期四半期報告書）	平成23年4月1日～平成23年6月30日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が273百万円であるところを584百万円と記載	貸倒引当金の過少計上 等
3	平成23年 11月14日	第67期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年9月第2四半期四半期報告書）	平成23年7月1日～平成23年9月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が122百万円であるところを408百万円と記載	貸倒引当金の過少計上 等

（注）金額は百万円未満切捨てである。

【課徴金額】　1,200万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成24年9月28日
課徴金納付命令日　平成24年11月9日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑥　株式会社ストリームに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成24年10月16日

【勧告の対象となった違反事実】
株式会社ストリームは、関東財務局長に対し、仕入先との取引に係るリベートの過大計上による売上原価の過少計上等により、下表のとおり、旧金商法第172条の2第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成19年 10月30日	第9期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書（平成19年7月中間期半期報告書）	平成19年2月1日～平成19年7月31日の中間連結会計期間	中間連結損益計算書	連結経常損益が▲8百万円であるところを192百万円と記載 連結中間純損益が▲85百万円であるところを114百万円と記載	売上原価の過少計上

2	平成 20 年 4 月 30 日	第 9 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 20 年 1 月期有価証券報告書）	平成 19 年 2 月 1 日～平成 20 年 1 月 31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結経常損益が 181 百万円であるところを 443 百万円と記載 連結当期純損益が 65 百万円であるところを 272 百万円と記載	売上原価の過少計上 等
3	平成 20 年 10 月 31 日	第 10 期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書（平成 20 年 7 月中間期半期報告書）	平成 20 年 2 月 1 日～平成 20 年 7 月 31 日の中間連結会計期間	中間連結 損益計算書	連結経常損益が 73 百万円であるところを 220 百万円と記載 連結中間純損益が▲1 百万円であるところを 129 百万円と記載	売上原価の過少計上 等
4	平成 21 年 4 月 30 日	第 10 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 21 年 1 月期有価証券報告書）	平成 20 年 2 月 1 日～平成 21 年 1 月 31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が 74 百万円であるところを 143 百万円と記載	売上原価の過少計上

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】　600 万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成 24 年 10 月 16 日
課徴金納付命令日　　平成 24 年 11 月 21 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑦　株式会社東理ホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成 24 年 11 月 6 日

【勧告の対象となった違反事実】
株式会社東理ホールディングス（以下「当社」という。）は、平成 19 年 7 月から平成 20 年 3 月にかけて、当社の元役員等に対して金銭等を貸し付けた。その後、契約が変更され、当該貸付取引に係る債権の回収がほとんど見込めなくなっていたにもかかわらず、これらを適切に検討せず、下表のとおり、貸倒引当金繰入額を過少計上するなどした以下の有価証券報告書等を関東財務局長に提出した。当該有価証券報告書等は、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」ものに該当する。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成20年6月30日	第4期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成20年3月期有価証券報告書）	平成19年4月1日～平成20年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲10,199百万円であるところを▲9,407百万円と記載	貸倒引当金繰入額の過少計上等
2	平成20年8月8日	第4期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書の訂正報告書（平成20年3月期有価証券報告書の訂正報告書）	平成19年4月1日～平成20年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲10,199百万円であるところを▲9,572百万円と記載	貸倒引当金繰入額の過少計上等
3	平成22年2月15日	第4期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書の訂正報告書（平成20年3月期有価証券報告書の訂正報告書）	平成19年4月1日～平成20年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲10,199百万円であるところを▲9,572百万円と記載	貸倒引当金繰入額の過少計上等

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】　300万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成24年11月6日
課徴金納付命令日　平成24年12月5日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑧　株式会社クロニクルに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成25年3月26日

【勧告の対象となった違反事実】
1．株式会社クロニクル（以下「当社」という。）は、複数の海外ファンドに対する出資金を資産計上していたが、これらのファンドについては、いずれも運用実態がなく、使途不明金として損失を計上すべきであった。また、当社は、債務免除をしていた貸付金があるにもかかわらず、当該債務免除を行った時点において、これに係る損失を

計上していなかった。

これらの結果、当社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第172条の２第１項及び第２項並びに金商法第172条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成21年2月13日	第30期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成20年12月第1四半期四半期報告書）	平成20年10月1日～平成20年12月31日の第1四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が1,581百万円以上の損失であるところを1,228百万円の損失と記載	・営業出資金名目の使途不明金に係る損失の不計上 ・債務免除に係る損失の不計上 等
2	平成21年5月15日	第30期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年3月第2四半期四半期報告書）	平成20年10月1日～平成21年3月31日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が1,868百万円以上の損失であるところを1,440百万円の損失と記載	・営業出資金名目の使途不明金に係る損失の不計上 ・債務免除に係る損失の不計上 等
3	平成21年8月14日	第30期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年6月第3四半期四半期報告書）	平成20年10月1日～平成21年6月30日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が2,544百万円以上の損失であるところを2,122百万円の損失と記載	・営業出資金名目の使途不明金に係る損失の不計上 ・債務免除に係る損失の不計上 等
4	平成21年12月24日	第30期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成21年9月期有価証券報告書）	平成20年10月1日～平成21年9月30日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が2,949百万円以上の損失であるところを2,389百万円の損失と記載	・営業出資金名目の使途不明金に係る損失の不計上 ・債務免除に係る損失の不計上 等
5	平成22年12月24日	第31期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成22年9月期有価証券報告書）	平成21年10月1日～平成22年9月30日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が3,837百万円以下であるところを4,968百万円と記載	・営業出資金の架空計上 ・貸付金の過大計上 等

6	平成23年 2月14日	第32期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年12月第1四半期四半期報告書）	平成22年10月1日～平成22年12月31日の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が3,642百万円以下であるところを4,802百万円と記載	・営業出資金の架空計上 ・貸付金の過大計上 等
7	平成23年 5月16日	第32期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年3月第2四半期四半期報告書）	平成23年1月1日～平成23年3月31日の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が3,535百万円以下であるところを4,678百万円と記載	・営業出資金の架空計上 ・貸付金の過大計上 等
8	平成23年 8月15日	第32期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年6月第3四半期四半期報告書）	平成23年4月1日～平成23年6月30日の第3四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が3,329百万円以下であるところを4,485百万円と記載	・営業出資金の架空計上 ・貸付金の過大計上 等
9	平成23年 12月26日	第32期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成23年9月期有価証券報告書）	平成22年10月1日～平成23年9月30日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が2,855百万円以下であるところを3,669百万円と記載	営業出資金の架空計上 等
10	平成24年 2月14日	第33期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年12月第1四半期四半期報告書）	平成23年10月1日～平成23年12月31日の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が2,742百万円以下であるところを3,515百万円と記載	営業出資金の架空計上
11	平成24年 5月15日	第33期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成24年3月第2四半期四半期報告書）	平成24年1月1日～平成24年3月31日の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が2,601百万円以下であるところを3,375百万円と記載	営業出資金の架空計上

12	平成24年8月14日	第33期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成24年6月第3四半期四半期報告書）	平成24年4月1日～平成24年6月30日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が2,512百万円以下であるところを3,275百万円と記載	営業出資金の架空計上
13	平成24年12月26日	第33期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成24年9月期有価証券報告書）	平成23年10月1日～平成24年9月30日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が396百万円であるところを1,559百万円と記載	・営業出資金の架空計上 ・棚卸資産の過大計上

（注）金額は百万円未満切捨てである。

２．当社は、関東財務局長に対し、平成23年12月７日、平成22年９月期有価証券報告書（上表番号欄５参照）及び平成23年６月第３四半期四半期報告書（上表番号欄８参照）を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年12月26日、480個の新株予約権証券を965,280,000円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させ、もって重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。

【課徴金額】　6,443万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成25年３月26日
課徴金納付命令日　　平成25年５月10日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑨　日本風力開発株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成25年３月29日

【勧告の対象となった違反事実】
１．日本風力開発株式会社（以下「当社」という。）は、平成21年３月期において、風力発電機販売斡旋取引に係る売上を計上した下表の有価証券報告書等を関東財務局長に提出したが、この風力発電機販売斡旋取引には、販売斡旋の役務提供及びその対価の実態がないことから、売上を計上することはできず、当社の提出した有価証券報告書等には、虚偽の記載があると認められる。この虚偽記載は、旧金商法第172条の２第１項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」ものに該当する。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成21年6月24日	第10期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成21年3月期有価証券報告書）	平成20年4月1日～平成21年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結経常損益が▲64百万円であるところを2,201百万円と記載 連結当期純損益が▲1,434百万円であるところを831百万円と記載	実態のない風力発電機販売斡旋取引に係る売上の計上
2	平成22年7月28日	第10期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書の訂正報告書（平成21年3月期有価証券報告書の訂正報告書）	平成20年4月1日～平成21年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結経常損益が▲404百万円であるところを1,861百万円と記載 連結当期純損益が▲1,635百万円であるところを630百万円と記載	実態のない風力発電機販売斡旋取引に係る売上の計上

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

２．当社は、関東財務局長に対し、以下のとおり、金商法第172条の２第１項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させたものである。

（イ）　平成21年９月７日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成21年３月期有価証券報告書（上表番号欄１参照）を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年９月25日、新株予約権を3,000,000,000円で取得させた。

（ロ）　平成21年11月10日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成21年３月期有価証券報告書（上表番号欄１参照）を参照書類とする有価証券届出書（一般募集）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年11月25日、20,000株の株式を4,726,900,000円で取得させた。

（ハ）　平成21年11月10日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成21年３月期有価証券報告書（上表番号欄１参照）を参照書類とする有価証券届出書（その他の者に対する割当）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年12月17日、3,000株の株式を709,035,000円で取得させた。

（二）　平成22年１月15日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成21年３月期有価証券報告書（上表番号欄１参照）を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年１月29日、1,497個の新株予約権証券を379,655,667円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

【課徴金額】　３億 9,969 万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成 25 年３月 29 日
審判手続中（平成 25 年５月 31 日現在）

(2)　訂正報告書の提出命令に関する勧告

○　日本風力開発株式会社提出の有価証券報告書の虚偽記載に係る訂正報告書の提出命令勧告

【勧告年月日】　平成 25 年３月 29 日

【勧告の対象となった違反事実】
日本風力開発株式会社は、実態のない風力発電機販売斡旋取引に係る売上が計上されている平成 21 年３月期有価証券報告書を平成 21 年６月 24 日に関東財務局長に提出した。その後、当該有価証券報告書については、その訂正報告書が平成 22 年７月 28 日に関東財務局長に提出されているが、当該訂正報告書によっても上記売上が訂正されていない。
したがって、下表のとおり、平成 21 年３月期有価証券報告書のうちに金商法第 24 条の２第１項において準用する同法第 10 条第１項に規定する「重要な事項について虚偽の記載」があると認められたものである。

提出日	書類	虚偽記載			
		会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
平成 21 年６月 24 日	第 10 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 22 年７月 28 日提出の訂正報告書により訂正されたもの）	平成 20 年４月１日～平成 21 年３月 31 日の連結会計期間	連結損益計算書	連結経常損益が▲404 百万円であるところを 1,861 百万円と記載 連結当期純損益が▲1,635 百万円であるところを 630 百万円と記載	実態のない風力発電機販売斡旋取引に係る売上の計上

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。
なお、表中の金額は、平成 22 年７月 28 日提出の訂正報告書により訂正された後の金額を示す。

【勧告後の経緯】
聴聞期日　平成 25 年４月８日
訂正報告書提出命令日　平成 25 年４月 12 日

※　本件決定に対して、当社は、平成 25 年４月 18 日に東京地方裁判所に取消訴訟を提起している。

３　平成 23 年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等

(1)　平成 23 年度以前の勧告事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において課徴金納付命令決定がなされていなかった事案について、その後の経緯の概要は以下のとおり。

○　株式会社塩見ホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

平成 24 年１月 20 日に課徴金納付命令勧告を行った株式会社塩見ホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載事案については、審判手続が行われている。（平成 25 年５月 31 日現在）

○　クラウドゲート株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

平成 24 年１月 27 日に課徴金納付命令勧告を行ったクラウドゲート株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載事案については、被審人から、課徴金に係る金商法第 178 条第１項第２号及び第４号に掲げる事実の一部及び当該部分に係る納付すべき課徴金の額(3,125 万円)を認め、その余の部分について否認する旨の答弁書の提出があり、これを受けた審判官は、被審人の認めた部分について審判手続を分離したした上で、金商法第 185 条の６の規定に基づき、課徴金の納付を命ずる旨の決定案を提出し、金融庁長官は、平成 24 年３月２日に課徴金の納付を命ずる旨の決定を行っていた。

他方、被審人が否認していた部分に係る争点は、①金商法第 172 条の２第１項の規定は、発行開示書類に虚偽の記載があることで、それがなかったときより多くの出資を得られた場合以外の場合にも適用されるか否か、②同法同項の規定の適用には、発行者に具体的な経済的利得のあることが必要か否か、などであったが、審判手続を経て、金融庁長官は、①については、課徴金の水準は、抑止効果との兼ね合いで決定されるべきものであり、違反者の個別事情とは無関係に所定の方式により機械的に算定される額の課徴金を課すものであると判断し、また、②については、金商法の文言上、課徴金の要件に発行者が実際に経済的利得を得たことは要求されていないと判断するなどして、平成 24 年 10 月 22 日に課徴金の納付を命ずる旨の決定を行った。

※　本件決定に対し、当社は、平成 24 年 11 月 20 日に東京地方裁判所に取消訴訟を提起している。

(2)　平成 23 年度以前の課徴金納付命令決定に対する取消訴訟が提起された事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において判決が確定していなかった事案について、その後の経緯の概要は以下のとおり。

○　ＪＶＣ・ケンウッド・ホールディングス株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【平成 22 年６月 21 日課徴金納付命令勧告、平成 22 年 12 月９日課徴金納付命令決定、平成 22 年 12 月 24 日取消訴訟提起、平成 25 年３月 28 日判決（東京高裁）】

平成 24 年６月 29 日、東京地方裁判所は、原告（被審人）の請求を棄却する旨の判決を言い渡し、原告は控訴した。

平成 25 年３月 28 日、東京高等裁判所は、新株予約権証券を取得させた時点におけるそれに係る新株予約権の行使価額（当初行使価額）は一義的に確定すること、また、金商法第 172 条の２第１項第１号について、課徴金の額を判断する基準時は有価証券を取得させた時点で

あり、「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」とは当該新株予約権証券を取得させた時点におけるそれに係る新株予約権の行使価額（当初行使価額）であると解すべきなどとして、原告に、控訴棄却の判決を言い渡し、原告は上告した。

第３　今後の課題

開示検査の運営に当たっては、その対象が上場企業のみならず極めて多数かつ多様な開示義務者であることや、市場を取り巻く状況が変化していることを意識しつつ、以下のような視点に則して開示検査の多様化と高度化を図るように努める。

(1)　正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、迅速・効率的な検査を実施するため、検査手法の改善や研修等を通じた人材の育成等を行い、検査能力の向上を図る。また、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に発見すべく、引き続き市場内外の様々な情報の幅広い収集に努めるとともに、その分析手法についても改善を行う。

(2)　上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい財務情報を市場に提供できるよう、企業自身の適正な取組みを促すこととしていく。当該企業が第三者委員会を設置して不適正な会計処理等の疑義について調査を実施する場合には、当該委員会の独立性、中立性、専門性及び検査手法の有用性・客観性について検証を行った上で、適切に開示検査を実施していく。

(3)　パソコンや携帯電話等の電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化を行う検査手法・技術（デジタルフォレンジック）を強化する観点から、デジタルフォレンジックの運用体制の構築に取り組み、開示検査をより効果的かつ効率的に実施していく。

(4)　上場企業等の国境を越えた取引や海外の連結子会社において、不適正な会計処理等の疑義が把握される場合には、海外証券規制当局とも連携しつつ、実態を把握するための情報収集に努め、適切に開示検査を実施していく。

(5)　市場監視機能強化の観点から、金融庁の関係部局等のほか、金融商品取引所や公認会計士協会等との間でも、開示規制違反等に関する当委員会の問題意識や関連情報の共有等により、連携を強化するとともに、市場規律強化の観点から、分かりやすい対外的な情報発信に努める。

第７章　犯則事件の調査・告発

第１　概説

１　犯則事件の調査の目的

投資者をはじめとする市場参加者が安心して参加できる金融･資本市場を維持していくためには、市場ルールの違反者を厳正に処罰することにより、金融・資本市場の公正性･透明性を確保し、市場参加者の信頼感を醸成することが重要である。犯則事件の調査権限は、金融商品・取引の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、投資者保護を図る目的から、平成４年、証券監視委の発足に伴い、証券監視委の職員固有の権限として付与されたものである。現在では、国際的なマネーロンダリングを規制する犯収法についても、一部の行為について証券監視委職員による犯則調査の対象とされている。

証券監視委では、金融商品や取引が複雑化・多様化・グローバル化している中で、包括的かつ機動的に、発行市場・流通市場全体に目を向けた犯則事件の調査を行っている。

２　犯則事件の調査権限及び範囲等

犯則事件の調査に係る権限として、金商法において、任意調査権限（金商法第 210 条）と強制調査権限（金商法第 211 条等）が規定されている。任意調査として、犯則嫌疑者又は参考人（以下「犯則嫌疑者等」という。）に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等を行うことができ、強制調査として、裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押えを行うことができる。

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（金商法施行令第 45 条）で定められている。主なものとしては、発行会社を対象とする虚偽有価証券報告書等提出のほか、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、偽計、相場操縦などがある（附属資料１－７－２参照）。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件の調査対象とされている（犯収法第 30 条）。

証券監視委職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を証券監視委に報告し（金商法第 223 条、犯収法第 30 条）、証券監視委は、その調査によって犯則の心証を得たときは、検察官に告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐことになっている。（金商法第 226 条、犯収法第 30 条）

３　平成 24 年度における活動状況

証券監視委は、平成 24 年度において、３事件について合計７回の告発を行った。各事件の告発先は、東京、横浜、大阪の各地方検察庁検察官であり、平成 24 年度も幅広い視野で犯則調査を行った。特に、ＡＩＪ投資顧問による投資一任契約の締結に係る偽計事件については、並行して詐欺容疑で捜査を行った警視庁、東京地方検察庁と密接に連携し、調査を行うとともに、海外当局とも連携し、実態の解明に努め、計４回の告発を行った。また、セイクレスト関係者らによる現物出資制度を悪用した偽計事件は、証券監視委が重点施策として取り組む不公正ファイナンスに係る事案としては７件目の告発となった。

第２　犯則事件の調査・告発実績

１　告発の状況

平成 24 年度において、証券監視委は、犯則事件の調査結果に基づき、内部者取引の嫌疑で

２件・８名、偽計の嫌疑で１件・２名、投資一任契約の締結に係る偽計の嫌疑で４件・16 名の合計７件・26 名について、それぞれ以下の地方検察庁検察官に告発を行った。（附属資料２－６－２参照）（告発人数は延べ数）

事　件　名	告発年月日	告　発　先
ＡＩＪ投資顧問株式会社による投資一任契約の締結に係る偽計事件(1)(2)(3)(4)　※	(1)24 年７月　９日 (2)24 年７月 30 日 (3)24 年９月 19 日 (4)24 年 10 月　５日	東京地方検察庁検察官
証券会社元執行役員が関与した内部者取引事件(1)(2)	(1)24 年７月 13 日 (2)24 年８月　３日	横浜地方検察庁検察官
株式会社セイクレスト関係者らによる現物出資制度を悪用した偽計事件	24 年 12 月 18 日	大阪地方検察庁検察官

※　本件の犯則調査に基づき、証券監視委は、平成 24 年８月３日、アイティーエム証券株式会社に対する行政処分を求める勧告を行った（附属資料２－４－３(1)③参照）。

２　告発事案の概要

平成 24 年度の告発事案の概要は以下のとおりである。

(1)　不公正取引に対する告発

①　ＡＩＪ投資顧問株式会社による投資一任契約の締結に係る偽計事件(1)

本件は、犯則嫌疑者らが、多数の年金基金に対し、虚偽の運用実績等を記載した資料を提示するなどして、年金投資一任契約を締結させ、多額の損失を被らせた事件であり、証券監視委は先に実施されたＡＩＪ投資顧問株式会社等に対する証券検査の結果を踏まえ、同社等の強制調査に着手し、実態の解明を進め、迅速に告発を行った。本件については、犯則調査と並行して、警視庁、東京地方検察庁により詐欺容疑での捜査が行われ、証券監視委はこれら捜査当局と密接に連携し、調査を行った。本件は、証券監視委が、金商法第 38 条の２（投資一任契約の締結に係る偽計）を初めて適用した事例であり、計４回の告発を行った。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法（第 38 条の２等　投資一任契約の締結に係る偽計）に違反するとして、必要な調査を行い、平成 24 年７月９日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者３名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人ＡＩＪ投資顧問株式会社は、東京都中央区に本店を置き、内外の有価証券等に係る投資顧問業務等を目的とする株式会社、犯則嫌疑者Ａは犯則嫌疑法人の代表取締役として同社の業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者Ｂは犯則嫌疑法人の取締役として同社の経理事務全般を担当していたもの、犯則嫌疑者Ｃは犯則嫌疑法人が実質的に支配するアイティーエム証券株式会社の代表取締役として同社の業務全般を担当していたものである（以下、②～④において同じ）。

犯則嫌疑者３名は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し、真実は、犯則嫌疑法人が

実質的に運用する「ＡＩＭグローバルファンド」の純資産額が過小となっていたにもかかわらず、その情を秘し、あたかも同ファンドの運用実績は好調であり、一口当たり純資産額は順調に増加している旨の虚偽の運用実績等を記載した資料をＤ年金基金の運用担当者らに提示するなどし、当該年金基金をして犯則嫌疑法人との間で年金投資一任契約を締結させようと企て企業年金基金事務所等において、同基金の担当者らに対し、同ファンドの販売会社の営業員を介し、前記虚偽の運用実績及び一口当たり純資産額等を記載した資料を示すなどし、同基金をして犯則嫌疑法人との間で年金投資一任契約を締結させ、もって投資一任契約の締結に関し、偽計を用いたものである。

②　ＡＩＪ投資顧問株式会社による投資一任契約の締結に係る偽計事件(2)

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法（第38条の２等　投資一任契約の締結に係る偽計）に違反するとして、必要な調査を行い、平成24年７月30日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者３名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

上記①の事件の犯則嫌疑者３名は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し、上記①同様に企て、

第１　平成22年９月頃、犯則嫌疑者Ａらが、Ｅ年金基金常務理事らに対し、虚偽の運用実績及び一口当たり純資産額等を記載した資料を示すなどし、同年10月頃、同基金をして犯則嫌疑法人との間で年金投資一任契約を締結させ、もって投資一任契約の締結に関し偽計を用い

第２　平成23年５月頃、犯則嫌疑者Ｃらが、Ｆ年金基金事務長に対し、前記第１同様に虚偽を記載した資料を示すなどし、同年６月頃、同基金をして犯則嫌疑法人との間で年金投資一任契約を締結させ、もって投資一任契約の締結に関し偽計を用い

第３　平成23年６月頃、犯則嫌疑者Ａらが、Ｇ年金基金常務理事らに対し、前記第１同様に虚偽を記載した資料を示すなどし、同年10月頃、同基金をして犯則嫌疑法人との間で年金投資一任契約を締結させ、もって投資一任契約の締結に関し偽計を用い

第４　平成23年６月頃及び９月頃、犯則嫌疑者Ｃらが、Ｈ年金基金常務理事らに対し、前記第１同様に虚偽を記載した資料を示すなどし、同年10月頃、同基金をして犯則嫌疑法人との間で年金投資一任契約を締結させ、もって投資一任契約の締結に関し偽計を用い

たものである。

③　ＡＩＪ投資顧問株式会社による投資一任契約の締結に係る偽計事件(3)

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法（第38条の２等　投資一任契約の締結に係る偽計）に違反するとして、必要な調査を行い、平成24年９月19日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者３名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

上記①の事件の犯則嫌疑者３名は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し、上記①同

様に企て、

第１　平成 22 年１月頃、犯則嫌疑者Ａらが、Ｉ年金基金常務理事らに対し、虚偽の運用実績及び一口当たり純資産額等を記載した資料を示すなどし、同年４月頃、同基金をして犯則嫌疑法人との間で年金投資一任契約を締結させ、もって投資一任契約の締結に関し偽計を用い

第２　平成 22 年２月頃、犯則嫌疑者Ｃらが、Ｊ年金基金常務理事らに対し、前記第１同様に虚偽を記載した資料を示すなどし、同年４月頃、同基金をして犯則嫌疑法人との間で年金投資一任契約を締結させ、もって投資一任契約の締結に関し偽計を用い

たものである。

④　ＡＩＪ投資顧問株式会社による投資一任契約の締結に係る偽計事件(4)

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法（第 38 条の２等　投資一任契約の締結に係る偽計）に違反するとして、必要な調査を行い、平成 24 年 10 月５日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者３名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

上記①の事件の犯則嫌疑者３名は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し、上記①同様に企て、

第１　平成 22 年４月頃、犯則嫌疑者Ａらが、Ｋ年金基金常務理事らに対し、虚偽の運用実績及び一口当たり純資産額等を記載した資料を示すなどし、同基金をして犯則嫌疑法人との間で年金投資一任契約を締結させ、もって投資一任契約の締結に関し偽計を用い

第２　平成 22 年 10 月頃、犯則嫌疑者Ａらが、Ｌ年金基金常務理事らに対し、前記第１同様に虚偽を記載した資料を示すなどし、同年 11 月頃、同基金をして犯則嫌疑法人との間で年金投資一任契約を締結させ、もって投資一任契約の締結に関し偽計を用い

たものである。

【告発後の経緯】

犯則嫌疑者３名について、平成 24 年７月９日、上記①の事件で起訴がされ、更に平成 24 年７月 30 日（上記②の事件）、平成 24 年９月 19 日（上記③の事件）、及び平成 24 年 10 月５日（上記④の事件）にそれぞれ追起訴がされ、東京地方裁判所において公判係属中である。

※　ＡＩＪ投資顧問株式会社等に対する犯則調査の結果、アイティーエム証券株式会社の代表取締役による投資一任契約の締結に係る偽計への関与が認められたことなど（金商法第 52 条第１項第９号）から、平成 24 年８月３日、アイティーエム証券株式会社に対する行政処分を求める勧告を行った（附属資料２－４－３(1)③参照）。

⑤　証券会社元執行役員が関与した内部者取引事件(1)

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が、金商法（第 167 条第１項等　公開買付者等関係者の禁止行為）に違反するとして、平成 24 年６月 25 日に横浜地検と合同で強制調査・捜

査を実施したほか、必要な調査を行い、同年７月 13 日、犯則嫌疑者４名を横浜地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者Ａは、証券会社執行役員であったもの、犯則嫌疑者Ｂ及び犯則嫌疑者Ｃは、Ａの知人であったもの、犯則嫌疑者Ｄは、Ｂ及びＣの知人であったものである。（⑥において同じ）

犯則嫌疑者４名は、犯則嫌疑者Ａにおいて、平成 22 年 12 月 13 日ころから平成 23 年２月 22 日ころまでの間に、日興コーディアル証券株式会社（平成 23 年４月１日、ＳＭＢＣ日興証券株式会社に商号変更。）が株式会社日立物流との間で締結していたアドバイザリー業務委託契約等の履行に関し、同社の業務執行を決定する機関が、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していた株式会社バンテック（以下、「バンテック」という。）の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知り、共謀の上、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である平成 23 年２月 22 日及び同月 23 日、犯則嫌疑者Ｄ名義で、バンテックの株券合計 20 株を代金合計 240 万 1,000 円で買い付けたものである。

⑥　証券会社元執行役員が関与した内部者取引事件(2)

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件内部者取引が、金商法（第 167 条第１項等　公開買付者等関係者の禁止行為）に違反するとして、平成 24 年６月 25 日に横浜地検と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な調査を行い、同年８月３日、犯則嫌疑者４名を横浜地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

上記⑤の事件の犯則嫌疑者４名は

第１　犯則嫌疑者Ａにおいて、平成 23 年３月 28 日頃から同年７月 19 日頃までの間に、日興証券が株式会社ＴＭコーポレーションとの間で締結していたアドバイザリー業務委託契約等の締結の交渉等に関し、同社の業務執行を決定する機関が、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していたバルス株式会社（以下、「バルス」という。）の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知り、共謀の上、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同年３月 29 日から同年９月２日までの間、犯則嫌疑者Ｄ名義で、バルスの株券合計 247 株を代金合計 1,860 万 9,500 円で買い付け

第２　犯則嫌疑者Ａにおいて、平成 23 年４月 27 日頃から同年７月 25 日頃までの間に、日興証券が株式会社はしやまとの間で締結していたアドバイザリー業務委託契約等の締結の交渉等に関し、同社の業務執行を決定する機関が、東京証券取引所等が開設する有価証券市場に株券を上場していたマスプロ電工株式会社（以下、「マスプロ電工」という。）の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知り、共謀の上、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同年６月１日から同年７月 29 日までの間、犯則嫌疑者Ｄ名義で、マスプロ電工の株券合計６万 6,900 株を代金合計 4,325 万 6,900 円で買い付け

たものである。

【告発後の経緯】
犯則嫌疑者Ａ及び犯則嫌疑者Ｂについて、平成 24 年７月 15 日、上記⑤の事件で起訴がされ、平成 24 年８月５日、上記⑥の事件で追起訴がされた。
平成 25 年２月 28 日、横浜地方裁判所は、被告人Ｂについて、被告人Ａから上記各重要事実の伝達を受けて上記各株券の買付を行ったことを認定しつつも、被告人Ａが、自己の犯罪を犯したといえる程度に、本件の遂行に重要な役割を果たしたとはいえないとの理由から、被告人Ａとの共謀は認められず，第一次情報受領者としての単独犯であると認定した上で、本件３銘柄の売却金額は１億円を超えており、過去の事例と比較してもかなり高額であり、本件各犯行自体大がかりなものといえるなど、犯行態様は相当に悪質であり、口裏合わせをするなどの隠蔽工作を図っており、犯行後の情状も悪いほか、本件は、元証券会社執行役員が関与したインサイダー取引事件として報道され、証券市場に対する投資家の信頼を大きく損なったもので、社会に与えた影響も軽視できないとして、懲役２年６月（執行猶予４年）、罰金 300 万円、追徴金約１億 43 万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。
被告人Ａについては、現在、横浜地方裁判所において公判係属中である。

⑦　株式会社セイクレスト関係者らによる現物出資制度を悪用した偽計事件

本件は、第三者割当増資に係る現物出資資産である山林には株式募集払込金額に相当する価値がないにも関わらず、その価値があるように仮装し、虚偽の内容を公表して偽計を用いた、いわゆる不公正ファイナンス事案である。不動産の現物出資制度を悪用した偽計事件としては、平成 23 年８月２日に告発した株式会社ＮＥＳＴＡＧＥ関係者らによる偽計事件に続く２件目の告発である。

【調査の実施状況及び告発の状況】
証券監視委は、本件偽計が、金商法（第 158 条等　偽計の禁止）に違反するとして、平成 24 年 11 月 29 日に大阪府警と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な調査を行い、同年 12 月 18 日、犯則嫌疑者２名を大阪地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】
犯則嫌疑者Ａは、不動産の売買等を目的とし、ジャスダック証券取引所に株券を上場していた株式会社セイクレスト（以下「セイクレスト」という。）の代表取締役としてその業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者Ｂは、セイクレストとの資金調達業務に関する業務契約に基づき、セイクレストの資金調達計画の作成支援及び投資者向け公表情報の内容の検証等の業務を担当していたものである。
犯則嫌疑者両名は、セイクレストが平成 22 年３月期決算において債務超過になるとジャスダックの定める株券上場廃止基準に抵触する状況にあったことなどから、虚偽の内容を含む公表を行うことにより現物出資を含む第三者割当増資を実現し、自己資本を大幅に増加させたように装って上場廃止を回避しようなどと考え、共謀の上、セイクレストの株券を発行するため、真実は、現物出資財産である和歌山県西牟婁郡白浜町所在の山林合計 11 筆（合計約８万 4,031 ㎡、以下「本件土地」という。）には募集株式の払込金額である 20 億円に相当する価値がなく、セイクレストが本件土地を取得後に株式会社カナヤマコーポレーション（以下「カナヤマコーポレーション」という。）等と共同で開発、販売する具体的な事業計画もない上、株式割当先である合同会社カナヤマ（以下「カナヤマ」という。）は割り当てられた株式を短期間で第三者に譲渡する意図であったにもかかわらず、平成 22 年２月 18 日、東京証券取引所が提供する適時開示情報伝達システ

ムであるＴＤｎｅｔにより、セイクレストの取締役会が、払込期日を同年３月 25 日、株式割当先をカナヤマとして、本件土地の現物出資を含む第三者割当増資により普通株式合計 530 万株（払込金額総額 21 億 2,000 万円）を発行することを決議した旨公表するに際し、「本件土地は募集株式の払込金額 20 億円に相当する現物出資財産として適正な鑑定評価及びその価額が相当であることの証明を受けており、セイクレストの開発事業部担当者によるデューデリジェンス等の独自の詳細調査内容の結果等も勘案し、同金額に相当する価値がある。」「セイクレストが本件土地を取得後、カナヤマコーポレーション及び株式会社センチュリージャパンと本件土地の開発、販売について共同事業を行い、本件土地は２年間で完売する予定であって、それによって得た資金で安定した収益基盤を確立できる。」「カナヤマは割り当てられた株式を原則として長期保有する。」旨の虚偽の内容を含む公表を行い、もって有価証券の取引のため、偽計を用いたものである。

【告発後の経緯】

犯則嫌疑者２名について、平成 24 年 12 月 19 日、起訴がされ、現在、大阪地方裁判所において公判係属中である。

第３　平成 23 年度以前の告発事案に係る判決の概要

平成 23 年度以前の告発事案について、平成 24 年度において判決が出されたものの判決の概要は以下のとおりである。

①　株式会社ビーマップ株券に係る相場操縦事件

【平成 19 年３月 27 日告発、平成 24 年５月 29 日決定（最高裁）】

平成 21 年９月９日、大阪地方裁判所は、被告人Ａ（会社役員）に、懲役１年６月（執行猶予３年）、追徴金約２億 4,533 万円の判決を言い渡し、被告人Ａは控訴した。

平成 22 年８月４日、大阪高等裁判所は、被告人Ａの控訴を棄却し、被告人Ａは上告した。

平成 24 年５月 29 日、最高裁判所は、上告趣意は、事実誤認の主張であって、上告理由に当たらないとして、被告人Ａの上告を棄却し、上記判決は確定した。

（上記被告人Ａと同時に起訴された被告人３名のうち２名については、いずれも一審において有罪判決確定、ほか１名の被告人については最高裁判所の上告棄却により有罪判決確定）

②　ユニオンホールディングス株式会社株券に係る同社代表取締役らによる相場操縦事件⑵、株式会社テークスグループの実質的経営者による自社株券に係る内部者取引事件

【平成 22 年２月９日、平成 22 年３月 16 日告発、平成 24 年６月６日判決（大阪地裁）】

平成 24 年６月６日、大阪地方裁判所は、共犯者らにおいて実行された相場操縦行為は、多数の協力者・証券口座を使い、大規模かつ継続的に、多くの巧妙な手法を用いて行われたものであって、悪質であり、被告人も相場操縦資金の提供のほか、その他の融資によって資金繰りに協力しており、不可欠の役割を果たしていたといえ、また、内部者取引では、被告人は発行会社の財務及び人事等の重要な業務執行の決定に関する職務に従事していながら、本件重要事実を知って、利益の取得や損失の回避のために犯行に及んだものであり、犯行に至る経緯や動機に酌量の余地は乏しく、各犯行により、被告人らは証券市場の取引の公正及び一般投資家の信頼を損ねた上、多額の利益を取得し、又は損失を回避しており、これらの犯行により生じた結果も軽視することはできないとして、同時に審理された詐欺の事実と併せて、被告人Ａ（会社役員）に、懲役３年（執行猶予５年）、罰金 400 万円、追徴金約３億 7,637 万円の判決を言い渡し、被告人Ａは控訴した。現在、大阪高等裁判所において公判係属中である。

（内部者取引事件について上記被告人Ａと同時に起訴された被告人１名は、一審において有罪判決確定）

③　株式会社アイ・シー・エフ株券取得に係る偽計事件
【平成 20 年３月５日告発、平成 24 年７月５日決定（最高裁）】

平成 20 年 10 月 10 日、大阪地方裁判所は、被告会社に、罰金 500 万円、追徴金７億 3,315 万円の判決を言い渡し、被告会社は控訴した。

平成 22 年２月３日、大阪高等裁判所は、被告会社の控訴を棄却し、被告会社は上告した。

平成 24 年７月５日、最高裁判所は、上告趣意のうち、判例違反をいう点は、事案を異にする判例を引用するものであって、本件に適切でなく、その余は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反の主張であって、上告理由には当たらないとして、被告会社の上告を棄却し、上記判決は確定した。

（上記被告会社と同時に起訴された被告人３名については、いずれも一審において有罪判決確定）

④　オックスホールディングス株式会社株券に係る内部者取引事件
【平成 23 年３月 22 日告発、平成 24 年７月 19 日判決（東京高裁）、平成 24 年 10 月 30 日決定（最高裁）】

平成 24 年３月７日、東京地方裁判所立川支部は、被告人（会社役員）に、懲役３年（実刑）、追徴金約 3,232 万円の判決を言い渡し、被告人は控訴した。

平成 24 年７月 19 日、東京高等裁判所は、一般投資家の証券市場の公正性と健全性に対する信頼を損なうものであって、被告人は長年にわたり株式投資に関わり、内部者取引の問題性を十分認識していたにもかかわらず、知人をも巻き込んで、本件犯行に及ぶなどしており、悪質というほかなく、また、800 万円を超える利益も得ていることなどから、被告人の刑事責任は軽くないというべきであり、本件が執行猶予を付すべき事案であるとは認め難く、被告人を懲役３年に処した原判決の量刑は、その刑期の点でもやむを得ないものであって、これが重過ぎて不当であるとはいえないとして、被告人の控訴を棄却し、被告人は上告した。

平成 24 年 10 月 30 日、最高裁判所は、上告趣意は単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であって、上告理由には当たらないとして、被告人の上告を棄却し、上記判決は確定した。

⑤　株式会社西友株券の公開買付けに係る内部者取引事件
【平成 22 年 12 月７日告発、平成 24 年９月７日判決（東京地裁）】

平成 24 年９月７日、東京地方裁判所は、被告人が株式会社西友の社外取締役である妻からインサイダー情報を積極的に聞き出すなどした上、そのインサイダー情報に基づき、被告会社及び被告人名義で両名義分合計して約 1,388 万円もの利益を得て、証券市場の公正性や健全性を害し、ひいては一般投資家の証券市場に対する信頼を傷つけており、このような取引の態様の悪質性や規模からすれば、被告会社及び被告人の刑事責任は重いとして、被告会社に、罰金 400 万円、追徴金約 2,766 万円（被告人と連帯）、被告人に、懲役２年（執行猶予３年）、罰金 100 万円、追徴金合計約 3,725 万円（うち約 2,766 万円は被告会社と連帯）の判決を言い渡した。被告会社及び被告人は控訴したが、両名とも控訴を取り下げたため、上記判決は確定した。

⑥　株式会社富士バイオメディックスに係る虚偽有価証券報告書等提出事件
【平成 23 年５月 27 日告発、平成 24 年９月 20 日判決（東京高裁）】

平成24年３月８日、東京地方裁判所は、被告人Ａに、懲役２年（実刑）の判決を言い渡し、被告人は控訴した。

平成24年９月20日、東京高等裁判所は、犯行結果は重く、計画的犯行であるなど犯行態様も悪質な事案である上、上場企業の代表取締役として業務全般を統括していた被告人が、部下に対し、粉飾決算やその隠蔽を指示した行為は、企業コンプライアンスを無視する到底許されない行為であって、本件各犯行の経緯等に酌量の余地はないというべきであり、さらに、被告人が本件を主導したと評価した原判決の説示にも誤りがあるとはいえず、原判決の量刑が重すぎて不当であるとはいえないとして、被告人Ａの控訴を棄却した。被告人Ａは上告したが、上告を取り下げたため、上記判決は確定した。

（上記被告人Ａと同時に起訴された被告人３名については、いずれも一審において有罪判決確定）

⑦　黒崎播磨株式会社株券にかかる内部者取引事件(1)(2)

【平成24年３月22日告発、平成24年９月26日判決（福岡地裁）、平成25年２月20日判決（福岡高裁）】

平成24年９月26日、福岡地方裁判所は、本件で売買した株券の価額及び被告人Ａ及び被告人Ｂが本件各犯行によって得た売買差益は多額であり、本件各犯行によって証券取引市場の公正さが害され、一般投資家の証券市場に対する信頼を大きく傷つけたといえ、また、本件各犯行がインサイダー取引でないことを装うため、被告人Ｂや第三者名義の証券取引口座等を利用して、本件各インサイダー取引に及んでおり、犯行態様は計画的かつ悪質であって、被告人両名の刑事責任は重いとして、被告人Ａに、同時に審理された詐欺等の事実と併せて、懲役３年（執行猶予５年）、罰金300万円、追徴金約２億2,442万円、被告人Ｂに、犯罪による収益の移転防止に関する法律違反等と併せて、懲役２年６月（執行猶予４年）、罰金200万円、追徴金約２億1,693万円の判決を言い渡し、被告人Ａに対する上記判決は確定したが、被告人Ｂは控訴した。

平成25年２月20日、福岡高等裁判所は、不公正な取引が信用取引によってされたという事情のみをもって、不公正な取引により得た財産全額ではなく売買差益のみを没収、追徴の対象とすべきであると解するのは相当とは言い難く、さらに、追徴を命ぜられるべき「犯人」に共同正犯者が含まれ、最終的に利益が帰属したか否かは問わないことはもとより、共犯者の個々の利得状況等共犯者間の内部的事情を考慮して各人からの追徴額を決めることは想定されていないと解されるから、被告人が得た利益が共犯者よりも少ないからといって、追徴額を減額するのは相当ではなく、また、犯罪行為により得られた財産の取得の状況等に関わらない被告人の資力等の一般情状を殊更重視することも相当ではないとして、被告人Ｂの控訴を棄却し、被告人Ｂに対する上記判決は確定した。

⑧　大分在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相場操縦事件

【平成22年10月28日告発、平成24年11月19日決定（最高裁）】

平成23年３月10日、大分地方裁判所は、被告人に、懲役２年４月（執行猶予４年）、罰金600万円、追徴金約２億6,148万円の判決を言い渡し、被告人は控訴した。

平成23年８月26日、福岡高等裁判所は、被告人の控訴を棄却し、被告人は上告した。

平成24年11月19日、最高裁判所は、上告趣意は単なる法令違反、量刑不当の主張であって、上告理由には当たらないとして、被告人の上告を棄却し、上記判決は確定した。

⑨　株式会社ニイウスコーに係る虚偽有価証券報告書等提出事件(1)(2)

【平成22年３月２日、平成22年３月19日告発、平成24年12月13日判決（東京高裁）、平成25年１月17日判決（東京高裁）】

平成 23 年９月 20 日、横浜地方裁判所は、被告人Ａ（当該会社代表取締役会長）に、懲役３年（実刑）、罰金 800 万円の判決を言い渡し、被告人Ａは控訴した。

平成 24 年 12 月 13 日、東京高等裁判所は、公正かつ透明な証券取引に対する国民の信頼を確保するためには、有価証券報告書等により、企業の事業内容、財務内容を正確かつ明瞭に開示し、それを基盤として一般投資家に必要な事項の判断をさせることが重要であるのに、被告人らの行為はこの点をないがしろにするものであって、本件各犯行は、グローバル化した我が国の金融、証券市場全体の信頼性をも大きく損なったもので、その社会的影響が大きいことも無視できず、また、当審における被告人の供述に照らしても、一連の粉飾決算に及んだことについて、十分な反省がみられるとはいい難いとして、被告人Ａの控訴を棄却した。被告人Ａは上告したが、上告を取り下げたため、被告人Ａに対する上記判決は確定した。

平成 23 年９月 15 日、横浜地方裁判所は、被告人Ｂ（当該会社代表取締役副会長）に、懲役２年６月（執行猶予４年）、罰金 300 万円の判決を言い渡し、被告人Ｂは控訴した。

平成 25 年１月 17 日、東京高等裁判所は、被告人Ｂは、長年被告人Ａの補佐として、自らも不正に関与した上、不正取引の実行者に助言をしたり、本件会社の監査対応の実質的責任者として不正取引等が発覚しないよう監査対応をするなど、重要な役割を果たしたことは否定できず、その刑事責任は大きく、原判決の量刑判断が重すぎて不当であるということはできないとして、被告人Ｂの控訴を棄却した。

被告人Ｂは上告し、現在、最高裁判所において公判係属中である。

⑩　株式会社アクセスに係る虚偽有価証券報告書提出事件

【平成 20 年６月 16 日告発、平成 24 年 12 月 25 日判決（神戸地裁）】

平成 24 年 12 月 25 日、神戸地方裁判所は、本件会社の４期連続の赤字決算を避けたいなどの理由から、被告人Ａ（当該会社代表取締役）は、主要な取締役等と意思を通じ合い、取引先に協力を得て本来その事業年度には計上できない売上げを計上するなどし、業績が黒字に回復したかのように装ったものであって、その犯行は、会社ぐるみの組織的犯行であり、一般投資家の判断を誤らせ上場株式の公正な取引秩序を害する犯行であるとして、同時に審理された会社法違反（特別背任）の事実と併せて、被告人Ａに、懲役３年（執行猶予５年）、罰金 1,500 万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

（上記被告人Ａと同時に起訴された被告会社と被告人Ｂ（当該会社取締役）については、いずれも一審において有罪判決確定）

⑪　プロデュース株式会社に係る公認会計士関与の新規上場時有価証券届出書を含む虚偽有価証券報告書等提出事件

【平成 21 年４月 28 日告発、平成 25 年１月 11 日判決（東京高裁）】

平成 24 年１月 30 日、さいたま地方裁判所は、被告人（公認会計士）に、懲役３年６月（実刑）を言い渡し、被告人は控訴した。

平成 25 年１月 11 日、東京高等裁判所は、組織的で計画的かつ巧妙な犯行といえ、多くの投資者に損失を被らせており、虚偽の情報によって証券市場の公正さを害し、これに対する投資者の信頼を毀損して証券市場制度の根幹を揺るがした本件の結果は、誠に重大である上、被告人は、専門知識を悪用し、粉飾の手法を教え、時には自らも不正な会計処理を実行したりする中で、本件会社の監査責任者であったにもかかわらず、引き続き粉飾やその隠蔽に協力し、その結果作成された内容虚偽の財務諸表に無限定適正意見を表明した監査報告書を作成するなどして、本件の遂行に尽力しており、その役割は重要かつ不可欠であり、加えて、原審の公判以降、自己の刑事責任を免れるべく不合理な弁解に終始しており、反省の態度は認められず、さらに、監査及び会計の専門家として、独立した立場で、

会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図るという使命を放棄し、公認会計士に対する社会的信用を傷付けた点も、厳しい非難に値することから、被告人の刑事責任は相当に重いというべきであることなどから、本件が刑の執行を猶予すべき事案であるとは認められず、原判決の量刑が刑期の点でも重すぎて不当であるとはいえないとして、被告人の控訴を棄却した。

被告人は上告し、現在、最高裁判所において公判係属中である。

⑫　福岡在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相場操縦事件
【平成23年８月５日告発、平成25年１月25日判決（福岡高裁）】

平成24年５月14日、福岡地方裁判所は、被告人に、懲役３年（実刑）、罰金300万円、追徴金約１億8,695万円の判決を言い渡し、被告人は控訴した。

平成25年１月25日、福岡高等裁判所は、本件は、被告人が詐欺等の手段を用いて多数の証券会社に多数の借名口座を設けて、その一部を用いて繰り返し行った相場操縦と、不正な取引による莫大な不正な利得の入手、その犯罪収益等の仮装の一連の犯罪からなり、いずれも大胆で悪質であり、ほぼ確実に一般投資家の判断を誤らせるに足りる板情報を提供して人為的に株価を高値につり上げる相場操縦手法は、証券市場における自由かつ公正な価格形成を大きく阻害しており、これに加え、証券会社の度重なる警告・注意、更に取引停止処分までも無視して、知人等を協力者に仕立てて借名口座で不正取引を継続することを企図し実行してきたなどの事情を総合考慮すれば、情状は極めて悪く、刑期の点も含めて１審判決が懲役３年の実刑に処したのもまことにやむを得ないものをいわざるを得ないなどとして、被告人の控訴を棄却し、同判決は確定した。

第４　今後の課題

犯則事件の調査においては、市場を取り巻く環境変化に柔軟かつ機敏に対応し、市場監視の実効性の向上を図るべく、以下のような課題に取り組んでいく。

こうした取組みを通じて、証券監視委が悪質な犯則事件を迅速に告発していくことにより、一般投資家や市場関係者等に対して早期に警鐘を鳴らし、同種の事件の再発の抑止に努めることとしている。

⑴　不公正ファイナンス等、発行・流通両市場にまたがる複雑・悪質な複合事案への取組み

証券監視委は、第７期活動方針（平成23年１月18日公表）において、引き続き発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を重点施策として掲げ、不公正ファイナンスをはじめ、発行・流通両市場にまたがる複雑・悪質な複合事案の摘発に強力に取り組んでいくこととしている（附属資料２－６－３参照）。

これを受け、平成24年度においては、株式会社セイクレストに係る偽計事件の告発を行った。本件では、平成22年３月期決算において債務超過になれば、自社の株券が上場廃止となる状況にあったことから、会社代表者と資金調達を請け負ったコンサルタントが共謀し、出資価額に相当する価値のない不動産の現物出資を含む第三者割当増資を行い、虚偽の公表を行ったもので、現物出資制度を悪用した不公正ファイナンス事案である。

証券監視委としては、引き続き不公正ファイナンスについて、柔軟かつ広い視野をもって監視を行い、悪質な事案に対しては偽計を活用し、摘発に努めていくこととしている。

⑵　幅広い犯則類型に対する監視

市場の公正を害する犯則行為には、上記⑴の不公正ファイナンス等以外にも、内部者取引、相場操縦、虚偽有価証券報告書等提出（粉飾決算）などの類型があるが、いずれも複雑化・

巧妙化している。証券監視委としては、これらの犯則類型に幅広く取り組み、効果的・効率的な市場監視に努めることとしている。

① 内部者取引事案への取組み

課徴金納付命令に係る勧告事案も含め、証券監視委が摘発した内部者取引事案の最近の特徴として、公開買付け（ＴＯＢ）等の企業買収（M&A）に関連した事案、第一次情報受領者による事案、及び高い職業倫理が求められる者が違反行為者若しくは情報伝達者となる事案が目立っている。また、近年、ビジネスモデルの転換・多様化やグローバルな競争の激化等を背景として、上場企業による公募増資や第三者割当増資による資本充実や、マネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）等による非上場化といった様々な動きが見られるが、これらの背後に内部者取引が行われるリスクが潜在しているものとみられる。

証券監視委としては、引き続き重要事実公表前のタイミングの良い取引など内部者取引が疑われる取引の監視に注力するとともに、上記のような内部者取引に係る最近の傾向やリスクにも留意して市場監視を行っていくこととする。また、犯則事件の調査の過程で判明した問題点や告発した事件の特徴・意義については、必要に応じ、自主規制機関、上場会社、関係業界等にフィードバックすることなどにより、内部者取引の発生防止に努めていくこととしている。

② 相場操縦事案への取組み

最近の相場操縦事案には、個人のデイトレーダーによるネット取引を利用した「見せ玉」等の手法によるものと、いわゆる仕手筋により組織的に行われるものとの２つの大きな流れがあるが、証券監視委は、取引所とも連携し、問題事例の早期把握に努め、いずれの相場操縦についても、引き続き監視に万全を期すこととしている。

③ 粉飾事案への取組み

証券監視委としては、引き続き上場企業の決算情報等の分析・検討に努め、投資者を欺く悪質な粉飾事件の摘発をタイムリーに行い、粉飾の責任を問うべき者については、会社の内外を問わず告発の対象としていくこととしている。

また、粉飾は経営不振企業に多い犯則行為であり、それらの企業は資金繰りに逼迫し、不公正ファイナンスを行うリスクも高いので、粉飾事案については、不公正ファイナンスに対する監視と合わせて、複合的な観点から取り組んでいくこととしている。

(3) グローバル化への対応

金融・経済のグローバル化やアジア各国をはじめとする新興市場国の急速な経済発展等に伴い、我が国市場においてクロスボーダー取引や海外資本の参入が広く見られるようになっている。こうした中、内部者取引や相場操縦といった不公正取引に加え、粉飾事案や不公正ファイナンスにおいても、当局の監視の目を逃れようとして、海外に開設された証券口座や銀行口座が利用される事例が目立つようになっている。

平成 24 年度に告発したＡＩＪ投資顧問株式会社による投資一任契約の締結に係る偽計事件においても、嫌疑者が複数のファンドに係る運用を海外の金融機関を通じて行っていたことから、運用実態の解明等に当たっては、関係各国の市場監視当局と十分に連携をし、調査を行ったところである。証券監視委としては、引き続き市場監視の空白を生まないよう、海外当局と積極的に連携し、特にＩＯＳＣＯ（証券監督者国際機構）のMMOU（多国間情報交換枠組み）などの国際的な情報交換ネットワークを積極的に活用していくこととしている。

⑷　ローカル化への対応

過去に告発した地方在住のデイトレーダーによる複数の相場操縦事件が示すように、ネット取引の進展による証券取引に係る地域的制約の解消や新興上場企業の地方への拡がり等もあって、犯則事件もまた地域的な広がりが見られるようになっている。

このような中、証券監視委は、引き続き各地域の捜査当局や財務局との連携強化に努め、犯則行為については行為地を問わず、真相を解明し告発を行う態勢をとっていく。

⑸　デジタルフォレンジック運用体制の強化

ＩＴ化が進展する中で、犯則事件の調査においても、パソコンや携帯電話等の電子機器の差押え及び当該電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化といった作業（デジタルフォレンジック）が必要不可欠になっている。

このため、証券監視委においては、デジタルフォレンジックの専門家を採用するとともに、職員に対し実務的な研修を実施し、ノウハウの習得、蓄積に努めている。また、デジタルフォレンジックに必要な機器やソフトウェアの整備を計画的に実施しているところである。

証券監視委としては、引き続き、人・物両面からのデジタルフォレンジック運用体制の強化に努め、犯則調査をより効果的、効率的に実施していくこととしている。

⑹　人材の育成

犯則事件の調査では、犯則嫌疑者等に対する質問調査や押収物件の分析等において、専門的なスキルが必要であり、証券監視委にとってこうしたスキルを備えた人材の育成が重要な課題となっている。

証券監視委としては、引き続き、検察等との人事交流や研修の充実、育成的な観点に立った人事運用により、必要な人材の育成に取り組むこととしている。

第８章　建　　議

第１　概　説

１　建議の目的及び権限

公正性・透明性の高い健全な市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、市場のルールが市場を取り巻く環境の変化に対応したものでなければならない。このため、証券監視委は、検査・調査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、市場の実態を踏まえたルール整備が適切に行われるよう、取引の公正確保、投資者保護、その他の公益確保のために必要と認められる施策について、金融庁設置法第21条に基づき内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

建議は、証券監視委が、検査・調査等の結果把握した事項を総合分析した上で、法規制や自主規制ルールの在り方等について証券監視委としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものであり、証券監視委の行う建議は、規制当局等の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われる。

具体的な建議の内容としては、証券監視委は、取引の実態等から見て現行の法規制や自主規制ルールに改善の余地があるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正又は投資者保護その他の公益を確保する観点から、法規制や自主規制ルールの在り方等について検討すべき課題を示し、その見直しを求めている。

２　平成 24 年度における建議の状況

平成 24 年度においては、信用格付業者に対する検査の結果に基づき内閣総理大臣及び金融庁長官に対し１件の建議（「信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為に係る正確性の確保について」）を行った。なお、証券監視委では、平成４年の発足以来、平成 24 年度までに 23 件の建議を行ったところである（附属資料２－７－２参照）。

第２　建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置

１　建議の実施状況

平成 24 年度の具体的な建議の内容は以下のとおり。

○　信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為に係る正確性の確保について

信用格付業者に対する検査において、社内で決定・付与された信用格付を提供し又は閲覧に供する行為（以下「公表等」という。）を行う際に、誤って異なる信用格付を公表等している事例が認められた。これは、信用格付を利用する投資者の投資判断を歪める状況を生み出すとともに、信用格付業者に対する信用失墜にもつながる重大な問題である。

このように、信用格付業者においては、信用格付の付与に係る業務を的確に実施することが求められると同時に、付与した信用格付の公表等を的確に行うことも重要な業務であり、その公表等にあたっては当然に正確性が求められるものである。しかし、現行の制度では、信用格付業者に対して、信用格付の公表等に係る正確性の確保を直接求める制度になっていない。

したがって、信用格付を利用する投資者の保護及び金融･資本市場において重要な役割を担う信用格付業者の信頼性確保の観点から、信用格付業者が信用格付の公表等を行う際にその正確性の確保を直接求める制度の整備を行う必要がある。

２　建議に基づいて執られた措置

平成 24 年度における上記の建議に基づき行われた措置は以下のとおり。

○　信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為に係る正確性の確保についての建議に基づいて執られた措置

金融庁において、信用格付業者に対し、誤公表を防止する体制整備を求めるための必要な制度改正について検討が行われている。

３　その他の措置

証券監視委は、取引の公正及び投資者保護の確保のため必要と認められる措置等について、建議には至らないが、金融庁の行政部局や自主規制機関との意見交換等を通じて問題意識を伝達して、必要な政策対応を促し、制度改正や自主規制機関における諸規則の改正に貢献するよう努めている。

平成 24 年度には、証券監視委は、市場監視活動を行う過程で、一部の上場会社において、インターネット上に公開している自社ウェブサイト等に会社情報を掲載するにあたり、公表予定時刻より前に資料を自社ウェブサーバ内の「公開ディレクトリ」に十分な情報セキュリティ措置を講ずることなく保存したため、公表予定時刻より前に外部の者が容易に閲覧できるケースがあることが明らかとなったことから、 東京証券取引所に情報提供を行った。

これを受けて、各証券取引所は全上場会社に対し、平成 24 年 10 月 1 日、自社ウェブサイト等に会社情報を掲載する際の情報管理について注意喚起を行い、また、平成 25 年３月 12 日には全上場会社に対し、自社ウェブサイト等のセキュリティに関する自主点検を要請した。

同年４月５日、金融庁と各証券取引所は、上場会社等に対し、自社ウェブサイト等に会社情報を掲載する際の留意事項を通知するとともに、各証券取引所は、上場会社が行った自主点検の結果及び上場規則の改正等を内容とする今後の対応方針を公表した（附属資料２－７－３参照）。

更に、４月 30 日、各証券取引所は、会社情報の公表予定時刻前のウェブサイトへの掲載等に係る上場規則改正の要綱案を公表した。

第３　今後の課題

証券監視委は、金商法等の規定による検査・調査等の結果に基づき、必要と認められる施策について、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させるべく、建議を行うとともに、法令等の改正は要しない案件や、直ちに建議に結びつかない案件についても、金融庁や自主規制機関等に積極的に問題意識を伝達する等の対外情報発信機能を強化し、証券監視委が把握した問題意識の共有を図ってきたところである。今後も、積極的にこの取組みを続けることとしたい。

第９章　市場のグローバル化への対応に向けての取組み

第１　海外規制当局等との連携及びグローバルな市場監視

証券監視委は、平成 23 年１月に策定した第 7 期活動方針において、基本的な考え方の新たな柱の１つとして、「市場のグローバル化への対応」を掲げ、グローバルな市場監視を強化する方針を明らかにし、また、そのための一層の人材育成、体制整備を図っていくとしたところである（附属資料 333 頁以下参照）。証券監視委では、クロスボーダー取引による違反行為に対し、証券当局間の情報交換枠組み等を通じた海外当局からの情報提供や、海外当局への調査依頼等により適切な対応を行い、また、市場監視の空白を作らないよう発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していくこととしている。

１　ＩＯＳＣＯ（証券監督者国際機構）における活動

ＩＯＳＣＯ（証券監督者国際機構）は、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的な機関であり、各国・地域から 205 機関が加盟している（うち普通会員 117、準会員 12）。証券監視委は、平成５年 10 月に準会員として加盟（注：我が国からは金融庁が普通会員として加盟）した。

ＩＯＳＣＯでは、最高意思決定機関である代表委員会（ＰＣ：Presidents’ Committee）を中心とした総会が年１回開催されており、各国の証券規制当局のトップらが集まり、証券規制の現状や課題について議論及び意見交換を行っている。金融・資本市場におけるクロスボーダー取引が増加する中、我が国における市場監視を適切に行うためには、各国の証券規制当局者間での情報交換及び意見交換を通して国際的な協力関係を深めることが極めて重要であり、証券監視委からも委員が総会に参加している。このほか、地域固有の問題を議論する場となっているアジア太平洋地域委員会（ＡＰＲＣ：Asia-Pacific Regional Committee）にも証券監視委から幹部が参加しており、海外関係当局との連携強化に努めているところである。

さらに、ＩＯＳＣＯには、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し、実務的な解決策を提案することを目的として、先進国・地域の関係当局から構成される代表理事会（IOSCO Board）と、その下に７つの委員会（Committee）が設置されている。証券監視委は、そのうち法執行及び情報交換について議論を行う第４委員会（Ｃ４）に参加している。

Ｃ４では、国境を跨いで行われる、いわゆるクロスボーダー取引を利用した証券犯罪や不公正取引に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っており、平成 24 年度は、情報交換に関して非協力的な当局との対話や問題業者に関する投資者への警告等についての議論が行われ、証券監視委からも最近の証券市場における不公正取引事例や、海外証券規制当局との協力の状況について説明を行った。

また、証券監視委は、平成 14 年５月のＩＯＳＣＯ年次総会で採択された証券規制当局間のＭＭＯＵ（多国間情報交換枠組み）への加盟申請当局がＩＯＳＣＯ事務局に提出した申請書類の審査等を行う審査グループ（ＳＧ：Screening Group）にも参加している。

２　情報交換枠組みの活用

(1)　金融・資本市場におけるクロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化している中、国境をまたいだ各国市場の公正性を害する行為が増加することが懸念されることから、証券監視委は、証券規制当局間の情報交換は必要不可欠であると認識している。海外証券規制当局との情報交換を円滑に行うための情報交換の枠組みの構築

に関しては、これまで金融庁と中国証券監督管理委員会（ＣＳＲＣ）、シンガポール通貨監督庁（ＭＡＳ）、米国証券取引委員会（ＳＥＣ）及び米国商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）、豪州証券投資委員会（ＡＳＩＣ）、香港証券先物委員会（ＳＦＣ）並びにニュージーランド証券委員会（ＳＣ）（現・ニュージーランド金融市場機構（ＦＭＡ））との間で二国間の情報の交換枠組みが構築された。

(2)　ＭＭＯＵについては、ＩＯＳＣＯ加盟当局は遅くとも平成 22 年１月１日までに、ＭＭＯＵへの署名又は署名を可能とする必要な法的権限を追求する公式のコミットメントを行うことが決議された。その後、平成 22 年のモントリオール総会において、平成 25 年１月１日までに全ての同機構加盟当局は、ＭＭＯＵに署名を行うことが求められたところ、未署名当局に対しては、同機構が署名のための技術支援を行うと共に、同機構のウェブサイトにおいて、署名に向けた制度整備の進捗状況を掲載するという措置を取っており、全加盟当局の署名を促進する作業を進めているところである。平成 25 年 3 月までにＭＭＯＵに署名を行った当局（Ａ署名）数は 94、現行法制上直ちに署名することはできないが、署名についてコミットメントした当局数は 25 となっている。

我が国においても、金融庁が平成 18 年５月に署名申請を行い、平成 20 年２月にＭＭＯＵの署名当局として承認された。これにより、証券監視委は金融庁を通じ、ＭＭＯＵ署名国との間で、法執行上必要な情報を円滑に交換し合うことが可能となり、国際協力の下でクロスボーダー化する金融・資本市場の公正性等を確保していくこととなった。

(3)　平成 24 年度において証券監視委は、こうした情報交換の枠組みを活用し、日本市場におけるクロスボーダーの不公正取引に対し、以下の通り、５件の課徴金納付命令勧告及び４件の刑事告発を行った。

①　課徴金納付命令勧告等

イ．有価証券報告書等の虚偽記載（１件）

オリンパス株式会社が連結子会社から除外したファンドを用いた含み損・負債の簿外処理や資産性のないのれんの計上を行った有価証券報告書等（平成 19 年３月期有価証券報告書～平成 23 年６月第１四半期報告書）を、関東財務局長に提出した事案につき、課徴金納付命令勧告を行った。（第６章第２　２（１）①参照）

ロ．内部者取引（３件）

リーマンショック後に集中した大型公募増資案件について、主幹事証券会社等の営業員等から重要事実の伝達を受けた内外プロ投資家による内部者取引が行われていたことが複数の事案で判明した。このうち、ジャパン・アドバイザリー合同会社事案（２件）、First New York Securities L.L.C.事案（１件）につき、ＭＭＯＵを利用して情報を入手し、課徴金納付命令勧告を行った。（第５章第２　２③～⑤参照）

ハ．株価操縦（１件）

米国籍のヘッジファンドの関係会社であるタイガー・アジア・パートナーズ・エルエルシーが、日本の証券市場に上場する事業会社の株式の売買を誘引する目的で、複数の証券会社に発注を行い、当該事業会社の株式の株価を引き上げるなどして、同株式の相場を変動させるべき一連の売買等をした事案につき、ＭＭＯＵを利用して情報を入手し、課徴金納付命令勧告を行った。（第５章第２　２⑥参照）

② 告発

○ 投資一任契約の締結に係る偽計（４件）

関東財務局に登録しているＡＩＪ投資顧問株式会社の代表取締役ほか２名が共謀し、運用するファンドの純資産額が過小となっていたにもかかわらず、ファンドの運用実績は好調で、一口当たり純資産額は順調に増加している旨の虚偽の運用実績等を記載した資料を提示するなどし、年金基金に投資一任契約を締結させようと企て、よって偽計を用いた事案につき、MMOUを利用して、情報を入手し、合計で４件の告発を行うに至った。（第７章第２ ２(1)①～④参照）

(4) 以上のほか、証券監視委による市場監視を端緒として海外証券規制当局との情報交換を行った結果、海外証券規制当局が当地の法令に基づき処分を行った事例もあり、着実に実績を挙げてきたところである（附属資料２－８参照）。

３ 意見交換

証券監視委は、国際的な金融・資本市場の動向や海外証券規制当局による市場の公正性の確保に向けた取組みを迅速に把握するとともに、証券監視委の取組みに対する理解の促進に努めている。そのため、日々情報収集を行い、必要に応じて証券会社や自主規制機関にヒアリングを行うことで実態把握に努めているほか、海外証券規制当局やグローバルに活動する金融機関と積極的に意見交換を行っている。平成 24 年度は、米国、イタリア、中国、香港、韓国、オーストラリア、タイ、ケイマン諸島等の海外証券規制当局と意見交換を行ったのに加え、グローバルに活動する金融機関、国際的な業界団体等との意見交換を実施した。

第２ 体制整備及び人材育成

１ 市場のグローバル化への体制整備

証券監視委は、グローバルな市場監視や、国際的な検査・監督の枠組みを活用した検査対応を行うための体制整備を進めてきた。具体的には、国際・情報総括官（次長級）の設置のほか、証券監視委の各課にも、国際専門審査官や国際専門調査官といった国際担当の職員を配置し、情報交換枠組みを活用した調査等を行っている。

また、近年のわが国証券市場における取引の多くが、海外投資家によるクロスボーダー取引や内外プロ投資家による取引となっていることを踏まえ、平成 23 年８月には、取引調査課に、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引の実態解明を専門に担当する国際取引等調査室を設置し、積極的な対応を行ってきたところである。

２ 短期研修への参加及び海外規制当局への職員派遣

これまで証券監視委は、海外規制当局における監視や調査・検査の手法を習得するため、又は、わが国の有する調査・検査の手法・ノウハウを海外の規制当局の職員に伝えるため、平成 24 年度においては、米国証券取引委員会（ＳＥＣ）、米国商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）、英国金融サービス機構（ＦＳＡ）（現：英国金融行為監督機構（ＦＣＡ））、シンガポール金融管理局（ＭＡＳ）、ＩＯＳＣＯ、ＡＰＥＣ等が主催する１週間程度の研修に証券監視委事務局職員を派遣した。

（参考）証券監視委は、これまで、米国ＳＥＣ、米国ＣＦＴＣ、英国ＦＳＡ、香港ＳＦＣに対

して、証券監視委事務局職員を１年間程度派遣してきたところである。こうした海外規制当局への職員派遣の実績を、クロスボーダー取引に対する監視を中心に証券監視委の市場監視業務に活かしている。

第３　今後の課題

金融・資本市場におけるクロスボーダー取引が増加する中、証券監視委は、わが国の市場における海外の投資家の不公正取引に対して、今後とも、個別の事案に応じて、事案の悪質性、調査に要する人的・物的コスト、処分の実効性、海外当局の対応等を総合的に勘案し、海外当局とも密接に連携しながら、最も適切な対応をとることとしていく。

また、グローバルな市場監視や、国際的な検査・監督の枠組みを活用した検査対応を行うため、更なる体制整備や海外規制当局への職員派遣を通じた人材育成を進めるとともに、各国の証券規制当局者間での情報交換及び意見交換を通して国際的な協力関係を強化していくことが極めて重要であり、以下のような課題に取り組んでいく必要がある。

(1)　海外証券規制当局との間で、情報交換枠組みの利用や連携の強化により、迅速な情報収集を行い、クロスボーダー取引による不公正取引への対応を強化していく。

(2)　クロスボーダー取引に関する海外からの情報や海外の制度に関する情報収集及び国際会議等の場における情報発信を行い、監視機能の強化の一助としていく。

(3)　アジア新興諸国の証券規制当局と積極的に連携を深め、必要に応じて証券検査や市場監視のノウハウを提供する等、アジア新興諸国の証券市場の整備を支援していく。

(4)　海外証券規制当局の行う短期研修への職員の派遣等を通じて、クロスボーダー取引に対する監視を担う人材の育成を一層進めていく。

第 10 章　監視活動の機能強化への取組み等

第１　市場監視体制の充実・強化

１　組織の充実

(1)　組織の充実

証券監視委の組織については、発足当初の総務検査課及び特別調査課の２課体制であったところ、その後の課徴金調査の権限委任、検査権限範囲の拡大などの市場監視機能の充実・強化に併せ、現在は証券監視委の有する機能毎に６課に体制を拡充・細分化するなど組織の充実を図っているところである。

平成 25 年度予算においても、国家公務員全体の厳しい定員事情の中、クロスボーダー取引に対する監視体制の強化や投資一任業者等に対する検査体制の強化を大きな柱として増員要求を行った結果、16 人の増員が認められ、証券監視委の平成 25 年度末の定員は 400 人となっている。

財務局等の証券取引等監視官（部門）においては、証券検査体制の整備を中心に 29 人の増員が認められ、平成 25 年度末の定員は 339 人となり、証券監視委の定員と合計すると全体で 739 人となっている。

(2)　民間専門家等の採用

証券監視委は、平成 24 年度において、的確な市場監視及び職員の専門性向上を図る視点から、証券業務等に関して専門的知識・経験のある者、弁護士及び公認会計士など、合計 21 名の民間専門家を採用し、調査・検査体制を強化している。このような民間専門家の採用は、平成 12 年から実施しており、平成 24 年度末現在 109 名が在籍している。

２　情報収集・分析能力の向上

(1)　証券総合システム（ＳＣＡＮ－Ｓｙｓｔｅｍ）の活用

証券監視委においては、証券取引に係る複雑で膨大なデータを分析し、事実関係を解明する必要があることから、業務支援システムとして、平成５年以降、証券総合システムの開発を行い、業務の効率的運営に努めている。このシステムは、犯則事件の調査、取引調査、開示検査、証券検査や日常的な市場監視、取引審査など証券監視委の業務に幅広く活用される総合的な電算システムであり、平成 13 年度までに基本的な開発を終了したが、業務の効率化の観点から引き続き各機能の見直し・拡充に努めているところである。

（参考）証券総合システムの主な機能は、「証券会社検査系システム」と「取引審査系システム」に大別される。また、証券総合システムの支援システムとして、「インターネット巡回監視システム（ＳＣＡＮ－ＩＰＳ）」、「電子開示財務内容分析システム（ＳＣＡＮ－ＳＴＡＦ）」及び一般から受け付けた情報を効率的に処理するための「情報管理システム」がある。

(2)　職員研修の充実

証券監視委は、これまで、検査・調査等を通じて蓄積した監視手法に係る様々なノウハウについてＯＪＴや研修等を通じて、また、金融・資本市場の最新情報について外部講師の講義等を通じて、それぞれ職員に習得させることにより、職員の資質向上に努めてきている。

他方、取引形態の複雑化・多様化、クロスボーダー取引の増加、高速化する取引手法等への対応が新たに求められている。

こうした状況に的確に対応するため、従来の対応に加えて、個々の職員が高度な専門知識や技能を習得できるよう、新たな金融商品・取引手法、クロスボーダー取引に係る調査手法、デジタルフォレンジック等を用いた調査手法に係る研修を実施してきている。

3　監視を支えるシステムインフラの強化

「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」（平成18年３月28日付金融庁行政情報化推進会議決定）に基づく次期システム（金融庁業務支援統合システム（平成26年度以降、稼動開始予定））については、業務の効率化のみならず、ＥＤＩＮＥＴ等におけるＸＢＲＬ導入といった外部環境の変化等も考慮しながら、業務の高度化に寄与するシステムを構築することを念頭に、各業務に必要な機能をシステムに反映させるための検討を行い、平成22年度までにシステム設計工程が完了した。

これを受け、平成23年度からシステム開発に着手し、開発の進捗状況に応じた各種検証作業を行っている。今後は、設計された機能が確実に実装されることを注視していくこととしている。

デジタルフォレンジックについては、平成20年度より導入についての検討を開始し、平成22年度に第一次整備計画として電磁的記録の保全・証拠化環境を整備し、平成23年度には第二次整備計画としてデータアナリシス環境の整備を行った。ますます高度化、大容量化するＩＴ機器に対応すべく、資機材の更なる活用に向けた環境整備や研修の充実等、積極的な活用を進めている。

第２　市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み

1　概要

証券監視委は、「活動方針」の第二の柱である「市場規律の強化に向けた働きかけ」の一環として、個人投資家を含めた市場参加者との対話、市場への情報発信の強化を掲げ、市場参加者に対する幅広い情報発信に積極的に取り組んでいる。情報発信の手段としては、意見交換、講演、講義、報道発表、各種広報媒体への寄稿のほか、自身のウェブサイトやメールマガジンを通じ、証券監視委の活動状況等の情報をタイムリーかつ分かりやすく提供することにより、市場参加者に証券監視委の活動に対する理解と金融・資本市場に対する信頼を深めてもらうよう努めている。

2　報道機関等を通じた情報発信

証券監視委は、調査・検査に基づき告発・勧告等を行った場合や重要な政策決定を行った場合には、記者への説明等を通じて事案の公表を行っている。その際、単なる事案の説明に止まらず、市場や社会に及ぼす影響等についても説明し、事案の正確な理解と報道を促すよう努めている。さらに、新聞・雑誌・テレビ等の各種媒体から委員長及び委員や証券監視委事務局幹部職員への取材・寄稿等の依頼に対しても、証券監視委の監視活動に対する説明責任を適切に果たすとともに、情報発信を強化する観点から、積極的に対応することとしている。

3　市場参加者との意見交換・講演会等の開催状況

証券監視委は、不公正取引等の未然防止等を図る取組みの一環として、市場の公正性確保の上で重要な役割を持つ諸団体との意見交換や市場参加者に対する講演等に積極的に取り組み、証券監視委の把握している問題や懸念の共有等を図っている。

具体的には、全国の各取引所で開催された上場会社コンプライアンス・フォーラムでの講演や各種広報媒体への寄稿を通じて、上場会社等の内部管理態勢の構築のあり方等を発信したほか、金融商品取引業者等、自主規制機関、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等に対する幅広

い情報発信に取り組むことで、市場規律機能の強化につながる各市場参加者による自主的な取組みの促進に努めているところである。

また、大学や将来法曹として市場の健全性を担う可能性が高い法科大学院等の学生に対しても、講演等を通じ、証券監視委の活動等について説明を行っている。（附属資料２－９参照）

４　ウェブサイトの充実

インターネットが普及している現在、証券監視委は自身のウェブサイトを通じ、告発・勧告等の概要や講演会・寄稿等の内容等その活動状況に関する情報をタイムリーに掲載し、証券監視委の監視活動について、市場参加者の理解や信頼を高めるための情報発信に努めている。また、「メールマガジン配信サービス」として、あらかじめ電子メールアドレスを登録した者に対し、ウェブサイトに新たに掲載された告発・勧告等の概要や講演・寄稿等の情報（新着情報）を１日１回配信しているほか、証券監視委の活動状況や問題意識等を簡潔かつ分かりやすくまとめた「証券監視委メールマガジン」を毎月１回配信しており、その登録者数は毎年増加傾向にあり、平成24年度末時点における登録数は約3,700件となっている。

（http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/index.html）

更に、海外に向けての情報発信を充実させる観点から、英語版のウェブサイトにおいて、パンフレットの英訳版や「証券取引等監視員会の活動状況」の一部を英訳したアニュアルレポートのほか、金融商品取引業者等の検査マニュアルや証券検査基本方針等、海外の市場参加者等の関心が高いと思われる資料についても、引き続きその掲載に努めている。

第３　関係当局等との連携

１　金融庁の関係部局との連携

証券監視委が、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護のため、業務を適切に遂行していくに当たっては、我が国金融・資本市場の規制当局である金融庁との間で問題意識の共有を図ることが不可欠であり、証券監視委としては、種々の機会を通じて金融庁との連携に努めている。例えば、日常的な意見交換等に加え、その時々の問題点等を幹部及び担当者間で広く共有しているほか、金融危機への対応として、大規模で複雑な金融機関について設置されることとなった監督カレッジについても、検査部局として説明を行い、金融庁と連携して海外当局との情報交換を行って対応するなど、市場ルールの監視役としての立場から、市場行政について金融庁と情報交換等を行っている。

また、証券監視委はその業務の一部を財務局長等に委任しており、各財務局等の監視官部門は、財務局長等の下でこれらの委任事務等を遂行することとなる。証券監視委では、金融庁の主催する財務局長会議等において、各財務局等と十分な意思疎通を確保しているほか、毎年、市場監視に関する問題点など、全国的に連携が必要な事案に対する問題意識等の共有を目的として証券取引等監視官会議を開催している。さらに、不公正ファイナンスに関する問題意識を共有する観点から、金融庁監督部門・企画部門とともに証券取引等監視官・金融商品取引所監理官・証券監査官合同会議（以下「三者合同会議」という。）を継続的に開催するなど、問題意識の共有・浸透に努めている。

２　自主規制機関との緊密な連携

自主規制機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会）は、売買審査や上場管理又はそれぞれの機関に所属する会員の業務の適正性のチェックなど日常的な市場監視活動を行っている。このため、証券監視委は、効率的・効果的な市場監視の観点から、これら自主規制機関の市場監視部門との間で、緊密な連携を図ってきている。

また、市場の公正性・透明性の確保に向けた社会的要請がますます高まる中、市場規律や市

場監視機能の強化に向け一層の連携を図るため、自主規制機関との間で、市場監視の現場を巡る様々な問題・課題等について、積極的に議論及び意見交換を行い、相互の問題意識の共有を図っている（附属資料２－９参照）。

具体的には、証券監視委は、各自主規制機関との間で定期的にその活動状況の報告を受け、意見交換を実施しているほか、東京証券取引所、大阪証券取引所及び日本証券業協会との間では、月例で広範なテーマについて意見交換会を開催している。上記の三者合同会議においても、自主規制機関からも担当者の参加を呼びかけており、活発な議論及び意見交換を行っている。

このような定期的な意見交換以外にも、随時、情報発信を行っており、これらの結果、自主規制機関において、市場規律の強化や市場監視体制の強化に向けた対応が行われている。

さらに、自主規制機関が実施する所属会員に対する監査・考査等と証券監視委の証券検査においても、検査計画の調整を行うなど、一層の連携に努めている。

その他、日本証券業協会では、会員等のコンプライアンスの充実強化を図るため、内部管理統括責任者研修や内部管理統括補助責任者研修等、自主規制ルールに規定された研修を実施しており、証券監視委からもこれらの研修に講師として職員を派遣している。証券監視委の職員を対象とする研修においても、ノウハウ等の習熟及び共有化を図るため、自主規制機関の職員の参加を受け入れ、市場規律、市場監視機能の強化を図っている。

第４　今後の課題

市場を取り巻く状況の変化に的確に対応し、より実効性のある効率的な市場監視の実現を図っていくため、以下の課題等に取り組んでいくこととしている。

(1)　組織の充実・人材の育成

金融商品・取引のイノベーションの進展とともに、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化している中で、内外プロ投資家による不公正取引を含め、違法行為の手法も多様化・複雑化しているなど、市場を取り巻く状況は大きく変化している。

証券監視委として、こうした変化に的確に対応していくためには、組織・人員の充実とともに、専門的知識・スキルを備えた人材の育成が重要であり、引き続き他省庁等との人事交流やＯＪＴの活用、職員研修の充実、計画的な任用等により、人材の育成に取り組んでいくこととしている。

(2)　情報収集・分析能力の拡大

今後とも市場を取り巻く環境の変化に対応し、幅広く情報を収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視を行っていく。

また、情報の収集・分析態勢等を見直し、リスク・ベースの市場監視の精度・信頼性の向上を図るための態勢を強化する。

さらに、金融商品取引業者等の多様な業態と顧客の特性及び複雑・多様化している金融商品・取引に対するリスク感度を一層高め、これに対応した形で情報の収集・分析能力を強化していくこととしている。

(3)　情報発信の充実

これまで行ってきた自主規制機関などとの連携に加え、昨今の第一次情報受領者による内部者取引の増加や未公開株詐欺等の増加などを踏まえ、投資家が不公正取引に手を染めたり、登録を受けていない業者による詐欺的な投資勧誘を未然に防止し、市場の公正性を確保するため、投資家への情報発信・提供を強化充実していく。

また、市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促していくため、過去の課徴金事例等に係る積極的な情報発信を行っていく。

さらに、市場監視活動の過程で把握した制度上の論点についても、これを積極的に金融庁や自主規制機関に伝えていくことなどを通じ、市場ルールの改善に向けた貢献を行っていくこととしている。

(4) 関係当局等との一層の連携

証券監視委を巡る状況については、金商法の施行とその後の数次にわたる制度改正により、証券検査の対象先が多様化するとともに、対象業者数が延べ約8,000社の規模となっている。また、無登録業者による未公開株式の販売等に対し、的確に対応することなども求められている。さらに、ネット取引の進展により証券取引に係る地域的制約が解消され、新興上場企業の地方への拡がり等もあり、不公正取引や粉飾決算等の法令違反行為の地域的な広がりへの適切な対応も必要となっている。

こうした状況の下、証券監視委がその使命を果たしていくためには、財務局等の監視官部門を含め、限られた人的資源を的確かつ有効に活用し、効率的・効果的で実効性ある審査・検査・調査を実施していく必要がある。このため、これまでも日常的な意見交換や各種会議、研修等を通じて、財務局等とは問題意識の共有や監視活動に係る目線の統一を図っているところであるが、証券監視委と財務局等との間で、より一層緊密に連携して人材の育成を図り、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視に取り組んでいくこととしている。

また、これらのほか、金融庁や自主規制機関とも積極的に情報交換等を行うなど、相互の問題意識の共有を図り、監視活動の機能強化に取り組んでいくこととしている。

おわりに

証券監視委は、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命として、その職務の遂行に当たっています。証券監視委は、金融庁設置法の規定に従い、１年１年の事務処理状況を取りまとめて公表することとされており、本「証券取引等監視委員会の活動状況」（以下「年次公表」）においては、平成 24 年度中に実施した具体的な取組みとして、勧告や告発、市場規律強化に向けた活動状況等を、具体的な事案に即して関連する資料とともに記載しています。

本年次公表により、証券監視委の活動に対する理解を深めていただくとともに、幅広い市場関係者の皆様の自主的な規律の向上に役立てていただくこととなれば幸いです。

最後に、証券監視委では、情報受付窓口を設置し、投資家の皆様をはじめとする一般の皆様方からの情報を、電話、文書（ファクシミリを含む。）、来訪又はインターネット等により広く受け付けています。内部者取引や相場操縦、風説の流布といった個別銘柄に関する情報、有価証券報告書等の虚偽記載や疑わしいファイナンスといった発行体に関する情報、金融商品取引業者による不正行為等に関する情報、疑わしい金融商品・ファンドなどの募集に関する情報といった情報は、証券監視委における活動のための有用な端緒となるものが含まれています。こうした不審な情報を入手した場合には、証券監視委へ積極的に情報提供を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、証券監視委では、年金運用等に関する有用性の高い情報を収集するため、投資一任業者の業務運営の実態等について、実名で情報提供いただける方を対象として、専用窓口「年金運用ホットライン」を設置しており、特に詳細な情報提供をいただけるときは、年金運用の専門家が対応することとしています。

さらに、こうした情報受付窓口のほか、公益通報専用の通報・相談窓口を設置しています。公益通報者保護法に基づき、内部の労働者の方が、公益のために労務提供先の法令違反行為を通報したときは、そのことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されます。

ぜひこれら専用の窓口もご利用いただき、情報提供を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

附　属　資　料

附　属　資　料

１　**証券監視委の組織・事務概要** ･････････････････････････････････ 151
　１－１　組織及び事務概要 ･････････････････････････････････ 151
　１－２　証券取引等の監視体制の概念図 ･････････････････････ 154
　１－３　証券監視委の機能強化 ･････････････････････････････ 155
　１－４　証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の
　　関係の概念図 ･････････････････････････････････････ 156
　１－５　証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移 ･･････ 157
　１－６　機構図 ･･･ 158
　１－７　組織・事務に係る法令の概要 ･･････････････････････ 160
　１－８　証券監視委と自主規制機関との関係の概念図 ･････････ 172

２　**証券監視委の活動実績等** ･････････････････････････････････････ 173
　２－１　証券監視委の活動状況 ･････････････････････････････ 173
　２－２　市場分析審査実施状況 ･････････････････････････････ 174
　２－３　証券検査実施状況 ･････････････････････････････････ 177
　２－４　勧告等実施状況 ･･･････････････････････････････････ 185
　２－５　申立て実施状況 ･･･････････････････････････････････ 270
　２－６　告発実施状況 ･････････････････････････････････････ 276
　２－７　建議実施状況等 ･･･････････････････････････････････ 314
　２－８　市場のグローバル化への対応状況 ･･･････････････････ 324
　２－９　平成 24 年度　主な講演会等の開催状況 ･･･････････････ 327
　２－10　平成 24 年度　各種広報媒体への寄稿 ･･･････････････ 330

○　公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取組み～　333

○　皆様からの情報提供が、市場を守ります！ ･･･････････････････ 335

○　年金運用ホットラインでの情報受付について
　～疑わしい年金運用等に関する情報の提供をお願いします～ ･･････ 336

○　証券取引等監視委員会公益通報窓口・相談窓口 ･･･････････････ 338

○　金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話に
　ご注意ください！～ 未公開株に関するご注意 ～ ･･･････････････ 340

○　証券検査に関する基本指針 ･･･････････････････････････････ 342

1　証券監視委の組織・事務概要

1－1　組織及び事務概要

⑴　証券監視委設置の経緯

平成３年夏の一連のいわゆる証券不祥事を契機に、証券行政のあり方、特に証券会社及び証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年７月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会（以下「行革審」という。）に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審議の結果、同年９月に「証券・金融の不公正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまとめられた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第８条に基づく委員会（八条委員会）を設置すべきであるとの提言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、更に各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成４年２月、証券監視委の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」案を取りまとめた。

同法案は、第 123 回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年５月 29 日に成立し、同年６月５日に法律第 73 号として公布、同年７月 20 日に施行され、同日、国家行政組織法第８条及び大蔵省設置法第７条に基づき大蔵省に置かれる合議制の機関（八条委員会）として証券監視委が発足した。

⑵　金融庁（金融監督庁・金融再生委員会）への移管

民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成 10 年６月 22 日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、証券監視委の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、証券監視委は、従前の体制（国家行政組織法第８条及び金融監督庁設置法第７条に基づき設置された合議制の機関（八条委員会））のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年 12 月 15 日には、我が国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁とともに証券監視委は、従前の体制（国家行政組織法第８条及び金融再生委員会設置法第 21 条に基づき設置された合議制の機関）のまま金融再生委員会に移管された。

その後、平成 12 年７月１日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関する事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、証券監視委は、従前の体制（国家行政組織法第８条及び金融再生委員会設置法第 21 条に基づき設置された合議制の機関）のまま金融庁に移管された。

なお、平成 13 年１月６日には、中央省庁改革に際して、金融再生委員会が廃止され、証券監視委は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、内閣府設置法第 54 条及び金融庁設置法第６条に基づき設置された合議制の機関（いわゆる八条委員会（（注）国家行政組織法第８条に基づき設置される「八条委員会」に相当するもの。）としての位置づけ）として、現在に至っている。

⑶　事務概要

①　監視のための５つの事務

証券監視委が行う監視事務は、市場分析審査、証券検査、取引調査、開示検査及び犯則事件の調査の５つに分かれる。

イ　市場分析審査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品取引業協会及び金融商品取引所等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を行う。

ロ　証券検査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者等に対して検査を行う。

また、犯収法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者等による顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存義務等の遵守状況の検査を行う。

ハ　取引調査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、風説の流布・偽計、相場操縦、内部者取引といった不公正取引の課徴金に係る事件の調査を行う。

ニ　開示検査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、開示の適正性を確保するため、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対して検査を行う。

ホ　犯則事件の調査

金商法又は犯収法に基づき、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、捜索及び差押えといった強制調査を行うことができる。

金商法等においては、犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券届出書・有価証券報告書等の提出、損失保証・損失補てん、相場操縦、内部者取引などがある。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合における顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件とされている。

②　勧告

証券監視委は、証券検査、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため、開示書類の訂正報告書等の提出命令や課徴金納付命令の発出、その他必要な行政処分等を行うよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

また、証券監視委は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

③　建議

証券監視委は、証券検査、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

④　告発

証券監視委は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、検察官に告発を行う。

⑤　裁判所への違反行為の禁止・停止の申立て

金商法第 192 条第 1 項の規定に基づく裁判所への違法行為の禁止・停止の申立て及びその前提となる同法第187条の規定に基づく調査権限が金融庁長官から証券監視委に委任されている。

⑥　事務の処理状況の公表

証券監視委は、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

１－２　証券取引等の監視体制の概念図

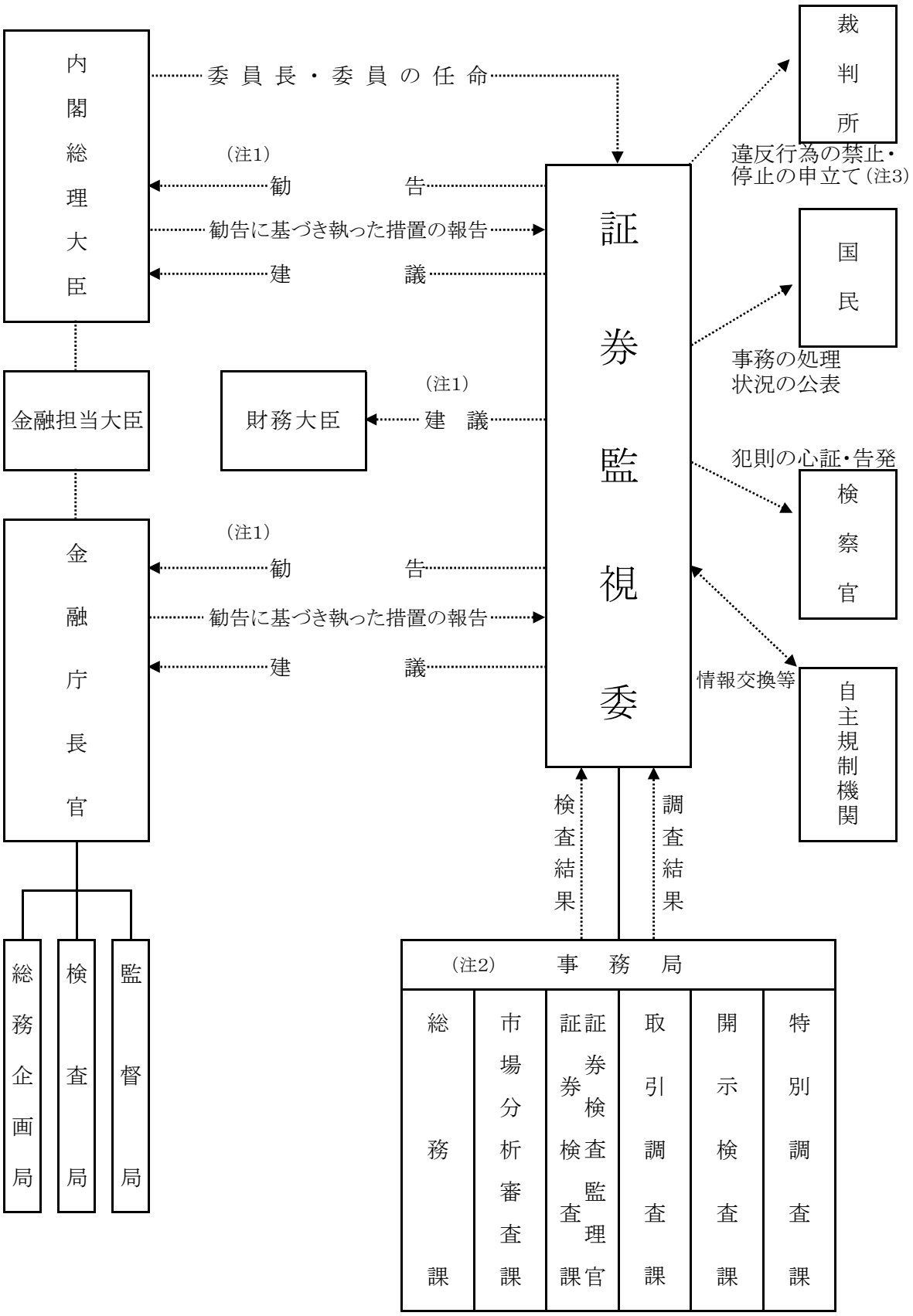

（注１）勧告については内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、建議については内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に対して行うことができる（設置法第20条、第21条）。

（注２）平成18年7月に総務検査課、特別調査課の2課体制から、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課、特別調査課の5課体制に再編、更に、23年7月に、現行の6課体制に強化された。

（注３）金商法改正（平成20年12月施行）により、同法第192条に基づく当該申立ての権限等が金融庁より委任された。

１－３　証券監視委の機能強化

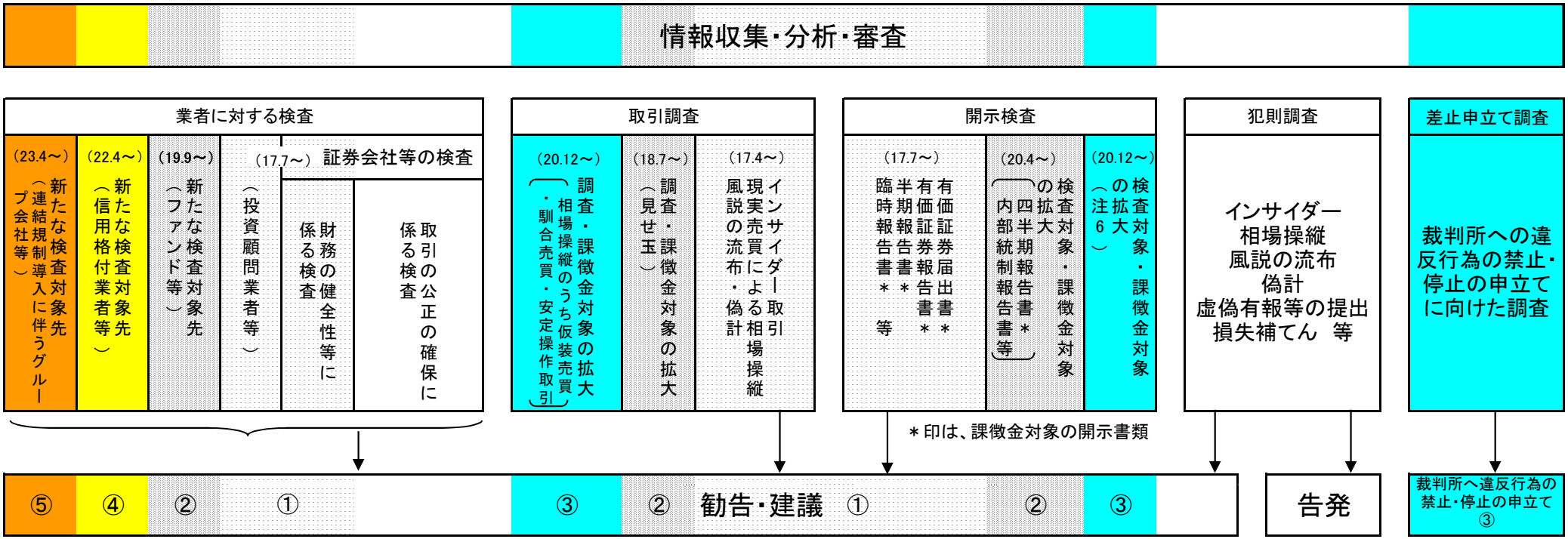

※　証券監視委は、金融商品取引法、資産流動化法（SPC法）、投信法、社債株式振替法、犯罪収益移転防止法に基づき、権限を行使。

（注1）① 部分が「証券取引法等の一部を改正する法律（平成16年改正）」の施行（平成17年4月1日　他）に伴い検査・調査の対象となった部分。
（開示検査のうち、有価証券届出書については平成17年4月から、有価証券報告書等については平成17年12月から課徴金の対象となっている。）

（注2）② 部分が「金融商品取引法」の施行（平成19年9月30日　他）に伴い検査・調査の対象となった部分。

（注3）③ 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成20年改正）」の施行（平成20年12月12日）に伴い検査・調査等の対象となった部分。

（注4）④ 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成21年改正）」の施行（平成22年4月1日）に伴い検査の対象となった部分。

（注5）⑤ 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成22年改正）」の施行（平成23年4月1日）に伴い検査の対象となった部分。

（注6）　検査対象の拡大の内容については、以下のとおり。
・特定投資家向け有価証券に係る情報。
課徴金対象の拡大の内容については、以下のとおり。
・公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出。
・発行開示書類・継続開示書類の不提出。（平成20年12月までは、虚偽記載が課徴金の対象となっていた。）
・特定投資家向け有価証券に係る情報の虚偽等。

１－４　証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図

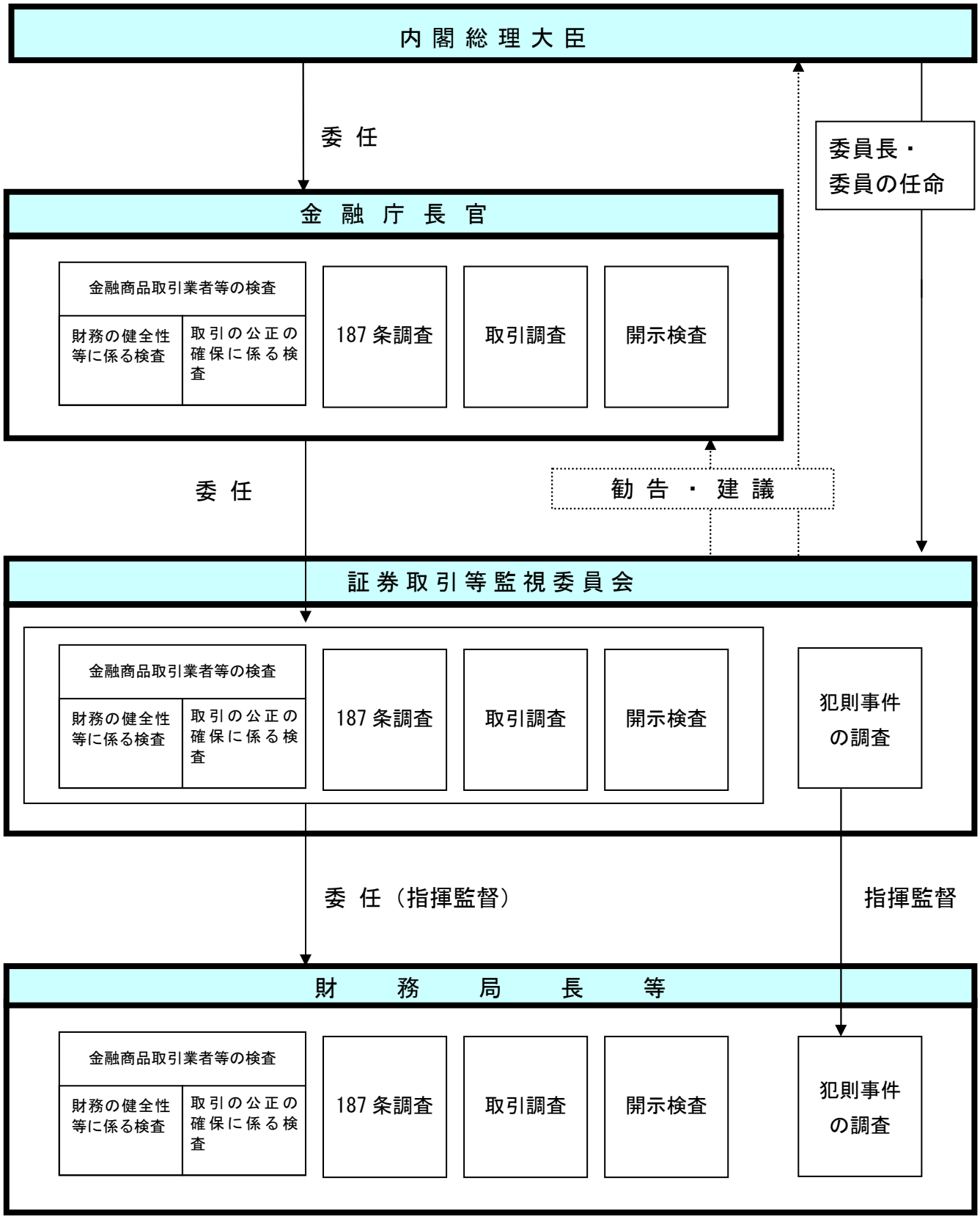

（注１）証券監視委が財務局長等に委任した権限については、証券監視委が財務局長等を指揮監督する（金商法第 194 条の 7 第 7 項等）。
（注２）犯則事件の調査については、証券監視委が財務局長等を指揮監督し、必要があるときは財務局等職員を直接指揮監督することができる（金商法第 224 条第 4 項、第 5 項等）。
（注３）証券監視委は、以下の公示で指定する金融商品取引業者等に関する権限については、財務局長等への委任を行っていない。
・金融商品取引法施行令第四十四条第五項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行令第百三十六条第二項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示
・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十八条第六項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示

1－5 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移

年　度	予　算　定　員		
	証券監視委	財務局等	合　計
４　年　度	８４人	１１８人	２０２人
５　年　度	８４人	１１８人	２０２人
６　年　度	８６人	１１８人	２０４人
７　年　度	８８人	１１８人	２０６人
８　年　度	８９人	１１８人	２０７人
９　年　度	９１人	１１８人	２０９人
１０　年　度	９８人	１２６人	２２４人
１１　年　度	１０６人	１３３人	２３９人
１２　年　度	１１２人	１３９人	２５１人
１３　年　度	１２２人	１４４人	２６６人
１４　年　度	１８２人	１８３人	３６５人
１５　年　度	２１７人	１９９人	４１６人
１６　年　度	２３７人	２０４人	４４１人
１７　年　度	３０７人	２４５人	５５２人
１８　年　度	３１８人	２４６人	５６４人
１９　年　度	３４１人	２６８人	６０９人
２０　年　度	３５８人	２８２人	６４０人
２１　年　度	３７４人	３００人	６７４人
２２　年　度	３８４人	３１３人	６９７人
２３　年　度	３９２人	３１２人	７０４人
２４　年　度	３９２人	３２２人	７１４人
２５　年　度	４００人	３３９人	７３９人

(注)財務局等には、沖縄総合事務局財務部を含む。

１－６ 機構図

１ 証券監視委の機構図

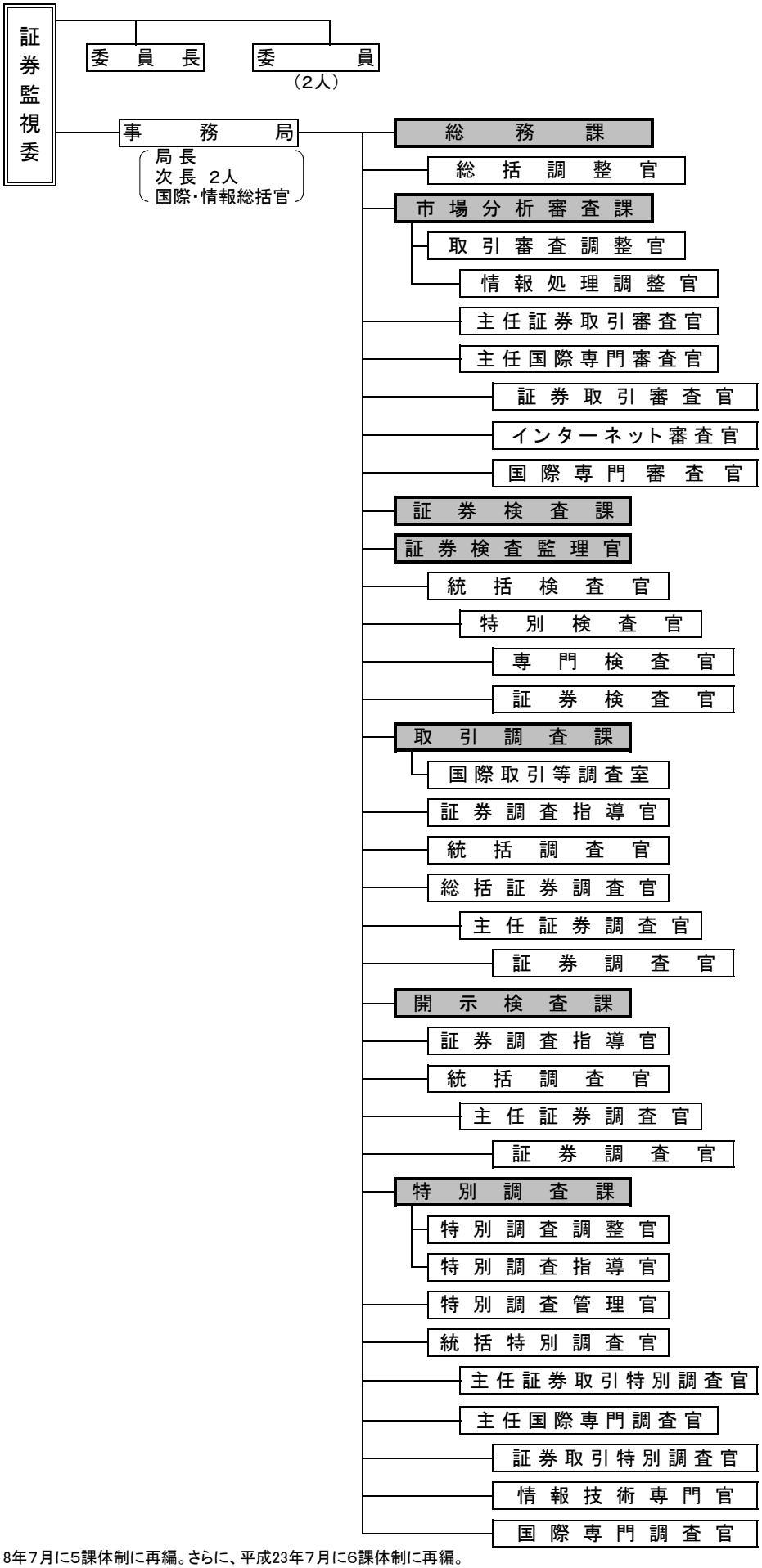

（注）平成18年7月に5課体制に再編。さらに、平成23年7月に6課体制に再編。

１－６－２　財務局の機構図（関東財務局）

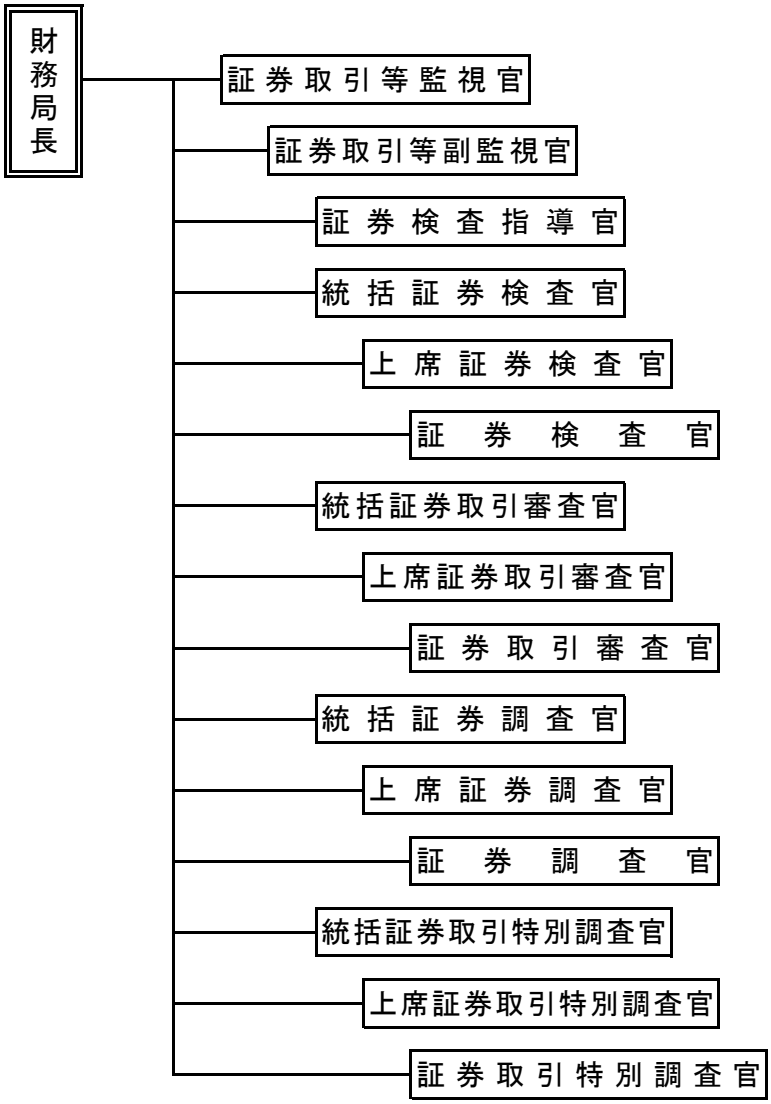

１－７　組織・事務に係る法令の概要

１　証券監視委の組織・権限等

証券監視委の組織・権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

〔設置法〕

条　項	規　　定　　の　　概　　要
第 4 条	金融庁の事務
第 6 条	証券監視委の設置
第 8 条	証券監視委の所掌事務
第 9 条	委員長及び委員の職権の行使
第 10 条	証券監視委の組織
第 11 条	委員長
第 12 条	委員長及び委員の任命
第 13 条	委員長及び委員の任期
第 14 条	委員長及び委員の身分保障
第 15 条	委員長及び委員の罷免
第 16 条	委員長及び委員の服務等
第 17 条	委員長及び委員の給与
第 18 条	会議
第 19 条	事務局
第 20 条	勧告
第 21 条	建議
第 22 条	事務の処理状況の公表

１－７－２　権限及び範囲に係る規定

(1)　証券検査の検査又は報告・資料の徴取の権限

証券監視委は、金融商品取引業者等に対する検査又は報告・資料の徴取権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 56 条の２	第194条の７第２項第１号及び第３項	金融商品取引業者等、金融商品取引業者等と取引をする者、金融商品取引業者等（登録金融機関を除く）がその総株主等の議決権の過半数を保有する銀行等、金融商品取引業者等を子会社とする持株会社、金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者、金融商品取引業者の主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社の主要株主、特定金融商品取引業者等の親金融機関等、特定金融商品取引業者等の子金融機関等、金融商品取引業者の親銀行等、金融商品取引業者の子銀行等
第 57 条の 10 第１項	第194条の７第３項	特別金融商品取引業者の子会社等
第 57 条の 23	第194条の７第３項	指定親会社、指定親会社と取引をする者、指定親会社の子会社等、指定親会社から業務の委託を受けた者
第 57 条の 26 第２項	第194条の７第３項	指定親会社の主要株主
第 60 条の 11	第194条の７第２項第２号及び第３項	取引所取引許可業者、取引所取引許可業者と取引を行う者、取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者
第63条第７項及び第８項	第194条の７第３項	特例業務届出者、特例業務届出者と取引を行う者、特例業務届出者から業務の委託を受けた者
第 66 条の 22	第194条の７第２項第３号及び第３項	金融商品仲介業者、金融商品仲介業者と取引をする者
第 66 条の 45 第１項	第194条の７第２項第３号の２及び第３項	信用格付業者、信用格付業者と取引をする者、信用格付業者から業務の委託を受けた者、信用格付業者の関係法人

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第75条	第194条の７第２項第４号及び第３項	認可金融商品取引業協会、店頭売買有価証券の発行者、取扱有価証券の発行者、認可金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第79条の４	第194条の７第２項第５号及び第３項	認定金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第79条の77	第194条の７第３項	投資者保護基金、投資者保護基金から業務の委託を受けた者
第103条の４	第194条の７第３項	株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者（株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第106条の６	第194条の７第３項	株式会社金融商品取引所の主要株主、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所持株会社
第106条の16	第194条の７第３項	金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第106条の20	第194条の７第３項	金融商品取引所持株会社の主要株主、金融商品取引所持株会社の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所
第106条の27	第194条の７第３項	金融商品取引所持株会社、金融商品取引所持株会社の子会社
第109条において準用する第106条の27	第194条の７第３項	親商品取引所等、金融商品取引所持株会社を子会社とする商品取引所
第151条	第194条の７第２項第６号及び第３項	金融商品取引所、金融商品取引所の子会社、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者、金融商品取引所から業務の委託を受けた者

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 153 条の４において準用する第 151 条	第 194 条の７第２項第６号及び第３項	自主規制法人
第 155 条の９	第 194 条の７第２項第７号及び第３項	外国金融商品取引所、外国金融商品取引所参加者、外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第 156 条の５の４	第 194 条の７第３項	金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引清算機関の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第 156 条の５の８	第 194 条の７第３項	金融商品取引清算機関の主要株主
第 156 条の 15	第 194 条の７第３項	金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関の清算参加者、金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 20 の 12	第 194 条の７第３項	外国金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関の清算参加者、外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 34	第 194 条の７第３項	証券金融会社、証券金融会社から業務の委託を受けた者
第 156 条の 58	第 194 条の７第３項	指定紛争解決機関、指定紛争解決機関の加入金融商品取引関係業者、指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 80	第 194 条の７第３項	取引情報蓄積機関、取引情報蓄積機関と取引情報収集契約を締結した者、取引情報蓄積機関から業務の委託を受けた者（委託を受けた者から委託を受けた者を含む。）

※報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）。

〔投信法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第22条第１項	第225条第３項	投資信託委託会社等、受託会社等、受託会社等と当該受託会社等に係る投資信託に係る業務に関して取引する者
第213条第１項から第５項まで	第225条第２項及び第３項	設立中の投資法人の設立企画人等、投資法人、投資法人の資産保管会社等、投資法人の執行役員等、投資法人又は当該投資法人の資産保管会社等と当該投資法人に係る業務に関して取引する者

※報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）。

〔SPC法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第209条第２項において準用する第217条第１項	第290条第２項第１号及び第３項	資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人
第217条第１項	第290条第３項	特定目的会社
第286条第１項において準用する第209条第２項において準用する第217条第１項	第290条第２項第２号及び第３項	特定目的信託の原委託者

※報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）。

〔社債等振替法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第20条第１項	第286条第２項	振替機関

※報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔犯収法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 14 条及び第 15 条第１項	第 21 条第６項及び第７項	金融商品取引業者、特例業務届出者、登録金融機関、証券金融会社、振替機関、口座管理機関

※報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

⑵　取引調査の権限、範囲

①　取引調査の権限

不公正取引規制等の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たな行政上の措置として金銭的な負担を課する制度（課徴金制度）が導入されたことにより、証券監視委は、課徴金に係る事件について必要な調査をするため、事件関係人等に対する質問又は報告等の徴取及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。（注）

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

質問・報告等の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	質問・報告等の徴取及び検査の対象
第177条	第194条の７第２項第８号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所その他必要な場所

（注）報告を徴する権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

②　取引調査の範囲

上記質問・報告等の徴取及び検査の権限の範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金商法〕

条　　項	規定の概要
第173条	風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者
第174条	仮装･馴合売買をした者
第174条の２	相場を変動させるべき一連の有価証券売買等をした者
第174条の３	安定操作取引等の禁止に違反した者
第175条	内部者取引をした者

⑶　開示検査及び報告・資料の徴取の権限並びに課徴金の対象範囲

①　開示検査及び報告・資料の徴取の権限

行政命令発出のための事実認定としてのディスクロージャー関係規定の遵守状況に関する検査については、証券監視委が担った方が違反行為の摘発を有効に行えると考えられることから、報告若しくは資料の提出を命じる権限及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

報告・資料の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第26条（第27条において準用する場合を含む。）	第194条の７第３項	有価証券届出書･有価証券報告書等の縦覧書類（注１）を提出した者又は提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第27条の22第１項（第27条の22の２第２項において準用する場合も含む。）	以下同上	公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者その他の関係者、参考人
第27条の22第２項		意見表明報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの関係者、参考人
第27条の30第１項		大量保有報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者その他の関係者、参考人
第27条の30第２項（報告・資料の徴取のみ）		大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社、参考人
第27条の35		特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第193条の２第６項（報告・資料の徴取のみ）		監査証明を行った公認会計士又は監査法人

（注１）　開示検査の対象となる縦覧書類は第25条第１項に掲げられている、

・有価証券届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書
・発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書
・有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
・有価証券報告書の記載内容に係る確認書及びその訂正確認書
・内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
・四半期報告書、半期報告書及びこれらの訂正報告書
・四半期報告書及び半期報告書の記載内容に係る確認書及びこれらの訂正確認書
・臨時報告書及びその訂正報告書
・自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書
・親会社等状況報告書及びその訂正報告書

である。

（注２）　有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する検査等の権限及び公開買付期間中の公開買付者等に対する検査等の権限については、課徴金に係る事件についての検査に係るものを除き、証券監視委に委任されていない。

②　課徴金の対象範囲

課徴金の対象範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金商法〕

条　　項	規定の概要
第172条	有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）が受理されていないのに有価証券の募集等をした者等
第172条の２	虚偽記載のある有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）等の提出により、有価証券を取得させ、又は売り付けた者等
第172条の３	有価証券報告書等を提出しない発行者
第172条の４	虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者
第172条の５	公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者
第172条の６	虚偽表示のある公開買付開始公告等を行った者等
第172条の７	大量保有報告書等を提出しない者
第172条の８	虚偽記載のある大量保有報告書等を提出した者
第172条の９	特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者
第172条の10	虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をし、有価証券を取得させ、又は売り付けた発行者等
第172条の11	虚偽のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者

⑷　犯則事件の調査の権限、範囲

①　犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う検査及び報告・資料の徴取とは異なり、証券監視委職員の固有の権限として規定されている。

具体的な権限は、以下のとおりである。

根　拠　規　定	犯　則　事　件　の　調　査　の　権　限
金商法第 210 条 犯収法第 30 条	犯則嫌疑者等に対する出頭の求め、質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限
金商法第 211 条、第 211 条の２ 犯収法第 30 条	裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索又は差押えの強制調査権限

② 犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして金商法施行令第45条及び犯収法第30条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金商法〕

条　　項	行為者	規　定　の　概　要
第５条、第 24 条等	発行者	有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等
第 15 条等	発行者、売出しをする者、引受人、金融商品取引業者等	有価証券届出書の効力発生前の募集、売出し又は売付けの禁止等
第 23 条の３等	発行登録者	発行登録書等の提出義務等
第 27 条の３等	公開買付者	公開買付届出書等の提出義務等
第 27 条の 23 等	大量保有者等	大量保有報告書等の提出義務等
第 30 条の２等	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等に対する認可の条件
第 37 条等	金融商品取引業者等	広告等の規制
第 37 条の３	金融商品取引業者等	契約締結前の書面の交付
第 37 条の４	金融商品取引業者等	契約締結時等の書面の交付
第 37 条の５	金融商品取引業者等	保証金の受領に係る書面の交付
第 38 条の２	金融商品取引業者等	投資顧問契約等に関し、偽計、暴行、脅迫の禁止等
第 39 条第１項	金融商品取引業者等	損失保証・損失補てん等の禁止
第 40 条の４	金融商品取引業者等	特定投資家向け有価証券の一般投資家を相手方とする売買等
第 41 条の２	金融商品取引業者等	投資助言業務に関する禁止事項

条　　項	行為者	規　定　の　概　要
第42条の2	金融商品取引業者等	投資運用業に関する禁止事項
第42条の7	金融商品取引業者等	運用報告書の交付
第157条	何人も	有価証券の売買等について、不正の手段・計画等の禁止
第158条	何人も	風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止
第159条	何人も	相場操縦行為等の禁止
第161条第1項	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等の自己計算取引及び過当な数量の売買取引等の制限
第163条等	会社役員等	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	会社役員等	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第168条	何人も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	何人も	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	何人も	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	有価証券の不特定多数者向け勧誘等をする者等	不特定多数向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

〔犯収法〕

条　　項	行為者	規　定　の　概　要
第4条第6項	顧客等代表者等	本人特定事項の虚偽申告の禁止

⑸　裁判所への禁止・停止命令の申立て及びそのための調査の権限

証券監視委は、金商法違反行為等を行う者に対する裁判所への禁止・停止命令の申立て及びそのための調査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

申立て、報告等の徴取・検査等の権限	証券監視委への権限委任規定	申立て、報告等の徴取・検査等の対象
第 187 条	第 194 条の７第４項第１号	関係人、参考人、鑑定人
第 192 条第１項	第 194 条の７第４項第２号	金商法又は同法に基づく命令に違反する行為を行い、又は行おうとする者

※金商法違反行為を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔投信法〕

申立て、報告等の徴取・検査等の権限	証券監視委への権限委任規定	申立て、報告等の徴取・検査等の対象
第 26 条第１項（第 54 条第１項において準用する場合を含む。）、第 219 条第１項	第 225 条第４項第１号	受益証券等の募集の取扱い等を現に行い、又は行おうとする者について、以下に該当するとき。 ・ 投信法若しくは同法に基づく命令等に違反している場合で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき。 ・ 受益証券を発行する投資信託委託会社の運用の指図等が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき等。
第 60 条第１項、第 223 条第１項	第 225 条第４項第１号	外国投資信託等の受益証券の募集の取扱い等を現に行い、又は行おうとする者について、以下に該当するとき。 ・ 受益証券に係る外国投資信託の資産の運用の指図等が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき等。

第26条第７項（第54条第１項において準用する場合を含む。）、第60条第３項、第219条第３項、第223条第３項において準用する金融商品取引法第187条の規定による権限	第225条第４項第２号	関係人、参考人、鑑定人

※投信法違反行為等を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

１－８　証券監視委と自主規制機関との関係の概念図

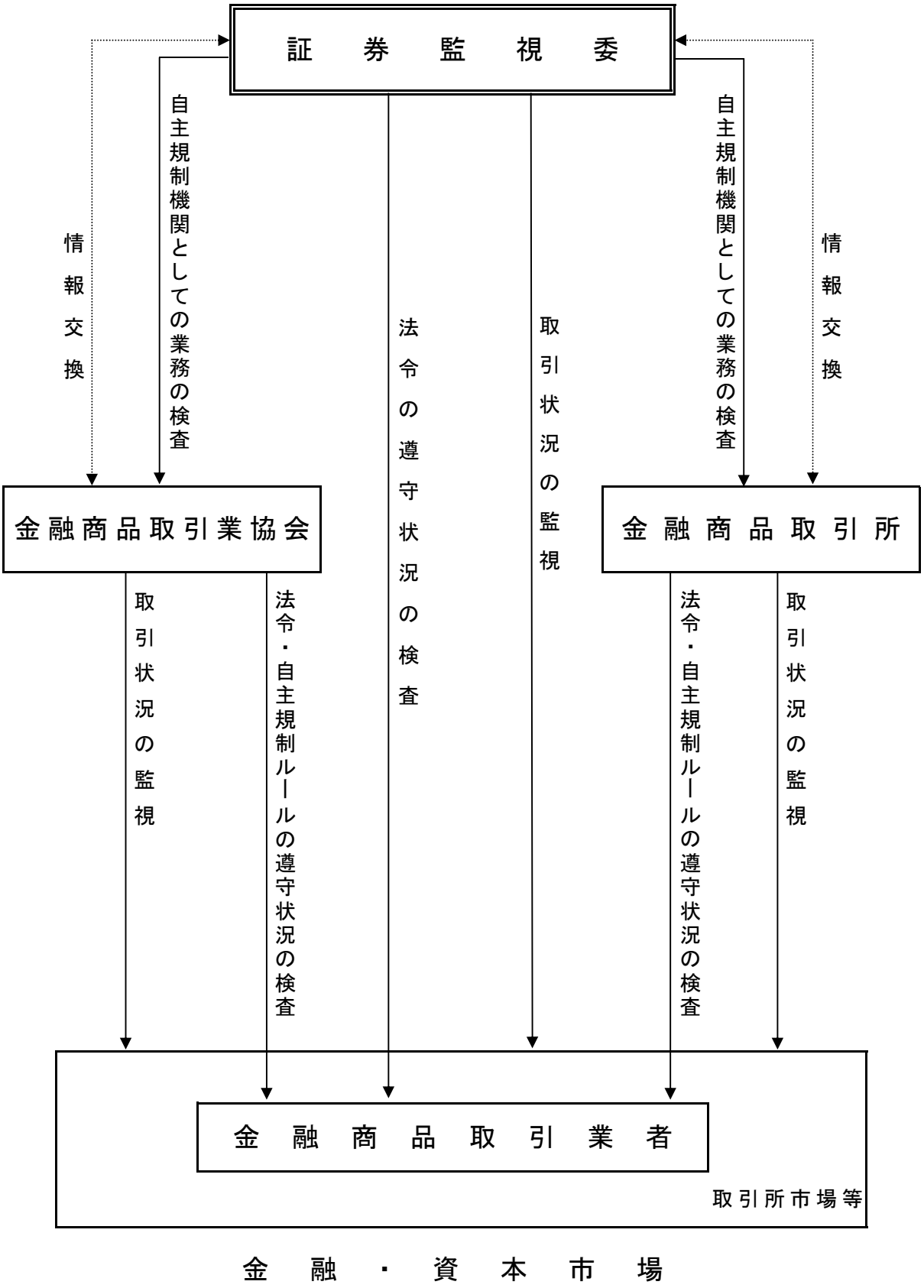

２　証券監視委の活動実績等

２－１　証券監視委の活動状況

総 括 表

単位：件数

区分 ＼ 事務年度，年度	4～17	18	19	20		21	22	23	24	合計
犯則事件の告発	85	13	10	13	(4)	17	8	15	7	164
勧告	326	43	59	50	(19)	74	64	45	62	704
証券検査結果等に基づく勧告	316	28	28	18	(4)	21	19	16	20	462
課徴金納付命令に関する勧告（不公正取引）	9	9	21	20	(10)	43	26	18	32	168
課徴金納付命令に関する勧告（開示書類の虚偽記載等）	0	5	10	12	(5)	10	19	11	9	71
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	1	1	0	0	(0)	0	0	0	1	3
適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表	－	－	0	0	(0)	0	1	0	13	14
無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て	－	－	－	0	(0)	0	2	3	1	6
建議	12	3	0	4	(4)	4	2	1	1	23
証券検査：金融商品取引業者	1,369	150	187	191	(62)	176	148	148	153	2,460
証券検査：第一種金融商品取引業者	1,330	99	138	117	(20)	91	91	85	57	1,988
証券検査：第二種金融商品取引業者	－	－	2	1	(1)	22	6	14	20	64
証券検査：投資運用業者、投資助言・代理業者	39	51	47	73	(41)	63	51	49	76	408
証券検査：登録金融機関	143	27	32	25	(4)	24	28	32	28	335
証券検査：適格機関投資家等特例業務届出者	－	－	0	0	(0)	1	2	6	21	30
証券検査：金融商品仲介業者	1	1	1	0	(0)	1	1	9	9	23
証券検査：信用格付業者	－	－	－	－	－	－	0	4	3	7
証券検査：自主規制機関	7	6	1	5	(2)	5	1	0	0	23
証券検査：投資法人	2	7	10	7	(1)	9	6	2	0	42
証券検査：その他	0	1	2	0	(0)	0	0	1	0	4
証券検査：合計	1,522	192	233	228	(69)	216	186	202	214	2,924
取引審査	5,374	1,039	1,098	1,031	(276)	749	691	913	973	11,592

（注）
1. 証券検査の計数は、着手ベースの実施件数である。
2. 上記の第一種金融商品取引業者（旧国内証券会社）に対する検査のほか、財務局等において委員会担当第一種金融商品取引業者（旧国内証券会社）の支店単独検査を実施している。
3. 18事務年度以前は、「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」、「投資助言・代理業者」は「旧投資顧問業者」である。
4. 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月である。
5. 20年度（　）内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間（21年4月～6月）の件数である。

２－２　　市場分析審査実施状況

１ 取引審査実施状況

（単位：件）

区分＼年度	20	21	22	23	24
価格形成に関するもの	132 (49)	94	54	73	84
内部者取引に関するもの	889 (224)	649	613	819	875
そ　の　他	10 (3)	6	24	21	14
合　　計	1,031 (276)	749	691	913	973
（証券監視委）	493 (132)	319	224	396	400
（財務局等）	538 (144)	430	467	517	573

（注１）20年度まで「事務年度ベース」７月～翌年６月、21年度から「会計年度ベース」４月～翌年３月
（注２）20年度（　）内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間（21年４月～６月）の件数

2-2-2 情報の受付状況

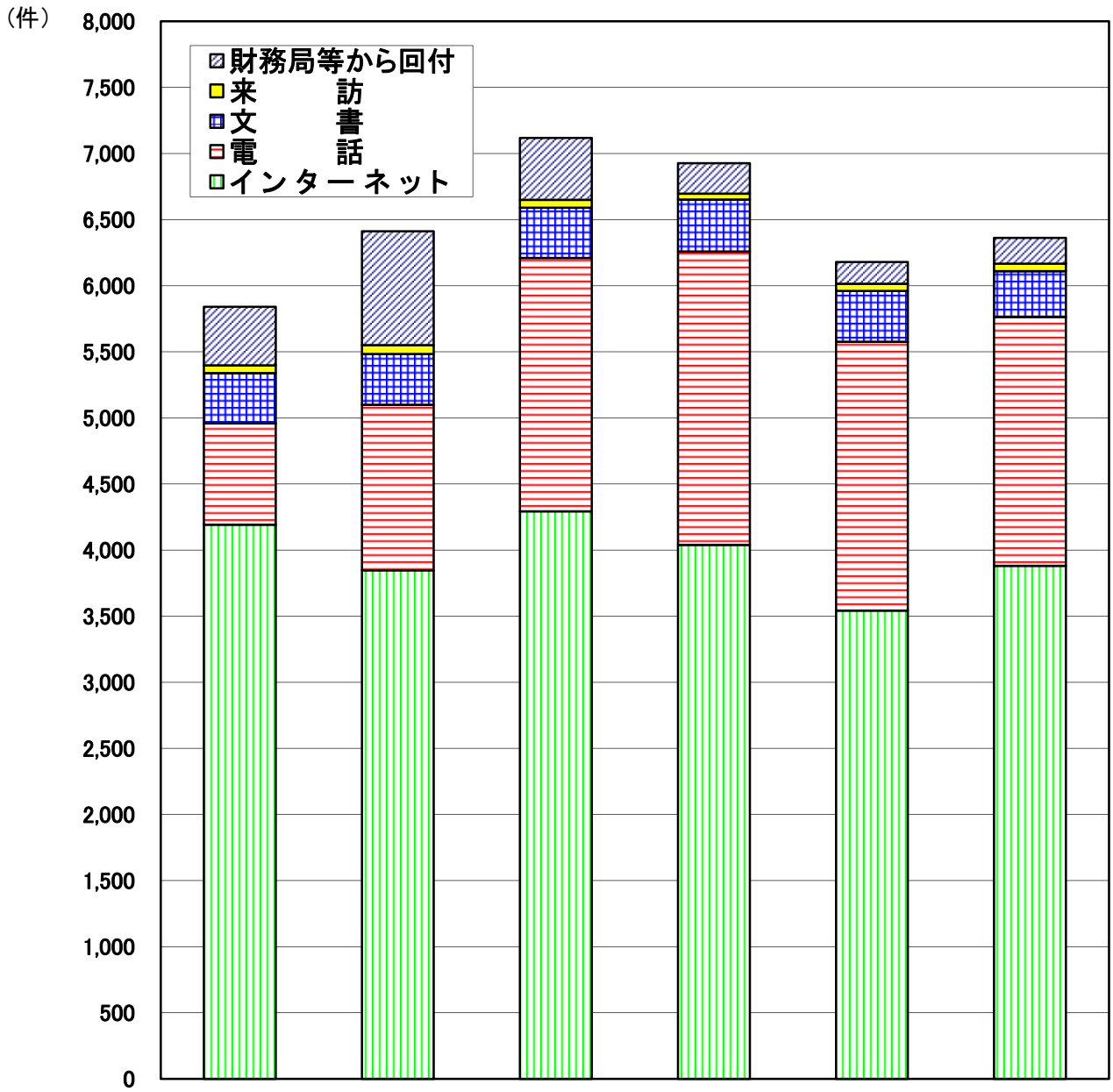

区分＼年度	19	20	21	22	23	24
合　　計	5,841	6,412 (1,752)	7,118	6,927	6,179	6,362
うち年金運用ホットライン	－	－	－	－	－	23
インターネット	4,193	3,847 (974)	4,293	4,040	3,543	3,881
電　　話	766	1,253 (406)	1,917	2,219	2,033	1,883
文　　書	381	384 (93)	380	393	385	346
来　　訪	58	67 (15)	60	45	54	57
財務局等から回付	443	861 (264)	468	230	164	195

（注1）20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月
（注2）20年度(　)内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間（21年4月～6月）の件数
（注3）年金運用ホットラインは、平成24年4月に運用開始

2-2-3 情報の内容別受付状況

1. 旧区分（平成20年度まで）

（単位：件）

区分＼年度	19	20
[個別銘柄等]		
A. 損失保証・補てん	5	3
		(1)
B. インサイダー取引	558	510
		(108)
C-1. 有価証券報告書等の虚偽記載	189	239
		(64)
C-2. 無届募集	27	44
		(24)
D. 相場操縦	2,126	1,975
		(539)
E-1. 風説の流布	995	814
		(185)
E-2. その他	712	1,204
		(303)
（小　計）	4,612	4,789
		(1,224)
[金融商品取引業者の営業姿勢等]		
F. 断定的判断を提供した勧誘	10	16
		(2)
G. 取引一任勘定取引の締結	8	9
		(3)
H. 大量推奨販売	3	4
		(1)
I. 顧客の知識に照らして不当な勧誘	7	32
		(14)
J. 無断売買	41	47
		(15)
K. その他	778	930
		(253)
K-1.呑行為	－	－
		(－)
K-2.法定帳簿に関する不正	6	0
		(0)
K-3.役職員の手張り	15	5
		(1)
K-4.その他法令違反	245	160
		(31)
K-5.自主ルール違反	75	28
		(4)
K-6.その他営業姿勢に関するもの	437	737
		(217)
（小　計）	847	1,038
		(288)
[その他]		
L. 委員会に対する意見等	35	29
		(8)
M. 証券行政・政策に対する意見等	36	120
		(46)
N. その他	311	436
		(186)
（小　計）	382	585
		(240)
合　　計	5,841	6,412
		(1752)

2. 新区分（平成21年度から）

（単位：件）

区分＼年度	21	22	23	24
A. 個別銘柄				
a. 取引規制				
1. 風説の流布・偽計	627	608	813	990
2. 相場操縦	2,753	2,468	1,995	2,297
3. インサイダー取引	385	463	327	252
0. その他	50	58	80	201
b. 開示				
1. 大量保有報告書の虚偽記載	11	5	6	4
2. 大量保有報告書の未提出	54	34	6	7
0. その他	9	4	0	0
（小　計）	3,889	3,640	3,227	3,751
B. 発行体				
a. 法定開示				
1. 無届募集	45	29	19	21
2. ファイナンス	143	64	20	15
3. 有価証券報告書等の虚偽記載	152	141	136	110
4. 有価証券報告書等の未提出	109	25	27	21
5. 内部統制報告	2	5	10	0
6. 無届公開買付	14	3	1	0
0. その他	65	38	32	17
b. 協会・取引所ルール				
1. 適時開示	53	62	22	51
0. その他	2	3	5	6
c. その他				
1. ガバナンス等	27	17	19	8
0. その他	223	210	149	187
（小　計）	835	597	440	436
C. 金融商品取引業者等				
a. 禁止行為等				
1. 断定的判断を提供した勧誘	20	16	18	19
2. 無断売買	57	17	19	22
3. 損失保証・補てん	4	3	6	3
0. その他法令違反	153	101	135	162
b. 業務の運営状況				
1. 顧客の知識等に照らした不当な勧誘	122	79	55	11
2. システム関連	141	219	76	37
0. その他営業姿勢に関するもの	752	626	443	319
c. 経理				
1. 法定帳簿に関する不正	20	22	32	13
2. 財務の健全性・リスク管理	25	21	5	5
d. 協会・取引所ルール				
1. 自主ルール違反	12	3	19	10
e. その他				
0. その他	43	35	70	189
（小　計）	1,349	1,142	878	790
D. その他				
a. 意見・要望等				
1. 委員会に対する意見等	34	77	362	296
2. 証券行政・政策に対する意見等	107	97	79	76
b. その他				
1. 無登録業者	208	258	277	192
2. 未公開株	471	732	559	376
3. ファンド	29	70	46	58
0. その他	196	314	311	387
（小　計）	1,045	1,548	1,634	1,385
合　　計	7,118	6,927	6,179	6,362

（注1）20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月

（注2）20年度（ ）内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間（21年4月～6月）の件数

（注3）平成17年4月1日より、向い呑み及び呑行為の禁止規定は廃止されている。

２－３　証券検査実施状況

１　検査実施状況一覧表

（単位：件数）

区分	20年７月～21年６月		21年４月～22年３月	22年４月～23年３月	23年４月～24年３月	24年４月～25年３月
合計	228	(69)	216	186	202	214
（証券監視委）	48	(15)	57	35	38	48
（財務局長等）	180	(54)	159	151	164	166
金融商品取引業者	191	(62)	176	148	148	153
（証券監視委）	35	(12)	43	26	23	34
（財務局長等）	156	(50)	133	122	125	119
第一種金融商品取引業者	117	(20)	91	91	85	57
（証券監視委）	18	(4)	18	17	17	11
（財務局長等）	99	(16)	73	74	68	46
支店単独検査	16 支店	(5支店)	17支店	－	－	－
第二種金融商品取引業者	1	(1)	22	6	14	20
（証券監視委）	(1)	(1)	(6)	(0)	(0)	(1)
（財務局長等）	(0)	(0)	(16)	(6)	(14)	(19)
投資助言・代理業者	58	(35)	45	36	40	40
（証券監視委）	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)	(2)
（財務局長等）	(57)	(34)	(44)	(36)	(40)	(38)
投資運用業者	15	(6)	18	15	9	36
（証券監視委）	(15)	(6)	(18)	(9)	(6)	(20)
（財務局長等）	(0)	(0)	(0)	(6)	(3)	(16)
登録金融機関	25	(4)	24	28	32	28
（証券監視委）	(1)	(0)	(0)	(2)	(4)	(0)
（財務局長等）	(24)	(4)	(24)	(26)	(28)	(28)
適格機関投資家等特例業務届出者	0	(0)	1	2	6	21
（証券監視委）	(0)	(0)	(0)	(0)	(4)	(10)
（財務局長等）	(0)	(0)	(1)	(2)	(2)	(11)
金融商品仲介業者	0	(0)	1	1	9	9
（証券監視委）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
（財務局長等）	(0)	(0)	(1)	(1)	(9)	(8)
信用格付業者	－	－	－	0	4	3
（証券監視委）	(-)	(-)	(-)	(0)	(4)	(3)
（財務局長等）	(-)	(-)	(-)	(0)	(0)	(0)
自主規制機関	5	(2)	5	1	0	0
（証券監視委）	(5)	(2)	(5)	(1)	(0)	(0)
（財務局長等）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
投資法人	7	(1)	9	6	2	0
（証券監視委）	(7)	(1)	(9)	(6)	(2)	(0)
（財務局長等）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
その他	0	(0)	0	0	1	0
（証券監視委）	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)
（財務局長等）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

（注１）「支店単独検査」とは、財務局等において委員会担当第一種金融商品取引業者の支店の検査のみを実施するものである。

（注２）20年7月～21年6月の件数のうち、右側の（　）書きで記載されている件数は、21年4月から6月末までの件数（21年4月～22年3月までの期間と重複する件数）である。

２－３－２　１検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

（単位：人・日）

区分		20年７月～21年６月	21年４月～22年３月	22年４月～23年３月	23年４月～24年３月	24年４月～25年３月
金融商品取引業者	第一種金融商品取引業者	110	129	134	84	104
	第二種金融商品取引業者	88	60	26	36	42
	投資助言・代理業者	16	21	27	22	25
	投資運用業者	141	153	69	84	173
登録金融機関		27	33	47	56	35
適格機関投資家等特例業務届出者		0	0	33	57	32
金融商品仲介業者		0	18	18	11	11
信用格付業者		—	—	0	114	204
自主規制機関		460	89	86	0	0
その他		0	0	0	0	0

（注）検査年度中に検査が終了したものについて、臨店期間分を算出したものである。

２－３－３　検査結果の状況

⑴　検査終了件数　　（単位：件数）

区　　分	20年７月～21年６月		21年４月～22年３月	22年４月～23年３月	23年４月～24年３月	24年４月～25年３月
検査終了件数	220	(68)	211	210	186	170
金融商品取引業者	182	(57)	164	171	141	112
第一種金融商品取引業者	118	(30)	92	100	90	50
第二種金融商品取引業者	3	(1)	8	18	12	18
投資助言・代理業者	45	(25)	46	35	32	38
投資運用業者	16	(1)	18	18	7	6
登録金融機関	27	(10)	27	28	27	31
適格機関投資家等特例業務届出者	0	(0)	0	2	5	14
金融商品仲介業者	1	(0)	1	1	9	6
信用格付業者	－	－	－	0	2	5
自主規制機関	1	(0)	8	1	0	0
投資法人	9	(1)	11	7	2	1
その他	0	(0)	0	0	0	1

（注１）「検査終了件数」とは、検査年度中に検査が終了した件数をいい、前検査年度着手分を含む。
なお、支店単独検査は含まない。

（注２）20年７月～21年６月の件数のうち、右側の（　）書きで記載されている件数は、21年４月から６月末までの件数（21年４月～22年３月までの期間と重複する件数）である。

⑵　問題点が認められた業者等の数

区　　分	20年７月～21年６月		21年４月～22年３月	22年４月～23年３月	23年４月～24年３月	24年４月～25年３月
問題点が認められた業者等の数	112	(35)	125	105	87	102
不公正取引に関するもの	16	(1)	12	9	7	6
投資者保護に関するもの	43	(17)	57	45	46	52
財産・経理等に関するもの	28	(8)	27	18	31	11
その他業務運営に関するもの	60	(17)	60	71	58	71

（注１）「問題点が認められた業者等の数」とは、検査結果通知書において問題点を指摘した会社等の数をいう。

（注２）「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた業者等の数をいう。
したがって、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と「問題点が認められた業者等の数」の数値とは一致しない。

（注３）20年７月～21年６月の件数のうち、右側の（　）書きで記載されている件数は、21年４月から６月末までの件数（21年４月～22年３月までの期間と重複する件数）である。

２－３－４　グループ一体型検査の実施状況

金融庁検査局同時検査	ＢＮＰパリバ証券 バークレイズ証券 アール・ビー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（証券）（東京支店） ＪＰモルガン証券

（注）　金融庁検査局同時検査は、金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対し、金融庁検査局と同時に検査を行うものをいい、グループ一体型検査を兼ねる。

２－３－５ 平成24年度に検査が終了した法人一覧

担 当	区分			被 検 査 法 人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	備考
委員会	金 商 業 者							
		一種業	*1*	SMBC日興証券	H23.8.29	H23.11.4	H24.4.13	○
			2	野村證券	H23.12.5	H24.3.2	H24.4.24	－
			3	三菱UFJメリルリンチPB証券	H24.2.29	H24.4.6	H24.11.22	－
			1	野村證券	H24.4.25	H24.7.31	H24.7.31	○
			2	日本相互証券	H24.8.29	H24.9.19	H25.3.8	－
			3	SBI証券	H24.11.5	H24.12.19	H25.2.22	－
			4	東海東京証券	H24.11.5	H24.12.19	H25.3.22	－
		運用	*1*	三菱地所投資顧問	H24.1.23	H24.2.17	H24.7.10	－
			2	スタッツインベストメントマネジメント	H24.3.21	H24.4.13	H24.10.10	○
			1	ユナイテッド投信投資顧問	H24.4.18	H24.6.8	H24.10.10	○
			2	新生インベストメント・マネジメント	H24.4.24	H24.6.5	H24.12.7	○
			3	ビバーチェ・キャピタル・マネジメント	H24.5.23	H24.7.19	H24.12.7	○
			4	ファンネックス・アセット・マネジメント	H25.1.21	H25.2.7	H25.3.26	－
	登 金		*1*	みずほ銀行	H23.10.24	H23.11.25	H24.6.15	－
	投 資 法 人		*1*	日本オープンエンド不動産投資法人	H24.1.23	H24.2.17	H24.7.10	－
	仲 介		1	SBIマネープラザ	H24.11.27	H24.11.27	H25.2.22	－
	特例業務届出者		*1*	ナレッジキャピタル	H24.3.21	H24.5.31	H24.10.12	△
			1	アール・ビー インベストメント・アンド・コンサルティング	H24.4.18	H24.6.1	H24.10.10	△
			2	ワイズキャピタル合同会社	H24.11.27	H24.11.29	H25.3.1	△
			3	MJインベストメント合同会社	H25.1.16	H25.1.23	H25.3.1	△
			4	ホライズンパートナー合同会社	H25.1.16	H25.1.23	H25.3.1	△
			5	アスライト合同会社	H25.1.23	H25.1.23	H25.3.1	△
			6	ドリームエックス合同会社	H25.1.15	H25.1.15	H25.3.1	△
			7	合同会社フランチャイズ基金	H25.1.24	H25.1.25	H25.3.1	△
			8	MAIDO投資事業組合合同会社	H25.1.16	H25.1.23	H25.3.1	△
	信用格付業者		*1*	ムーディーズ・ジャパン	H23.11.14	H23.12.16	H24.5.29	－
			2	ムーディーズSFジャパン	H23.11.14	H23.12.16	H24.5.29	－
			1	スタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン	H24.5.7	H24.6.28	H24.12.11	○
			2	日本スタンダード＆プアーズ	H24.5.7	H24.6.28	H24.12.11	－
			3	フィッチ・レーティングス・ジャパン	H24.9.5	H24.10.12	H25.2.15	－
	そ の 他		*1*	野村ホールディングス	H23.12.5	H24.3.2	H24.4.24	－

(注1) 区分欄の「運用」は投資運用業者、「登金」は登録金融機関、「仲介」は金融商品仲介業者、「特例業務届出者」は適格機関投資家等特例業務届出者である。

(注2) 斜字体数字は、平成23年度に検査に着手した法人である。

(注3) 備考欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。
なお、勧告の公表を控える場合がある。

(注4) 備考欄の△は、検査の結果、問題が認められ、その結果について公表を行い、さらに、金融庁（財務局）が警告書の発出を行ったものである。

担当	区分			被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	備考
関東	金商業者							
		一種業	1	FXCMｼﾞｬﾊﾟﾝ証券	H23.11.17	H23.12.9	H24.6.19	○
			2	明和證券	H24.1.19	H24.2.17	H24.4.19	－
			3	東武証券	H24.1.19	H24.2.10	H24.6.15	－
			4	リーディング証券	H24.2.29	H24.3.19	H24.11.8	－
			1	ｼｰ･ｱｲ･ﾋﾞｰ･ｼｰ･ﾜｰﾙﾄﾞ･ﾏｰｹｯﾂ(ｼﾞｬﾊﾟﾝ)ｲﾝｸ	H24.4.11	H24.4.24	H24.5.22	－
			2	損保ジャパンDC証券	H24.4.11	H24.4.24	H24.6.4	－
			3	ｼﾞｪﾌﾘｰｽﾞ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	H24.4.11	H24.4.19	H24.5.23	－
			4	エアーズシー証券	H24.4.11	H24.4.20	H24.12.10	－
			5	AFT	H24.4.11	H24.4.24	H24.6.26	－
			6	ロンナル・フォレックス	H24.4.11	H24.4.23	H24.5.18	－
			7	ウェルズ・ファーゴ証券	H24.4.17	H24.4.26	H24.5.29	－
			8	キャピタル・パートナーズ証券	H24.5.24	H24.6.15	H24.9.21	－
			9	DBJ証券	H24.5.24	H24.6.1	H24.6.18	－
			10	トレイダーズ証券	H24.5.28	H24.6.14	H24.10.2	－
			11	ヤマゲン証券	H24.8.30	H24.9.19	H25.3.19	－
			12	AIP証券	H24.10.24	H24.11.6	H24.12.25	－
			13	イニシア・スター証券	H24.11.29	H24.12.5	H24.12.5	○
			14	efx.com	H24.12.3	H24.12.11	H25.2.7	－
			15	セブンインベスターズ	H24.12.10	H24.12.12	H24.12.14	－
		二種業	1	MTラボ	H24.2.29	H24.3.16	H24.4.17	－
			2	KKRキャピタル・マーケッツ	H24.3.6	H24.3.16	H24.4.6	－
			1	SBIソーシャルレンディングサポート	H24.5.24	H24.6.7	H24.6.27	－
			2	日立キャピタル	H24.5.24	H24.5.31	H24.6.19	－
			3	サンハーベスト	H24.7.10	H24.9.14	H24.10.12	○
			4	グリーンヒル・ジャパン	H24.12.11	H24.12.12	H25.2.28	※
			5	トラストファイナンス	H24.12.11	H24.12.12	H25.2.21	※
			6	JPリースプロダクツ＆サービシイズ	H24.12.5	H24.12.6	H25.2.26	※
			7	グローバルアイ	H24.12.12	H24.12.12	H25.2.22	※
		助言	1	エム・プロジェクト	H23.10.26	H23.11.11	H24.4.11	－
			2	株式格闘倶楽部	H23.12.1	H23.12.8	H24.4.12	－
			3	アテナインベストメント	H24.1.19	H24.2.1	H24.5.22	－
			1	ノーブル	H24.4.11	H24.4.19	H24.5.17	－
			2	ウイニングクルー	H24.4.11	H24.4.24	H24.7.6	－
			3	エスアンドケイ投資顧問	H24.5.24	H24.6.5	H24.6.29	－
			4	メジャーインベスト	H24.5.24	H24.6.8	H25.3.15	○
			5	新日本経済投資顧問	H24.7.10	H24.7.31	H24.10.12	○
			6	ゴゴジャン	H24.7.10	H24.7.20	H24.8.31	－
			7	イー・キャピタル	H24.8.30	H24.9.14	H24.11.14	－
			8	総合投資経済研究所	H24.11.29	H24.12.12	H25.3.29	－
			9	ﾆｭｰｼﾞｬﾊﾟﾝｲﾝﾀｰﾅｼｮﾅﾙｷｬﾋﾟﾀﾙﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ	H24.12.5	H24.12.6	H25.2.21	※
			10	エスフィールド	H24.12.6	H24.12.7	H25.2.28	※
			11	フェアラインパートナーズ	H24.12.12	H24.12.12	H25.2.21	※
	登金		1	武蔵野銀行	H24.3.1	H24.3.16	H24.4.20	－
	特例業務届出者		1	JPアトラス	H24.7.11	H24.7.26	H24.12.12	△
			2	スタンダードソサイエティ	H24.7.11	H24.7.26	H24.12.12	△
近畿	金商業者							
		一種業	1	日の出証券	H23.8.30	H23.11.11	H24.4.23	-
			1	篠山証券	H24.4.17	H24.4.27	H24.5.21	－
			2	丸近證券	H24.5.21	H24.6.6	H24.10.31	－
			3	相生証券	H24.8.28	H24.9.14	H25.3.13	－
			4	髙木証券	H24.10.16	H24.11.7	H24.12.11	－
			5	エンゼル証券	H24.11.12	H24.12.3	H25.2.15	－
		二種業	1	グランド・ウィン・パートナーズ	H24.7.10	H24.7.13	H24.10.10	－
			2	エイ・アイ・シー債権回収	H24.8.28	H24.8.31	H24.10.26	－
			3	コムテックス	H24.11.29	H24.11.30	H25.2.21	－
		助言	1	企業設計	H24.1.23	H24.4.6	H24.12.14	○
			2	エフピーアイ	H24.2.29	H24.3.6	H24.10.10	－
			3	マーケットプレース	H24.3.13	H24.3.15	H24.4.10	－

担当	区分		被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	備考
		1	日本投資技術協会West	H24.4.16	H24.4.25	H24.5.16	－
		2	ウィン情報	H24.5.21	H24.5.25	H24.7.25	－
		3	エクスポネンシャル	H24.5.21	H24.5.25	H24.6.28	－
		4	まんてん	H24.5.21	H24.5.25	H24.9.27	－
		5	Joule	H24.9.3	H24.9.7	H25.3.15	○
		6	フィナンシャル・アドバイス	H24.11.12	H24.11.21	H25.2.25	－
		7	富士株式投資研究所	H25.1.30	H25.2.7	H25.2.28	－
	登金	1	京都中央信用金庫	H24.6.7	H24.6.20	H24.7.5	－
		2	関西アーバン銀行	H25.1.24	H25.2.6	H25.3.19	－
	特例業務届出者	1	クレスコ・システムズ	H24.3.14	H24.3.15	H24.6.15	▲
		1	ベルプライムインベストメント	H24.10.4	H24.11.16	H25.2.7	△
北海道	金商業者						
	二種業	1	アルファコート	H24.10.16	H24.10.19	H24.11.5	－
	助言	1	さくら投資顧問	H24.2.22	H24.2.23	H24.5.10	－
		2	FPLアセットマネジメント	H24.3.21	H24.6.1	H24.12.14	○
	登金	1	北洋銀行	H24.8.29	H24.9.10	H24.12.7	－
		2	北海道労働金庫	H25.1.17	H25.1.25	H25.3.5	－
		3	北海道信用農業協同組合連合会	H25.2.18	H25.2.20	H25.3.5	－
東北	金商業者						
	一種業	1	大北証券	H24.9.25	H24.10.17	H24.11.7	－
	登金	1	みちのく銀行	H24.2.13	H24.2.24	H24.5.18	－
		2	米沢信用金庫	H24.3.12	H24.3.23	H24.5.14	－
		1	秋田銀行	H24.5.16	H24.5.29	H24.6.26	－
		2	青い森信用金庫	H24.8.27	H24.9.5	H24.11.7	－
		3	大東銀行	H24.12.3	H24.12.14	H25.2.27	－
	仲介	1	ファイン・ステージ	H24.6.11	H24.6.28	H24.10.2	－
東海	金商業者						
	一種業	1	大万証券	H23.8.29	H23.9.21	H24.6.22	○
		1	百五証券	H24.5.22	H24.6.8	H24.6.27	－
		2	三縁証券	H24.5.22	H24.6.11	H24.8.31	－
		3	静銀ティーエム証券	H24.8.28	H24.9.18	H24.11.15	－
		4	中泉証券	H24.8.28	H24.9.10	H24.11.1	－
	二種業	1	プロモクリエ	H24.3.1	H24.3.30	H24.5.31	－
		1	ジャパン	H24.10.4	H24.10.23	H25.1.22	－
		2	Forex&Mineral Trading	H24.10.9	H24.11.28	H24.12.21	○
		3	大起産業	H25.1.17	H25.1.25	H25.2.8	－
	助言	1	ユーレカプロジェクト合同会社	H23.11.24	H24.2.15	H24.11.27	○
		2	ベルテ	H24.3.1	H24.4.20	H25.2.4	－
		1	井上雅文(井上投資コンサルタント事務所)	H24.4.17	H24.4.23	H24.5.18	－
		2	今村勝(大伸経済研究社)	H24.4.17	H24.4.25	H24.6.29	－
	登金	1	中京銀行	H24.7.4	H24.7.17	H24.9.25	－
北陸	金商業者						
	一種業	1	竹松証券	H24.4.12	H24.4.26	H24.5.24	－
		2	石動証券	H24.9.21	H24.10.5	H24.12.20	－
		3	頭川証券	H24.11.22	H24.12.7	H25.2.27	－
	助言	1	國澤　晃(ラディッシュ・リサーチ)	H24.6.7	H24.6.18	H24.6.29	－
	登金	1	福邦銀行	H24.3.12	H24.3.23	H24.5.18	－
		1	金沢信用金庫	H24.5.21	H24.5.29	H24.6.22	－
		2	のと共栄信用金庫	H24.8.27	H24.9.4	H24.10.25	－
		3	福井銀行	H24.10.29	H24.11.7	H24.12.21	－
		4	富山銀行	H25.1.21	H25.1.29	H25.3.22	－
中国	金商業者						
	一種業	1	ワイエム証券	H23.12.6	H23.12.22	H24.4.16	－
		2	北田証券	H24.2.9	H24.2.24	H24.4.20	－
		1	ウツミ屋証券	H24.9.4	H24.9.14	H24.10.31	－
		2	八幡証券	H24.11.15	H24.12.7	H25.2.5	－
	二種業	1	JV	H25.1.17	H25.1.29	H25.2.21	－
	助言	1	プランニングビジョン	H24.1.23	H24.1.30	H24.4.5	－
	登金	1	備前信用金庫	H24.4.16	H24.4.20	H24.6.21	－
		2	中国労働金庫	H24.8.6	H24.8.10	H24.10.1	－

担　当	区分		被　検　査　法　人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	備考
	仲　　介	1	ワンズプロジェクト	H24.8.2	H24.8.10	H24.10.5	－
	特例業務届出者	1	モモトラスト	H24.5.15	H24.6.21	H24.10.30	－
四　国	金商業者						
	一種業	*1*	香川証券	H23.10.12	H23.12.1	H24.4.13	－
		2	愛媛証券	H24.3.5	H24.3.23	H24.5.24	－
		1	二浪証券	H24.5.21	H24.6.6	H24.6.26	－
		2	阿波証券	H24.9.3	H24.9.28	H24.10.23	－
	助言	1	香賀投資顧問	H24.10.24	H24.10.26	H24.11.7	－
	登　　金	*1*	阿波銀行	H24.2.8	H24.2.17	H24.4.5	－
		1	香川銀行	H24.4.16	H24.4.25	H24.5.18	－
	仲　　介	1	みどり財産コンサルタンツ	H24.12.11	H24.12.13	H25.1.10	－
九　州	金商業者						
	助言	*1*	ナガタ投資顧問	H24.2.29	H24.3.7	H24.5.14	－
	登　　金	1	大分銀行	H24.4.12	H24.4.25	H24.7.24	－
		2	高鍋信用金庫	H24.5.24	H24.6.6	H24.7.19	－
		3	鹿児島信用金庫	H24.9.6	H24.9.20	H24.12.12	－
	仲　　介	1	庭月野　竜也	H24.10.9	H24.10.12	H24.10.22	－
		2	神園経営センター	H24.10.30	H24.11.1	H25.3.7	－
福　岡	金商業者						
	助言	*1*	アスキット	H23.11.14	H23.11.21	H24.4.16	－
		1	アイリンクインベストメント	H24.4.16	H24.5.7	H24.6.28	－
		2	NCF不動産投資顧問	H24.10.12	H24.10.25	H25.2.1	－
		3	福岡新都心開発	H24.11.7	H24.11.16	H25.1.24	－
	登　　金	*1*	佐賀銀行	H23.12.7	H23.12.22	H24.4.6	－
		2	西日本シティ銀行	H24.2.27	H24.3.27	H24.6.28	－
		1	筑邦銀行	H24.5.28	H24.6.12	H24.6.22	－
		2	長崎三菱信用組合	H24.8.20	H24.8.28	H24.11.20	－
		3	飯塚信用金庫	H24.9.13	H24.9.27	H24.11.20	－
沖縄	金商業者						
	一種業	*1*	おきなわ証券	H24.2.17	H24.3.5	H24.4.27	－
	登　　金	1	沖縄銀行	H24.9.5	H24.9.14	H24.12.17	－

(注1)　区分欄の「運用」は投資運用業者、「助言」は投資助言・代理業者、「登金」は登録金融機関、「仲介」は金融商品仲介業者、「特例業務届出者」は適格機関投資家等特例業務届出者である。
(注2)　斜字体数字は、平成23年度に検査を着手した法人等である。
(注3)　備考欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。
なお、勧告の公表を控える場合がある。
(注4)　備考欄の△は、検査の結果、問題が認められ、その結果について公表を行い、さらに、金融庁（財務局）が警告書の発出を行ったものである。
(注5)　備考欄の▲は、検査の結果等を踏まえ、虚偽告知等を行っていたとして、金融庁（財務局）が警告書の発出を行ったものである。
(注6)　備考欄の※は、業務運営体制の整備状況の把握等を目的とした検査を行ったものである。

2－4 勧告等実施状況

1 勧告実施件数一覧表

区分＼年度、事務年度	19	20		21	22	23	24
勧告件数	59	50	(19)	74	64	45	62
行政処分に関する勧告	28	18	(4)	21	19	16	20
証券検査の結果に基づく勧告	28	18	(4)	21	19	16	18
証券監視委の行った検査等にかかるもの	13	6	(1)	8	4	7	7
財務局長等の行った検査等にかかるもの	15	12	(3)	13	15	9	11
取引調査の結果に基づく勧告	0	0	0	0	0	0	0
国際取引等調査の結果に基づく勧告	-	-	-	-	-	0	1
犯則事件の調査に基づく勧告	0	0	0	0	0	0	1
課徴金納付命令に関する勧告	31	32	(15)	53	45	29	41
取引調査の結果に基づく勧告	21	20	(10)	43	26	17	25
国際取引等調査の結果に基づく勧告	-	-	-	-	-	1	7
開示検査の結果に基づく勧告	10	12	(5)	10	19	11	9
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	0	0	0	0	0	0	1

１．20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月である。
２．20年度（　）内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間（21年4月～6月）の件数である。

2-4-2-① 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ～平成22年度～

	担当	被 検 査 法 人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	関東	プライベートウェルスマネジメントジャパン	H22.4.9	無登録業者への名義貸し
2	関東	イニシア・スター証券	H22.4.9	ファンド持分の取得勧誘に係る虚偽表示等
3	関東	トップゲイン	H22.4.16	ファンド運用に係る無登録営業 無登録業者の運営するファンドへの出資等 金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、虚偽のことを告げる行為
4	委員会	エプソム愛馬会	H22.5.21	業務の運営が不適切な状況
5	委員会	ジャパンホースマンクラブ	H22.5.21	業務の運営が不適切な状況
6	近畿	高木証券	H22.6.17	法令違反行為が長期に亘り継続して行われ、それが看過されているとともに、苦情処理態勢等を含む内部管理態勢に重大な不備が認められる状況
7	関東	Jーストック・パートナーズ	H22.6.29	無登録業者への名義貸し
8	関東	三栄証券	H22.7.13	上場株式の相場を変動させる目的をもって、当該株式に係る買付け等を行う行為
9	関東	メイヤー・アセット・マネージメント	H22.7.28	外国投資証券に係る募集の取扱いを行っている状況
10	関東	トラフィック	H22.9.7	集団投資スキーム持分の私募及び運用において、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況
11	委員会	東海東京証券	H22.9.10	金融商品事故等防止態勢の不備
12	関東	ライフケアバンク	H22.9.22	無登録の投資ファンドの販売業務等に従業員を従事させる等、著しく不適切な業務の状況等
13	関東	ソーシャル・イノベーション	H22.9.22	集団投資スキーム持分の私募及び運用において、公益及び投資者保護上、重大な法令違反行為等が認められる状況
14	関東	藍澤證券	H22.11.30	金融商品取引業者の使用人が専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買その他の取引等をする行為等
15	関東	常盤Investments	H22.12.10	外務員登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為
16	東海	インベストマスター	H22.12.10	法定書面の未交付等 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為
17	関東	マスター証券	H23.2.4	無登録による投資運用業務 分別管理が確保されていない状況でファンドの私募等を行う行為
18	委員会	プライオール投資顧問	H23.2.15	投資一任契約において、不適切な運用が認められる状況
19	関東	ばんせい山丸証券	H23.2.22	届出されていない有価証券を募集により取得させる行為及び誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

		22年度
委員会		4
財務局		15
	関東	13
	近畿	1
	東海	1
合計		19

2-4-2-② 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ～平成23年度～

	担当	被 検 査 法 人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	関東	ウェスコ・ジャパン	H23.4.12	集団投資スキーム持分の私募の取扱いに関して、顧客に対し特別の利益の提供を約する行為
2	近畿	フューチャーストック	H23.6.21	集団投資スキーム持分の私募及び運用に係る無登録営業
3	委員会	PBAアセットマネジメント	H23.7.5	純財産額が投資運用業を行う金融商品取引業者の政令で定める金額（50百万円）に満たない状況
4	委員会	新東京シティ証券	H23.7.8	業務の運営及び財産の状況に関し重大な問題が認められる状況
5	関東	田原投資コンサルティング	H23.9.30	無登録で外国投資証券に係る募集の取扱い等を行っている状況
6	関東	ビルウェル証券	H23.10.18	純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等
7	委員会	セントラル短資証券	H23.11.25	金融商品取引業者の使用人が職務上の地位を利用した有価証券の取引をする行為等
8	委員会	UBSセキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	H23.12.9	ユーロ円TIBOR等に係る不適切な行為
9	委員会	シティグループ証券	H23.12.9	報告徴取命令に対する対応の不備 ユーロ円TIBOR等に係る不適切な行為 上級管理職による外務員登録外の外務行為
10	関東	K・B・C	H23.12.20	検査忌避 投資顧問契約の締結に関し偽計を用いる行為等
11	関東	フィリップ証券	H24.2.17	投資信託の乗換えに関し顧客に対して重要事項を説明していない状況
12	関東	三晃証券	H24.2.24	上場株式の相場を変動させる目的をもって、当該株式に係る買付け等を行う行為
13	関東	総和地所	H24.3.9	総和地所が、同社事務室において行われていた極めて不適切な行為に関与している状況 第二種金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況 登録事項等の変更届出未済
14	関東	丸大証券	H24.3.13	顧客分別金信託を不正に流用している状況等
15	委員会	アイティーエム証券	H24.3.22	外国投資信託受益証券につき、基準価額等が虚偽であること又はその可能性を認識しながら、販売及び当該基準価額等の提供を行っている行為
16	委員会	AIJ投資顧問	H24.3.22	投資一任契約の締結の勧誘において、虚偽の事実を告知している行為 虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付する行為 虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為 忠実義務違反

	23年度
委員会	7
財務局	9
関東	8
近畿	1
合計	16

2-4-2-③ 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ～平成24年度～

	担当	被 検 査 法 人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	委員会	SMBC日興証券	H24.4.13	法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及び法令違反行為を含む不適切な勧誘行為
2	関東	FXCMジャパン証券	H24.6.19	業務運営に関し重大な問題が認められる状況 顧客に必要証拠金の不足額を預託させることなく、FX取引に係る契約を継続する行為
3	東海	大万証券	H24.6.22	報告徴取命令に対する事実と異なる報告 損失の補てん及び利益の追加のために財産上の利益を提供する行為等
4	委員会 (国際取引等調査)	ジャパン・アドバイザリー	H24.6.29	内部者取引規制に違反した行為 無登録で投資運用業を営んだ行為 法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況
5	委員会	野村證券株式会社	H24.7.31	公募増資案件に係る法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況 有価証券の売買その他の取引等につき法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為及びその他不適切な業務運営状況
6	委員会 (犯則事件の調査)	アイティーエム証券	H24.8.3	投資一任契約に係る善管注意義務違反 役職員による投資一任契約の締結に係る偽計への関与
7	委員会	ユナイテッド投信投資顧問	H24.10.10	投資一任契約に係る善管注意義務違反
8	委員会	スタッツインベストメントマネジメント	H24.10.10	投資一任契約に係る善管注意義務違反
9	関東	サンハーベスト	H24.10.12	海外事業に出資する集団投資スキーム(ファンド)の契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 自己の名義をもって他人(新日本経済投資顧問)にファンド持分の取得勧誘を行わせている状況 ファンドに関し著しく不当な行為を行っている状況
10	関東	新日本経済投資顧問	H24.10.12	無登録で集団投資スキーム(ファンド)持分に係る私募の取扱いを行っている状況 著しく不当な勧誘を行っている状況
11	東海	ユーレカプロジェクト合同会社	H24.11.26	業務の運営の状況に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為
12	関東	イニシア・スター証券	H24.12.5	顧客区分管理必要額を運転資金等に流用しているなど公益及び投資者保護上著しく不当な行為が認められる状況
13	委員会	ビバーチェ・キャピタル・マネジメント	H24.12.7	顧客勧誘資料に虚偽の表示をする行為等
14	委員会	新生インベストメント・マネジメント	H24.12.7	投資一任業務にかかる善管注意義務違反
15	委員会	スタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン	H24.12.11	付与した信用格付に係る検証及び更新を適切かつ継続的に実施するための措置が適切に講じられておらず業務管理体制の整備が不十分な状況 業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況
16	近畿	企業設計	H24.12.14	無登録で外国集団投資スキーム持分に係る募集又は私募の取扱いを行っている状況
17	北海道	FPLアセットマネジメント	H24.12.14	無登録で投資信託に係る私募の取扱いを行っている状況
18	東海	Forex＆Mineral Trading	H24.12.21	集団投資スキーム(ファンド)持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 権利者から出資を受けた金銭を流用する行為 純財産額が公益又は投資者保護のため必要かつ適当な金額を満たさない状況
19	関東	メジャーインベスト	H25.3.15	顧客からの金銭の預託の受入れ
20	近畿	Joule	H25.3.15	業務停止命令違反、検査忌避及び業務改善命令違反

		24年度
委員会		7
財務局		11
	関東	5
	近畿	2
	東海	3
	北海道	1
その他(※2)		2
合計		20

※ ジャパン・アドバイザリーについては国際取引等調査の過程で、アイティーエム証券については犯則事件の調査の過程で明らかとなった事案である。

２－４－３　勧告等事案の概要一覧表

⑴　金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告等

①証券検査の結果に基づく勧告

（平成 24 年４月～平成 25 年３月）

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
1	24．4．13	【ＳＭＢＣ日興証券株式会社（証券監視委）】 ※会社勧告 ○　法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及び法令違反行為を含む不適切な勧誘行為 当社においては、その業務に関しＡ社株式の公募増資に係る法人関係情報（以下「本件情報」という。）を受領した営業本部の役員等が、社内規程の手続きを経ずに傘下の営業部店長に本件情報を伝達し、また、本件情報の厳格な管理について明確な指示をしていなかった。その結果、少なくとも 21 営業部店において、営業部店長等の指示等により、公表前におけるＡ社株式の公募増資に係る取得申込みの勧誘が行われ、うち８部店 23 営業員が、34 顧客に対し、本件情報が公表される以前に本件情報を提供して取得申込みの勧誘を行った。 当社はその後、これらの行為について不適切であると自ら認識し、役職員に対し法人関係情報の管理についての注意喚起等の施策や社内研修を複数回実施するなど、一定の改善を図っているものの、その対応は不十分なものであった。 また、当社では、Ｂ社株式の公募増資に関する法人関係情報を保有する部署が、営業部門担当部長に対し、社内規程の手続きを経ずに当該株式の法人関係情報を伝達していた。 当社における上記行為のうち、法人関係情報を提供しての勧誘は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 38 条第７号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「業府令」という。）第 117 条第１項第 14 号に該当するものと認められる。 また、当社における上記のような法人関係情報の管理態勢は、不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められ、金商法第 40 条第２号に基づく業府令第 123 条第１項第５号に該当するものと認められる。	行政処分日 平成 24 年４月 20 日 会社に対する処分 業務改善命令 ①営業員の管理を含む法人関係情報の管理態勢をあらためて検証し、必要な改善を図ることにより、実効性ある内部管理態勢を構築すること。 ②法人関係情報の取扱いをはじめとする法令諸規則等に係る知識の十分な習得のため、広範かつ集中的な研修を実施することなどにより、役職員の法令遵守意識の徹底を図ること。 ③本件に係る役職員の責任の所在の明確化を図ること。 ④上記①～③について、その対応状況を平成 24 年５月 18 日（金）までに書面で報告すること。
2	24．6．19	【ＦＸＣＭジャパン証券株式会社（関東）】 ※会社勧告 ⑴　業務運営に関し重大な問題が認められる状況 当社は、インターネットを経由した通貨関連店頭デリバティブ取引（以下「ＦＸ取引」という。）を主たる業務としており、当社の米国籍のグループ会社（以下「外部委託先」という。）が提供するシステム（以下「ＦＸシステム」という。）を使用して業務を行っている。 イ　システムの管理及び運用状況に重大な問題が認められる状況 当社は、システム障害発生時に必要な対応手順及び手段を具体的に定めておらず、また、ＦＸシステムの管理及び運用についても、金融商品取引業者として、その業務の根幹をなすＦＸシステムの基本的な内容すら把握していない状況にある。 更に、当社では、本来約定すべきレートと異なるレートで約定が成立するなどのシステム障害を含む様々なシステム上の問題（以下「システム上の諸問題」という。）が繰り返し発生しており、このなかには発生原因が把握されていないものも認められている。当社は、こうしたシステム障害への対応について、外部委託先の調査結果をそのまま受け入れるのみであり、システム障害が顧客に与える影響やその発生原因について主体的に調査・検証を行っていないなどの状況にある。 したがって、当社では、今後も同様のシステム上の諸問	行政処分日 平成 24 年７月３日 会社に対する処分 業務改善命令 ①今回の行政処分について、責任の所在を明確化すること。 ②当社における業務運営の適切性を確保するため、グループ会社から当社への適切な権限付与や、グループ会社と当社との間の責任分掌の明確化を図ること。 ③その上で、当社としての経営管理態勢、法令等遵守態勢、内部管理態勢（特に、投資者保護の観点での顧客対応）及びシステムリスク管

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
2 つづき		題が発生する可能性が十分にあり、顧客取引に影響を与えかねない状況となっているものと認められる。更に、当社において重大なシステム上の諸問題が発生した場合、当社で適切に対応することは困難な状況となっているものと認められる。 ロ　顧客対応が杜撰な状況 上記イのとおり、当社においては、システム上の諸問題が繰り返し発生しているが、当社は、システム上の諸問題に係る顧客対応について、顧客からの照会・苦情があったものについてのみ対応し、他の関係する顧客に対し必要な対応を取っていない事例が認められた。 また、当社のＦＸ取引のカバー先でもある外部委託先が、ＦＸ取引において発生したスリッページに関し不当な取扱いを行ったとして米国内で処分を受けたが、当社は、その影響が当社顧客へも及んでいるにもかかわらず、当社の責任につき問題意識を持つことなく、特段の顧客対応を取っていない。 このように、当社は、システム上の諸問題等に伴う顧客対応について主体的に取り組んでおらず、関係する顧客に対し必要な対応を取っていないものが多数認められ、本来であれば訂正処理等を行うべき顧客取引を放置しているなどの状況が認められた。 当社における上記イの状況は、当社の業務の根幹をなすＦＸシステムについて基本的な内容すら把握しておらず、システム上の諸問題についても、当社には主体的に原因究明等を行う姿勢が認められず、今後、当社において重大なシステム上の諸問題が発生した場合、当社で適切に対応することは困難な状況にあるなど、当社のシステム管理及び運用の状況には重大な問題が認められることから、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 40 条第２号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「業府令」という。）第 123 条第１項第 14 号に規定する「金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況」に該当するものと認められる。 また、当社における上記ロの状況は、システム上の諸問題等に伴う顧客対応について主体的に取り組んでおらず、当社の顧客対応は極めて杜撰であり、投資者保護上、重大な問題が認められることから、金商法第 51 条に規定する「金融商品取引業者の業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。 ⑵　顧客に必要証拠金の不足額を預託させることなく、ＦＸ取引に係る契約を継続する行為 当社は、平成 23 年８月１日から検査基準日（同年 11 月 16 日）までの間に、営業日ごとの一定の時刻におけるＦＸ取引に係る預託証拠金額が取引に必要な預託額を下回っている顧客について、合理的な期間を超えても追加証拠金の入金等がないまま取引を継続させている事例が 55 顧客 57 件認められた。 当社による上記の行為は、金商法第 38 条第７号に基づく業府令第 117 条第１項第 28 号に規定する「その営業日ごとの一定の時刻における通貨関連デリバティブ取引に係る証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足する場合に速やかに当該通貨関連デリバティブ取引に係る顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該通貨関連デリバティブ取引に係る契約を継続する行為」に該当するものと認められる。	理態勢の充実・強化に向けた改善策に取り組むこと。また、外部の専門家の監査等を実施することにより、当社の業務運営態勢を検証し、実効性のある改善策を実行すること。 ④上記③の改善策を実行するまでの間、既存の業務運営態勢の徹底等、当面の対応策を確実に継続・実施すること。また、この当面の対応策については、必要に応じて見直しを図りつつ実施すること。 ⑤本件処分の原因となったスリッページに係る不当な取引等の不適切行為について、顧客に対し十分に説明し、事故による損失の補てんその他の適切な対応を行うこと。 ⑥業務運営の各局面において、顧客間の公平を損なう取扱いが行われていないか、また、顧客への説明内容と実態に乖離が生じていないかを検証し、必要に応じて改善を図ること。 ⑦上記①～⑥について、その対応・実施状況を平成 24 年８月３日までに書面で報告すること。また、②～⑥については、その対応・実施状況を、当分の間、３か月ごとに書面で報告すること。
3	24.6.22	【大万証券株式会社（東海）】 ※⑴は会社勧告・⑵は役職員勧告 ⑴　報告徴取命令に対する事実と異なる報告	行政処分日 平成 24 年６月 29 日 会社に対する処分

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
3 つづき		当社は、平成23年２月２日、東海財務局長（以下「当局」という。）から、当社営業員に法令等に反する行為が認められたとして金融商品取引法（以下「金商法」という。）第56条の２第１項の規定に基づく報告徴取命令を受け、当該法令等違反の再発防止のための改善・対応策等（以下「改善・対応策」という。）をとりまとめた報告書（以下「報告書」という。）を、平成23年３月２日、同年６月２日、同年９月２日に当局に提出している。 今回検査において、報告書の内容を検証したところ、以下のとおり事実と異なる報告を行っていたことが認められた。 イ　報告書においては、平成22年５月開催の営業・コンプライアンス会議で指示した面談基準に該当する顧客に対し顧客面談を実施したとする改善・対応策について、実施内容を「対象者164名、面談済み164名」としているが、実際には、当該会議で指示した面談基準に該当する対象者は284名であり、顧客面談を実施済みの者は185名であった。 ロ　報告書においては、証券担保ローン利用顧客に対して当社代表取締役社長が半年に１回面談を実施するとした改善・対応策について、「社長が別紙（５名）のとおり行いました。」としているが、実際には、当社代表取締役社長が面談した顧客は１名であった。 当社は、当局による報告徴取命令を受けた改善・対応策の実施及び報告書作成の業務を全て内部管理統括責任者に担当させていたが、他の社員による検証等や経営陣における改善・対応策の実施の確認、検討が行われておらず、会社として牽制が機能していない状況にあり、当社における金融商品事故等の防止態勢は極めて不十分である。 当社が行った上記イ及びロの行為は、金商法第56条の２第１項に基づく報告徴取命令に違反しており、かかる当社の行為は、同法第52条第１項第６号に該当するものと認められる。 ⑵　損失の補てん及び利益の追加のために財産上の利益を提供する行為等 イ　当社本店営業部外務員（以下「外務員Ａ」という。）の顧客が平成22年９月７日に当社で信用取引の口座を開設し、以後、外務員Ａは、顧客から売買の別、銘柄、数及び価格のすべてを任され、同23年３月23日まで信用取引を中心に株式取引を行っている。 ロ　上記状況において、外務員Ａは、当該顧客の取引口座へ銀行振込を12回（合計約34万円）行っており、これは、信用取引建玉の評価損発生による信用取引保証金の預託不足及び信用取引決済損金が生じた際の損失補てん（約11万円）並びに品受代金への充当等のための財産上の利益の提供（約22万円）であると認められる。 外務員Ａが行った上記イの行為は、金商法第64条の５第１項第２号に規定する「外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき」に該当するものと認められ、また、上記ロの行為は、同法第39条第１項第３号に規定する「有価証券売買取引等につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客に対し、財産上の利益を提供する行為」に該当するものと認められる。	業務停止命令 ・平成24年７月17日から同年７月19日までの間、全店舗における全ての金融商品取引業に関する業務（ただし、信用取引の決済に伴う受託業務等、停止すると顧客に著しい不利益を与える業務で当局が個別に認めたものを除く。）の停止。 業務改善命令 ①本件法令違反に係る責任の所在の明確化を図ること。 ②経営管理態勢及び内部管理態勢の抜本的な充実・強化を図ること。 ③法令違反の根絶に向けた再発防止策を講じること。 ④上記①から③について、その実施状況を平成24年７月27日まで、さらに同日後の進捗状況を平成24年９月30日及びその後３月毎に、また必要に応じて随時に、書面で報告すること。 外務員に対する処分 ○職務停止３か月

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
4	24．7．31	【野村證券株式会社（証券監視委）】 ※会社勧告 当社においては、以下のとおり公募増資案件に係る法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及びそのような状況のなか有価証券の売買その他の取引等につき法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為が認められた。 ⑴　公募増資案件に係る法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況 イ　コンプライアンス態勢に係る問題 内部管理部門の役職員が、当社における法人関係情報の管理態勢の整備・運用状況は適正であり問題は生じ得ないと過信していたことなどから、内部管理部門は下記ロからハの状況につき、法人関係情報の管理・営業の実態把握・法令遵守確認等を十分に行っていなかったなど、牽制機能が十分に発揮されていない状況が認められた。 また、法令遵守態勢、法人関係情報の適正な管理態勢を構築・運用する責務を負っている役職員が、その責務に照らして求められるべき認識を持たず不十分な対応に終始したことから、本件問題点を早期に把握・分析し、金融商品取引法の趣旨・目的に照らして適切な対応を取るという金融商品取引業者及び市場のゲートキーパーとして求められる役割を果たしていなかった。 ロ　チャイニーズ・ウォールを越えた情報の伝達 機関投資家営業部署の職員が、収益第一主義の営業態勢等を同部署内に徹底したことにより、同部署内における法令遵守意識を欠落させ公募増資案件に係る法人関係情報の管理が不徹底な状況になっていた。機関投資家営業部署の職員は、「銘柄名を聞かなければ銘柄が推測できても問題ない」などの安易な考えから、恒常的に公募増資案件に係る情報を保有する他部署から、公募増資案件に係る法人関係情報又は銘柄名を推知し得る情報を積極的に取得し、営業に活用することが常態化していた。 ハ　セールス側から社内アナリストへの積極的な情報取得 機関投資家営業部署内でヘッジファンドを担当する職員は、社内アナリストが知り得る公募増資に係る情報等を聞き出そうと執拗に接触を行い、公募増資案件に係る法人関係情報の積極的な取得を行っていた。なお、一部の社内アナリストにおいては、公募増資予定銘柄に関する売買管理部のチェック状況を安易に回答していた。 ニ　機関投資家営業部署内での情報共有 機関投資家営業部署内においては、職員が取得した公募増資案件に係る法人関係情報について、銘柄名を言う場合には、「噂だが」などの付言をすれば問題ないとして、部内で公募増資案件に係る法人関係情報の共有が行われた。 ⑵　有価証券の売買その他の取引等につき法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為及びその他不適切な業務運営状況 イ　有価証券の売買その他の取引等につき法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為 （イ）　法人関係情報を保有する部署から恒常的に法人関係情報を入手していたＡ部長は、甲社株式の公募増資案件に係る法人関係情報（以下「甲社情報」という。）を入手し、部下のＢ課長とともに、顧客に対し、甲社情報が公表される以前に、甲社情報を提供して甲社株式の売買及び公募新株式の取得申込みの勧誘を行ったと認められる。 また、Ａ部長は、他の顧客に対し、甲社情報が公表される以前に、甲社情報を提供して甲社株式の公募新株式の取得申込みの勧誘を行ったと認められる。	行政処分日 平成24年８月３日 会社に対する処分 <u>業務改善命令</u> ①社内調査報告書における再発防止策を確実に実施・定着させること。 ②再発防止策の実施状況を定期的に報告すること。 ③再発防止策の実効性を定期的に検証し、検証結果を報告すること。 （注）検証の結果、不十分な項目があった場合には、その理由及びそれに対する改善方針について報告すること。 ④上記①～③について、初回報告期限を８月10日（金）とする。以降は、四半期末経過後15日以内を期限とする。なお、上記期限に関わらず、必要に応じて随時報告を行うこと。

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
4 つづき		（ロ）　乙社株式の公募増資案件に係る法人関係情報（以下「乙社情報という。」）を入手したＣ部員は、顧客に対し、乙社情報が公表される以前に、乙社情報を提供して乙社株式の公募新株式の取得申込みの勧誘を行ったと認められる。 （ハ）　社内アナリスト等から情報収集を行い、丙社株式の公募増資案件に係る法人関係情報（以下「丙社情報」という。）を入手したＤ部員は、顧客に対し、丙社情報が公表される以前に、丙社情報を提供して丙社株式の売買の勧誘を行ったと認められる。 ロ　その他不適切な業務運営状況 （イ）　公募増資案件に係る法人関係情報を顧客に提供して勧誘した可能性が高い複数の事例が認められた。 （ロ）　公募増資案件に係る法人関係情報を顧客に提供した可能性のある複数の事例が認められた。 上記⑴及び⑵の実態を把握していなかったという点で、当社経営陣の法人関係情報の管理態勢に関する実効的な管理・監督が十分行われておらず、経営管理態勢は十分なものではなかったと認められる。 また、当社における上記⑴及び⑵ロのような、公募増資案件に係る法人関係情報の管理態勢は、不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務の運営状況にあるものと認められ、金融商品取引法第 40 条第２号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第１項第５号に該当するものと認められる。 さらに、上記⑵イのような、有価証券の売買その他の取引等につき法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為は、当社における法人関係情報の管理態勢に不備が認められる状況の下で発生、看過されているものであり、会社行為と認められ、金融商品取引法第 38 条第７号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第１項第 14 号に該当するものと認められる。	
5	24.10.10	【ユナイテッド投信投資顧問株式会社（証券監視委）】 ※会社勧告 ○ 投資一任契約に係る善管注意義務違反 ⑴　Ａ厚生年金基金（以下「Ａ基金」という。）との年金投資一任契約 当社が、Ａ基金との間で締結した年金投資一任契約（以下「年金一任契約」という。）に関し、以下の問題が認められた。 イ　年金一任契約締結に至るまでの経緯 平成 20 年９月、当社は、株式会社アール・ビーインベストメント・アンド・コンサルティング（以下「ＲＢ社」という。）から、ＲＢ社を運営者とし未公開株を投資対象とする乙号投資事業有限責任組合（以下「乙号組合」という。）に出資することを前提に、Ａ基金との間で年金一任契約を締結して欲しいとの依頼を受け、同年 11 月、年金一任契約を締結し、その後、Ａ基金から運用を委託された資産全額を、乙号組合に出資した。 なお、当社は、ＲＢ社から、年金一任契約締結の依頼の背景として、Ａ基金が、新たに組成される乙号組合に対する強い投資意向を有している旨の説明を受けている。 ロ　乙号組合に対する出資前の調査等が不適切な状況 乙号組合に対する出資前に当社が行った調査・検討の状況について検証したところ、次の（イ）及び（ロ）のとおり極めて不適切な状況が認められた。 （イ）　Ａ基金から運用を委託された資産全額について、未公開株を投資対象とする投資事業有限責任組合に	行政処分日 平成24年10月16 日 会社に対する処分 <u>業務停止命令</u> ・新たな投資一任契約の締結停止（平成 24 年 10 月 16 日から平成 24 年 12 月 15 日までの間） <u>業務改善命令</u> ①投資運用業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること。 ②特に、投資一任契約の締結・運用に際しては、投資対象先に

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
5 つづき		出資することが、A基金の運用状況等に照らし、運用方法として適合しているかどうかに関し全く調査・確認を行っていない。 （ロ）　未公開株を投資対象とする投資事業有限責任組合に対し出資を行うとしても、当該組合の運営者をＲＢ社とすることが適切か、に関して十分な調査を実施していないほか、乙号組合が投資する予定の未公開企業の実態等の把握が著しく不十分である。 ハ　乙号組合に対する出資後のモニタリング等が不適切な状況 乙号組合に対する出資後に、当社が乙号組合に対し行ったモニタリングやA基金に対する運用報告の状況を検証したところ、次の（イ）　及び（ロ）　のとおり極めて不適切な状況が認められた。 （イ）　A基金に対する運用報告が不適切な状況 当社は、年金一任契約に係る運用の状況に関する報告書（以下「四半期運用報告書」という。）を作成し、A基金に提出しているところ、上場予定が白紙となっている乙号組合の投資先未公開企業に関し、ＲＢ社から、上場予定が確定している旨の報告を受け、当該報告が事実に反することを容易に把握できたにもかかわらず、十分な確認を行わず、四半期運用報告書に、上場時期が確定している旨のＲＢ社からの上記報告に沿う内容の記載をしている。 （ロ）　乙号組合に対するモニタリングが不適切な状況 乙号組合において、上場予定が白紙となった投資先未公開企業について、合理的な理由なく追加投資が行われているが、当社は、適切な措置を講じなかった。 また、当社は、年金一任契約に係る投資について乙号組合への出資が妥当であるかについて定期的に見直しを行う等のモニタリングを実施していない。 当社は、年金一任契約の締結により、A基金のために善良なる管理者の注意をもって、年金一任契約の内容に従って、年金資産の運用として適切な投資方法及び投資先を、十分な調査・検討の上で決定し、乙号組合への出資後も、乙号組合に対するモニタリングを実施すべき義務を負っていたものであるが、上記ロ及びハのとおり、当社が実施した、乙号組合への出資決定にあたっての調査等及び出資後の乙号組合に対するモニタリング等は極めて不適切であり、当社は、善良なる管理者の注意義務に違反したと認められる。 ⑵　その他の投資一任契約 当社は、年金一任契約以外の一任契約に基づく運用において、当社のグループ会社等で組成・販売等した公募外国投資信託に関し、当該外国投資信託の管理会社との間で投資一任契約を締結し、当該外国投資信託に係る投資判断を行っているが、当該投資判断等について、別紙のとおり、善良なる管理者の注意義務に違反した事例が認められる。 上記⑴ロ及びハ並びに⑵の当社の状況は、金融商品取引法第 42 条第２項に定める、善良なる管理者の注意義務に違反したと認められる。 〈別紙記載内容〉 ユナイテッド投信投資顧問株式会社のその他の投資一任契約に関する事例の概要について １．発電事業ファンドに係る投資判断等について 当社の親会社が欧州の発電事業を投資対象として組成・募集することとした２本の公募外国投資信託（以下「発電事業ファンド」という。）について、当社は、発電事業ファンドの管理会社（当	対する十分な調査・確認が適切に行われているかについてチェックする体制やグループ会社等との取引に係る利益相反を防止する態勢等を構築することを含め、具体的な再発防止策を策定すること。 ③今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること。 ④本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。 ⑤上記①から④について、平成 24 年 11 月 15 日までに書面で報告すること。

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
5 つづき		社のグループ会社）との間で、投資一任契約を締結し、発電事業ファンドに係る投資判断の一部を行っている。 ２本のファンドは、それぞれ特別目的会社への出資を通じて、欧州で発電事業を行う会社に投資しているところ、欧州の制度改正等による投資環境の悪化により、２本のうち１本の発電事業ファンド（以下「I ファンド」という。）は、投資対象の事業に対する銀行からの融資が困難となる一方、もう一方の発電事業ファンド（以下「II ファンド」という。）は、投資対象となるべき新規事業がない状況であった。こうした中、II ファンドの出資先の特別目的会社は、I ファンドの投資対象の事業の資金繰り支援目的で、複数回にわたり資金の貸付けを行ったところ、貸付けに対する返済が順次行われる中で、II ファンドの出資先の特別目的会社が受け取る利息収入が減少し、II ファンドの運用コストを賄うことが出来ず、基準価額は下がり続ける状況となった。 しかしながら、当社は、基準価額が下落する状況を放置し、適切な投資判断をしなかったものと認められる。 ２．不動産ファンドに係る投資判断等について 当社の親会社が海外の不動産開発のために組成・募集することとした、公募外国投資信託（以下「不動産ファンド」という。）について、当社は、不動産ファンドの管理会社との間で、投資一任契約を締結し、不動産ファンドに係る投資判断の一部を行っている。 不動産ファンドがその資金全額を出資しているケイマン籍の投資事業有限責任組合は、不動産ファンドの目的に反し、半分もの資金を、無担保で当社のグループ会社に貸し付けたところ、当社は、当該貸付けにあたって、当該投資事業有限責任組合の投資委員会に参加し、当該貸付けの決議に参加しながら、当該貸付けが不動産ファンドの目的に適合するかを検証することなく、当該貸付けの決議に賛成した。	
6	24.10.10	【株式会社スタッツインベストメントマネジメント（証券監視委）】 ※会社勧告 ○　投資一任契約に係る善管注意義務違反 当社が、A厚生年金基金（以下「A基金」という。）との間で締結した年金投資一任契約（以下「年金一任契約」という。）に関し、以下の問題が認められた。 ⑴　年金一任契約締結に至るまでの経緯 平成 21 年 11 月、当社代表取締役（以下「当社社長」という。）は、株式会社ナレッジキャピタル（以下「ナレッジ社」という。）から、「某年金基金が投資事業組合に出資するために、そのスキーム上、投資一任契約を締結できる運用会社を探しているので、その基金の相談に乗って欲しい。」旨の依頼を受けた。 その後、当社社長は、ナレッジ社社長とともにA基金を訪問し、A基金のB事務長（当時）から、「当基金では、現在、投資事業有限責任組合を通じた未公開株投資を行っているが、運用会社の後任を探している。」との説明を受け、新たな投資事業有限責任組合を組成する際には、当該組合への出資を行う投資一任先を当社に依頼したい旨説明を受けた。 当社は、平成 21 年 12 月中旬頃、ナレッジ社が運営する丙号投資事業有限責任組合（以下「丙号組合」という。）に対し出資することを前提とした年金一任契約を締結し、その後、丙号組合に対する出資を行った。 ⑵　丙号組合に対する出資前の調査等が不適切な状況 丙号組合への出資前に当社が行った調査・検討の状況について検証したところ、次のイ及びロのとおり極めて不適切な状況が認められた。	行政処分日 平成24年10月16 日 会社に対する処分 <u>業務停止命令</u> ・新たな投資一任契約の締結停止（平成 24 年 10 月 16 日から平成 24 年 11 月 15 日の間） <u>業務改善命令</u> ①投資運用業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること。 ②特に、投資一任契約の締結・運用に際しては、投資対象先に対する十分な調査・確認が適切に行

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
6 つづき		イ　ナレッジ社に関する調査の不備 （イ）　当社は、未公開株を投資対象とする投資事業有限責任組合への投資経験がなかったものの、平成 21 年 11 月、ナレッジ社が作成したＡ基金向け提案資料及びナレッジ社社長からのヒアリングを基に、ナレッジ社が運営する丙号組合が、年金一任契約に係る投資対象として適切である旨判断したとしている。 しかしながら、提案資料には、ナレッジ社の設立時期や上場実績に関し虚偽の内容が記載されていたところ、当社は当該記載の真偽に係る基本的な調査も行っていない。 （ロ）　当社は、丙号組合の組成前にナレッジ社が運営していた、未公開株を投資対象とする投資事業有限責任組合の収益状況について調査する必要があるところ、何ら具体的に調査を行っていない。 ロ　顧客であるＡ基金の意思確認の不備 当社は、不注意により年金一任契約書の調印を失念したまま、丙号組合への出資を行っており、Ａ基金の意思決定が行われていることについて十分な確認を行っていない。 ⑶　丙号組合に対する出資後のモニタリングが不適切な状況 丙号組合への出資後に、当社が丙号組合に対し行ったモニタリングの状況を検証したところ、丙号組合に係る事業年度の始期及び終期に変更があったことについて、ナレッジ社が変更契約書を作成していないことや、上記変更にもかかわらず、ナレッジ社が、変更前の事業年度の始期及び終期に従って管理報酬を受け取っていた状況を把握しておらず、適正にモニタリングを行っていない状況が認められた。 当社は、年金一任契約の締結により、Ａ基金のために善良なる管理者の注意をもって、年金一任契約の内容に従って、年金資産の運用として適切な投資方法及び投資先を、十分な調査・検討の上で決定し、丙号組合への出資後も、丙号組合に対するモニタリングを適正に実施すべき義務を負っていたものであるが、上記⑵及び⑶のとおり、年金一任契約に関し、当社が実施した、丙号組合への出資の決定の際の調査等及び出資後の丙号組合に対するモニタリングは極めて不適切であり、当社は、金融商品取引法第 42 条第２項に定める、善良なる管理者の注意義務に違反したと認められる。	われているかについてチェックする体制を構築することを含め、具体的な再発防止策を策定すること。 ③今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること。 ④本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。 ⑤上記①から④について、平成 24 年 11 月 15 日までに書面で報告すること。
7	24.10.12	【サンハーベスト株式会社（関東）】 ※会社勧告 ○　顧客に対し虚偽のことを告げる行為、自己の名義をもって他人に取得勧誘を行わせている状況及び著しく不当な行為を行っている状況 当社は、平成 23 年７月から検査基準日（同 24 年７月９日）現在までの間、自らを営業者とし、フィリピンの穀物事業に出資する計６本の集団投資スキーム（以下、総称して「本件ファンド」という。）の組成・運用及び販売・勧誘を行っている。 ⑴　本件ファンドの契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 今回検査において、本店事務所内にある営業員の机中より、セールストークが記載された勧誘メモ等が複数発見されたことから、その内容等を検証したところ、当社営業員は、本件ファンド持分の取得勧誘において、本件ファンドに係る匿名組合契約書によれば、配当及び元本は保証されないものとなっているにもかかわらず、「配当は毎月必ずもらえる。」、「元本は絶対保証している。」などと、顧客に対し、虚偽のことを告げていたものと認められる。 ⑵　自己の名義をもって、他人に本件ファンド持分の取得勧誘を行わせている状況	行政処分日 平成24年10月12 日 会社に対する処分 登録取消し ・関東財務局長（金商）第 2528 号の登録を取り消す。 業務改善命令 ①顧客の状況、顧客が出資した財産の運用・管理状況を早急に把握し、当該財産の顧客への返還に関する方針及び返還する場合の方策について検討すること。 ②顧客に対し、顧客が出資した財産の運用・管理状況等の説明に努め、顧客の意

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
7 つづき		当社は、遅くとも平成 23 年９月から検査基準日現在までの間、自己の名義をもって、株式会社新日本経済投資顧問所属の営業員に、本件ファンド持分の取得勧誘を継続して行わせていた。 ⑶　本件ファンドに関し、著しく不当な行為を行っている状況 今回検査において当社における本件ファンドの運営状況等について検証したところ、以下の問題が認められた。 イ　ファンド出資金の管理が極めて不適切な状況 今回検査において本件ファンドに係る出資金の管理状況を検証したところ、当社は、匿名組合契約書上、組合財産の管理については、銀行等金融機関に専用の口座を開設し、当該口座への預金等により行い、営業者の帳簿等により各匿名組合員の出資履行金額が直ちに判別できるようにする旨を定めているにもかかわらず、本件ファンド事業を開始（平成 23 年７月）してから検査基準日現在までの間、本件ファンド名義の預金口座において出資金管理を全く行っておらず、本件ファンドに係るフィリピン所在の業務委託先（以下「Ａ社」という。）に送金するまでの間、出資金の全てを当社の社内金庫にて保管していたとしており、その管理状況は極め　て不透明なものと認められる。 更に、当社は、Ａ社への出資金の送金についても、当社代表取締役（以下「当社社長」という。）が、当社の社内金庫にて保管したファンド出資金の大半を、当社役職員以外の者に手渡し、現金を持参させる方法により行っているとしており、出資金の流れも極めて不透明なものと認められる。 以上のとおり、当社における本件ファンド出資金の管理は、極めて不適切な状況にあるものと認められる。 ロ　出資対象事業の運用状況に係るモニタリングが極めて不十分な状況 当社は、Ａ社へ委託した業務のモニタリングのため、当社従業員１名（以下「駐在員」という。）をフィリピンに派遣しているとしている。 しかしながら、当社における現地の運用状況の把握については、駐在員より電話等による口頭報告を受けるのみであり、当社社長自身は、上記口頭報告以外の手段では、本件出資対象事業の具体的な運用状況を把握していないとしている。また、当社は、検査期間中、駐在員と連絡が取れない旨説明するなど、現地の状況を適時、適切に把握する態勢が整備されていない状況が認められたことから、当社においては、自らを匿名組合の営業者とする本件ファンドの具体的な運用状況の把握が全く行われていない状況にあるものと認められる。 以上のとおり、当社においては、出資対象事業の運用状況に係るモニタリングが極めて不十分な状況にあるものと認められる。 ハ　極めて不適切な配当金の処理状況 当社は、当社役職員以外の者から指示された配当率に基づき、配当金算定の根拠となる具体的計算資料を確認することなく、配当の裏付けとなる出資対象事業先の資産や損益状況等を何ら把握しないまま、勧誘資料記載の利率とほぼ同率の配当を毎月継続している状況にあることから、当社の配当金の処理状況は、極めて不適切な状況にあるものと認められる。 当社が行った上記⑴の行為は、金融商品取引法第 38 条第１号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当するものと認められる。 また、当社が行った上記⑵の行為は、金融商品取引法第 36 条の３に違反するものと認められる。 更に、当社の上記⑶の状況は、顧客から受け入れた出資金の管理が極めて不適切な状況にあるのみならず、当社社長が	向も踏まえて必要な手続きを行うこと。 ③顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること。 ④上記の対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
7 つづき		出資対象事業の具体的な運用状況を全く把握していない状況であり、加えて、顧客への配当金処理についても極めて不適切な状況であるなど、当社の業務運営は極めて杜撰な状況にあると認められる。更に、当社は、検査官からこうした指摘を受けたにもかかわらず、本件ファンド持分の取得勧誘を継続していたことなどから、かかる当社の状況は、金融商品取引法第 52 条第１項第９号（金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき）に該当するものと認められる。	
8	24.10.12	【株式会社新日本経済投資顧問（関東）】 ※会社勧告 ○　無登録で集団投資スキーム持分に係る私募の取扱いを行っている状況及び著しく不当な勧誘を行っている状況 ⑴　無登録で集団投資スキーム持分に係る私募の取扱いを行っている状況 当社は、平成 23 年９月から検査基準日（平成 24 年７月９日）現在までの間、一般投資家（以下「顧客」という。）に対し、サンハーベスト株式会社を営業者とする合計６本の集団投資スキームに係る持分（以下「本件ファンド持分」という。）の私募の取扱いを行い、少なくとも 122 名の顧客が、合計金額で 462 百万円の出資に至っている状況が認められた。 ⑵　著しく不当な勧誘を行っている状況 当社営業員は、本件ファンド持分の取得勧誘に際し、サンハーベスト株式会社の商号、住所、電話番号及び登録番号（第二種金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 2528 号）の記載のある社員証と名刺を使用するなどし、サンハーベスト株式会社の社員であることを装ったうえで、本件ファンドに係る匿名組合契約書によれば、配当及び元本は保証されないものとなっているにもかかわらず、「元本が１円も目減りすることの無い商品です。」、「定期預金のご案内です。」、「関東財務局の認可が下りた商品です。」などと、顧客に対し、虚偽のことを告げており、金融商品取引業に関し、著しく不当な勧誘を行っている状況が認められた。 当社が行った上記⑴の行為は、金融商品取引法第 28 条第２項に規定する第二種金融商品取引業（同法第２条第８項第９号に掲げる「有価証券の私募の取扱い」を業として行うこと）に該当するものであり、当社が同法第 31 条第４項に基づく変更登録を受けることなく第二種金融商品取引業を行うことは、同法第 29 条に違反するものと認められる。 また、当社が行った上記⑵の行為は、本件ファンド持分の取得勧誘において、第二種金融商品取引業の登録を受けた別会社の営業員を装ったうえで、多数の顧客に対し、虚偽のことを告げ、ファンドを取得させ、その金額も多額にのぼっているなど、極めて悪質なものである。更に、当社は、検査官からこうした指摘を受けたにもかかわらず、本件ファンド持分の取得勧誘を継続していたことなどから、かかる当社の状況は、金融商品取引法第 52 条第１項第９号（金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき）に該当するものと認められる。	行政処分日 平成 24 年 10 月 12 日 会社に対する処分 <u>登録取消し</u> ・関東財務局長（金商）第 793 号の登録を取り消す。 <u>業務改善命令</u> ①無登録金融商品取引業務を直ちに停止すること。 ②当社が関与した全てのファンドについて、取扱い状況（顧客属性、ファンド名、投資金額、現在の評価額）を正確に把握すること。 ③本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など顧客保護に万全の措置を講ずること。 ④上記の対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。
9	24.11.26	【ユーレカプロジェクト合同会社（東海）】 ※会社勧告 ⑴　業務の運営の状況に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況 イ　無登録の投資運用業者との投資一任契約の媒介をする行為その１ Ａ社は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）に規定する金融商品取引業の登録を受けずに自動売買システムによりＦＸ取引で運用する海外に所在する投資運用業者（以下「無登録の投資運用業者」という。）である。	行政処分日 平成 24 年 12 月４日 会社に対する処分 <u>業務停止命令</u> ・金融商品取引業の全ての業務を平成24 年 12 月４日から同25 年２月３日まで停止

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
9 つづき		当社は、平成22年12月頃から過去の投資セミナー等で知りあった者に対して勧誘し、３名の顧客とＡ社との間で投資一任契約の締結の媒介を行った。 ロ　無登録の投資運用業者との投資一任契約の媒介をする行為その２ 当社は、平成23年８月下旬頃から当社の主催したセミナー等で知りあった22名の者に対して勧誘し、４名の顧客とＡ社とは別の無登録の投資運用業者との間でも投資一任契約の締結の媒介を行った。 当社が行った行為は、無登録の投資運用業者との投資一任契約の締結の媒介を行うものであり、投資者保護上重大な問題があるものと認められる。 ハ　無登録の投資助言・代理業者の代理をして投資顧問契約を締結する行為 当社は、無登録の投資助言・代理業者であるＢが開発した株式投資の銘柄選定に用いるソフトウエア（以下「株式ソフト」という。）の販売を目的としてＢと総代理店業務委託契約を締結し、当社ホームページで勧誘し、26名の顧客に販売している。 顧客は、当社に対し、株式ソフトの購入代金に加え、別途月額使用料を支払っている。しかし、当該月額使用料のうち半額はＢに支払われるとともに、株式ソフトは、当社がＢに開発を委託したものではなく、Ｂが個人的に開発したものであり、株式ソフトのバージョンアップやバグ修正などの顧客へのサポートについて、当社を通さずに顧客に対して直接行っていることから、実質的には当社はＢの代理として顧客との投資顧問契約の締結をしているものと認められる。 当社が行った行為は、無登録の投資助言・代理業者であるＢを代理して顧客と投資顧問契約を締結するものであり、投資者保護上重大な問題があると認められる。 当社が行った上記イからハの行為は、金商法第51条に規定する、業務の運営状況の改善に必要な措置を取るべきことを命ずることができる場合の要件となる「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。 ⑵　著しく事実に相違する表示のある広告をする行為 当社は、Ｂが開発した株式ソフトの勧誘のために、当社ホームページに、「マルチペアトレード」と称する項目を設け、「モニターレポート」と称する株式ソフトの利用体験者（以下「モニター」という。）の実績の内容の広告を行っている。 当該モニターレポートでは、運用資金300万円の者の実績として、「取引回数11回　手仕舞完了９回　９勝０敗　仕掛中２回　最大運用資金 5,656,200 円　手仕舞確定利益 1,916,800 円」のほか、「約１か月ほどで300万円の証拠金で47万円ほどの利益がでました。」等のコメントを掲載している。 今回検査において、当該モニターレポートを検証したところ、モニターは実在の人物ではなく、コメントは当社が考えた架空の内容であり、同レポートの運用実績は、当社代表を含む役職員が株式ソフトを用いて行った模擬取引のうち、成績の良い２事例について顧客が実際に利益を上げたかのように表示したものであった。 当社が行った行為は、当社ホームページのマルチペアトレードの広告において、投資助言業務の実績に関する事項につき、著しく事実に相違する表示のある広告をするものであり、金商法第37条第２項に違反するものと認められる。	すること（ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。） 業務改善命令 ①当社が関与した投資一任契約の状況（当該投資スキームに関与する全ての業者名、業者概要（所在地、連絡先等）、当該業者と当社との契約関係及びその内容、当社が受け取った報酬、顧客属性、顧客毎の投資金額、現在の評価額）及び投資顧問契約の状況（当社が代理を行った業者名、顧客属性、顧客毎の契約の状況）を早急に把握し、報告すること。 ②本件行為の責任の所在の明確化を図るとともに、適切な再発防止策を講じること。 ③金融商品取引業務（投資助言・代理・媒介業務）を適切に行うための経営管理態勢、業務運営体制及び法令等遵守態勢を整備すること。 ④本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。 ⑤上記①から④について、平成25年１月４日までに書面で報告すること。
10	24.12.5	【イニシア・スター証券株式会社（関東）】 ※会社勧告 ○　顧客区分管理必要額を運転資金等に流用しているなど公益及び投資者保護上著しく不当な行為が認められる状況	行政処分日 平成24年12月５日 会社に対する処分

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
10 つづき		今回検査において、当社の財産の状況を検証したところ、以下の状況が認められた。 ⑴　純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況 当社は、検査基準日（平成 24 年 11 月 28 日）現在、預金勘定に 214 百万円を計上しているものの、実際は、うち 200 百万円は存在しておらず、真正な預金残高は 14 百万円となっている。 真正な預金残高等を踏まえた検査基準日現在の純財産額は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 29 条の４第１項第５号ロに基づく金融商品取引法施行令第 15 条の９第１項に定める額（５千万円）に満たない額となっているほか、自己資本規制比率についても、金商法第 46 条の６第２項に定める比率を著しく下回る状況となっている。 ⑵　当局に対する虚偽報告 当社は、平成 24 年８月８日に発出された関東財務局長からの金商法第 56 条の２第１項に基づく報告命令（以下「報告徴求命令」という。）に対して、220 百万円の預金残高がある旨を記載した虚偽の報告書を同年９月 10 日に関東財務局長に提出し、報告徴求命令に基づくモニタリング調査においても、同月以降の数値について、虚偽の報告をしていた。 ⑶　顧客区分管理必要額を運転資金等に流用している状況 イ　顧客区分管理必要額の信託不足 今回検査において、顧客区分管理必要額の算定根拠となる顧客からの預り金（以下「顧客預り金」という。）を確認したところ、116 百万円の信託不足が発生している。 ロ　区分管理すべき顧客資産を運転資金等に流用している状況 上記イにおいて、当社Ａ取締役は、当社会長（当社の 100％子会社（以下「Ｂ社」という。）の社長）から、顧客預り金を取り崩してＢ社や当社会長から指示のあった者への貸付金（又は立替金）とするよう指示を受け、平成 24 年８月 31 日以降、部下に指示の上、数度に亘り顧客区分管理信託額から取り崩し、125 百万円を貸付金（又は立替金）や当社の運転資金等に流用している。 日々の顧客区分管理必要額の算定時は、顧客預り金を過少に計上することで、顧客区分管理必要額を過少に算定し、余剰額（本来の顧客区分管理必要額との差額）を運転資金等として費消している。 ⑷　支払い不能に陥るおそれのある状況 当社が、平成 24 年 12 月４日付で作成した資金繰り表によると、同月３日現在で、経費等の支払いに充てられる現預金は 16 百万円程度であり、今後の収入、支出見込み額を踏まえると、同月 25 日には支払不能の状況になる。 また、当社は、上記⑶ロのとおり、顧客からの預り金で、区分管理すべきもののうち 125 百万円を会社の運転資金等の経費に流用しているが、当社が作成した資金繰り表では、その額が反映されておらず、その流用分の補てんを含めた今後の資金計画は、まったく目途がたっていない状況である。 上記⑴のとおり、当社の純財産額が法定の基準に満たない状況は、金商法第 52 条第１項第３号（同法第 29 条の４第１項第５号ロに該当することとなったとき）に該当するものと認められる。 また、当社の自己資本規制比率が 100 パーセントを著しく下回っている状況は、金商法第 53 条第２項に規定する「金融商品取引業者が第 46 条の６第２項の規定に違反している場合（自己資本規制比率が、100 パーセントを下回るときに限る。）において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。 上記⑵のとおり、報告徴求命令に対し虚偽の報告を行った	登録取消し ・関東財務局長（金商）第144号の登録を取り消す。 業務改善命令 ①顧客の状況及び顧客から預託を受けた資産の正確な把握をただちに行うこと。 ②顧客に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。 ③顧客から預託を受けた資産について保全を図るとともに、顧客間の公平に配慮しつつ、顧客資産（顧客から預託を受けた資産その他顧客に帰属すべき資産等の全てを含む）が適切に顧客に返還されるよう、必要な対応を速やかにとること。 ④上記③の状況等について、顧客に対し随時適切に開示・提供すること。 ⑤会社財産を不当に費消しないこと。 ⑥顧客への説明及び顧客資産の返還のために必要な人的構成を確保すること。 ⑦本件行為について、責任の明確化を図ること。 ⑧上記①から⑦について、その対応・実施状況を平成24年12月10日（月）までに書面で報告するとともに、以降、その実施状況を、別途指示するところにより書面で報告すること。

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
10 つづき		ことは、金商法第 52 条第１項第６号（金融商品取引業に関し法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき）に該当するものと認められる。 上記⑶の状況は、金商法第 43 条の３第２項に定める顧客資産の区分管理義務に違反するものと認められる。 上記⑷の状況は、金商法第 52 条第１項第７号（業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき）に該当するものと認められる。	
11	24.12. 7	【ビバーチェ・キャピタル・マネジメント株式会社（証券監視委）】 ※会社勧告 当社が投資一任契約の締結を勧誘するに際して使用している３種類の運用商品（「カバード・コール戦略」、「ターゲット・バイ戦略」及び「オプション・アルファ戦略」の３種類の戦略で運用するもの。）の顧客勧誘資料を検証したところ、以下のとおり、不適切な記載が認められた。 ⑴　異なる運用商品の運用実績値を表示する行為等 当社は、平成 23 年４月及び６月に配布したオプション・アルファ戦略に係る顧客勧誘資料において、既存顧客のオプション・アルファ戦略に係る運用実績として、同 21 年８月から配布日直前までの月次の運用実績値（以下「実績値」という。）を記載している。 しかしながら、当社は、当該既存顧客の運用方針が途中で大きく変更したことから、その実績値をそのまま使用した場合、オプション・アルファ戦略の標準的な実績値としては不適切であると考え、オプション・アルファ戦略において標準的と考えられる運用実績を示すべく、平成 22 年４月から同年９月までの実績値については、オプション・アルファ戦略ではない他の運用商品（カバード・コール戦略及びターゲット・バイ戦略）にて運用を行っている既存顧客の実績値を使用し、かつ、当該実績値を加工して表示していた。 また、当社は、同様の理由から、平成 23 年３月から同年５月までの実績値については、オプション・アルファ戦略に係る既存顧客の実績値を使用しているが、当該実績値についても、実績値そのままではなく、加工して表示していた。 なお、当社は、当該勧誘資料に、これらの実績値を加工して表示していたことについての注記をしていないが、加工して記載した数値は、本来記載すべきだった数値と比較してプラスに表示されているものもあればマイナスに表示されているものもあった。 ⑵　勝率等の数値に係る不適切な記載 当社は、平成 24 年２月に配布したターゲット・バイ戦略に係る顧客勧誘資料において、検証期間を同 17 年４月から同 24 年１月とし、検証期間における当該運用商品の収益率を月次で並べた表を記載し、当該表を基に算出した検証期間全体の勝率、累積リターン、年率リターン等を表示しており、このうち、同 22 年１月以降の収益率については実績値を記載した旨注記している。 しかしながら、当社は、当該勧誘資料において、検証期間のうち残りの平成 17 年４月から同 21 年 12 月までの数値については、実績値ではなく、情報サービス会社のデータを基に独自の計算方法により算出したシミュレーションに基づく数値（以下「バックテスト結果」という。）を記載しているにもかかわらず、その旨を注記では明示していない。 また、当社は、当該勧誘資料において、勝率、累積リターン、年率リターン等の数値について、バックテスト結果を記載した期間も通算して算出した数値を表示しているため、当該勧誘資料における各数値は、実績値から大きく乖離したものとなっているが、バックテスト結果を記載した期間も通算して算出している旨の注記をしていない。 なお、バックテスト結果を表示した数値は実績値と比較してプラスに表示されているものもあればマイナスに表示されているものもあった。 当社は、顧客勧誘資料の記載内容の適切性等について検証	行政処分日 平成 24 年 12 月 14 日 会社に対する処分 <u>業務改善命令</u> ①投資運用業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること。 ②今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること。 ③今般の法令違反行為の発生原因を究明するとともに、再発防止策を策定し、実施すること。 ④本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。 ⑤上記①から④について、平成 25 年１月 15 日までに書面で報告すること。

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
11 つづき		する内部管理態勢を構築せずに、このような顧客勧誘資料を、他の運用商品も含めた３種類の運用商品において、少なくとも 47 の年金基金に対して配布している。 ⑶　複数の既存顧客の実績値を混在させた不適切な記載 当社は、平成 24 年２月に配布したカバード・コール戦略に係る顧客勧誘資料において、カバード・コール戦略の既存顧客の実績値として月次の収益率を記載している。 しかしながら、当社は、当該既存顧客の運用方針が途中で大きく変更したことから、当該既存顧客の実績値をそのまま使用した場合、カバード・コール戦略の標準的な実績値としては不適切であると考え、カバード・コール戦略において標準的と考えられる運用実績を示すべく、当該実績値について、同一の既存顧客の実績値を記載せず、複数の既存顧客の実績値を混在させて記載している。 なお、当社は、顧客勧誘資料の記載内容の適切性等について検証する内部管理態勢を構築せずに、このような顧客勧誘資料を少なくとも 24 の年金基金に対して配布している。 当社の行った上記⑴の行為は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して虚偽の表示をする行為に該当し、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 38 条第７号の規定に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「業府令」という。）第 117 条第１項第２号に該当するものと認められる。 また、上記⑵及び⑶の行為は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為に該当し、金商法第 38 条第７号の規定に基づく業府令第 117 条第１項第２号に該当するものと認められる。	
12	24.12.7	【新生インベストメント・マネジメント株式会社（証券監視委）】 ※会社勧告 ○　投資一任業務に係る善管注意義務違反について 当社の投資一任業務における投資決定のための必要な調査等（以下「デューディリジェンス」という。）の態勢を検証したところ、市場性があり、価格情報が容易に入手できる投資対象資産に係る買付価格の決定に関し、以下のとおり、十分な調査等を行っていない状況が認められた。 ⑴　企業年金基金等との投資一任契約の締結に係る経緯 当社は、企業年金基金等からの依頼に応じ、投資一任契約を締結し、証券会社から優先出資証券等を買付けている。 しかし、当該買付けに当たっては、投資一任契約の締結以前から、企業年金基金等と証券会社との間で、投資対象の優先出資証券等及びその買付価格について交渉しているなどとして、当社は価格交渉に十分に関与していないほか、価格の妥当性の検証を行っていないまま、証券会社からその価格を提示されている。 ⑵　Ａ優先出資証券の買付価格について十分な調査等を行っていない状況 当社は、平成 22 年６月 16 日及び同年７月２日、Ａ優先出資証券について、同じ証券会社から、甲株式会社及び乙企業年金基金（以下「両社」という。）に示された価格の提示を受け、それぞれ同年６月 30 日及び同年６月 17 日に締結した両社との投資一任契約に基づいて、同年６月 30 日及び同年７月 13 日に当該優先出資証券の買付けを行っている。 当社は、当該優先出資証券への投資に当たって、助言業者からのレポートを基にデューディリジェンスを行っているものの、投資政策証券監視委において買付価格の妥当性についての議論を行わないまま、両社が証券会社から提示されていた価格で投資決定している。 このため、両社との投資一任契約に基づく買付けについて、同じ証券会社からの受渡日が同一のほぼ同時期の買付け	行政処分日 平成 24 年 12 月 14 日 会社に対する処分 <u>業務改善命令</u> ①投資運用業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること。 ②特に、投資一任契約の締結・運用に際しては、買付価格の妥当性検証に係る社内規則の策定など、十分な体制を構築することを含め、具体的な再発防止策を策定すること。 ③今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること。 ④本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応な

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
12 つづき		であるにもかかわらず、その買付価格には乖離が生じているが、当社は、その乖離について説明がつかない状況のまま、証券会社から提示された価格で買付けを行っている。 当社においては、上記の状況に関して、両取引の価格に乖離が生じている要因について、証券会社に確認を行うなどの検証を行っておらず、他の証券会社に価格を確認するなど、より良い価格で執行できるか等の確認も行っていない。 ⑶　Ｂ優先出資証券を担保資産とするリパッケージ債の買付価格について十分な調査等を行っていない状況 当社は、平成 23 年９月５日、リパッケージ債の利回り等について、証券会社から、丙企業年金基金に示された条件の提示を受け、同年 10 月 25 日に丙企業年金基金と締結した投資一任契約に基づき、同日に当該リパッケージ債の買付けを行っている。 しかしながら、当社は、証券会社から提示された当該リパッケージ債の利回り等の条件が、担保資産の価格等に照らして妥当なものか否かについて検証を行っていない。 また、顧客から利回りの改善要求を受け、一度は証券会社と交渉して利回りを改善させているが、当社は、その後も担保資産の価格が下落している状況を把握しているにもかかわらず、顧客の要求は満たしたとして、証券会社の提示する価格を受けるにとどまり、証券会社に対して更なる利回り改善の余地について、十分な確認を行っていない。 さらに、当社は、最終買付決議を行うにあたり、当該リパッケージ債について、上記助言業者からのレポートを基にデューディリジェンスを行い、投資政策委員会においても議論が行われているものの、買付価格の妥当性についての説明・議論は行われておらず、当該助言業者のレポートにおける利回りと実際に組成されたリパッケージ債の利回りには乖離が認められるにもかかわらず、これに係る議論は行わないまま買付けを決議している。 ⑷　その他の投資対象資産の買付価格について十分な調査等を行っていない状況 当社は、上記⑵及び⑶以外にも、市場性があり、取扱証券会社間で価格が異なり得る投資対象資産への投資を行っているが、これらについても、価格交渉に関与しておらず、投資政策委員会においても買付価格の妥当性についての議論を行わないまま投資決定し、証券会社の提示する価格のまま取引を執行している。 上記⑵から⑷における当社の状況は、金融商品取引法第 42 条第２項に定める、善良なる管理者の注意義務に違反するものと認められる。	ど投資者保護のために万全の措置を講じること。 ⑤上記①から④について、平成 25 年１月 15 日までに書面で報告すること。
13	24.12.11	【スタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン（証券監視委）】 ※会社勧告 ⑴　付与した信用格付に係る検証及び更新を適切かつ継続的に実施するための措置が適切に講じられておらず業務管理体制の整備が不十分な状況 当社が信用格付を付与したシンセティックＣＤＯ（以下「ＳＣＤＯ」という。）の信用格付に係る検証及び更新（以下「モニタリング」という。）の状況等を検証したところ、以下の問題点が認められた。 イ　ＳＣＤＯの信用格付に影響を与える重要な情報を適切に確認していない状況 当社は、ＳＣＤＯに係る信用格付のモニタリングにおいては、ＳＣＤＯを構成する個別の担保資産に係る債務（以下「参照債務」という。）のクレジットイベントが重要な情報であると認識している。 また、参照債務がクレジットイベントに該当すると、当該参照債務は損失となり、複数の参照債務に係る損失の累積額（以下「累積損失額」という。）の増加は、ＳＣＤＯ	行政処分日 平成 24 年 12 月 14 日 会社に対する処分 <u>業務改善命令</u> ①当社が策定した再発防止策を確実に実施・定着させること。 ②再発防止策の実施状況を定期的に報告すること。 ③再発防止策の実効性を定期的に検証し、検証結果を報告すること。 （注）検証の結果、不十分な項目があった場合には、その理由及びそれに対

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
13 つづき		の格下げ要因となるとしている。 しかし、当社は、参照債務に係るクレジットイベントの発生状況について、ＳＣＤＯのアレンジャーに適切に確認を行うなど、ＳＣＤＯの信用格付に影響を及ぼす参照債務の累積損失額の適切な把握を行っていなかった。 このため、あるＳＣＤＯの格付けに関し、当該ＳＣＤＯの償還により信用格付の付与を終了する直前まで、長期間にわたり誤った信用格付を付与し続けていたなど、極めて不適切な事例が複数認められた。 上記不適切な事例の発生後、当社は、６社のアレンジャーに、クレジットイベントの有無の確認を依頼しているが、当社の対応状況は、以下のとおり、引き続き不適切であると認められる。 （イ）　アレンジャーからの回答により情報を入手した後も、依然として、クレジットイベントによる参照債務の累積損失額の増加を踏まえた信用格付への影響の有無を、適切に確認していない。 （ロ）上記アレンジャー６社のうち１社からは回答がなかったが、これを放置して督促を行わず、クレジットイベントの発生の有無について確認を行わないまま、当該ＳＣＤＯに係る信用格付の公表を継続している。 ロ　ＳＣＤＯに係る信用格付のモニタリングにおいて参照債務の想定金額の確認態勢が不十分な状況 あるＳＣＤＯに係る信用格付のモニタリングの過程で、参照債務の想定金額を間違えてシステムに入力したことにより、平成 22 年１月及び同年２月に段階的に格下げすべきＳＣＤＯに係る信用格付について、同年 10 月まで格下げを行わなかった。 なお、当社は、検査基準日現在において、入力データの正確性について、入力者以外の者が確認する措置を講じていない。 上記イ及びロのように、信用格付に係るモニタリングが適切に行われていない状況が複数の事案で継続している状況を踏まえれば、当社においては、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 306 条第１項第６号トに掲げる「付与した信用格付に係る検証及び更新を適切かつ継続的に実施するための措置」が講じられているとは認められない。 したがって、当社は信用格付業を公正かつ的確に遂行するための業務管理体制が整備されているとは認められないことから、金融商品取引法（以下「法」という。）第 66 条の 33 第１項に違反する。 ⑵　業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況 当社は、付与した信用格付に関し、その公表プロセスに係る社内規程を適切に策定していない。このため、当社における信用格付の公表状況を確認したところ、以下のとおり、社内で決定された信用格付と異なる信用格付を公表等しているなど極めて不適切な状況が認められた。 イ　信用格付のプレスリリースにおける誤った信用格付の公表等 （イ）平成 23 年１月、当社は、短期格付を付与していない銘柄に係る信用格付のプレスリリースにおいて、当該銘柄の関連会社の短期格付を誤って転記し、当社ウェブサイトにおいて誤った公表（以下「誤公表」という。）を行った。 （ロ）平成 23 年 12 月、ストラクチャード・ファイナンス案件に係る信用格付の変更のプレスリリースにおいて、旧格付欄に誤った信用格付を記載し、当社ウェブサイトにおいて信用格付の誤公表を行った。 なお、当社は、上記（イ）及び（ロ）の公表時に、当社	する改善方針について報告すること。 ④上記①～③について、初回報告期限を平成 25 年１月 18 日（金）とする。以降は、四半期末経過後 15 日以内を期限とする。なお、上記期限に関わらず、必要に応じて随時報告を行うこと。

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
13 つづき		の関連会社及び各メディア（以下「関連会社等」という。）へも同様の誤った信用格付の提供を行っている。 （ハ）平成23年11月、あるＣＤＯの格上げの公表に際し、英語版の公表資料において誤った信用格付を記載し、これを関連会社等に提供した。 ロ　依頼格付・非依頼格付の別に係る誤った公表等 当社は、平成23年１月、当社ウェブサイトで毎月初旬に公表する「依頼・非依頼格付別国内発行体一覧」において、非依頼格付である銘柄を、非依頼である旨の表示を付けずに当社ウェブサイトで公表し、関連会社等へも誤った表示で提供を行った。 ハ　その他の誤った格付関連情報の提供 当社は、信用格付のプレスリリースを更に深く分析した複数の格付分析レポートにおいて、参考として記載した債券等の信用格付について誤った記載を行ったものを、関連会社等に提供した。 当社においては、誤った信用格付の公表等（以下「誤公表等」という。）があった場合の訂正に関する規程はあるものの、誤公表等の発生時におけるコンプライアンス部への報告等について定められておらず、本件誤公表等の発生時においてもコンプライアンス部に対し報告されていないことから、適切に再発防止策が策定されていない。 当社における、上記⑵のイからハ及びこれら誤公表等を踏まえた再発防止策が構築されていない状況は、信用格付業者の業務運営として極めて不適切な状況であり、法第66条の41に規定する、業務の運営状況の改善に必要な措置を取るべきことを命ずることができる場合の要件となる「業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。	
14	24.12.14	【株式会社企業設計（近畿）】 ※会社勧告 ○　無登録で外国集団投資スキーム持分に係る募集又は私募の取扱いを行っている状況 当社は、投資助言・代理業の登録を受けた日（平成22年３月９日）から検査基準日（同24年１月20日）までの間、２種類の外国で発行される集団投資スキーム持分（以下「外国ファンド」という。）について募集又は私募の取扱い（以下「募集の取扱い等」という。）を行い、少なくとも734顧客が外国ファンドを延べ751件取得している状況が認められた。具体的には、当社又は当社が外国ファンドの紹介を委託した少なくとも58名の者（以下「紹介者」という。）が、見込み客に対して外国ファンドの商品内容等を説明するとともに、当該見込み客の外国ファンドの契約締結手続きを支援し、取得契約を成立させていた。 当社は、海外に所在する外国ファンドの販売代理会社との間で、紹介契約を締結しており、当該契約に基づき、当社が見込み客に外国ファンドの商品内容等の説明を行い、見込み客が外国ファンドを取得した際には、当社は当該販売代理会社から紹介料を受領していた。 また、当社は、外国ファンドを取得した顧客を勧誘した紹介者には、当社が受領した紹介料の一定割合を再分配していた。 当社は、外国ファンドの募集の取扱い等に関与していると看做されないよう、平成22年８月以降、紹介料の受取りを別会社で行うよう変更しているものの、上記の状況等に鑑みると、当社の行為は外国集団投資スキームの組成者のために行っている外国ファンドの取得の勧誘行為に該当し、当社が登録を受けている投資助言・代理業を逸脱する行為であると認められ	行政処分日 平成24年12月21日 会社に対する処分 <u>業務停止命令</u> ・金融商品取引業の全ての業務を平成24年12月21日から平成25年３月20日まで停止すること（ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。）。 <u>業務改善命令</u> ①当社が関与した全てのファンドについて、取扱い状況（顧客属性、ファンド名、投資金額及び現在の評価額）を早急に把握し報告すること。 ②本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。 ③無登録金融商品取

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
14 つづき		る。 当社が行った上記の行為は、金融商品取引法第 28 条第２項に規定する「第二種金融商品取引業」（同法第２条第８項第９号に掲げる「有価証券の募集又は私募の取扱い」を業として行うこと）に該当するものであり、当社が同法第 31 条第４項に基づく変更登録を受けることなく「第二種金融商品取引業」を行うことは、同法第 29 条に違反するものと認められる。	引業務を直ちに停止し、適切な再発防止策を講じること。 ④金融商品取引業務（投資助言業務）を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令遵守態勢を整備すること。 ⑤本件行為の責任の所在の明確化を図ること。 ⑥上記①から⑤について、平成25年１月21日までに書面で報告すること。
15	24.12.14	【FPL アセットマネジメント株式会社（北海道）】 ※会社勧告及び個人勧告 ○　無登録で投資信託に係る私募の取扱いを行っている状況 当社は、金融商品仲介業の登録を受けていることから、あらかじめ金融商品仲介業に係る業務委託契約を締結した金融商品取引業者等（以下「所属業者」という。）が取り扱う金融商品についてのみ取得勧誘を行うことが認められている。しかしながら、当社は、平成 21 年８月頃から検査基準日（同 24 年３月 19 日）までの間、顧客に対し、所属業者以外の金融商品取引業者（以下「Ａ社」という。）が取り扱う少なくとも 28 本の私募投資信託について取得勧誘を行い、46 顧客が当該投資信託を延べ 91 件取得している状況が認められた。具体的には、当社代表取締役（以下「当社社長」という。）は、顧客に対し、Ａ社が取り扱っている当該投資信託について、具体的な商品名を提示し、当該投資信託の商品内容、メリット等を説明した上で、取得を希望した顧客の取得意思をＡ社に伝えるなど、当該ファンドの発行会社及びＡ社のために当該ファンドの取得勧誘行為を行っており、かかる行為は、当社における会社行為と認められ、有価証券の私募の取扱いに該当するものと認められる。 当社及び当社社長が行った上記の行為は、金融商品取引法第 28 条第１項に規定する第一種金融商品取引業（同法第２条第８項第９号に掲げる「有価証券の私募の取扱い」を業として行うこと）に該当するものであり、当社が同法第 31 条第４項に基づく変更登録を受けることなく第一種金融商品取引業を行うことは、同法第 29 条に違反するものと認められる。	行政処分日 平成 24 年 12 月 21 日 会社に対する処分 <u>業務停止命令</u> ・平成24年12月21日（金）から平成25年３月20日（水）までの間（３ヶ月間）、金融商品仲介業及び金融商品取引業に係る全ての業務（顧客取引の結了のための処理を除く。）の停止。 <u>業務改善命令</u> ①当社が関与した全てのファンドについて、取扱い状況（顧客属性、ファンド名、投資金額及び現在の評価額）を早急に把握し報告すること。 ②本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。 ③経営管理態勢・内部管理態勢のあり方について検証するとともに、責任の所在の明確化を図ること。 ④役職員の法令遵守意識を高め、公正かつ適切な業務運営がなされるよう、必要な研修等を行うこと。 ⑤上記を踏まえ、再発防止策を策定し、実施すること。

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
15 つづき			⑥上記①から⑤について、平成 25 年１月 11 日（金）までに書面で当局に報告すること。
16	24.12.21	【Forex&Mineral Trading 株式会社（東海）】 ※会社勧告 ⑴　集団投資スキーム持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 当社は、平成 24 年１月以降、石油採掘事業を行う企業への投資等を運用対象とする「世界エネルギーファンド」の取得勧誘に当たり、顧客に対して、当社のホームページに掲載された当社名のロゴが貼付された石油タンクと称する画像や石油採掘現場の動画等を見せ、当社が石油タンクを所有しており、世界エネルギーファンドの投資先である米国法人Ａは石油採掘権を所有し、すでに石油採掘事業を開始しているとの説明等を行っている。 しかしながら、実際には、当社が石油タンクを所有した事実や、米国法人Ａが石油採掘権を所有し、石油採掘事業を行っている事実は認められなかった。 米国法人Ａは、石油採掘事業を行うとしている米国法人Ｂに投資していたとしているが、米国法人Ｂにおいても、石油採掘事業を行っていた事実は確認できていない。 また、当社は、平成 24 年７月上旬に、世界エネルギーファンドの出資金の大半が喪失したことを認識したにもかかわらず、その後も同ファンドの募集を続けていた。 なお、当社においては、世界エネルギーファンドの募集開始から検査基準日現在（平成 24 年 10 月５日）まで、米国法人Ａが同ファンドの出資金をどのように管理しているのかについて、当社取締役会長（以下「当社会長」という。）から簡易な説明を受ける以外、米国法人Ａに対して支出明細や運用状況の記録を求めるなどの措置を講じておらず、同ファンドの資産状況を把握できていない。 ⑵　権利者から出資を受けた金銭を流用する行為 イ　権利者から出資を受けた金銭を当社会長個人の事業費用等に流用する行為 当社は、平成 24 年７月、外国為替証拠金取引による運用を行っていた「ＦＸファンド　金の鯱２」（以下「ＦＸファンド」という。）について、権利者から出資を受けた金銭（以下「ＦＸファンド資金」という。）のうち、11,700,000 円を出金し、当社会長個人の事業費用等に流用していた。 当社代表取締役（以下「当社代表」という。）は、当社会長からＦＸファンド資金を流用することについて指示を受け、問題意識を持ったものの、ＦＸファンド資金を流用することに同意し、実行したものである。 ロ　権利者から出資を受けた金銭を当社の経費に流用する行為 当社は、平成 24 年８月及び９月、ＦＸファンドについて、ＦＸファンド資金のうち、合計 1,500,000 円を出金し、当社の給与等の経費の支払いに流用していた。 当社代表は、当社専務取締役からＦＸファンド資金を流用することについて提案を受け、問題意識を持ったものの、ＦＸファンド資金を流用することに同意し、実行したものである。 ⑶　純財産額が公益又は投資者保護のため必要かつ適当な金額を満たさない状況 当社の検査基準日現在の純財産額は、当社会長による架空増資や借入金を資本金に計上するという不適切な会計処理等を修正したところ、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 29 条の４第１項第５号ロの規定に基づく同法施行令第 15 条の９第１項に定める金額（５千万円、以下「法定	行政処分日 平成 24 年 12 月 21 日 会社に対する処分 <u>登録取消し</u> ・東海財務局長（金商）第136 号の登録を取り消す。 <u>業務改善命令</u> ①顧客の状況、顧客が出資した財産の運用・管理状況を早急に把握し、当該財産の顧客への返還に関する方針及び返還する場合の方策について検討すること。 ②顧客に対し、顧客が出資した財産の運用・管理状況等の説明に努め、顧客の意向も踏まえて必要な手続を行うこと。 ③顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること。 ④上記の対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
16 つづき		の純財産額」という。）に満たない状況となっている。なお、当社が査定した検査基準日現在における純財産額においても法定の純財産額に満たない状況であった。 当社の上記⑴の行為は、金商法第 38 条第１号に掲げる金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して虚偽のことを告げる行為に該当するものと認められる。 当社の上記⑵の行為は、金商法第 42 条第１項に定める権利者に対する忠実義務に違反するものと認められる。 また、上記⑶の当社の純財産額が法定の基準に満たない状況は、金商法第 52 条第１項第３号（同法第 29 条の４第１項第５号ロに該当することとなったとき）に該当するものと認められる。	
17	25．3．15	【メジャーインベスト株式会社（関東）】 ※会社勧告 ○　顧客からの金銭の預託の受入れ 当社は、平成 15 年３月から同 22 年９月にかけて、当社顧客及び見込み顧客（以下、両者を合わせて「顧客等」という。）のうちインターネット操作に不慣れな者や運用成績の思わしくない者に対して、「株式取引の一任をして下さったら、５～７％の金利をつけて返済します。」等と申し向け、当社預金口座又は当社代表取締役名義の預金口座において、振込送金等の方法により、少なくとも顧客等 10 名より、合計で約１億円の金銭の預託の受入れを行った。 当社が行った上記の行為は、金融商品取引法第 41 条の４（平成 19 年９月 29 日以前の行為については、旧有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第 19 条）に違反するものと認められる。	行政処分日 平成 25 年３月 26 日 会社に対する処分 <u>業務停止命令</u> ・金融商品取引業の全ての業務を平成25年３月26日から平成25年５月25日まで停止すること（ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。）。 <u>業務改善命令</u> ①本件行政処分の内容について、顧客に適切に説明を行うこと。 ②会社財産を不当に費消する行為を行わないこと。また、顧客から預託を受けた金銭の返還について、顧客間の公平に配慮しつつ、適切に対応すること。 ③当社が受け入れた預託等の状況（顧客名、顧客の連絡先、入金年月日、入金額、振込先金融機関及び口座名義、直近の預託金の残額）を早急に確認し、報告すること。 ④本件に係る責任の所在の明確化を図るとともに、適切な再発防止策を講じること。 ⑤上記①から④について、１ヶ月以内に書面で報告すること。
18	25．3．15	【株式会社Ｊｏｕｌｅ（近畿）】 ※会社勧告	行政処分日 平成 25 年３月 22 日

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
18 つづき		○　業務停止命令違反、検査忌避及び業務改善命令違反 当社は、平成21年11月20日付で近畿財務局（以下「当局」という。）より、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第52条第１項の規定に基づく業務停止命令（金融商品取引業の全ての業務を同月30日から同年12月29日まで停止すること）を受けたほか、金商法第51条の規定に基づき業務改善命令を受け、再発防止策の策定等の報告を求められた。 当社は、当該業務改善命令に基づき、当局に対して、平成21年12月10日付で再発防止のための改善策をとりまとめた報告書を提出した後、同22年３月から同23年３月までに業務改善状況に係る報告書（以下「改善報告」という。）を３回提出した。 今回検査において、業務停止命令及び業務改善命令の履行状況について検証したところ、以下の問題が認められた。 ⑴　業務停止命令違反 当社は、業務停止期間中に、業務停止命令に違反する行為であると認識しながら、同期間中に投資顧問契約を申し込んだ顧客６名と７件の投資顧問契約を締結していた。 ⑵　検査忌避 当社は、業務停止期間中に顧客６名と７件の投資顧問契約を締結していたにもかかわらず、今回検査において、当該投資顧問契約が業務停止期間前に締結したことを示す電子メールを偽造して検査官に提出し、その旨を説明した。 ⑶　業務改善命令違反 当社が当局に提出した改善報告の内容を検証したところ、改善報告の内容に虚偽があり、再発防止策が講じられておらず、業務改善命令違反が認められた。 イ　広告の審査を含む日常業務のリーガルチェック 当社は、改善報告として広告の審査を含む日常業務に係るＡ法律事務所のリーガルチェックを受けた旨の報告を行っていたが、実際にはＡ法律事務所からリーガルチェックを受けていなかった。 ロ　セミナー・研修 当社は、改善報告として代表取締役が法令遵守意識を高めるため弁護士等が主催するセミナーに参加し、その内容を職員に研修を行った旨の報告を行っていたが、実際には代表取締役はセミナーに参加しておらず、職員への研修も行っていなかった。 ハ　内部監査 当社は、改善報告として弁護士に依頼し内部監査を実施した旨の報告を行っていたが、実際には弁護士に依頼しておらず、内部監査を実施していなかった。 上記⑴及び⑶は、当局の業務停止命令及び業務改善命令に違反する行為であり、金商法第52条第１項第６号に規定する「金融商品取引業に関し法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき」に該当すると認められる。 また、上記⑵は、当局の検査を忌避する行為であり、同法第198条の６第11号に該当すると認められる。	会社に対する処分 登録取消し ・近畿財務局長（金商）第288号の登録を取り消す。 業務改善命令 ①本件についての適切な顧客説明を行い、顧客の求めに応じ、誠実に対応すること。 ②本件行為の責任の所在の明確化を図ること。 ③上記①から②ついて、１ヶ月以内に書面で報告すること。

※　根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

②国際取引等調査の結果に基づく勧告

（平成 24 年４月～平成 25 年３月）

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1	24.6.29	【ジャパン・アドバイザリー合同会社】 ※会社勧告 ⑴　内部者取引規制に違反した行為 当社は，投資助言・代理業を行うことにつき，内閣総理大臣の登録を受けている会社であるが，当社は投資運用業を行うことにつき登録を受けることなく実質的にその顧客の資産に関する投資運用業をしており、当社の代表社員の主導により、国内の多数の証券会社に対して積極的な情報提供を求め、当社に対する情報提供の頻度・貢献度に応じて各証券会社を評価し、その評価を各証券会社に実際に提示した上で、評価に応じて取引発注分量・手数料率を決定するなどし、各証券会社を競わせることにより、各証券会社に対する影響力を強め、法人関係情報を含めた様々な情報の提供を慫慂してきたと認められる。当社は、外国籍の２つのヘッジファンドの財産を実質的に運用していたところ、当該運用を行っていた当社社員が、平成 22 年８月 20 日に、日本板硝子株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙らが交渉に関して知り、甲がその職務に関し知った、日本板硝子の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受けながら，この事実が公表された平成 22 年８月 24 日より前の平成 22 年８月 20 日に、上記外国籍ヘッジファンドの計算において、日本板硝子の株式合計 265 万 3,000 株を売付価額５億 4,178 万 6,532 円で売り付けたものである。 当社の行為は、金融商品取引法第 166 条第３項前段に違反するものと認められる。 ⑵　無登録で投資運用業を営んだ行為 当社は、投資助言・代理業を行うことにつき内閣総理大臣の登録を受けていた会社であり、当社は、海外所在の運用会社との間で、投資助言契約を締結し、当該運用会社が投資判断を一任されるとともに必要な権限を委任されていた外国籍の２つのヘッジファンドその他の顧客の財産に関し、当該運用会社に対して投資助言を行っているとしているが、実際には投資運用業を行うことにつき内閣総理大臣の登録を受けることなく、当該運用会社から当社にその投資判断を再委任されるとともに、当該投資判断に基づき上記外国籍ヘッジファンドその他の顧客のため投資を行うのに必要な権限を再委任されることを内容とする契約を締結し、当該契約に基づき、当社の代表者を含む複数の運用担当者が、遅くとも平成 22 年６月以降、上記外国籍ヘッジファンドその他の顧客の財産の運用として、反復継続して上場株式の売買を行っていた状況が認められた。 当社の行為は、金融商品取引法第 28 条第４項に規定する「投資運用業」に該当するものであり、当社は、その代表社員の関与の下、組織的に、同法第 31 条第４項に基づく変更登録を受けることなく、投資助言という名目で、潜脱的に無登録で「投資運用業」を反復継続的に行っていたものであり、同法第 29 条に違反するものと認められる。	行政処分日 平成 24 年６月 29 日 会社に対する処分 登録取消し ・関東財務局長（金商）第 784 号の登録を取り消す。 業務改善命令 ①投資一任業に該当する行為を直ちに停止すること。 ②本件について顧客に十分な説明を行なうとともに、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。 ③上記①及び②について、１ヵ月以内に書面で東京財務事務所を通じ関東財務局長に報告すること。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1 つづき		⑶　法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況 当社は、関東財務局長から、平成 20 年 12 月 12 日付で法人関係情報の管理に係る内部管理態勢が機能していない状況及び法人関係情報を利用した助言を行ったものとして、法人関係情報の管理に関する内部管理態勢の整備を図ること等及びこれらについて改善策を提出することを内容とする業務改善命令を受け、平成 21 年 1 月 16 日付で改善報告書を提出し、当該報告書において「助言記録を毎日検証し、法人関係情報のある銘柄の取引がないことを確認する」旨を報告している。 しかしながら、当社においては、上記報告書提出以降も、当社の社内システムを用いた助言以外の電話等を用いた助言について、法令に反して助言記録を作成・保存していないところ、助言記録が適切に作成されない状況においては法人関係情報のある銘柄の取引の有無を確認することは事実上不可能である。このとおり、当社は、自身が提出した改善報告書に記載した改善策を何ら履行しておらず、金融商品取引法令及び当局の業務改善命令を軽視する姿勢において甚だしく、法人関係情報の管理に係る内部管理態勢につき、改善が著しく不十分で、法人関係情報を利用した銘柄の取引がなされるおそれが全く排除されていない状況で取引が継続されている状況が認められた。 当社における上記の業務の運営の状況は、金融商品取引法第 40 条第２号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第１項第５号に規定する「法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況」に該当するものと認められる。 上記のとおり、①当社が、投資助言という名目で潜脱的に投資運用業を行っていること、②①の結果形式的に内部者取引規制に抵触しない外観になっている状況において、当社が、各証券会社に対する影響力を強めて法人関係情報を含めた様々な情報を提供するよう慫慂しつつ内部者取引を行った点につき重大な悪質性が認められること、ならびに、③当社の金融商品取引法令及び当局の業務改善命令を軽視する姿勢において甚だしく、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況が継続していること、を併せ考えると、このような状況は、我が国の市場の公正性・信頼性を著しく損ねており、公益及び投資者保護の観点から緊急に是正を要するものと認められる。	

※　根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

③犯則事件の調査の結果に基づく勧告

（平成 24 年４月～平成 25 年３月）

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1	24．8．3	【アイティーエム証券株式会社】 ※会社勧告 ○　役職員による投資一任契約の締結に係る偽計への関与 当社は、当社を実質的に支配するＡＩＪ投資顧問株式会社（以下「ＡＩＪ」という。）が実質的に運用する「ＡＩＭグローバルファンド」（以下「当ファンド」という。）の販売を行っていたものであるが、当社の代表取締役は、ＡＩＪの代表取締役及び同社の取締役と共謀の上、真実は、当ファンドの純資産額が過小となっていたにもかかわらず、その情を秘し、あたかも当ファンドの運用実績は好調であり一口当たり純資産額は順調に増加している旨の虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者等に提示するなどし、当該年金基金をしてＡＩＪとの間で年金投資一任契約を締結させようと企て、平成 22 年９月ころから同 23 年９月ころまでの間、東京都港区内等において、５つの基金の担当者らに対し、当社の営業員を介し、前記虚偽の運用実績及び一口当たり純資産額を記載した資料を示すなどし、各基金をして、ＡＩＪとの間で年金投資一任契約を締結させ、もって投資一任契約の締結に関し、偽計を用いたもの（以下「本件偽計」という。）である。 上記の行為に関し、証券監視委は、本年７月９日及び同月 30 日、当社代表取締役並びにＡＩＪ、同社代表取締役及び同社取締役を、金融商品取引法第 38 条の２第１号（投資一任契約の締結に係る偽計）の嫌疑で東京地方検察庁検察官（以下、「東京地検検察官」という。）に告発した（これらの告発を受け、東京地検検察官は、同月９日及び同月 30 日、当社代表取締役並びにＡＩＪ代表取締役及び同社取締役を起訴した。併せて、本件について、東京地検検察官は、上記５基金を含む６基金に対する詐欺（刑法第 246 条）の事実についても、同月９日及び同月 30 日、当社代表取締役並びにＡＩＪ代表取締役及び同社取締役を起訴した。）。 上記のとおり、当社においては、その経営管理に責任を有する当社代表取締役自らが、各基金をして、ＡＩＪとの間で年金投資一任契約を締結させるため、当社が販売を行っていた当ファンドに関し、共犯者と共謀の上、多数の年金基金に対し、本件偽計を実行したものであり、その実行に当たっては、当社代表取締役自らが、虚偽の運用実績等を記載した資料を用いるなどして、年金基金に対する勧誘を行っていたほか、当社代表取締役の下で、当社の複数の営業員も、上記同様の資料を用いるなどして、年金基金に対する勧誘を行っていたものである。 そして、本件偽計により、多数の年金基金が当ファンドの購入を決定し、ＡＩＪとの間で年金投資一任契約を締結した結果、多額の損失を被ることとなった。 以上に鑑みれば、当社については、金融商品取引法第 52 条第 1 項第 9 号の「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき」に該当すると認められる。	行政処分日 平成 24 年８月 10 日 会社に対する処分 登録取消し ・関東財務局長（金商）第７号（平成 19 年９月 30 日）の登録を取り消す。 業務改善命令 ①平成 24 年３月 23 日付で命じられた業務改善命令を確実に履行すること。 ②顧客に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、顧客の求めに応じた適切な対応を行うこと。 ③顧客の意向を踏まえ、また、顧客間の公平に配慮しつつ、顧客取引の結了及び預託財産の顧客への返還に関する方策を策定し、これを確実に履行すること。 ④上記①から③について、その対応・実施状況を平成 24 年９月 10 日（月）までに東京財務事務所を通じて書面で報告すること。

※　根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

④適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表

（平成24年４月～平成25年３月）

一連番号	公表実施年月日	公表内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
1	24.10.16	【株式会社アール・ビーインベストメント・アンド・コンサルティング（証券監視委）】 ⑴　金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 　当社は、平成16年１月に、A厚生年金基金（以下「A基金」という。）と年金信託契約を締結しているソシエテジェネラル信託銀行株式会社との間で、甲号投資事業有限責任組合（以下「甲号組合」という。）に係る投資事業有限責任組合契約を締結し、甲号組合の運営者として、未公開株への投資を行っていた。 　当社代表取締役（以下「当社社長」という。）は、平成20年８月頃、A基金の事務担当者であるB事務長（当時）から、A基金の運用資金について、他社に委託している運用のキャンセルが発生したことを聞き、B事務長に対し、追加出資を依頼した。 　その後、当社は、甲号組合の運用の状況に関する報告書（以下「四半期運用報告書」という。）に、投資先未公開企業の上場見込みについて、まだ確定していないにもかかわらず、あたかも上場予定（上場時期、予定市場及び主幹事証券名など）が確定しているかのような趣旨の記載をした。 　このことについて、当社社長は、B事務長から四半期運用報告書に「投資先企業の上場時期等がまだ確定していなくても上場しそうなところを書いておいてください。」などと指示されたことを受け、これに従えば、追加出資の締結を受けやすくなると考えたとしている。 　そして、当社は、平成20年９月頃、B事務長を介し、A基金が組織として意思決定する際に使用することを前提に、A基金に根拠のない上場予定を記載した四半期運用報告書を郵送した。 　その後、当社は、追加出資として、乙号投資事業有限責任組合（以下「乙号組合」という。）を組成することとなった。 　当社は、乙号組合の組成に関して、その組成以前から、乙号組合の運用として、当社社長が代表取締役を務める香港の会社の利益となる取引を行うことを予定していたにもかかわらず、乙号組合に係る投資事業有限責任組合契約書には、乙号組合に係る当社の業務として、無限責任組合員である当社が自己又は第三者のために乙号組合と取引をしない旨を記載した。 　当社が行った上記行為は、金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為に該当し、金融商品取引法第63条第４項に基づき当社を金融商品取引業者とみなして適用する同法第38条第１号に該当するものと認められる。 ⑵　甲号組合及び乙号組合以外の投資事業有限責任組合における投資者保護上極めて不適切な状況（組合運営における目的外資金流用等） 　当社は、平成18年３月に海外投資家との間で投資事業有限責任組合契約を締結し、その運営者として、未公開株に投資し、その管理、運用、分配等の業務を行う責任を負っていた。 　当該組合の目的には個人に対する貸付けは含まれていないにもかかわらず、当社は、当社社長の知人から短期資金を融通してくれないかとの依頼を受け、平成21年４月、これに応じて分配金原資を含む貸付けを無担保で実行した。 　その結果、当該個人からの返済が行われなかったため、当該組合の出資者への分配金の支払に重大な支障を来たすこととなった。 　この他、当該組合の目的に反し、組合の資金が日常的に流用されていた事実が認められている。	警告書発出日 平成24年10月16日 ・関東財務局において、直ちに当該行為を取りやめるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連番号	公表実施年月日	公表内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
1 つづき		上記のとおり、当社は当該組合の運営者として、その目的に沿った組合の運営管理を行うべきところ、当該業務に関する認識の欠如から、組合事業目的に反した不適切な金銭の貸付行為を実行し、当社社長は、かかる状況を黙認しており、結果として多大な損害を投資家に与えている。このような当社における業務運営状況は投資者保護上極めて不適切なものであると認められる。	
2	24.10.16	【株式会社ナレッジキャピタル（証券監視委）】 ○　金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 当社の代表取締役（以下「当社社長」という。）は、平成21年、知人から、ある年金基金が、未公開株に投資する投資事業有限責任組合を設立する予定であり、投資予定先及び投資予定額は既に決まっており、同年12月にも投資を実行する予定であるが、その組合に運営者として参加してほしい旨の要請を受けた。 これに対し、当社社長は、上記要請の内容からすれば、当社は、投資先の発掘、投資後の上場に向けての管理・指導等の業務を行わなくとも、組合設立のための形式的な事務処理（組合契約書の作成等）さえ行えば報酬が得られると考え、上記要請を承諾することとした。 その後、当社社長は、「ファンドの設立を予定している年金基金が、A厚生年金基金（以下「A基金」という。）であり、A基金の事務担当者であるB事務長（当時）が投資予定先及び投資予定額を既に承諾している」ことを聞いた。 当社社長は、投資予定先及び投資予定額が既に決まっているものの、A基金が組織として意思決定する際に使用するための資料として、「丙号投資事業有限責任組合（以下「丙号組合」という。）のご提案」と題する資料（以下「提案資料」という。）を作成した。 当社社長は、提案資料に、ｉ）丙号組合の運営者となる当社の業務内容として、当社が実施する予定のない業務（当社が、未公開企業について、投資対象先としての適格性に関する予備調査、公開戦略の企画立案等を行うことなど）や、ii）当社の上場実績として、当社の設立以前に上場した銘柄等、当社が関与していない6銘柄を記載した。 当社社長は、平成21年12月、A基金を訪問し、A基金が組織として意思決定する際に使用することを前提に、B事務長に提案資料を交付した。 以上の他、当社は、丙号組合に係る投資事業有限責任組合契約書に、当社が実施する予定のない業務内容（投資先事業者に対する経営又は技術の指導等）を行う旨を記載した。 当社が行った上記行為は、金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為に該当し、金融商品取引法第63条第4項に基づき当社を金融商品取引業者とみなして適用する同法第38条第1号に該当すると認められる。	警告書発出日 平成24年10月16日 ・関東財務局において、直ちに当該行為を取りやめるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。
3	24.12.12	【ＪＰアトラス株式会社（関東）】 ○　ファンド出資金の流用 当社は、自社で募集・運用を行う①A匿名組合については平成23年4月8日から同年7月29日までの間に当該匿名組合に係る出資者42名の出資金を、②B匿名組合については同年8月3日から同年9月2日までの間に当該匿名組合に係る出資者24名の出資金を、出資者に説明を行わないまま、匿名組合契約で定められた報酬を超過した金額を出資金預託口座から当社の経費口座に振替を行い、当社の社員の給与等の経費に流用していた。	警告書発出日 平成24年12月12日 ・関東財務局において、直ちに当該行為を取りやめるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連番号	公表実施年月日	公表内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
4	24.12.12	【株式会社スタンダードソサイエティ（関東）】 ○　ファンド出資金の流用 当社は、自社で募集・運用を行うＣ匿名組合について平成23年８月11日から同月31日までの間に当該匿名組合に係る出資者８名の出資金を、出資者に説明を行わないまま、匿名組合契約で定められた報酬を超過した金額を出資金預託口座から当社の経費口座に振替を行い、当社の社員の給与等の経費に流用していた。	警告書発出日 平成24年12月12日 ・関東財務局において、直ちに当該行為を取りやめるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。
5	25．2．7	【ベルプライムインベストメント株式会社（近畿）】 ○　金融商品取引契約の締結又は勧誘に関する虚偽の告知及びファンド出資金の目的外の一部流用 当社は、顧客に対して匿名組合契約書、重要事項説明書及びリーフレット等（以下「勧誘資料等」という。）を用いてＡ匿名組合（以下「Ａファンド」という。）、Ｂ匿名組合（以下「Ｂファンド」という。）及びＣ匿名組合（以下「Ｃファンド」という。）（以下３つのファンドを纏めて「当社ファンド」という。）の出資の勧誘を行っている。 ⑴　金融商品取引契約の締結又は勧誘に関する虚偽の告知 イ　運用方法に係る虚偽の告知 当社は、Ａファンドの勧誘資料等において、外国為替証拠金取引（以下「ＦＸ取引」という。）の運用を全て自動売買システムで行うことの長所を強調することにより、勧誘を行っている。少なくとも平成22年６月１日から、Ａファンドはシステム運用ではなく当社役職員が投資判断を行うＦＸ取引による運用（以下「自社運用」という。）を行っているにもかかわらず、勧誘資料等によって、顧客に自動売買システムにより運用するとの虚偽の告知を行い、出資勧誘を継続している。 また、Ｂファンド及びＣファンドについてもＡファンドと同様自社運用を行っているにもかかわらず、勧誘資料等によって、顧客に自動売買システムを用いてＦＸ取引で運用するとの虚偽の告知を行い、出資勧誘を継続している。 更に、Ｃファンドについては、当社が国内上場株式で運用した実績はないにもかかわらず、勧誘資料等によって、顧客に「当初国内上場株式にファンド資金の30％以上を振り分ける。」との虚偽の告知を行い、出資勧誘を継続している。 その結果、当社は、平成22年６月１日以降において当社ファンド合計で顧客73名に対し、金融商品取引契約の勧誘又は締結に関して、顧客に虚偽の告知を行ったものと認められる。 ロ　出資金の区分管理に係る虚偽の告知 当社は、当社ファンドの勧誘資料等において、出資金及び運用益等（以下「出資金等」という。）を他の出資金等と適切に区分して管理すると記載しているが、当社ファンドの出資金等の一部をＦＸ取引業者に開設した当社名義の口座で区分せずに運用するようになった平成23年１月４日以降において会計帳簿等を作成せずに運用していたことから、ファンド毎の出資金等が区分管理されていない状況となっている。 また、当社は、当社ファンドのためにＦＸ取引業者において複数の口座を開設しているところ、ファンドの取引を行っている口座の運用益の一部を、合理的な根拠なく、他のファンドの取引を行っている口座に付替えることを繰り返していたが、会計帳簿等を作成せずに運用していたことから、ファンド毎の出資金等が区分管理されていない状	警告書発出日 平成25年２月７日 ・近畿財務局において、直ちに当該行為を取りやめるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連番号	公表実施年月日	公表内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
5 つづき		況となっている。 当社は、ファンド毎の出資金等の区分管理を行っていないにもかかわらず、勧誘資料等によって、顧客に出資金等が区分管理されているとの虚偽の告知を行い、出資勧誘を継続している。 その結果、当社は、平成23年１月４日以降において当社ファンド合計で顧客42名に対し、金融商品取引契約の勧誘又は締結に関して、虚偽の告知を行ったものと認められる。 ⑵　ファンド出資金に係る事業目的に反した金銭の貸付行為による一部流用 当社は、Ａファンドに係る匿名組合契約書において、事業目的を「外国為替証拠金取引による自己運用」としているが、平成22年５月17日から同年８月11日にかけて、Ｘ社に対し金銭消費貸借契約に基づく金銭貸付けを実行している。当該金銭貸付けは、Ａファンドの出資金に係る事業目的に反したファンド出資金の一部流用と認められる。 なお、上記のほか、Ｂファンドの運用が行われていた一部の期間において、適格機関投資家の出資を受けず無登録で投資運用業を行っていた事実も認められている。 更に、当社は、ファンドが安定的に運用されているように見せかけるため、虚偽の月次運用率や匿名組合利益率等を記載したファンドの分配金報告書等を毎月顧客に送付している。 当社が行った上記⑴の行為は、金融商品取引法第63条第４項に基づき当社を金融商品取引業者とみなして適用する同法第38条第１号に該当すると認められる。 また、当社が行った上記⑵の行為は、顧客との契約内容で定められた事業目的に反した金銭の貸付行為による出資金の一部流用を行い、虚偽の分配金報告書等を顧客に送付するなど、投資者保護上極めて不適切な行為と認められる。	
6	25．3．1	【ＭＪホールディングス株式会社及びワイズキャピタル合同会社等（証券監視委）】 ⑴　ＭＪホールディングス株式会社（以下「当社」という。）の代表取締役　Ａ（以下「Ａ社長」という。）は、自らの知人を、いずれも適格機関投資家等特例業務届出者であるワイズキャピタル合同会社（以下「ワイズ社」という。）等、下記イ記載の７合同会社（以下、下記イ記載の７合同会社を併せて「ワイズ社ら」という。）」の代表社員の職務執行者に就任させるとともに、ワイズ社らが営業者となっている匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘及び出資金の管理・運用等の業務（以下「匿名組合業務」という。）を当社が行うことを引き受けた。 ⑵　そして、当社は、ワイズ社らが営業者となっている匿名組合契約に基づく権利について、実質的に当社の支店の役割を有し、当社内で「営業所」と呼称する多数の法人等（以下「営業所」という。）の従業員らに指示して、下記ロ記載の各匿名組合の概要を説明させるなどして、個人投資家への電話や面接による取得勧誘を行わせた。 当社は、営業所に対し、各匿名組合に関するパンフレット等の勧誘資料を作成して提供するだけでなく、各匿名組合の営業者の名称が記載された名刺を作成・配付し、勧誘時に使用するよう指示したり、顧客から出資金を受領する際、営業所従業員が顧客から直接現金で受け取り、営業所名義口座に一旦入金した上で、当社が指定した口座に送金するよう指示したりしており、この結果、顧客からの出資金は、各匿名組合の営業者ではなく当社が管理・運用していた。 ⑶　以上の結果、平成 23 年４月ころから平成 24 年 11 月ころまでの間に、延べ 1,727 名の個人投資家が約 28 億 9,600 万円を出資した。	警告書発出日 平成 25 年３月１日 ・関東財務局において、直ちに当該行為を取りやめるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について」、「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社等の名称等を掲載し公表。

一連番号	公表実施年月日	公表内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
6 つづき		⑷　当社は、当社が顧客から受け入れた出資金を適切に管理せず、各匿名組合の出資金を混同して管理・運用し、各匿名組合の出資金がどの投資先に投資され、どの経費に充当されていたかを正確に把握できない状態にあった。 　そのような状態の中、当社は、平成23年４月から平成24年11月ころまでの期間を通じ、各匿名組合に新たに出資された出資金を、既存顧客への配当、既存顧客の解約返戻金の支払及び当社の経費の支払に使用していた。また、当社は、出資金の35パーセントないし50パーセントに相当する金額を営業所に対する報酬として支払っていた。 　以上の結果、当社は、受け入れた上記⑶の出資金のうち約２割ないし約３割程度を、各匿名組合の目的である特定の投資対象に関連する事業（コンテナ事業、飲食店経営又はエステティック関連事業）を行う会社に対する貸付に使用していたにすぎない状態であった。 ⑸　上記⑷に関し、当社が取得勧誘を行っていた匿名組合は、匿名組合運用金（事業年度期首における総出資金額からその３パーセントに相当する管理報酬を控除した残額）の８割以上又は匿名組合出資金の概ね８割以上を当初特定の投資対象に振り分ける旨規約書に明記されているものが大部分を占めていた。そして、A社長も、規約書上、このような定めがある匿名組合については、顧客から受け入れた出資金を、各匿名組合の目的である特定の投資対象に、当該出資金から管理報酬を除いた金額の８割以上をまず投資しなければならないと認識していた。 　また、そもそも、A社長は、上記⑷の支払を行って匿名組合業務を維持していくにあたって、新規の顧客から受け入れた出資金を充当することになるが、匿名組合で受け入れた出資金は、当該匿名組合の目的である投資に用いるものであるため、管理報酬を除いた出資金残額は、本来投資やこれに関連する費用に用いなければならないにもかかわらず、投資やこれに関連する費用に関係のない当社の経費に費消しているとの認識をもっていた。 ⑹　当社が行った行為のうち、ワイズ社らが営業者となっている匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘行為は、いずれも、金融商品取引法第28条第２項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、当社が第二種金融商品取引業の登録を受けずに金融商品取引業（有価証券の私募の取扱いを業として行うこと）に従事していたことは、同法第29条に違反している。また、当社は、出資金を、匿名組合規約書に明記された投資対象先への投資と全く異なる使途に用いたり、匿名組合の目的である投資やこれに関連する費用と関係のない当社の経費に用いて流用しており、こうした行為は投資者保護上問題があるものと認められる。 ⑺　ホライズンパートナー合同会社、アスライト合同会社、ドリームエックス合同会社及び合同会社フランチャイズ基金については、無登録業者である当社が私募の取扱い及び出資金の管理・運用を行うにもかかわらず、A社長の意向に沿った業務運営さえすればよいとの認識から、出資金の管理・運用の実態を把握しておらず、ワイズ社、ＭＪインベストメント合同会社及びＭＡＩＤＯ投資事業組合合同会社については、これらの代表社員の職務執行者が、匿名組合の経理処理を担当しながら、A社長の意向に沿った業務運営さえすればよいとの認識から、当社が行う出資金の流用を黙認することで、その役割の一端を担っていたと認められることから、投資者保護上問題がある行為と認められる。 イ　検査実施先合同会社 　○ワイズキャピタル合同会社 　○ＭＡＩＤＯ投資事業組合合同会社 　○ホライズンパートナー合同会社 　○ＭＪインベストメント合同会社 　○アスライト合同会社 　○ドリームエックス合同会社	

一連番号	公表実施年月日	公表内容 （業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記）	行政処分等の内容
6 つづき		○合同会社フランチャイズ基金 ロ　各匿名組合の概要 ○　営業者が収納用コンテナを取得し、レンタルスペース事業を営む事業者にレンタルする事業を行うことを主たる目的とする匿名組合 ○　営業者が飲食店等のフランチャイズチェーンの店舗を取得し、フランチャイズオーナーにレンタルする事業を行うことを主たる目的とする匿名組合 ○　営業者がエステ関連事業で使用する設備機器を取得し、エステ関連事業を運営する事業者にレンタルする事業を行うことを主たる目的とする匿名組合 ○　営業者が当社又はそのグループ会社が発行する株式及び社債等に投資することを主たる目的とする匿名組合	

※　根拠条文は、公表実施日時点において適用される法律を記載している。

⑵　課徴金納付命令に関する勧告

①取引調査の結果に基づく勧告（不公正取引）

（平成 24 年４月～平成 25 年３月）

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	24.4.17	【違反行為】内部者取引（金商法第 175 条第２項） 【銘柄名】セカンドストリート（大証２部） 【課徴金納付命令対象者】㈱ゲオ役員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 ㈱ゲオの役員から、同人がその職務に関し知った、同社の業務執行を決定する機関が、㈱セカンドストリート（以下「セカンドストリート」という。）の株式の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 22 年２月 10 日より前の同月９日、自己の計算において、セカンドストリートの株式合計 60 株を買付価額合計 257 万 9,050 円で買い付けた。 【課徴金額】　100 万円 （注）課徴金額は、 （公開買付け等の実施に関する事実が公表された後２週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後２週間におけるセカンドストリートの最も高い株価は、59,700 円であることから、 （59,700 円×60 株）－買付価額 2,579,050 円（※） ＝1,002,950 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、100 万円 （※）買付価額は、 「42,900 円×5 株＋42,950 円×9 株＋43,000 円×46 株」の合計額である。	審判手続開始決定日 平成 24 年４月 17 日 課徴金納付命令日 平成 24 年５月９日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。
2	24.4.27	【違反行為】内部者取引（金商法第 175 条第１項） 【銘柄名】エフティコミュニケーションズ （大証ジャスダック） 【課徴金納付命令対象者】㈱エフティコミュニケーションズとの契約締結先役員 【違反行為の態様】 ㈱エフティコミュニケーションズ（以下「エフティコミュニケーションズ」という。）との業務委託契約の締結先の役員であったが、同契約の締結の交渉に関し、エフティコミュニケーションズの業務執行を決定する機関が、新たな事業としてＬＥＤ照明の製造及び販売を開始することについての決定をした旨の事実を知りながら、この事実が公表された平成 23 年１月 24 日より前の同月 11 日から同月 13 日までの間に、自己の計算において、エフティコミュニケーションズの株式合計 40 株を買付価額合計 130 万 450 円で買い付けた。 【課徴金額】　103 万円	審判手続開始決定日 平成 24 年４月 27 日 課徴金納付命令日 平成 24 年５月 22 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2 つづき		（注）課徴金額は、 （重要事実が公表された後２週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数） となる。したがって、重要事実の公表後２週間におけるエフティコミュニケーションズの最も高い株価は、平成 23 年２月２日の 58,400 円であることから、 （58,400 円×40 株）－買付価額 1,300,450 円（※） ＝1,035,550 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、<u>103 万円</u> （※）買付価額は、 「31,800 円×5 株＋32,100 円×5 株＋32,400 円×1 株 ＋32,450 円×1 株＋32,500 円×7 株＋32,600 円×11 株 ＋33,000 円×10 株」 の合計額である。	
3	24.6.1	【違反行為】内部者取引（金商法第 175 条第１項） 【銘柄名】ＮＯＫ（東証１部） 【課徴金納付命令対象者】ＮＯＫ㈱社員 【違反行為の態様】 職務に関し、ＮＯＫ㈱（以下「ＮＯＫ」という。）の平成 23 年３月期の連結当期純利益について、平成 22 年５月 13 日に公表された直近の予想値 148 億円に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の事実を知りながら、新たに算出した予想値が 217 億円として公表された同年７月 30 日午後３時より以前の同月 21 日午前９時頃から同月 30 日午後３時までの間に、自己の計算において、ＮＯＫの株式合計５万 4,000 株を買付価額合計 7,759 万 5,000 円で買い付けた。 【課徴金額】　426 万円 （注）課徴金額は、 （重要事実が公表された後２週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数） となる。したがって、重要事実の公表後２週間におけるＮＯＫの最も高い株価は、平成 22 年８月３日の 1,516 円であることから、 （1,516 円×54,000 株）－買付価額 77,595,000 円（※） ＝4,269,000 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、<u>426 万円</u> （※）買付価額は、 「1,365 円×5,000 株＋1,415 円×5,000 株＋1,423 円×11,600 株 ＋1,424 円×1,000 株＋1,425 円×1,400 株＋1,431 円×5,000 株 ＋1,441 円×10,000 株＋1,475 円×100 株＋1,476 円×600 株 ＋1,477 円×900 株＋1,478 円×700 株＋1,479 円×3,500 株 ＋1,480 円×2,700 株＋1,481 円×1,900 株＋1,482 円×1,000 株 ＋1,483 円×3,600 株」 の合計額である。	審判手続開始決定日 平成 24 年６月１日 課徴金納付命令日 平成 24 年６月 22 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
4	24.6.1	【違反行為】内部者取引（金商法第175条第１項） 【銘柄名】ＮＯＫ（東証１部） 【課徴金納付命令対象者】ＮＯＫ㈱社員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 ＮＯＫ㈱（以下「ＮＯＫ」という。）の社員から、同人がその職務に関し知った、ＮＯＫの平成23年３月期の連結当期純利益について、平成22年５月13日に公表された直近の予想値148億円に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の事実の伝達を受けながら、新たに算出した予想値が217億円として公表された同年７月30日午後３時より以前の同月21日午前９時２分頃から同月29日午後１時23分頃までの間に、自己の計算において、ＮＯＫの株式合計900株を買付価額合計130万6,900円で買い付けた。 【課徴金額】　５万円 （注）課徴金額は、 （重要事実が公表された後２週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数） となる。したがって、重要事実の公表後２週間におけるＮＯＫの最も高い株価は、平成22年８月３日の1,516円であることから、 （1,516円×900株）－買付価額1,306,900円（※） ＝57,500円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、<u>５万円</u> （※）買付価額は、 「1,427円×100株＋1,431円×100株＋1,436円×100株 ＋1,449円×300株＋1,476円×300株」 の合計額である。	審判手続開始決定日 平成24年６月１日 課徴金納付命令日 平成24年６月22日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。
5	24.6.15	【違反行為】内部者取引（金商法第175条第２項） 【銘柄名】バンテック（東証１部） 【課徴金納付命令対象者】㈱バンテック社員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 ㈱バンテック（以下「バンテック」という。）の社員Ａから、同社の役員Ｂが、同社と㈱日立物流（以下「日立物流」という。）との間の公開買付け実施後のバンテックの経営体制等に関する合意に係る契約の締結の交渉に関し知り、その後、社員Ａがその職務に関し知った、日立物流の業務執行を決定する機関が、バンテック株式の公開買付けを行うことについての決定をした事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成23年３月10日より前の同年２月17日から同月22日までの間に、自己の計算において、バンテックの株式10株を買付価額合計120万1,200円で買い付けた。 【課徴金額】　112万円	審判手続開始決定日 平成24年６月15日 課徴金納付命令日 平成24年７月10日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5 つづき		（注）課徴金額は、 （公開買付け等の実施に関する事実が公表された後２週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後２週間におけるバンテックの最も高い株価は、平成 23 年３月 14 日の 233,000 円であることから、 （233,000 円×10 株）－買付価額 1,201,200 円（※） ＝1,128,800 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、112 万円 （※）買付価額は、 「119,900 円×3 株＋120,000 円×2 株＋120,200 円×1 株 ＋120,300 円×3 株＋120,400 円×1 株」 の合計額である。	
6	24.6.15	【違反行為】内部者取引（金商法第 175 条第２項） 【銘柄名】バンテック（東証１部） 【課徴金納付命令対象者】㈱バンテック社員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 ㈱バンテック（以下「バンテック」という。）の社員Ａから、同社の役員Ｂが、同社と㈱日立物流（以下「日立物流」という。）との間の公開買付け実施後のバンテックの経営体制等に関する合意に係る契約の締結の交渉に関し知り、その後、社員Ａがその職務に関し知った、日立物流の業務執行を決定する機関が、バンテック株式の公開買付けを行うことについての決定をした事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 23 年３月 10 日より前の同年２月 17 日から同月 21 日までの間に、自己の計算において、バンテックの株式 10 株を買付価額合計 120 万 4,000 円で買い付けた。 【課徴金額】　112 万円 （注）課徴金額は、 （公開買付け等の実施に関する事実が公表された後２週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後２週間におけるバンテックの最も高い株価は、平成 23 年３月 14 日の 233,000 円であることから、 （233,000 円×10 株）－買付価額 1,204,000 円（※） ＝1,126,000 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、112 万円 （※）買付価額は、 「120,200 円×6 株＋120,700 円×4 株」 の合計額である。	審判手続開始決定日 平成 24 年６月 15 日 課徴金納付命令日 平成 24 年７月 10 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>勧告実施年月日</th><th>勧告の対象となった法令違反等の内容</th><th>勧告後の経緯</th></tr>
<tr><td>7</td><td>24.6.15</td><td>【違反行為】相場操縦（金商法第174条の２第１項）

【銘柄名】出光興産（東証１部）

【課徴金納付命令対象者】無職の者

【違反行為の態様】
　出光興産㈱の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

【課徴金額】　166万円

（注）
１．課徴金額は、
⑴　売買対当数量（※１）に係るものについて、
（有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額）
と、
⑵　当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、
（有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量）
または、
当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、
（当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額）
との合計額として計算される。

（※１）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。

２．課徴金納付命令対象者の１２回の違反行為について、
⑴　各違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量が同じであることから、課徴金の額は、上記1.⑴により計算される。
⑵　金融商品取引法第１７６条第２項に基づき、各違反行為に係る課徴金の額は、１万円未満を切り捨てる。

各違反行為に係る課徴金の額は下表の「課徴金の額」のとおりである。

<table>
<tr><th>番号</th><th>課徴金の額の計算
（売付価額－買付価額）</th><th>課徴金の額</th></tr>
<tr><td>1</td><td>244,980,000円 － 244,656,000円
＝ 324,000円</td><td>32万円</td></tr>
<tr><td>2</td><td>106,152,000円 － 105,964,000円
＝ 188,000円</td><td>18万円</td></tr>
<tr><td>3</td><td>13,470,000円 － 13,455,000円
＝ 15,000円</td><td>1万円</td></tr>
<tr><td>4</td><td>295,992,000円 － 295,701,000円
＝ 291,000円</td><td>29万円</td></tr>
<tr><td>5</td><td>48,510,000円 － 48,402,000円
＝ 108,000円</td><td>10万円</td></tr>
<tr><td>6</td><td>15,858,000円 － 15,840,000円
＝ 18,000円</td><td>1万円</td></tr>
<tr><td>7</td><td>13,312,000円 － 13,290,000円
＝ 22,000円</td><td>2万円</td></tr>
</table></td><td>審判手続開始決定日
　平成24年６月15日
課徴金納付命令日
　平成24年７月10日

　なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>勧告実施年月日</th><th>勧告の対象となった法令違反等の内容</th><th>勧告後の経緯</th></tr>
<tr><td>7
つづき</td><td></td><td>
<table>
<tr><td>8</td><td>13,320,000円 － 13,305,000円
＝ 15,000円</td><td>1万円</td></tr>
<tr><td>9</td><td>6,174,000円 － 6,160,000円
＝ 14,000円</td><td>1万円</td></tr>
<tr><td>10</td><td>132,184,000円 － 132,010,000円
＝ 174,000円</td><td>17万円</td></tr>
<tr><td>11</td><td>319,387,000円 － 318,984,000円
＝ 403,000円</td><td>40万円</td></tr>
<tr><td>12</td><td>93,574,000円 － 93,425,000円
＝ 149,000円</td><td>14万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td>166万円</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td>8</td><td>24.7.6</td><td>【違反行為】内部者取引（金商法第175条第1項）

【銘柄名】ネクスト（東証1部）

【課徴金納付命令対象者】㈱ネクスト社員

【違反行為の態様】
職務に関し、①㈱ネクスト（以下「ネクスト」という。）の平成24年3月期の連結売上高、連結経常利益及び連結当期純利益について、平成23年5月12日に公表がされた、連結売上高117億3,900万円、連結経常利益14億2,100万円、連結当期純利益7億7,300万円との直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の事実、②同社の同期の剰余金の配当について、平成23年8月19日に公表がされた直近の予想値6円20銭に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の事実をいずれも知りながら、新たに算出した予想値が連結売上高98億9,900万円、連結経常利益5億9,100万円、連結当期純利益2億3,300万円、剰余金の配当1円90銭として公表がされた平成23年11月9日午後3時15分頃より前の同日午前9時頃から午前9時1分頃までの間、自己の計算において、ネクストの株式合計4,300株を売付価額合計148万3,500円で売り付けた。

【課徴金額】　24万円

（注）課徴金額は、
（売付価格）×（売付株数）－（重要事実が公表された後2週間における最も低い価格）×（売付株数）
となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるネクストの最も低い株価は、平成23年11月22日の288円であることから、

売付価額1,483,500円（※）－（288円×4,300株）
＝245,100円
⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>24万円</u>

（※）売付価額は、「345円×4,300株」の額である。</td><td>審判手続開始決定日
平成24年7月6日
課徴金納付命令日
平成24年8月9日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。</td></tr>
</table>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
9	24.7.6	【違反行為】相場操縦（金商法第174条の２第１項） 【銘柄名】ジェイプロジェクト（東証マザーズ） 【課徴金納付命令対象者】無職の者 【違反行為の態様】 ㈱ジェイプロジェクトの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。 【課徴金額】　52万円 （注） １．課徴金額は、 ⑴　売買対当数量（※１）に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額） と、 ⑵　当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量） または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額） との合計額として計算される。 （※１）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 ２．本件における課徴金の額は、下記⑴及び⑵によりそれぞれ算定される額の合計　527,300円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、<u>52万円</u> ⑴　当該違反行為に係る売買対当数量は、 ①　当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、18株であり、 ②　当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量51株に、違反行為開始時にその時の価格（63,000円）で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量66株を加えた117株である ことから、18株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額1,200,400円（※２）－買付価額1,134,000円（※３、４）＝66,400円 （※２）売付価額は、 「65,000円×7株＋65,500円×1株＋66,900円×1株 ＋67,000円×1株＋67,400円×1株＋67,500円×1株 ＋68,000円×1株＋68,500円×2株＋68,700円×3株」 の合計額である。 （※３）買付価額は、「63,000円×18株」の額である。 （※４）買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。	審判手続開始決定日 平成24年７月６日 課徴金納付命令日 平成24年８月９日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
9 つづき		本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格（63,000円）で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）が、当該売買対当数量を超えるため、すべてみなし買付け分が割り当てられることとなる。 ⑵　上記⑴のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量99株（117株－18株）について、 当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（69,000円）に当該超える数量を乗じて得た額 6,831,000円（69,000円×99株）－買付価額6,370,100円（※５）＝460,900円 （※５）買付価額は、 「63,000円×51株＋64,000円×5株＋64,200円×1株 ＋64,500円×7株＋64,700円×1株＋65,000円×10株 ＋65,500円×1株＋65,900円×4株＋66,000円×3株 ＋66,400円×1株＋66,500円×1株＋66,900円×2株 ＋67,000円×2株＋67,400円×1株＋67,500円×3株 ＋68,000円×4株＋68,300円×1株＋68,700円×1株」 の合計額である。	
10	24.8.3	【違反行為】内部者取引（金商法第175条第１項） 【銘柄名】ジアース（東証マザーズ） 【課徴金納付命令対象者】㈱ジアース役員 【違反行為の態様】 職務に関し、①㈱ジアース（以下「ジアース」という。）の業務執行を決定する機関が、グーグル・アイルランド・リミテッド及びその関連者（以下「グーグル」という。）と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の事実（以下「重要事実第１」という。）を知りながら、この事実が公表された平成22年８月12日より前の同年７月28日、自己の計算において、ジアースの株式合計183株を買付価額合計238万9,480円で買い付け、②ジアースにおいて、グーグルから、両社間の業務提携に係る不動産検索サービスの提供を停止するとの一方的な通告を受けた旨の、ジアースの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実（以下「重要事実第２」という。）を知りながら、この事実が公表された平成23年１月27日午後10時頃より前の同日午前９時頃、自己の計算において、ジアースの株式合計183株を売付価額合計106万5,060円で売り付けた。 【課徴金額】　134万円 （注）課徴金額は、 （重要事実が公表された後２週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数） 及び （売付価格）×（売付株数）－（重要事実が公表された後２週間における最も低い価格）×（売付株数） となる。したがって、ジアースの株価について、重要事実第１の	審判手続開始決定日 平成24年８月３日 課徴金納付命令日 平成24年９月13日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
10 つづき		公表後２週間における最も高い株価は、平成 22 年８月 16 日の 18,190 円であり、重要事実第２の公表後２週間における最も低い株価は、平成 23 年２月９日の 3,530 円であることから、 （18,190 円×183 株）－買付価額 2,389,480 円（※１） ＝939,290 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、93 万円 売付価額 1,065,060 円（※２）－（3,530 円×183 株） ＝419,070 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、41 万円 （※１）買付価額は、 「12,880 円×4 株＋13,000 円×3 株＋13,010 円×21 株 ＋13,050 円×5 株＋13,070 円×150 株」 の合計額である。 （※２）売付価額は、「5,820 円×183 株」の額である。	
11	24.8.3	【違反行為】内部者取引（金商法第 175 条第１項） 【銘柄名】ジアース（東証マザーズ） 【課徴金納付命令対象者】㈱ジアース社員 【違反行為の態様】 職務に関し、①㈱ジアース（以下「ジアース」という。）の業務執行を決定する機関が、㈱リクルートと業務上の提携を行うことについての決定をした旨の事実（以下「重要事実第１」という。）を知りながら、この事実が公表された平成 22 年 11 月１日より前の同年 10 月 27 日、自己の計算において、ジアースの株式合計 50 株を買付価額合計 22 万 250 円で買い付け、②ジアースにおいて、グーグル・アイルランド・リミテッド及びその関連者（以下「グーグル」という。）から、両社間の業務提携に係る不動産検索サービスの提供を停止するとの一方的な通告を受けた旨の、ジアースの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実（以下「重要事実第２」という。）を知りながら、この事実が公表された平成 23 年１月 27 日午後 10 時頃より前の同日午前９時頃、自己の計算において、ジアースの株式合計 50 株を売付価額合計 29 万 1,000 円で売り付けた。 【課徴金額】　22 万円 （注）課徴金額は、 （重要事実が公表された後２週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数） 及び （売付価格）×（売付株数）－（重要事実が公表された後２週間における最も低い価格）×（売付株数） となる。したがって、ジアースの株価について、重要事実第１の公表後２週間における最も高い株価は、平成 22 年 11 月 15 日の 6,680 円であり、重要事実第２の公表後２週間における最も低い株価は、平成 23 年２月９日の 3,530 円であることから、 （6,680 円×50 株）－買付価額 220,250 円（※１） ＝113,750 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、11 万円	審判手続開始決定日 平成 24 年８月３日 課徴金納付命令日 平成 24 年９月 13 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>勧告実施年月日</th><th>勧告の対象となった法令違反等の内容</th><th>勧告後の経緯</th></tr>
<tr><td>11
つづき</td><td></td><td>売付価額 291,000 円（※２）－（3,530 円×50 株）
＝114,500 円
⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、<u>11 万円</u>

（※１）買付価額は、「4,405 円×50 株」の額である。
（※２）売付価額は、「5,820 円×50 株」の額である。</td><td></td></tr>
<tr><td>12</td><td>24.8.31</td><td>【違反行為】相場操縦（金商法第 174 条の２第１項）

【銘柄名】Ｊ．フロントリテイリング（東証１部、大証１部、名証１部）

【課徴金納付命令対象者】無職の者

【違反行為の態様】
Ｊ．フロントリテイリング㈱の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

【課徴金額】　135 万円

（注）
１．課徴金額は、
⑴　売買対当数量（※）に係るものについて、
（有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額）
と、
⑵　当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、
（有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量）
または、
当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、
（当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額）
との合計額として計算される。

（※）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。

２．課徴金納付命令対象者の１２回の違反行為について、
⑴　各違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量が同じであることから、課徴金の額は、上記１．⑴により計算される。
⑵　金融商品取引法第１７６条第２項に基づき、各違反行為に係る課徴金の額は、１万円未満を切り捨てる。

各違反行為に係る課徴金の額は下表の「課徴金の額」のとおりである。

<table>
<tr><th>番号</th><th>課徴金の額の計算
（売付価額－買付価額）</th><th>課徴金の額</th></tr>
<tr><td>1</td><td>16,342,000 円 － 16,277,000 円
＝ 65,000 円</td><td>6 万円</td></tr>
<tr><td>2</td><td>56,294,000 円 － 56,199,000 円
＝ 95,000 円</td><td>9 万円</td></tr>
<tr><td>3</td><td>78,597,000 円 － 78,513,000 円
＝ 84,000 円</td><td>8 万円</td></tr>
</table></td><td>審判手続開始決定日
平成 24 年８月 31 日
課徴金納付命令日
平成 24 年 10 月３日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>勧告実施年月日</th><th>勧告の対象となった法令違反等の内容</th><th>勧告後の経緯</th></tr>
<tr><td>12
つづき</td><td></td><td>
<table>
<tr><td>4</td><td>44,117,000 円 － 44,035,000 円
＝ 82,000 円</td><td>8 万円</td></tr>
<tr><td>5</td><td>59,491,000 円 － 59,363,000 円
＝ 128,000 円</td><td>12 万円</td></tr>
<tr><td>6</td><td>86,914,000 円 － 86,680,000 円
＝ 234,000 円</td><td>23 万円</td></tr>
<tr><td>7</td><td>20,851,000 円 － 20,819,000 円
＝ 32,000 円</td><td>3 万円</td></tr>
<tr><td>8</td><td>78,298,000 円 － 78,123,000 円
＝ 175,000 円</td><td>17 万円</td></tr>
<tr><td>9</td><td>17,600,000 円 － 17,556,000 円
＝ 44,000 円</td><td>4 万円</td></tr>
<tr><td>10</td><td>81,043,000 円 － 80,913,000 円
＝ 130,000 円</td><td>13 万円</td></tr>
<tr><td>11</td><td>44,999,000 円 － 44,902,000 円
＝ 97,000 円</td><td>9 万円</td></tr>
<tr><td>12</td><td>88,295,000 円 － 80,064,000 円
＝ 231,000 円</td><td>23 万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td>135 万円</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td>13</td><td>24.9.28</td><td>【違反行為】相場操縦（金商法第 174 条の２第１項）

【銘柄名】黒崎播磨（東証１部、福証）

【課徴金納付命令対象者】会社員

【違反行為の態様】
黒崎播磨㈱の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己及び同族会社の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】 1,132 万円

（注）
１．課徴金額は、
⑴ 売買対当数量（※１）に係るものについて、
（有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額）
と、
⑵ 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、
（有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量）
または、
当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、
（当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額）
との合計額として計算される。

（※１）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。

・ 平成 23 年７月 22 日午前９時１分頃から同月 25 日午後３時頃までの一連の違反行為に係る課徴金の額は、下記⑴及び⑵によりそれぞれ算定される額の合計 2,759,000 円
⇒課徴金の額は、１万円未満を切り捨てるため、<u>275 万円</u></td><td>審判手続開始決定日
平成 24 年９月 28 日
課徴金納付命令日
平成 24 年 11 月９日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。</td></tr>
</table>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
13 つづき		⑴　当該違反行為に係る売買対当数量は、売付数量及び買付数量が、2,052,000株であることから、2,052,000株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額737,765,000円（※２）－買付価額735,006,000円（※３）＝2,759,000円 （※２）売付価額は、 「340円×8,000株＋344円×1,000株＋348円×16,000株 ＋349円×69,000株＋350円×387,000株＋352円×49,000株 ＋353円×50,000株＋354円×141,000株＋355円×61,000株 ＋359円×18,000株＋360円×69,000株＋361円×41,000株 ＋362円×94,000株＋363円×194,000株＋364円×170,000株 ＋365円×89,000株＋366円×157,000株＋367円×429,000株 ＋368円×9,000株」 の合計額である。 （※３）買付価額は、 「337円×5,000株＋338円×10,000株＋339円×23,000株 ＋340円×26,000株＋341円×2,000株＋342円×5,000株 ＋343円×8,000株＋345円×23,000株＋346円×53,000株 ＋347円×8,000株＋348円×68,000株＋349円×204,000株 ＋350円×82,000株＋352円×47,000株＋353円×123,000株 ＋354円×68,000株＋355円×27,000株＋358円×36,000株 ＋359円×82,000株＋360円×33,000株＋361円×87,000株 ＋362円×203,000株＋363円×84,000株＋364円×155,000株 ＋365円×149,000株＋366円×304,000株＋367円×137,000株」 の合計額である。 ⑵　上記⑴のとおり、当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量が同じであることから、当該超える数量は、０株となる。 ・　平成23年７月29日午前９時１分頃から同年８月４日午後３時頃までの一連の違反行為に係る課徴金の額は、下記⑴及び⑵によりそれぞれ算定される額の合計　8,574,000円 ⇒課徴金の額は、１万円未満を切り捨てるため、<u>857万円</u> ⑴　当該違反行為に係る売買対当数量は、売付数量及び買付数量が、8,243,000株であることから、8,243,000株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額3,316,354,000円（※４）－買付価額3,307,780,000円（※５）＝8,574,000円 （※４）売付価額は、 「375円×81,000株＋376円×16,000株＋377円×130,000株 ＋378円×69,000株＋379円×332,000株＋380円×23,000株 ＋381円×22,000株＋382円×4,000株＋383円×191,000株 ＋384円×245,000株＋385円×261,000株＋386円×183,000株 ＋387円×364,000株＋388円×50,000株＋389円×239,000株 ＋390円×178,000株＋391円×12,000株＋393円×288,000株 ＋394円×135,000株＋395円×568,000株＋398円×88,000株 ＋399円×232,000株＋400円×416,000株＋401円×132,000株 ＋402円×51,000株＋403円×312,000株＋404円×195,000株 ＋405円×95,000株＋406円×206,000株＋407円×193,000株 ＋408円×216,000株＋409円×91,000株＋410円×360,000株	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
13 つづき		＋411円×168,000株＋412円×284,000株＋416円×25,000株 ＋417円×139,000株＋419円×193,000株＋420円×190,000株 ＋421円×80,000株＋423円×122,000株＋425円×242,000株 ＋426円×5,000株＋428円×12,000株＋429円×60,000株 ＋430円×47,000株＋431円×124,000株＋432円×239,000株 ＋433円×119,000株＋434円×216,000株」 の合計額である。 （※５）買付価額は、 「375円×102,000株＋376円×86,000株＋377円×140,000株 ＋378円×137,000株＋379円×246,000株＋380円×35,000株 ＋381円×58,000株＋382円×234,000株＋383円×126,000株 ＋384円×131,000株＋385円×334,000株＋386円×322,000株 ＋387円×244,000株＋388円×96,000株＋389円×87,000株 ＋390円×35,000株＋391円×62,000株＋392円×201,000株 ＋393円×321,000株＋394円×309,000株＋395円×85,000株 ＋396円×20,000株＋397円×87,000株＋398円×361,000株 ＋399円×229,000株＋400円×97,000株＋401円×117,000株 ＋402円×243,000株＋403円×169,000株＋404円×215,000株 ＋405円×201,000株＋406円×275,000株＋407円×190,000株 ＋408円×153,000株＋409円×91,000株＋410円×320,000株 ＋411円×137,000株＋412円×134,000株＋414円×25,000株 ＋415円×30,000株＋416円×101,000株＋418円×190,000株 ＋419円×165,000株＋420円×92,000株＋422円×139,000株 ＋423円×33,000株＋424円×152,000株＋425円×62,000株 ＋426円×11,000株＋428円×46,000株＋429円×53,000株 ＋430円×128,000株＋431円×122,000株＋432円×255,000株 ＋433円×159,000株＋434円×50,000株」 の合計額である。 ⑵　上記⑴のとおり、当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量が同じであることから、当該超える数量は、０株となる。	
14	24.10.12	【違反行為】相場操縦（金商法第174条の２第１項） 【銘柄名】アイティメディア（東証マザーズ） 【課徴金納付命令対象者】会社員 【違反行為の態様】 　アイティメディア㈱の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。 【課徴金額】　69万円 （注） １．課徴金額は、 ⑴　売買対当数量（※１）に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額） と、 ⑵　当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量） または、 　当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有	審判手続開始決定日 　平成24年10月12日 課徴金納付命令日 　平成24年11月21日 　なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
14 つづき		価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額）との合計額として計算される。 （※１）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 ２．本件における課徴金の額は、下記⑴及び⑵によりそれぞれ算定される額の合計　696,200 円 ⇒課徴金の額は、１万円未満を切り捨てるため、69 万円 ⑴ 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、243 株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 260 株に、違反行為開始時にその時の価格（28,000 円）で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 10 株を加えた 270 株である ことから、243 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 7,376,710 円（※２）－買付価額 7,200,710 円（※３、４）＝176,000 円 （※２）売付価額は、 「27,900 円×27 株＋27,910 円×1 株＋27,980 円×1 株 ＋27,990 円×7 株＋28,000 円×3 株＋28,100 円×4 株 ＋28,200 円×1 株＋29,000 円×3 株＋29,020 円×1 株 ＋29,030 円×1 株＋29,360 円×1 株＋29,400 円×1 株 ＋29,490 円×2 株＋29,500 円×20 株＋29,690 円×4 株 ＋29,800 円×6 株＋29,890 円×2 株＋29,990 円×9 株 ＋30,000 円×21 株＋30,250 円×5 株＋30,300 円×4 株 ＋30,350 円×1 株＋30,450 円×1 株＋30,500 円×18 株 ＋30,550 円×5 株＋30,650 円×8 株＋30,700 円×2 株 ＋30,800 円×3 株＋30,950 円×1 株＋31,000 円×4 株 ＋31,050 円×2 株＋31,300 円×6 株＋31,350 円×2 株 ＋31,400 円×1 株＋31,450 円×7 株＋31,500 円×9 株 ＋31,550 円×12 株＋31,600 円×1 株＋31,650 円×1 株 ＋31,950 円×2 株＋32,000 円×1 株＋32,200 円×1 株 ＋32,500 円×4 株＋32,550 円×1 株＋32,700 円×1 株 ＋32,850 円×1 株＋32,950 円×1 株＋33,100 円×4 株 ＋33,150 円×2 株＋33,300 円×14 株＋34,600 円×2 株 ＋35,250 円×1 株」 の合計額である。 （※３）買付価額は、 「27,280 円×4 株＋27,300 円×2 株＋27,480 円×6 株 ＋27,500 円×13 株＋27,620 円×3 株＋27,650 円×1 株 ＋27,710 円×1 株＋27,730 円×1 株＋27,780 円×1 株 ＋27,980 円×1 株＋28,000 円×11 株＋28,010 円×1 株 ＋28,030 円×2 株＋28,150 円×1 株＋28,200 円×2 株 ＋28,250 円×3 株＋28,500 円×26 株＋28,510 円×7 株 ＋28,710 円×2 株＋28,720 円×2 株＋28,830 円×5 株 ＋29,000 円×14 株＋29,010 円×10 株＋29,020 円×3 株 ＋29,100 円×5 株＋29,260 円×3 株＋29,300 円×1 株 ＋29,400 円×3 株＋29,500 円×4 株＋29,690 円×1 株 ＋29,700 円×4 株＋29,710 円×2 株＋30,000 円×1 株 ＋30,050 円×2 株＋30,250 円×1 株＋30,300 円×7 株 ＋30,350 円×9 株＋30,400 円×2 株＋30,450 円×1 株 ＋30,500 円×1 株＋30,550 円×1 株＋30,600 円×1 株	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
14 つづき		＋30,650円×1株＋30,700円×3株＋30,850円×4株 ＋30,950円×3株＋31,000円×10株＋31,050円×7株 ＋31,100円×4株＋31,150円×2株＋31,250円×1株 ＋31,350円×1株＋31,550円×1株＋31,600円×3株 ＋31,750円×2株＋32,000円×4株＋32,050円×2株 ＋32,100円×1株＋32,150円×5株＋32,200円×1株 ＋32,250円×1株＋32,300円×1株＋32,350円×2株 ＋32,550円×2株＋33,000円×1株＋33,300円×8株 ＋33,600円×2株」 の合計額である。 （※４）買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格（28,000円）で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から割り当てられることとなる。 ⑵ 上記⑴のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量27株（270株－243株）について、 当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（49,700円）に当該超える数量を乗じて得た額 1,341,900円（49,700円×27株）－買付価額821,700円（※５）＝520,200円 （※５）買付価額は、 「30,100円×5株＋30,200円×3株＋30,250円×6株 ＋30,450円×2株＋30,500円×4株＋30,550円×1株 ＋30,650円×1株＋31,000円×5株」 の合計額である。	
15	24.10.12	【違反行為】相場操縦（金商法第174条の２第１項） 【銘柄名】アイティメディア（東証マザーズ） 【課徴金納付命令対象者】会社役員 【違反行為の態様】 アイティメディア㈱の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。 【課徴金額】　65万円 （注） １．課徴金額は、 ⑴　売買対当数量（※１）に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額） と、 ⑵　当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量） または、	審判手続開始決定日 平成24年10月12日 課徴金納付命令日 平成24年11月21日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
15 つづき		当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額） との合計額として計算される。 （※１）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 ２．本件における課徴金の額は、下記⑴及び⑵によりそれぞれ算定される額の合計　653,050 円 ⇒課徴金の額は、１万円未満を切り捨てるため、65 万円 ⑴ 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ①　当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、64 株であり、 ②　当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 99 株である ことから、64 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 1,897,890 円（※２）－ 買付価額 1,906,090 円（※３） ＝▲8,200 円 （※２）売付価額は、 「28,700 円×5 株＋28,710 円×2 株＋28,720 円×1 株 ＋29,000 円×11 株＋29,010 円×8 株＋29,020 円×3 株 ＋29,110 円×1 株＋29,500 円×1 株＋30,000 円×8 株 ＋30,100 円×1 株＋30,250 円×1 株＋30,400 円×5 株 ＋30,500 円×14 株＋30,550 円×1 株＋30,650 円×1 株 ＋30,950 円×1 株」 の合計額である。 （※３）買付価額は、 「27,400 円×5 株＋27,800 円×1 株＋27,900 円×9 株 ＋27,990 円×2 株＋28,000 円×8 株＋28,030 円×9 株 ＋28,050 円×2 株＋28,100 円×7 株＋28,140 円×1 株 ＋31,450 円×1 株＋31,500 円×3 株＋31,550 円×1 株 ＋31,600 円×2 株＋31,650 円×1 株＋31,750 円×2 株 ＋31,800 円×2 株＋35,250 円×1 株＋35,300 円×1 株 ＋35,500 円×1 株＋38,300 円×5 株」 の合計額である。 ⑵ 上記⑴のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 35 株（99 株－64 株）について、 当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（49,700 円）に当該超える数量を乗じて得た額 1,739,500 円（49,700 円×35 株）－ 買付価額 1,078,250 円（※４） ＝661,250 円 （※４）買付価額は、 「30,000 円×2 株＋30,250 円×9 株＋30,650 円×1 株 ＋30,800 円×1 株＋30,900 円×4 株＋30,950 円×1 株 ＋31,000 円×9 株＋31,200 円×1 株＋31,300 円×2 株 ＋31,400 円×1 株＋31,450 円×4 株」	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
15 つづき		の合計額である。	
16	24.10.12	【違反行為】相場操縦（金商法第174条の２第１項） 【銘柄名】アイティメディア（東証マザーズ） 【課徴金納付命令対象者】会社員 【違反行為の態様】 アイティメディア㈱の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。 【課徴金額】　42万円 （注） １．課徴金額は、 ⑴　売買対当数量（※１）に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額） と、 ⑵　当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量） または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額） との合計額として計算される。 （※１）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 ２．本件における課徴金の額は、下記⑴及び⑵によりそれぞれ算定される額の合計　421,830円 ⇒課徴金の額は、１万円未満を切り捨てるため、<u>42万円</u> ⑴ 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ①　当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、10株であり、 ②　当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量20株に、違反行為開始時にその時の価格（28,000円）で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量10株を加えた30株である ことから、10株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額295,250円（※２）－ 買付価額280,000円（28,000円×10株）（※３）＝15,250円 （※２）売付価額は、 「27,780円×1株＋27,980円×1株＋28,400円×1株 ＋28,500円×1株＋29,690円×1株＋30,000円×1株 ＋30,500円×2株＋30,900円×1株＋31,000円×1株」 の合計額である。	審判手続開始決定日 平成24年10月12日 課徴金納付命令日 平成24年11月21日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
16 つづき		（※３）買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 　本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格（28,000円）で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）が、当該売買対当数量と同数であるため、すべてみなし買付け分が割り当てられることとなる。 ⑵ 上記⑴のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量20株（30株－10株）について、 当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（49,700円）に当該超える数量を乗じて得た額 994,000円（49,700円×20株）－ 買付価額587,420円（※４） ＝406,580円 （※４）買付価額は、 「27,980円×1株＋27,990円×1株＋28,000円×5株 ＋28,100円×2株＋29,500円×1株＋30,150円×5株 ＋31,000円×5株」 の合計額である。	
17	24.10.30	【違反行為】内部者取引（金商法第175条第１項） 【銘柄名】バンテック（東証１部） 【課徴金納付命令対象者】㈱バンテック社員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 　㈱バンテック（以下「バンテック」という。）の社員から、同人がその職務に関し知った、バンテックの業務執行を決定する機関が、全部取得条項付種類株式を利用する方法により、バンテックを㈱日立物流の完全子会社とする決定をした旨の、バンテックの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成23年12月15日より前の同年11月30日から同年12月1日までの間に、自己の計算において、バンテックの株式合計65株を買付価額合計923万円で買い付けた。 【課徴金額】　585万円 （注）課徴金額は、 （重要事実が公表された後２週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数） となる。したがって、重要事実の公表後２週間におけるバンテックの最も高い株価は、平成23年12月20日の232,000円であることから、 （232,000円×65株）－買付価額9,230,000円（※） ＝5,850,000円 （※）買付価額は、「142,000円×65株」の額である。	審判手続開始決定日 　平成24年10月30日 課徴金納付命令日 　平成24年12月21日 　なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
18	24.11.16	【違反行為】相場操縦（金商法第174条第１項） 【銘柄名】岐阜銀行（名証１部） 【課徴金納付命令対象者】無職の者 【違反行為の態様】 ㈱岐阜銀行の株式につき、同株式の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、自己の計算において、権利の移転を目的としない仮装の売買をした。 【課徴金額】　153万円 （注） １．課徴金額は、 ⑴　違反行為期間における有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量） または、 ⑵　違反行為期間における有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額） の額として計算される。 ２．本件における課徴金の額は、下記により算定される額　1,538,000円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、<u>153万円</u> ⑴　違反行為期間における有価証券の売付数量は、1,882,000株であり、違反行為期間における有価証券の買付数量は、実際の買付数量2,711,000株に、違反行為の開始時にその時の価格（24円）で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量318,000株を加えた3,029,000株である。 ⑵　上記⑴のとおり、違反行為期間における有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、当該超える数量1,147,000株（3,029,000株－1,882,000株）について、当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（24円）に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付価額を控除した額 27,528,000円（24円×1,147,000株）－買付価額25,990,000円（※）＝1,538,000円 （※）買付価額は、 「21円×33,000株＋22円×496,000株＋23円×447,000株＋24円×171,000株」 の合計額である。	審判手続開始決定日 平成24年11月16日 第１回審判期日（結審） 平成25年３月11日 課徴金納付命令日 平成25年４月16日
19	24.11.16	【違反行為】内部者取引（金商法第175条第２項） 【銘柄名】サイレックス・テクノロジー（大証ジャスダック） 【課徴金納付命令対象者】公開買付者との契約締結者からの第一次情報受領者	審判手続開始決定日 平成24年11月16日 課徴金納付命令日 平成24年12月５日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
19 つづき		【違反行為の態様】 　サイレックス・テクノロジー㈱（以下「サイレックス」という。）の株主であった者から、同人が、同人と村田機械㈱（以下「村田機械」という。）との間の公開買付応募契約の締結に関し知った、村田機械の業務執行を決定する機関が、サイレックス株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付け等の実施に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成23年８月11日より前の同月９日、自己の計算において、サイレックスの株式合計25株を買付価額合計82万7,700円で買い付けた。 【課徴金額】　61万円 （注）課徴金額は、 　（公開買付け等の実施に関する事実が公表された後２週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後２週間におけるサイレックスの最も高い株価は、平成23年８月16日の57,800円であることから、 　（57,800円×25株）－買付価額827,700円（※） 　＝617,300円 　⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、<u>61万円</u> （※）買付価額は、 　「32,600円×12株＋32,800円×2株＋32,900円×1株 　＋33,000円×2株＋33,500円×3株＋34,300円×5株」 　の合計額である。	等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。
20	24.11.30	【違反行為】相場操縦（金商法第174条の２第１項） 【銘柄名】ヴィンキュラムジャパン（大証ジャスダック） 【課徴金納付命令対象者】飲食店経営 【違反行為の態様】 　ヴィンキュラムジャパン㈱の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。 【課徴金額】　442万円 （注） １．課徴金額は、 ⑴　売買対当数量（※１）に係るものについて、 　（有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額） と、 ⑵　当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 　（有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量） 　または、 　当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 　（当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額） との合計額として計算される。	審判手続開始決定日 　平成24年11月30日 課徴金納付命令日 　平成24年12月21日 　なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
20 つづき		（※１）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 ２．本件における課徴金の額は、下記⑴及び⑵によりそれぞれ算定される額の合計　4,424,300 円 ⇒課徴金の額は、１万円未満を切り捨てるため、442 万円 ⑴ 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ①　当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、100 株であり、 ②　当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 127 株に、違反行為開始時にその時の価格（58,500 円）で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 209 株を加えた 336 株であることから、100 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 5,850,000 円（※２）－ 買付価額 5,850,000 円（※３、４）＝ 0 円 （※２）売付価額は、「58,500 円×100 株」の額である。 （※３）買付価額は、「58,500 円×100 株」の額である。 （※４）買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格（58,500 円）で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）が、当該売買対当数量を超えるため、すべてみなし買付け分が割り当てられることとなる。 ⑵ 上記⑴のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 236 株（336 株－100 株）について、 当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（77,800 円）に当該超える数量を乗じて得た額 18,360,800 円（77,800 円×236 株）－ 買付価額 13,936,500 円（※５）＝4,424,300 円 （※５）買付価額は、 「58,500 円×209 株＋60,000 円×2 株＋62,000 円×2 株＋63,000 円×14 株＋64,800 円×1 株＋64,900 円×8 株」の合計額である。	
21	24.11.30	【違反行為】内部者取引（金商法第 175 条第１項） 【銘柄名】ニッセンホールディングス（東証１部、大証１部） 【課徴金納付命令対象者】㈱ニッセンホールディングスとの契約締結交渉先役員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 ㈱ニッセンホールディングス（以下「ニッセン」という。）と、シャディ㈱（以下「シャディ」という。）の発行済普通株式全部の譲渡を含む資本業務提携に関する基本合意書の締結	審判手続開始決定日 平成 24 年 11 月 30 日 課徴金納付命令日 平成 24 年 12 月 21 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
21 つづき		の交渉をしていたユーシーシーホールディングス㈱（以下「ＵＣＣ」という。）の役員から、同人が同合意書の締結の交渉に関し知った、ニッセンの業務執行を決定する機関が、ＵＣＣと業務上の提携を行うこと及びＵＣＣからシャディの発行済株式の全部を譲り受けて同社を子会社化することについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成24年２月20日より前の平成24年２月10日、自己の計算において、ニッセンの株式5,000株を買付価額181万円で買い付けた。 【課徴金額】　24万円 （注）課徴金額は、 （重要事実が公表された後２週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数） となる。したがって、重要事実の公表後２週間におけるニッセンの最も高い株価は、平成24年２月22日の411円であることから、 （411円×5,000株）－買付価額1,810,000円（※） ＝245,000円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、<u>24万円</u> （※）買付価額は、「362円×5,000株」の額である。	
22	24.12.21	【違反行為】相場操縦（金商法第174条の２第１項） 【銘柄名】プラコー（大証ジャスダック）、ジーエヌアイグループ（東証マザーズ）、ファンドクリエーショングループ（大証ジャスダック） 【課徴金納付命令対象者】無職の者 【違反行為の態様】 ㈱プラコーほか２銘柄の株式につき、各株式の売買を誘引する目的をもって、自己及び親族の計算において、各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。 【課徴金額】　95万円 （注） １．課徴金額は、 ⑴　売買対当数量（※）に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額） と、 ⑵　当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量） または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額） との合計額として計算される。 （※）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。	審判手続開始決定日 平成24年12月21日 課徴金納付命令日 平成25年１月28日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>勧告実施年月日</th><th>勧告の対象となった法令違反等の内容</th><th>勧告後の経緯</th></tr>
<tr><td>22
つづき</td><td></td><td>２．課徴金納付命令対象者の９回の違反行為について、
⑴　各違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量が同じであることから、課徴金の額は、上記１．⑴により計算される。
⑵　金融商品取引法第１７６条第２項に基づき、各違反行為に係る課徴金の額は、１万円未満を切り捨てる。

各違反行為に係る課徴金の額は下表の「課徴金の額」のとおりである。

<table>
<tr><th>番号</th><th>銘柄</th><th>課徴金の額の計算
（売付価額－買付価額）</th><th>課徴金の額</th></tr>
<tr><td>1</td><td>プラコー</td><td>2,720,000円 － 2,635,000円
＝ 85,000円</td><td>8万円</td></tr>
<tr><td>2</td><td>プラコー</td><td>1,975,000円 － 1,827,000円
＝ 148,000円</td><td>14万円</td></tr>
<tr><td>3</td><td>プラコー</td><td>1,596,000円 － 1,519,000円
＝ 77,000円</td><td>7万円</td></tr>
<tr><td>4</td><td>プラコー</td><td>2,886,000円 － 2,815,000円
＝ 71,000円</td><td>7万円</td></tr>
<tr><td>5</td><td>プラコー</td><td>2,660,000円 － 2,597,000円
＝ 63,000円</td><td>6万円</td></tr>
<tr><td>1</td><td>ジーエヌアイグループ</td><td>9,745,000円 － 9,491,000円
＝ 254,000円</td><td>25万円</td></tr>
<tr><td>1</td><td>ファンドクリエーショングループ</td><td>3,374,000円 － 3,319,600円
＝ 54,400円</td><td>5万円</td></tr>
<tr><td>2</td><td>ファンドクリエーショングループ</td><td>3,359,600円 － 3,191,900円
＝ 167,700円</td><td>16万円</td></tr>
<tr><td>3</td><td>ファンドクリエーショングループ</td><td>2,802,800円 － 2,731,000円
＝ 71,800円</td><td>7万円</td></tr>
<tr><td colspan="3">合計</td><td>95万円</td></tr>
</table></td><td></td></tr>
<tr><td>23</td><td>25.1.25</td><td>【違反行為】内部者取引（金商法第175条第２項）

【銘柄名】サンケイビル（東証１部、大証１部）

【課徴金納付命令対象者】㈱サンケイビルの第三者委員会関係者からの第一次情報受領者

【違反行為の態様】
㈱フジ・メディア・サービス（以下「フジ・メディア」という。）が㈱サンケイビル（以下「サンケイビル」という。）の株式の公開買付けを行うにあたって、サンケイビルが同社内に設置した第三者委員会の関係者から、サンケイビルの役員が、フジ・メディアとの間の公開買付け実施後の経営体制等についての合意に関する契約の締結の交渉に関し知り、その後、当該関係者がその職務に関し知った、フジ・メディアの業務執行を決定する機関がサンケイビルの株式の公開買付けを行うことについての決定をした事実の伝達を受けながら、この事実の公表がされた平成24年1月20日より前の同月11日及び同月13日、自己の計算において、サンケイビルの株式合計6,000株を買付価額合計178万8,200円で買い付けた。

【課徴金額】　263万円

（注）課徴金額は、
（公開買付け等の実施に関する事実が公表された後２週間におけ</td><td>審判手続開始決定日
平成25年1月25日
課徴金納付命令日
平成25年2月26日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。</td></tr>
</table>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
23 つづき		る最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後２週間におけるサンケイビルの最も高い株価は、平成24年１月26日の738円であることから、 （738円×6,000株）－買付価額1,788,200円（※） ＝2,639,800円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、263万円 （※）買付価額は、 「295円×3,000株＋301円×2,800株＋302円×200株」 の合計額である。	
24	25.2.5	【違反行為】相場操縦（金商法第174条の２第１項） 【銘柄名】ミマキエンジニアリング（大証ジャスダック） 【課徴金納付命令対象者】無職の者 【違反行為の態様】 ㈱ミマキエンジニアリングの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。 【課徴金額】　1,028万円 （注） １．課徴金額は、 ⑴　売買対当数量（※１）に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額） と、 ⑵　当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量） または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額） との合計額として計算される。 （※１）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 ２．本件における課徴金の額は、下記⑴及び⑵によりそれぞれ算定される額の合計　10,282,100円 ⇒課徴金の額は、１万円未満を切り捨てるため、1,028万円 ⑴ 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ①　当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、190株であり、 ②　当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量360株に、違反行為開始時にその時の価格（61,400円）で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量50株を加えた410株であることから、190株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、	審判手続開始決定日 平成25年２月５日 審判手続中 （平成25年5月31日現在）

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
24 つづき		売付価額 15,257,300 円（※２）－ 買付価額 12,934,900 円（※３、４）＝ 2,322,400 円 （※２）売付価額は、 「66,000 円×9 株＋66,100 円×2 株＋66,800 円×2 株 ＋67,000 円×4 株＋68,000 円×7 株＋68,100 円×1 株 ＋69,000 円×2 株＋70,000 円×5 株＋75,000 円×2 株 ＋75,500 円×10 株＋75,600 円×5 株＋75,700 円×5 株 ＋76,200 円×1 株＋77,000 円×2 株＋77,100 円×5 株 ＋77,200 円×6 株＋78,000 円×1 株＋78,100 円×7 株 ＋78,400 円×4 株＋78,500 円×3 株＋78,700 円×2 株 ＋78,800 円×2 株＋79,000 円×3 株＋79,500 円×5 株 ＋81,000 円×18 株＋81,200 円×10 株＋81,300 円×2 株 ＋82,100 円×2 株＋84,500 円×3 株＋88,000 円×5 株 ＋88,200 円×4 株＋88,300 円×1 株＋88,500 円×10 株 ＋89,000 円×10 株＋90,000 円×15 株＋91,600 円×3 株 ＋91,700 円×3 株＋91,800 円×2 株＋91,900 円×2 株 ＋92,000 円×5 株」 の合計額である。 （※３）買付価額は、 「61,400 円×50 株＋61,900 円×2 株＋62,000 円×5 株 ＋62,100 円×6 株＋62,300 円×3 株＋62,500 円×10 株 ＋62,700 円×2 株＋62,800 円×2 株＋63,000 円×10 株 ＋68,000 円×11 株＋68,400 円×1 株＋68,500 円×2 株 ＋69,000 円×1 株＋69,400 円×5 株＋69,500 円×1 株 ＋70,100 円×1 株＋71,400 円×1 株＋71,500 円×7 株 ＋71,600 円×2 株＋71,800 円×5 株＋71,900 円×5 株 ＋76,000 円×25 株＋76,300 円×5 株＋76,400 円×5 株 ＋76,500 円×23 株」 の合計額である。 （※４）買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 　本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格（61,400 円）で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から割り当てられることとなる。 ⑵ 上記⑴のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 220 株（410 株－190 株）について、 当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（116,000 円）に当該超える数量を乗じて得た額 25,520,000 円（116,000 円×220 株）－ 買付価額 17,560,300 円（※５）＝7,959,700 円 （※５）買付価額は、 「72,000 円×5 株＋72,500 円×1 株＋72,600 円×1 株 ＋72,800 円×1 株＋72,900 円×1 株＋73,000 円×1 株 ＋73,300 円×1 株＋73,500 円×1 株＋73,700 円×1 株 ＋73,800 円×1 株＋74,000 円×1 株＋74,800 円×1 株 ＋75,000 円×10 株＋75,500 円×7 株＋75,900 円×5 株 ＋76,000 円×35 株＋76,500 円×12 株＋79,000 円×20 株 ＋79,500 円×1 株＋79,800 円×1 株＋79,900 円×1 株 ＋80,000 円×15 株＋80,500 円×16 株＋80,800 円×3 株	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
24 つづき		＋81,400円×1株＋81,500円×5株＋81,800円×3株 ＋82,000円×12株＋82,500円×1株＋82,800円×2株 ＋83,000円×4株＋84,900円×6株＋85,000円×14株 ＋87,000円×30株」 の合計額である。	
25	25.3.12	【違反行為】相場操縦（金商法第174条の２第１項） 【銘柄名】花月園観光（東証２部）、ジー・ネットワークス（東証２部） 【課徴金納付命令対象者】自営業 【違反行為の態様】 花月園観光㈱ほか１銘柄の株式につき、各株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。 【課徴金額】　107万円 （注） １．課徴金額は、 ⑴　売買対当数量（※１）に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額） と、 ⑵　当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量） または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額） との合計額として計算される。 （※１）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 ・　花月園観光㈱の株式における平成24年３月２日午前11時１分頃から同日午前11時10分頃までの一連の違反行為に係る課徴金の額は、下記⑴及び⑵によりそれぞれ算定される額の合計　642,000円 ⇒課徴金の額は、１万円未満を切り捨てるため、<u>64万円</u> ⑴ 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ①　当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、107,000株であり、 ②　当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、違反行為開始時にその時の価格（134円）で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量107,000株である ことから、107,000株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額14,980,000円（※２）－ 買付価額14,338,000円（※３）＝642,000円	審判手続開始決定日 平成25年３月12日 課徴金納付命令日 平成25年４月１日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
25 つづき		（※２）売付価額は、「140 円×107,000 株」の額である。 （※３）買付価額は、「134 円×107,000 株」の額である。 ⑵ 上記⑴のとおり、当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量が同じであることから、当該超える数量は０株となる。 ・ ㈱ジー・ネットワークスの株式における平成 24 年３月９日午前９時 29 分頃から同日午前９時 32 分頃までの一連の違反行為に係る課徴金の額は、下記⑴及び⑵によりそれぞれ算定される額の合計 37万円 ⑴ 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、74,000 株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、違反行為開始時にその時の価格（95 円）で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 74,000 株である ことから、74,000 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 7,400,000 円（※４）－ 買付価額 7,030,000 円（※５）＝370,000 円 （※４）売付価額は、「100 円×74,000 株」の額である。 （※５）買付価額は、「95 円×74,000 株」の額である。 ⑵ 上記⑴のとおり、当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量が同じであることから、当該超える数量は０株となる。 ・ 花月園観光㈱の株式における平成 24 年６月５日午前９時 23 分頃から同日午前９時 31 分頃までの一連の違反行為に係る課徴金の額は、下記⑴及び⑵によりそれぞれ算定される額の合計 65,000 円 ⇒課徴金の額は、１万円未満を切り捨てるため、６万円 ⑴ 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、22,000 株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、違反行為開始時にその時の価格（66 円）で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 22,000 株である ことから、22,000 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 1,517,000 円（※６）－ 買付価額 1,452,000 円（※７）＝65,000 円 （※６）売付価額は、 「68 円×1,000 株＋69 円×21,000 株」 の合計額である。 （※７）買付価額は、「66 円×22,000 株」の額である。 ⑵ 上記⑴のとおり、当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量が同じであることから、当該超える数量は０株となる。	

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

②国際取引等調査の結果に基づく勧告（不公正取引）

（平成 24 年４月～平成 25 年３月）

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	24.5.29	【違反行為】内部者取引（金商法第 175 条第１項） 【銘柄名】日本板硝子（東証１部） 【課徴金納付命令対象者】あすかアセットマネジメント㈱ 【違反行為の態様】 あすかアセットマネジメント株式会社は、その締結した投資一任契約に基づき、当該契約の相手方がその資産を管理するファンドの資産の運用を行っていたところ、当該運用を行っていた同社社員が、日本板硝子株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙らが交渉に関して知り、甲がその職務に関し知った、日本板硝子株式会社の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受け、この事実が公表されるより以前の平成 22 年８月５日から同月 23 日までの間、上記ファンドの計算において、日本板硝子株式会社株式合計215万株を総額４億6,537万9,995円で売り付けた。 【課徴金額】　13 万円 （注）課徴金額は、 金商法第 175 条第１項第３号に規定する売買をした者（以下「違反者」という。）が運用財産の運用として当該売買を行った場合、(ｱ)当該売買が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額に、(ｲ)当該売買が行われた日からその月の末日までの間の当該運用財産である当該売買の銘柄の総額のうち最も高い額を乗じ、(ｳ)当該取引が行われた月の末日における当該運用財産の総額で除した額となる。 (ｱ)23,236,441 円×(ｲ)265,650,000 円÷(ｳ)44,756,370,054 円 ＝137,919 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、<u>13 万円</u>	審判手続開始決定日 平成 24 年５月 29 日 課徴金納付命令日 平成 24 年６月 26 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。
2	24.5.29	【違反行為】内部者取引（金商法第 175 条第１項） 【銘柄名】みずほフィナンシャルグループ（東証１部） 【課徴金納付命令対象者】三井住友信託銀行㈱ 【違反行為の態様】 三井住友信託銀行株式会社は、平成 24 年４月１日に同社との吸収合併により消滅した中央三井アセット信託銀行株式会社の業務を承継したものであるが、中央三井アセット信託銀行株式会社は、その締結する３つの投資一任契約に基づき、３つの顧客財産の運用を行っていたところ、当該運用を行っていた同社社員が、株式会社みずほフィナンシャルグループとの株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲及び乙から、同証券会社の他の社員丙が交渉に関して知り、甲及び乙がその職務に関し知った、株式会社みずほフィナンシャルグループの業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受け、この事実が公表されるより以前の平成 22 年６月 24 日に、	審判手続開始決定日 平成 24 年５月 29 日 課徴金納付命令日 平成 24 年６月 27 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2 つづき		投資一任契約の相手方である各顧客の計算において、株式会社みずほフィナンシャルグループ株式合計 117 万 8,600 株を総額１億 8,418 万 1,825 円で売り付けた。 【課徴金額】　８万円 (注) 課徴金額は、 金商法第 175 条第１項第３号に規定する売買をした者（以下「違反者」という。）が運用財産の運用として当該売買を行った場合、(ｱ)当該売買が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額に、(ｲ)当該売買が行われた日からその月の末日までの間の当該運用財産である当該売買の銘柄の総額のうち最も高い額を乗じ、(ｳ)当該取引が行われた月の末日における当該運用財産の総額で除した額となる。 本件では、対象となる取引は、３つの運用財産の運用として行われているため、各運用財産について課徴金額を計算し、それらを合計した金額となる。 運用財産①について (ｱ)2,046,936 円×(ｲ)221,184,200 円÷(ｳ)30,739,329,803 円 ＝14,729 円 運用財産②について (ｱ)13,982,402 円×(ｲ)179,646,000 円÷(ｳ)102,215,473,822 円 ＝24,574 円 運用財産③について (ｱ)13,541,782 円×(ｲ)308,668,800 円÷(ｳ)95,675,864,476 円 ＝43,688 円 合計　14,729 円＋24,574 円＋43,688 円＝82,991 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、8 万円	
3	24.6.8	【違反行為】内部者取引（金商法第 175 条第１項） 【銘柄名】東京電力（東証１部） 【課徴金納付命令対象者】First New York Securities L.L.C. 【違反行為の態様】 First New York Securities L.L.C.は、米国証券取引委員会に登録をしている証券会社であるが、同社の自己の資産の運用を行っていた同社所属のトレーダーが、東京電力株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙らが交渉に関して知り、甲がその職務に関し知った、東京電力株式会社の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 22 年９月 29 日午後３時 50 分より以前の平成 22 年９月 28 日に、First New York Securities L.L.C.の計算において、東京電力株式会社株式合計３万 5,000 株を総額 8,051 万 8,900 円で売り付けた。 【課徴金額】　1,468 万円 (注) 課徴金額は、 （売付価格）×（売付株数）－（重要事実が公表された後２週間における最も低い価格）×（売付株数） となる。したがって、重要事実の公表後２週間における東京電力の最も低い株価は、平成 22 年 10 月 13 日の 1,881 円であることか	審判手続開始決定日 平成 24 年６月８日 審判手続終結 平成 25 年４月 24 日

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3 つづき		ら、 売付価額 80,518,900 円（※）－（1,881 円×35,000 株） ＝14,683,900 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、1,468 万円 （※）売付価額は、 「2,291 円×5,000 株＋2,301 円×5,000 株＋2,302 円×20,000 株＋2,303 円×1,100 株＋2,304 円×3,900 株」 の合計額である。	
4	24.6.8	【違反行為】内部者取引（金商法第 175 条第１項） 【銘柄名】東京電力（東証１部） 【課徴金納付命令対象者】東京電力㈱との契約締結交渉先社員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者Ａは、東京電力株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙らが交渉に関して知り、甲がその職務に関し知った、東京電力株式会社の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした事実の伝達を受け、この事実が公表された平成 22 年９月 29 日午後３時 50 分より以前の平成 22 年９月 27 日から同月 29 日までの間に、自己の計算において、東京電力株式会社株式合計 200 株を総額 44 万 3,100 円で売り付けた。 【課徴金額】　６万円 （注）課徴金額は、 （売付価格）×（売付株数）－（重要事実が公表された後２週間における最も低い価格）×（売付株数） となる。したがって、重要事実の公表後２週間における東京電力の最も低い株価は、平成 22 年 10 月 13 日の 1,881 円であることから、 売付価額 443,100 円（※）－（1,881 円×200 株） ＝66,900 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、6 万円 （※）売付価額は、 「2,336 円×100 株＋2,095 円×100 株」 の合計額である。	審判手続開始決定日 平成 24 年６月８日 審判手続終結 平成 25 年４月 24 日
5	24.6.29	【違反行為】内部者取引（金商法第 175 条第１項） 【銘柄名】日本板硝子（東証１部） 【課徴金納付命令対象者】ジャパン･アドバイザリー合同会社 【違反行為の態様】 ジャパン･アドバイザリー合同会社は、外国籍の２つのヘッジファンドの財産を実質的に運用していたところ、当該運用を行っていた同社社員が、平成 22 年８月 20 日に、日本板硝子株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙らが交渉に関して知り、甲がその職務に関し知った、日本板硝子の業務	審判手続開始決定日 平成 24 年６月 29 日 第１回審判期日（結審） 平成 24 年 10 月 17 日 課徴金納付命令日 平成 25 年１月８日

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5 つづき		執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受けながら，この事実が公表された平成22年８月24日より前の平成22年８月20日に、上記外国籍ヘッジファンドの計算において、日本板硝子の株式合計265万3,000株を売付価額５億4,178万6,532円で売り付けた。 【課徴金額】　37万円 （注）課徴金額は、 金商法第175条第１項第３号に規定する売買をした者（以下「違反者」という。）が運用財産の運用として当該売買を行った場合、(ｱ)当該売買が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額に、(ｲ)当該売買が行われた日からその月の末日までの間の当該運用財産である当該売買の銘柄の総額のうち最も高い額を乗じ、(ｳ)当該取引が行われた月の末日における当該運用財産の総額で除した額となる。 本件では、対象となる取引は、２つの運用財産の運用として行われているため、各運用財産について課徴金額を計算し、それらを合計した金額となる。 運用財産①について (ｱ)37,083,375円×(ｲ)397,488,000円÷(ｳ)55,354,310,770円 ＝266,288円 運用財産②について (ｱ)16,033,222円×(ｲ)154,336,000円÷(ｳ)22,723,585,720円 ＝108,895円 合計　266,288円＋108,895円＝375,183円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、<u>37万円</u>	
6	24.11.2	【違反行為】内部者取引（金商法第175条第１項） 【銘柄名】エルピーダメモリ（東証１部） 【課徴金納付命令対象者】ジャパン･アドバイザリー合同会社 【違反行為の態様】 ジャパン･アドバイザリー合同会社において、外国籍の２つのヘッジファンドの財産を実質的に運用していた同社社員が、平成23年７月５日に、エルピーダメモリ株式会社との引受契約の締結の交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙が交渉に関して知り、甲がその職務に関し知った、エルピーダメモリ株式会社の業務執行を決定する機関が株式及び転換社債型新株予約権付社債の募集を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受けながら，この事実が公表された平成23年７月11日より前の平成23年７月６日に、上記外国籍ヘッジファンドの計算において、エルピーダメモリ株式会社株式合計３万 2,600 株を売付価額3,041万4,986円で売り付けた。 【課徴金額】　12万円 （注）課徴金額は、 金商法第175条第１項第３号に規定する売買をした者（以下「違反者」という。）が運用財産の運用として当該売買を行った場合、(ｱ)当該売買が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の	審判手続開始決定日 平成24年11月２日 第１回審判期日（結審） 平成25年２月13日 課徴金納付命令日 平成25年４月16日

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
6 つづき		価額の総額に、(ｲ)当該売買が行われた日からその月の末日までの間の当該運用財産である当該売買の銘柄の総額のうち最も高い額を乗じ、(ｳ)当該取引が行われた月の末日における当該運用財産の総額で除した額となる。 本件では、対象となる取引は、２つの運用財産の運用として行われているため、各運用財産について課徴金額を計算し、それらを合計した額となる。 運用財産①について (ｱ)62,073,784円×(ｲ)82,146,900円÷(ｳ)58,864,796,167円 ＝86,625円 運用財産②について (ｱ)33,132,481円×(ｲ)23,527,900円÷(ｳ)21,866,025,539円 ＝35,650円 合計　86,625円＋35,650円＝122,275円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、12万円	
7	24.12.13	【違反行為】相場操縦（金商法第174条の２第１項） 【銘柄名】ヤフー（東証１部） 【課徴金納付命令対象者】タイガー・アジア・パートナーズ・エルエルシー 【違反行為の態様】 タイガー・アジア・パートナーズ・エルエルシー（以下「タイガー・アジア」という。）は、その業務執行社員らにおいて、ヤフー㈱の株式につき、平成21年３月17日午後零時30分頃から午後３時頃までの間、同株式の売買を誘引する目的をもって、直前約定値段より高値の上限価格を提示した買付けの計らい注文を複数の証券会社に分散して発注する方法により、同株式の株価を２万4,310円から２万5,340円まで引き上げるなどし、米国籍ファンドを含む外国籍の２つのヘッジファンド名義で合計３万2,960株の買付け等を行い、そのうち、タイガー・アジアの計算において、米国籍ファンド名義での１万4,172株の買付け等によって、その出資割合である4.82％相当を取引するなどし、もって、同株式の相場を変動させるべき一連の売買等をした。 【課徴金額】　6,571万円 （注）課徴金額は、 (ｲ) 売買対当数量（※１）に係るものについて、 （有価証券の売付け等の価額）－（有価証券の買付け等の価額） と、 (ﾛ) 当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量が買付け等の数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付け等の価額）－（当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量） または、 当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が売付け等の数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付け等の価額） との合計額として計算される。 （※１）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と	審判手続開始決定日 平成24年12月13日 課徴金納付命令日 平成25年１月28日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
7 つづき		買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 ・　本件は、タイガー・アジアが米国籍ファンド名義で行った取引のうち、タイガー・アジアの米国籍ファンドへの出資割合である 4.82%について、タイガー・アジアが自己の計算で買付け等を行ったものと評価して、課徴金を算出した。 ⑴　売買対当数量に係る金額について 当該違反行為に係る売買対当数量は、売付け等の数量が０であり、買付け等の数量が 15,895.0586 株であることから、０株となる。よって、売買対当数量に係る金額は０円である。 ⑵　当該違反行為に係る買付け等の数量が当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量を超える場合の、当該超える数量に係る金額について 上記⑴のとおり，当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が、売付け等の数量を超えることから、当該超える数量 15,895.0586 株について、当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高の価格のうち最も高い価格（28,470 円）に当該超える数量乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額（注３）を控除した額となる。 452,532,318.342 円（28,470 円×15,895.0586 株）－買付け等の価額 386,819,618.742844 円（※２） ＝65,712,699.599156 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、<u>6,571 万円</u> （※２）買付け等の価額は、 違反行為期間中の買付け等に係る金額 「実際の買付け分（24,390 円×339 株，24,400 円×339 株，24,410 円×46 株，24,420 円×20 株，24,500 円×246 株，24,550 円×604 株，24,570 円×231 株，24,580 円×102 株，24,590 円×63 株，24,650 円×11 株，24,660 円×11 株，24,680 円×26 株，24,690 円×84 株，24,700 円×78 株，24,710 円×80 株，24,720 円×116 株，24,730 円×282 株，24,740 円×70 株，24,750 円×585 株，24,760 円×930 株，24,770 円×528 株，24,780 円×425 株，24,790 円×387 株，24,800 円×871 株，24,810 円×407 株，24,820 円×531 株，24,830 円×362 株，24,840 円×1,090 株，24,850 円×626 株，24,860 円×732 株，24,870 円×225 株，24,880 円×502 株，24,890 円×32 株，24,900 円×308 株，24,910 円×54 株，24,920 円×292 株，24,930 円×384 株，24,940 円×211 株，24,950 円×186 株，24,960 円×162 株，24,970 円×1,664 株，24,980 円×1,053 株，24,990 円×1,604 株，25,000 円×2,556 株，25,040 円×5 株，25,050 円×41 株，25,060 円×21 株，25,070 円×212 株，25,080 円×21 株，25,100 円×15 株，25,110 円×65 株，25,120 円×144 株，25,130 円×4 株，25,140 円×46 株，25,150 円×169 株，25,160 円×261 株，25,170 円×151 株，25,180 円×163 株，25,190 円×259 株，25,200 円×261 株，25,210 円×1 株，25,220 円×440 株，25,230 円×134 株，25,240 円×1 株，25,290 円×73 株，25,300 円×394 株）及びエクイティ・スワップ取引分（24,948.50 円×10,624 株）」の合計額のうち，米国籍ファンドの名義で行われた取引分（43%）に，タイガー・アジアの米国籍ファンドに対する出資割合 4.82 パーセントを乗じた額 及び 違反行為の開始時に所有又は約定している有価証券の買付け等に係る金額 「実際の所有分（24,310 円×70,442 株）＋エクイティ・スワップ取引分（24,310 円×245,159 株）」にタイガー・アジアの米国籍フ	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
7 つづき		ファンドに対する出資割合4.82パーセントを乗じた額の合計額である。	

※　根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

③開示検査の結果に基づく勧告（開示書類の虚偽記載等）

（平成 24 年４月～平成 25 年３月）

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>勧告実施年月日</th><th>勧告の対象となった法令違反等の内容</th><th>勧告後の経緯</th></tr>
<tr><td>1</td><td>24.4.13</td><td>○ 有価証券報告書等の虚偽記載
（旧金商法第 172 条の２第１項・第２項、金商法第 172 条の４第１項・第２項）

【課徴金納付命令対象者】オリンパス㈱（東証１部）

【違反行為の態様】
投資有価証券の過大計上及びのれんの過大計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。

【虚偽記載の内容】
（単位：百万円）
<table>
<tr><th>（平成 19 年３月期）</th><th>虚偽記載額</th><th>認定金額</th></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>344,871</td><td>224,951</td></tr>
<tr><td>（平成 19 年９月中間期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>372,473</td><td>248,965</td></tr>
<tr><td>（平成 20 年３月期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>367,876</td><td>242,877</td></tr>
<tr><td>（平成 20 年６月第１四半期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>366,948</td><td>240,628</td></tr>
<tr><td>（平成 20 年９月第２四半期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>343,910</td><td>211,897</td></tr>
<tr><td>（平成 20 年 12 月第３四半期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>241,281</td><td>110,428</td></tr>
<tr><td>（平成 21 年３月期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>168,784</td><td>110,594</td></tr>
<tr><td>（平成 21 年６月第１四半期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>185,941</td><td>127,124</td></tr>
<tr><td>（平成 21 年９月第２四半期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>204,298</td><td>146,821</td></tr>
<tr><td>（平成 21 年 12 月第３四半期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>214,952</td><td>158,251</td></tr>
<tr><td>（平成 22 年３月期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>216,891</td><td>163,142</td></tr>
<tr><td>（平成 22 年６月第１四半期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>185,922</td><td>132,408</td></tr>
<tr><td>（平成 22 年９月第２四半期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>180,482</td><td>128,255</td></tr>
<tr><td>（平成 22 年 12 月第３四半期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>160,173</td><td>109,488</td></tr>
<tr><td>（平成 23 年３月期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>166,836</td><td>115,589</td></tr>
<tr><td>（平成 23 年６月第１四半期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>151,147</td><td>101,751</td></tr>
</table>
【課徴金額】　１億 9,181 万 9,994 円
（注）課徴金額は、以下のように算出される。</td><td>審判手続開始決定日
平成 24 年４月 13 日
課徴金納付命令日
平成 24 年７月 11 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</td></tr>
</table>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1 つづき		①　平成19年３月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の３を乗じて得た額（28,731,612円）が300万円を超えることから、28,731,612円について、１万円未満を切り捨てて、28,730,000円となる。 ②　平成19年９月中間期半期報告書及び平成20年３月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の３を乗じて得た額（35,078,652円）が300万円を超えることから、 イ　平成19年９月中間期半期報告書については、 17,530,000円（１万円未満を切り捨て。以下、この項において同じ。） ロ　平成20年３月期有価証券報告書については、 35,070,000円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、旧金商法第185条の７第２項の規定により、35,070,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 ⅰ　平成 19 年９月中間期半期報告書に係る課徴金の額は、11,687,777円 ⅱ　平成 20 年３月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、23,382,222円 ③　平成20年６月第１四半期四半期報告書、平成20年９月第２四半期四半期報告書、平成20年12月第３四半期四半期報告書及び平成21年３月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の３を乗じて得た額（21,089,781円）が300万円を超えることから、 イ　平成20年６月第１四半期四半期報告書については、 10,540,000円（１万円未満を切り捨て。以下、この項において同じ。） ロ　平成20年９月第２四半期四半期報告書については、 10,540,000円 ハ　平成20年12月第３四半期四半期報告書については、 10,540,000円 ニ　平成21年３月期有価証券報告書については、 21,080,000円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、旧金商法第185条の７第２項の規定により、21,080,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 ⅰ　平成 20 年６月第１四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、4,216,000円 ⅱ　平成 20 年９月第２四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、4,216,000円 ⅲ　平成20年12月第３四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、4,216,000円 ⅳ　平成 21 年３月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、8,432,000円 ④　平成21年６月第１四半期四半期報告書、平成21年９月第２四半期四半期報告書、平成21年12月第３四半期四半期報告書及び平成22年３月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の６を乗じて得た額 （平成21年６月第１四半期四半期報告書　31,208,060円 平成21年９月第２四半期四半期報告書　40,180,314円 平成21年12月第３四半期四半期報告書　45,438,721円 平成22年３月期有価証券報告書　40,873,928円） が600万円を超えることから、 イ　平成21年６月第１四半期四半期報告書については、	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1 つづき		15,600,000円（１万円未満を切り捨て。以下、この項において同じ。） ロ　平成21年９月第２四半期四半期報告書については、20,090,000円 ハ　平成21年12月第３四半期四半期報告書については、22,710,000円 ニ　平成22年３月期有価証券報告書については、40,870,000円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第185条の７第６項の規定により、45,420,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 ⅰ　平成21年６月第１四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、7,137,624円 ⅱ　平成21年９月第２四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、9,191,979円 ⅲ　平成21年12月第３四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、10,390,734円 ⅳ　平成22年３月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、18,699,661円 ⑤　平成22年６月第１四半期四半期報告書、平成22年９月第２四半期四半期報告書、平成22年12月第３四半期四半期報告書及び平成23年３月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の６を乗じて得た額 平成22年６月第１四半期四半期報告書　41,663,213円 平成22年９月第２四半期四半期報告書　35,995,818円 平成22年12月第３四半期四半期報告書　37,961,515円 平成23年３月期有価証券報告書　38,582,384円 が600万円を超えることから、 イ　平成22年６月第１四半期四半期報告書については、20,830,000円（１万円未満を切り捨て。以下、この項において同じ。） ロ　平成22年９月第２四半期四半期報告書については、17,990,000円 ハ　平成22年12月第３四半期四半期報告書については、18,980,000円 ニ　平成23年３月期有価証券報告書については、38,580,000円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第185条の７第６項の規定により、41,660,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 ⅰ　平成22年６月第１四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、9,003,712円 ⅱ　平成22年９月第２四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、7,776,129円 ⅲ　平成22年12月第３四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、8,204,054円 ⅳ　平成23年３月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、16,676,102円 ⑥　平成23年６月第１四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の６を乗じて得た額（39,728,320円）が600万円を超えることから、39,728,320円の２分の１に相当する額について、１万円未満を切り捨てて、19,860,000円となる。	

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>勧告実施年月日</th><th>勧告の対象となった法令違反等の内容</th><th>勧告後の経緯</th></tr>
<tr><td>2</td><td>24.5.25</td><td>○ 四半期報告書等の虚偽記載
（金商法第172条の４第２項）

【課徴金納付命令対象者】スリープログループ㈱（東証マザーズ）

【違反行為の態様】
投資有価証券評価損の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある四半期報告書等を提出した。

【虚偽記載の内容】
（単位：百万円）
（平成22年４月第２四半期）　虚偽記載額　認定金額
連結四半期純損益（累計）　119　50
（平成22年７月第３四半期）
連結四半期純損益（累計）　169　35
（平成22年４月第２四半期（訂正））
連結四半期純損益（累計）　131　50
（平成22年７月第３四半期（訂正））
連結四半期純損益（累計）　174　35

【課徴金額】　600万円

（注）課徴金額は、以下のように算出される。
平成22年４月第２四半期四半期報告書、平成22年７月第３四半期四半期報告書、平成22年４月第２四半期四半期報告書の訂正報告書及び平成22年７月第３四半期四半期報告書の訂正報告書に係るもの
同社の株式の市場価額の総額に10万分の６を乗じて得た額
（平成22年４月第２四半期四半期報告書　126,330円
平成22年７月第３四半期四半期報告書　114,427円
平成22年４月第２四半期四半期報告書の訂正報告書　126,330円
平成22年７月第３四半期四半期報告書の訂正報告書　114,427円）
が600万円を超えないことから、
イ　平成22年４月第２四半期四半期報告書については、300万円
ロ　平成22年７月第３四半期四半期報告書については、300万円
ハ　平成22年４月第２四半期四半期報告書の訂正報告書については、300万円
ニ　平成22年７月第３四半期四半期報告書の訂正報告書については、300万円
となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第185条の７第６項の規定により、600万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。
i　平成22年４月第２四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、150万円
ii　平成22年７月第３四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、150万円
iii　平成22年４月第２四半期四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は、150万円
iv　平成22年７月第３四半期四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は、150万円</td><td>審判手続開始決定日
平成24年５月25日
課徴金納付命令日
平成24年６月11日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>勧告実施年月日</th><th>勧告の対象となった法令違反等の内容</th><th>勧告後の経緯</th></tr>
<tr><td>3</td><td>24.5.25</td><td>○ 有価証券報告書等の虚偽記載
（金商法第172条の４第１項・第２項）

【課徴金納付命令対象者】ＲＨインシグノ㈱（札証）

【違反行為の態様】
のれんの過大計上による損失の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。

【虚偽記載の内容】
（単位：百万円）
<table>
<tr><td>（平成21年９月第２四半期）</td><td>虚偽記載額</td><td>認定金額</td></tr>
<tr><td>連結四半期純損益（累計）</td><td>▲7</td><td>▲274</td></tr>
<tr><td>（平成21年12月第３四半期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結四半期純損益（累計）</td><td>▲0</td><td>▲253</td></tr>
<tr><td>（平成22年３月期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結経常損益</td><td>64</td><td>▲265</td></tr>
<tr><td>連結当期純損益</td><td>116</td><td>▲483</td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>2,237</td><td>1,686</td></tr>
<tr><td>（平成22年６月第１四半期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>2,172</td><td>1,603</td></tr>
<tr><td>（平成22年９月第２四半期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>2,029</td><td>1,466</td></tr>
<tr><td>（平成22年12月第３四半期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>1,928</td><td>1,373</td></tr>
<tr><td>（平成22年３月期（訂正））</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>2,304</td><td>1,686</td></tr>
<tr><td>（平成22年６月第１四半期（訂正））</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>2,172</td><td>1,603</td></tr>
<tr><td>（平成22年９月第２四半期（訂正））</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>2,029</td><td>1,466</td></tr>
</table>
【課徴金額】　1,200万円

（注）課徴金額は、以下のように算出される。
①　平成21年９月第２四半期四半期報告書、平成21年12月第３四半期四半期報告書、平成22年３月期有価証券報告書及び平成22年３月期有価証券報告書の訂正報告書に係るもの
同社の株式の市場価額の総額に10万分の６を乗じて得た額
（平成21年９月第２四半期四半期報告書　27,299円
平成21年12月第３四半期四半期報告書　32,659円
平成22年３月期有価証券報告書　27,289円
平成22年３月期有価証券報告書の訂正報告書　27,289円）
が600万円を超えないことから、
イ　平成21年９月第２四半期四半期報告書については、300万円
ロ　平成21年12月第３四半期四半期報告書については、300万円
ハ　平成22年３月期有価証券報告書については、600万円
ニ　平成22年３月期有価証券報告書の訂正報告書については、600万円</td><td>審判手続開始決定日
平成24年５月25日
課徴金納付命令日
平成24年６月19日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</td></tr>
</table>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3 つづき		となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の７第６項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 ⅰ　平成 21 年９月第２四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、100 万円 ⅱ　平成 21 年 12 月第３四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、100 万円 ⅲ　平成 22 年３月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、200 万円 ⅳ　平成 22 年３月期有価証券報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は、200 万円 ②　平成 22 年６月第１四半期四半期報告書、平成 22 年９月第２四半期四半期報告書、平成 22 年 12 月第３四半期四半期報告書、平成 22 年６月第１四半期四半期報告書の訂正報告書及び平成 22 年９月第２四半期四半期報告書の訂正報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の６を乗じて得た額 平成 22 年６月第１四半期四半期報告書　32,872 円 平成 22 年９月第２四半期四半期報告書　29,994 円 平成 22 年 12 月第３四半期四半期報告書　23,410 円 平成 22 年６月第１四半期四半期報告書の訂正報告書　32,872 円 平成 22 年９月第２四半期四半期報告書の訂正報告書　29,994 円 が 600 万円を超えないことから、 イ　平成 22 年６月第１四半期四半期報告書については、300 万円 ロ　平成 22 年９月第２四半期四半期報告書については、300 万円 ハ　平成 22 年 12 月第３四半期四半期報告書については、300 万円 ニ　平成 22 年６月第１四半期四半期報告書の訂正報告書については、300 万円 ホ　平成 22 年９月第２四半期四半期報告書の訂正報告書については、300 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の７第６項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 ⅰ　平成 22 年６月第１四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円 ⅱ　平成 22 年９月第２四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円 ⅲ　平成 22 年 12 月第３四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円 ⅳ　平成 22 年６月第１四半期四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は、120 万円 ⅴ　平成 22 年９月第２四半期四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は、120 万円	

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>勧告実施年月日</th><th>勧告の対象となった法令違反等の内容</th><th>勧告後の経緯</th></tr>
<tr><td>4</td><td>24.7.10</td><td>○ 有価証券報告書等の虚偽記載
（金商法第172条の４第１項・第２項、第172条の２第１項）

【課徴金納付命令対象者】㈱ホッコク（大証ジャスダック）

【違反行為の態様】
架空売上の計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。

【虚偽記載の内容】
○ 継続開示
（単位：百万円）
（平成21年９月第２四半期） 虚偽記載額 認定金額
連結四半期純損益（累計） ▲45 ▲283以上
（平成21年12月第３四半期）
連結四半期純損益（累計） ▲161 ▲398以上
（平成22年３月期）
連結経常損益 ▲116 ▲382以上
連結当期純損益 ▲942 ▲1,209以上

○ 発行開示
平成22年８月３日提出有価証券届出書（新株予約権証券）
（組込情報）平成22年３月期有価証券報告書
平成22年８月３日提出有価証券届出書（普通株式）
（組込情報）平成22年３月期有価証券報告書

【課徴金額】 2,681万円

（注）課徴金額は、以下のように算出される。
① 平成21年９月第２四半期四半期報告書、平成21年12月第３四半期四半期報告書及び平成22年３月期有価証券報告書に係るもの
同社の株式の市場価額の総額に10万分の６を乗じて得た額
（平成21年９月第２四半期四半期報告書 117,101円
平成21年12月第３四半期四半期報告書 97,481円
平成22年３月期有価証券報告書 105,164円）
が600万円を超えないことから、
イ 平成21年９月第２四半期四半期報告書については、300万円
ロ 平成21年12月第３四半期四半期報告書については、300万円
ハ 平成22年３月期有価証券報告書については、600万円
となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第185条の７第６項の規定により、600万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。
ⅰ 平成21年９月第２四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、150万円
ⅱ 平成21年12月第３四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、150万円
ⅲ 平成22年３月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、300万円</td><td>審判手続開始決定日
平成24年７月10日
課徴金納付命令日
平成24年８月９日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>勧告実施年月日</th><th>勧告の対象となった法令違反等の内容</th><th>勧告後の経緯</th></tr>
<tr><td>4
つづき</td><td></td><td>② 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に相当する額が課徴金の額となることから、
イ 平成 22 年８月３日提出の有価証券届出書（新株予約権証券）に係る課徴金の額は、
62,767,341×4.5／100＝2,824,530 円
について、１万円未満を切り捨てて、282 万円となる。
ロ 平成 22 年８月３日提出の有価証券届出書（普通株式）に係る課徴金の額は、
399,903,000×4.5／100＝17,995,635 円
について、１万円未満を切り捨てて、1,799 万円となる。</td><td></td></tr>
<tr><td>5</td><td>24.９.28</td><td>○ 有価証券報告書等の虚偽記載
（金商法第 172 条の４第１項・第２項）

【課徴金納付命令対象者】㈱プリンシパル・コーポレーション（大証ジャスダック）

【違反行為の態様】
貸倒引当金の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。

【虚偽記載の内容】
（単位：百万円）
（平成 23 年３月期） 虚偽記載額 認定金額
連結当期純損益 657 352
連結純資産額 700 395
（平成 23 年６月第１四半期）
連結純資産額 584 273
（平成 23 年９月第２四半期）
連結純資産額 408 122

【課徴金額】 1,200 万円

（注）課徴金額は、以下のように算出される。
① 平成 23 年３月期有価証券報告書に係るもの
同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の６を乗じて得た額（137,474 円）が 600 万円を超えないことから、600 万円となる。

② 平成 23 年６月第１四半期四半期報告書及び平成 23 年９月第２四半期四半期報告書に係るもの
同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の６を乗じて得た額
〔平成 23 年６月第１四半期四半期報告書 113,711 円
平成 23 年９月第２四半期四半期報告書 159,972 円〕
が 600 万円を超えないことから、
イ 平成 23 年６月第１四半期四半期報告書については、
300 万円
ロ 平成 23 年９月第２四半期四半期報告書については、
300 万円</td><td>審判手続開始決定日
平成 24 年９月 28 日
課徴金納付命令日
平成 24 年 11 月９日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>勧告実施年月日</th><th>勧告の対象となった法令違反等の内容</th><th>勧告後の経緯</th></tr>
<tr><td>6</td><td>24.10.16</td><td>○ 有価証券報告書等の虚偽記載
（旧金商法第172条の２第１項・第２項）

【課徴金納付命令対象者】㈱ストリーム（東証マザーズ）

【違反行為の態様】
売上原価の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。

【虚偽記載の内容】
（単位：百万円）
<table>
<tr><td>（平成19年７月中間期）</td><td>虚偽記載額</td><td>認定金額</td></tr>
<tr><td>連結経常損益</td><td>192</td><td>▲8</td></tr>
<tr><td>連結中間純損益</td><td>114</td><td>▲85</td></tr>
<tr><td>（平成20年１月期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結経常損益</td><td>443</td><td>181</td></tr>
<tr><td>連結当期純損益</td><td>272</td><td>65</td></tr>
<tr><td>（平成20年７月中間期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結経常損益</td><td>220</td><td>73</td></tr>
<tr><td>連結中間純損益</td><td>129</td><td>▲1</td></tr>
<tr><td>（平成21年１月期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結当期純損益</td><td>143</td><td>74</td></tr>
</table>
【課徴金額】　600万円

（注）課徴金額は、以下のように算出される。
① 平成19年７月中間期半期報告書及び平成20年１月期有価証券報告書に係るもの
同社の株式の市場価額の総額に10万分の３を乗じて得た額（252,492円）が300万円を超えないことから、
イ 平成19年７月中間期半期報告書については、
150万円
ロ 平成20年１月期有価証券報告書については、
300万円
となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、旧金商法第185条の７第２項の規定により、300万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。
ⅰ 平成19年７月中間期半期報告書に係る課徴金の額は、
100万円
ⅱ 平成20年１月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、
200万円

② 平成20年７月中間期半期報告書及び平成21年１月期有価証券報告書に係るもの
同社の株式の市場価額の総額に10万分の３を乗じて得た額（89,578円）が300万円を超えないことから、
イ 平成20年７月中間期半期報告書については、
150万円
ロ 平成21年１月期有価証券報告書については、
300万円
となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、旧金商法第185条の７第２項の規定により、300万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。</td><td>審判手続開始決定日
平成24年10月16日
課徴金納付命令日
平成24年11月21日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>勧告実施年月日</th><th>勧告の対象となった法令違反等の内容</th><th>勧告後の経緯</th></tr>
<tr><td>6
つづき</td><td></td><td>i　平成 20 年７月中間期半期報告書に係る課徴金の額は、<u>100 万円</u>
ii　平成 21 年１月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u></td><td></td></tr>
<tr><td>7</td><td>24.11.6</td><td>○ 有価証券報告書等の虚偽記載
（旧金商法第 172 条の２第１項）

【課徴金納付命令対象者】㈱東理ホールディングス（東証２部）

【違反行為の態様】
貸倒引当金繰入額の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。

【虚偽記載の内容】
（単位：百万円）
（平成 20 年３月期）　<u>虚偽記載額</u>　<u>認定金額</u>
連結当期純損益　▲9,407　▲10,199
（平成 20 年３月期（訂正））
連結当期純損益　▲9,572　▲10,199
（平成 20 年３月期（訂正））
連結当期純損益　▲9,572　▲10,199

【課徴金額】　300 万円

（注）課徴金額は、以下のように算出される。
①　平成 20 年３月期有価証券報告書、平成 20 年３月期有価証券報告書の訂正報告書（平成 20 年８月８日提出）及び平成 20 年３月期有価証券報告書の訂正報告書（平成 22 年２月 15 日提出）に係るもの
同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の３を乗じて得た額
（平成 20 年３月期有価証券報告書　595,519 円
平成 20 年３月期有価証券報告書の訂正報告書
（平成 20 年８月８日提出）　595,519 円
平成 20 年３月期有価証券報告書の訂正報告書
（平成 22 年２月 15 日提出）　595,519 円）
が 300 万円を超えないことから、
イ　平成 20 年３月期有価証券報告書については、300 万円
ロ　平成 20 年３月期有価証券報告書の訂正報告書（平成 20 年８月８日提出）については、300 万円
ハ　平成 20 年３月期有価証券報告書の訂正報告書（平成 22 年２月 15 日提出）については、300 万円
となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、旧金商法第 185 条の７第２項の規定により、300 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。
i　平成 20 年３月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>100 万円</u>
ii　平成 20 年３月期有価証券報告書の訂正報告書（平成 20 年８月８日提出）に係る課徴金の額は、<u>100 万円</u>
iii　平成 20 年３月期有価証券報告書の訂正報告書（平成 22 年２月 15 日提出）に係る課徴金の額は、<u>100 万円</u></td><td>審判手続開始決定日
平成 24 年 11 月６日
課徴金納付命令日
平成 24 年 12 月５日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>勧告実施年月日</th><th>勧告の対象となった法令違反等の内容</th><th>勧告後の経緯</th></tr>
<tr><td>8</td><td>25.３.26</td><td>○ 有価証券報告書等の虚偽記載
（旧金商法第 172 条の２第１項・第２項、金商法第 172 条の２第１項、172 条の４第１項・第２項）

【課徴金納付命令対象者】㈱クロニクル（大証ジャスダック）

【違反行為の態様】
営業出資金名目の使途不明金に係る損失の不計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。

【虚偽記載の内容】
○ 継続開示
（単位：百万円）
<table>
<tr><th></th><th>虚偽記載額</th><th>認定金額</th></tr>
<tr><td>（平成 20 年 12 月第１四半期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結四半期純損益（累計）</td><td>▲1,228</td><td>▲1,581 以上</td></tr>
<tr><td>（平成 21 年３月第２四半期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結四半期純損益（累計）</td><td>▲1,440</td><td>▲1,868 以上</td></tr>
<tr><td>（平成 21 年６月第３四半期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結四半期純損益（累計）</td><td>▲2,122</td><td>▲2,544 以上</td></tr>
<tr><td>（平成 21 年９月期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結当期純損益</td><td>▲2,389</td><td>▲2,949 以上</td></tr>
<tr><td>（平成 22 年９月期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>4,968</td><td>3,837 以下</td></tr>
<tr><td>（平成 22 年 12 月第１四半期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>4,802</td><td>3,642 以下</td></tr>
<tr><td>（平成 23 年３月第２四半期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>4,678</td><td>3,535 以下</td></tr>
<tr><td>（平成 23 年６月第３四半期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>4,485</td><td>3,329 以下</td></tr>
<tr><td>（平成 23 年９月期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>3,669</td><td>2,855 以下</td></tr>
<tr><td>（平成 23 年 12 月第１四半期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>3,515</td><td>2,742 以下</td></tr>
<tr><td>（平成 24 年３月第２四半期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>3,375</td><td>2,601 以下</td></tr>
<tr><td>（平成 24 年６月第３四半期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>3,275</td><td>2,512 以下</td></tr>
<tr><td>（平成 24 年９月期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>1,559</td><td>396</td></tr>
</table>

○ 発行開示
平成 23 年 12 月７日提出有価証券届出書
（組込情報）平成 22 年９月期有価証券報告書
平成 23 年６月第３四半期四半期報告書

【課徴金額】 6,443 万円

（注）課徴金額は、以下のように算出される。
① 平成 20 年 12 月第１四半期四半期報告書、平成 21 年３月第２</td><td>審判手続開始決定日
平成 25 年３月 26 日
課徴金納付命令日
平成 25 年５月 10 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</td></tr>
</table>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
8 つづき		四半期四半期報告書、平成21年６月第３四半期四半期報告書及び平成21年９月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の３を乗じて得た額（49,633円）が300万円を超えないことから、 イ　平成20年12月第１四半期四半期報告書については、 150万円 ロ　平成21年３月第２四半期四半期報告書については、 150万円 ハ　平成21年６月第３四半期四半期報告書については、 150万円 ニ　平成21年９月期有価証券報告書については、 300万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、旧金商法第185条の７第２項の規定により、300万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 ⅰ　平成20年12月第１四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、60万円 ⅱ　平成21年３月第２四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、60万円 ⅲ　平成21年６月第３四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、60万円 ⅳ　平成21年９月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、120万円 ②　平成22年９月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の６を乗じて得た額（80,694円）が600万円を超えないことから、600万円となる。 ③　平成22年12月第１四半期四半期報告書、平成23年３月第２四半期四半期報告書、平成23年６月第３四半期四半期報告書及び平成23年９月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の６を乗じて得た額 （平成22年12月第１四半期四半期報告書　55,292円 平成23年３月第２四半期四半期報告書　166,468円 平成23年６月第３四半期四半期報告書　56,065円 平成23年９月期有価証券報告書　175,853円） が600万円を超えないことから、 イ　平成22年12月第１四半期四半期報告書については、 300万円 ロ　平成23年３月第２四半期四半期報告書については、 300万円 ハ　平成23年６月第３四半期四半期報告書については、 300万円 ニ　平成23年９月期有価証券報告書については、 600万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第185条の７第６項の規定により、600万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 ⅰ　平成22年12月第１四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円 ⅱ　平成23年３月第２四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円 ⅲ　平成23年６月第３四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円 ⅳ　平成23年９月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、240万円 ④　平成23年12月第１四半期四半期報告書、平成24年３月第２四半期四半期報告書、平成24年６月第３四半期四半期報告書及	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
8 つづき		び平成24年９月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の６を乗じて得た額 （平成23年12月第１四半期四半期報告書　76,777円 平成24年３月第２四半期四半期報告書　104,045円 平成24年６月第３四半期四半期報告書　80,644円 平成24年９月期有価証券報告書　78,976円） が600万円を超えないことから、 イ　平成23年12月第１四半期四半期報告書については、 300万円 ロ　平成24年３月第２四半期四半期報告書については、 300万円 ハ　平成24年６月第３四半期四半期報告書については、 300万円 ニ　平成24年９月期有価証券報告書については、 600万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第185条の７第６項の規定により、600万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 ⅰ　平成23年12月第１四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120万円</u> ⅱ　平成24年３月第２四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120万円</u> ⅲ　平成24年６月第３四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120万円</u> ⅳ　平成24年９月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>240万円</u> ⑤　重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の100分の4.5に相当する額が課徴金の額となることから、平成23年12月７日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、 965,280,000×4.5／100＝43,437,600円 について、１万円未満を切り捨てて、<u>4,343万円</u>となる。	
9	25.３.29	○ 有価証券報告書等の虚偽記載 （旧金商法第172条の２第１項、金商法第172条の２第１項） 【課徴金納付命令対象者】日本風力開発㈱（東証マザーズ） 【違反行為の態様】 実態のない風力発電機販売斡旋取引に係る売上の計上により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を参照書類とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。 【虚偽記載の内容】 ○　継続開示 （単位：百万円） （平成21年３月期）　<u>虚偽記載額</u>　<u>認定金額</u> 連結経常損益　2,201　▲64 連結当期純損益　831　▲1,434 （平成21年３月期（訂正）） 連結経常損益　1,861　▲404 連結当期純損益　630　▲1,635	審判手続開始決定日 平成25年３月29日 審判手続中 （平成25年５月31日現在）

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
9 つづき		○　発行開示 平成21年9月7日提出有価証券届出書 （参照書類）平成21年3月期有価証券報告書 平成21年11月10日提出有価証券届出書（一般募集） （参照書類）平成21年3月期有価証券報告書 平成21年11月10日提出有価証券届出書 （その他の者に対する割当） （参照書類）平成21年3月期有価証券報告書 平成22年1月15日提出有価証券届出書 （参照書類）平成21年3月期有価証券報告書 【課徴金額】　3億9,969万円 （注）課徴金額は、以下のように算出される。 ①　平成21年3月期有価証券報告書及び平成21年3月期有価証券報告書の訂正報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額（1,153,737円）が300万円を超えないことから、 イ　平成21年3月期有価証券報告書については、300万円 ロ　平成21年3月期有価証券報告書の訂正報告書については、300万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、旧金商法第185条の7第2項の規定により、300万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 ⅰ　平成21年3月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、150万円 ⅱ　平成21年3月期有価証券報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は、150万円 ②　重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた有価証券の発行価額の総額の100分の4.5に相当する額が課徴金の額となることから、 イ　平成21年9月7日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、 3,000,000×4.5／100＝1億3,500万円となる。 ロ　平成21年11月10日提出の有価証券届出書（一般募集）に係る課徴金の額は、 4,726,900,000×4.5/100＝212,710,500円について、1万円未満を切り捨てて、2億1,271万円となる。 ハ　平成21年11月10日提出の有価証券届出書（その他の者に対する割当）に係る課徴金の額は、 709,035,000×4.5/100＝31,906,575円について、1万円未満を切り捨てて、3,190万円となる。 ニ　平成22年1月15日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、 379,655,667×4.5/100＝17,084,505円について、1万円未満を切り捨てて、1,708万円となる。	

※1　根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

※2　「旧金商法」とは、平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法をいう。

(3)　訂正報告書等の提出命令に関する勧告

（平成 24 年４月～平成 25 年３月）

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>勧告実施年月日</th><th>勧告の対象となった法令違反等の内容</th><th>勧告後の経緯</th></tr>
<tr><td>1</td><td>25．3．29</td><td>○ 訂正報告書の提出命令
（金商法第 24 条の２第１項において準用する同法第 10 条第１項）

【課徴金納付命令対象者】日本風力開発㈱（東証マザーズ）

【違反行為の態様】
日本風力開発㈱は、実態のない風力発電機販売斡旋取引に係る売上が計上されている平成 21 年３月期有価証券報告書を平成 21 年６月 24 日に関東財務局長に提出した。その後、当該有価証券報告書については、その訂正報告書が平成 22 年７月 28 日に関東財務局長に提出されているが、当該訂正報告書によっても上記売上が訂正されていない。

【虚偽記載の内容】
（単位：百万円）
<table>
<tr><th>（平成 21 年３月期（平成 22 年７月 28 日提出の訂正報告書により訂正されたもの））</th><th>虚偽記載額</th><th>認定金額</th></tr>
<tr><td>連結経常損益</td><td>1,861</td><td>▲404</td></tr>
<tr><td>連結当期純損益</td><td>630</td><td>▲1,635</td></tr>
</table>
</td><td>聴聞期日
平成 25 年４月８日
訂正報告書提出命令日
平成 25 年４月 12 日

なお、本件決定に対して、当社は、平成 25 年４月 18 日に東京地方裁判所に取消訴訟を提起している。</td></tr>
</table>

※１　根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

※２　「旧金商法」とは、平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法をいう。

2-4-4　課徴金納付命令までの流れ

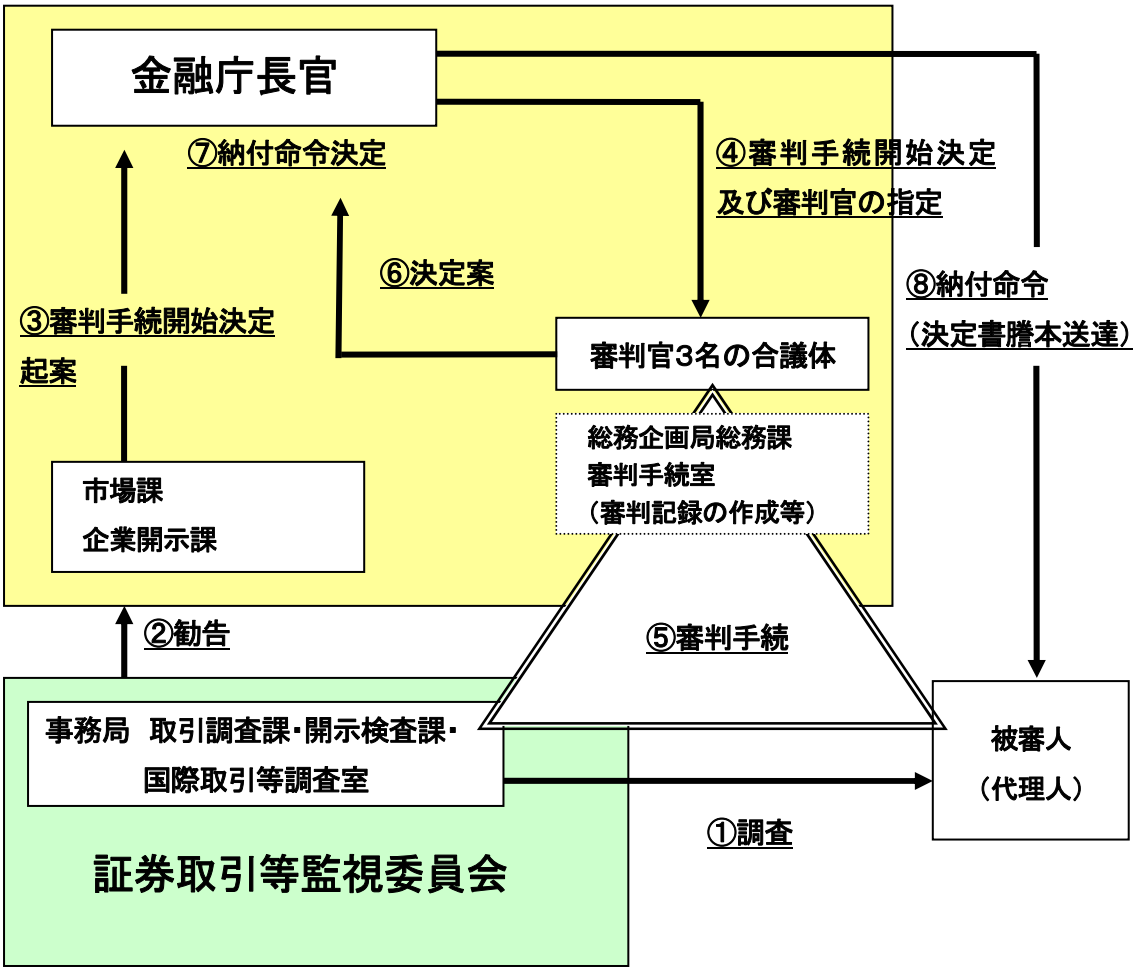

①　証券取引等監視委員会が調査

②　その結果、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告

③・④　勧告を受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定及び審判官を指定

⑤　審判官による審判手続

⑥　審判手続を経たうえで、審判事件についての決定案を作成、金融庁長官に提出

⑦・⑧　金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金の納付を命ずる決定（課徴金納付命令）

2-4-5　課徴金納付命令に関する勧告件数及び課徴金額

（内部者取引及び相場操縦）

年度	勧告件数（件）・課徴金額（円）					
			内部者取引		相場操縦	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
17	4	1,660,000	4	1,660,000	0	0
18	11	49,150,000	11	49,150,000	0	0
19	16	39,600,000	16	39,600,000	0	0
20	18	66,610,000	17	59,160,000	1	7,450,000
21	43	55,480,000	38	49,220,000	5	6,260,000
22	26	63,940,000	20	42,680,000	6	21,260,000
23	18	31,690,000	15	26,300,000	3	5,390,000
24	32	135,720,000	19	35,150,000	13	100,570,000
合計	168	443,850,000	140	302,920,000	28	140,930,000

（開示規制違反等）

年度	勧告件数（件）・課徴金額（円）					
			開示規制		その他	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
17	0	0	0	0	0	0
18	3	633,330,000	3	633,330,000	0	0
19	8	66,849,997	8	66,849,997	0	0
20	11	1,913,909,997	11	1,913,909,997	0	0
21	10	711,479,998	9	703,979,998	1	7,500,000
22	19	1,879,819,994	19	1,879,819,994	0	0
23	11	569,250,000	11	569,250,000	0	0
24	9	721,749,994	9	721,749,994	0	0
合計	71	6,496,389,980	70	6,488,889,980	1	7,500,000

（注）
1　年度とは当年4月～翌年3月をいう。
2　課徴金額は勧告時点のもの。
3　内部者取引のうち、平成23年度に個人に対し行われた1件（課徴金額550,000円）については、課徴金納付命令の勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。
4　開示規制のうち、平成21年度に個人に対し行われた1件（課徴金額120,730,000円）については、課徴金納付命令の勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。
5　その他の1件は、公開買付開始公告実施義務違反である。

２－５　申立て実施状況

１　申立て実施件数一覧表

年度	20	21	22	23	24	合計
合計	0(0)	0	2	3	1	6
無登録業者等	0(0)	0	1	3	1	5
無届募集	0(0)	0	1	0	0	1

(注 1) 平成 20 年度()内書きは「会計年度ベース」への移行のための平成 21 年度との重複期間（平成 21 年 4 月～6 月）の件数である。

(注 2) 平成 20 年度まで「事務年度ベース」7 月～翌年 6 月、平成 21 年度から「会計年度ベース」4 月～翌年 3 月

２　無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て実績

被申立人	申立日 （申立てを行った裁判所）	申立ての内容	発令日
１．㈱大経 他２名 （東京都中央区）	平成 22 年 11 月 17 日 （東京地裁）	**<u>無登録金融商品取引業（株式等の募集の取扱い等）の禁止等</u>** ㈱大経他２名（以下「当社ら」という。）は、金融商品取引業の登録を受けずに、平成 22 年２月ころから６月ころまでの間、業として、㈱生物化学研究所（山梨県中央市。以下「生物化学」という。）が新規に発行する株式及び新株予約権の取得の勧誘を行い、その結果、約 100 名の投資家が生物化学の株式等を１億円弱で取得していたほか、同年 11 月末に予定されている生物化学の新株発行に向けて投資家に対する取得の勧誘を行っていたものである。また、当社らは上記株式等のほかにも、平成 15 年７月の設立以来、別の株式会社４社の株式につき、投資家に対する取得の勧誘を繰り返し行っていたものである。このような当社らの行為は、金商法第 29 条に違反するものである。	平成 22 年 11 月 26 日（東京地裁）
２．㈱生物化学研究所 （山梨県中央市）	平成 22 年 11 月 26 日 （甲府地裁）	**<u>無届募集（株式等）の禁止等</u>** ㈱生物化学研究所（以下「当社」という。）は、平成 22 年２月ころから同年６月ころまでの間、７回にわたって自社の株式及び新株予約権（以下「株式等」という。）の発行を行い、金融商品取引業の登録等がない㈱大経と連携して株式等の取得の勧誘を行った結果、約 100 名の投資家に株式等を取得させていた（株式の払込金額約１億円、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額約２億 2,000 万円）。また、当社は、平成 22 年 11 月末発行予定の株式について投資家に対する取得の勧誘を行っていた。 当社は、上記各発行のいずれについても有価証券届出書を提出していなかった。しかしながら、上記７回のうち６回の	平成 22 年 12 月 15 日（甲府地裁）

		発行に係る株式等及び平成 22 年 11 月末発行予定の株式に関する取得の勧誘は、いずれも、有価証券の募集に該当し、かつ、金商法第４条第１項本文の規定の適用を受けることから、有価証券届出書を提出しなければ行ってはならないものである。	
３．**ジャパンリアライズ㈱他２名** （北海道札幌市）、（適格機関投資家等特例業務届出者）	平成 23 年 4 月 28 日（札幌地裁）	**<u>無登録金融商品取引業（ファンドの私募等、運用）の禁止等</u>** ジャパンリアライズ㈱他２名（以下「当社ら」という。）は、平成 20 年 11 月ころから平成 23 年４月までの間、合計 20 本の組合契約（以下「ＪＲファンド」という。）の持分の私募を行い、その出資金の運用を行っていた。当社らは、集めた出資金を外国為替証拠金取引により運用しており、ＪＲファンドの出資対象事業はいずれも同一であった。 そうすると、ＪＲファンドは、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の私募の要件として、６か月以内に持分を取得させた適格機関投資家以外の者（以下「一般投資家」という。）は通算 49 名以下でなければならないところ、遅くとも、平成 22 年４月上旬以降に行われた私募はいずれもこの要件を満たしていなかった。また、ＪＲファンドは、特例業務の運用の要件として、ＪＲファンド全体で、適格機関投資家１名以上及び一般投資家49名以下からの出資でなければならないところ、運用中のＪＲファンドの一般投資家の人数は、遅くとも、平成 21 年８月末以降、49 名を超え、平成 23 年３月末現在約 100 名であり、この要件を満たしていなかった。 当社らの上記行為は、私募につき、金商法第 28 条第２項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、運用につき、同条第４項に規定する「投資運用業」に該当し、いずれも、同法第 29 条に違反するものである。 また、当社らは、組合契約上、運用益のうち、配当上限額を超えた部分のみ成功報酬として取得するとしているが、実質的には十分な運用益が出ていないにもかかわらず、上限額の配当を行うとともに、出資金の一部を役職員の報酬等に充てていた。さらに、平成 23 年５月２日を募集開始日とする新たなＪＲファンドの勧誘を企画していた。	平成 23 年５月 13 日（札幌地裁）
４．**㈱ベネフィットアロー他３名** （東京都中央区）、（適格機関投資家等特例業務届出者）	平成 23 年 6 月 24 日（東京地裁）	**<u>無登録金融商品取引業（ファンドの私募等の取扱い）の禁止等</u>** ㈱ベネフィットアロー（以下「当社」という。）他３名（以下、当社と併せて「当社ら」という。）は、平成 22 年 11 月ころ以降、(有)フロンティア（東京都中央区、適格機関投資家等特例業務届出者。以下「フロンティア社」という。）から委託を受け、多数の個人投資家に対し、フロンティア社が業務執行組合員となっている組合契約に基づく権利の取得の申込	・平成 23 年７月５日（東京地裁）（被申立人１名） ・平成 23 年７月 15 日（東京地裁）

		みを勧誘し、多数の個人投資家に当該権利を取得させた。当社の株主であるＡ及び当社代表取締役Ｂは、当社の従業員に指示して、上記行為に当たらせた。 Ｃは、平成22年６月ころ以降、当社、㈱コンサルティングファーム（東京都中央区）、Ｒリサーチ㈱（東京都中央区）、㈱セカンドミリオン（東京都港区）、リミックスマネージメント㈱（東京都台東区）、フロンティアターゲット㈱（東京都台東区）及び㈱ツアーコンサルタント（東京都台東区）（以下、併せて「委託会社」という。なお、委託会社は全て適格機関投資家等特例業務届出者。）から委託を受け、勧誘を専門とする複数のグループに指示して、多数の個人投資家に対し、委託会社が営業者となっている匿名組合契約又は委託会社が業務執行組合員となっている組合契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の個人投資家に当該権利を取得させた。 当社らの上記行為は、いずれも、金商法第28条第２項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に違反するものである。 当社に対しては、平成23年４月に関東財務局から無登録で金融商品取引業を行っているとして警告書が発出されていたが、上記のとおり、当社は、その後も無登録で金融商品取引業を行っていたものであり、また、Ｃは、当社以外の他の委託会社に係る組合契約に基づく権利の取得の申込みの勧誘を行っていたものである。	（上記１名以外の被申立人ら）
５．㈱Ｅファクトリー及び㈱エクセレント他１名 （東京都新宿区）、（適格機関投資家等特例業務届出者）	平成23年12月22日（東京地裁）	**<u>適格機関投資家等特例業務（自己私募）を行うに当たっての虚偽告知の禁止等</u>** ㈱Ｅファクトリー社及び㈱エクセレント社（以下「両社」という。）は、Ａ社長の指示の下、平成23年１月から同年11月までの間、多数の一般投資家に対し、両社が無限責任組合員となっている複数のファンドに係る投資事業有限責任組合契約の締結を勧誘しており、当該勧誘の際に顧客に交付した基本契約書、パンフレット、目論見書等（以下「パンフレット等」という。）により顧客に告知した手数料及び分配報酬金の支払い並びに主要投資対象先の経営実態に関する表示は、以下のとおり、事実と著しく相違するものであった。 (1) 両社は、顧客による出資金のうち一律に50％に相当する金額を入金後直ちに売上げとして計上して自己の経費等に使用していたにもかかわらず、手数料又は報酬をこれよりも著しく低額である旨をパンフレット等において表示していた。 (2) 両社は、分配報酬金の支払いについて、投資による利益が生じた場合には年率３％から８％（なお、年率は各ファンドごとに異なる。）を上限として分配報酬金を支払う旨な	平成24年２月３日（東京地裁）

		どをパンフレット等において表示していたところ、実際には投資による利益が生じていないのに、当該上限額による分配報酬金を機械的に算出して顧客に支払い、その原資として出資金を充てていた。 (3) 両社は、主要投資対象先について、成長性が高く、財務状況の健全なベンチャー企業への投資を主とする旨及び株式市場への上場が期待される会社である旨などをパンフレット等において表示していたところ、実際には主要投資対象先の経営実態は著しく相違するものであった。 上記行為は、金商法第63条第４項の規定に基づき適格機関投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用される同法第38条第１号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められた。 両社に対しては、平成22年12月に関東財務局から無登録で金融商品取引業を行っているとして警告書が発出されており、さらに、平成23年10月にＥファクトリー社は名古屋営業所を開設し、同年11月にエクセレント社はファンドを新設しており、今後も上記の虚偽告知を伴うファンドの取得勧誘を締結する意向が認められた。	
６．**Ｆ－ＳＥＥＤ㈱ 他１名** （名古屋市中区）、（適格機関投資家等特例業務届出者）	平成25年３月22日 （名古屋地裁）	**<u>適格機関投資家等特例業務（自己私募）を行うに当たっての虚偽告知の禁止等</u>** Ｆ－ＳＥＥＤ㈱（以下「当社」という。）は、当社が組成する匿名組合の運営業務を統括管理するＡ（以下、当社と併せて「当社ら」という。）の指示の下、平成22年11月ころから平成25年３月ころまでの間、多数の投資家に対し、当社が組成する匿名組合の契約締結を勧誘しているが、当該勧誘の際に顧客に交付したパンフレット、契約書等（以下「パンフレット等」という。）により顧客に告知した営業者報酬及び分配金の支払いに関する表示は、以下のとおり、事実と著しく相違するものであった。 (1) 当社らは、平成23年３月ころ以降、出資金を充てて行う投資による収入の有無に関係なく、架空の収入を計上し、当該架空の収入の８割を営業者報酬として出資金から収受して自己の経費等に費消する意図を有し、実際にこれに沿った取扱いを行っていた。しかしながら、当社は上記意図や取扱いを顧客には秘匿して、収入が生じない限り営業者報酬を収受することは無い旨を表示したパンフレット等により勧誘を行っていた。 (2) 当社らは、平成23年５月ころ以降、営業者報酬を収受するために計上していた架空の収入の２割に相当する金額を分配金とし、出資金を原資として顧客に分配する意図を有	平成25年４月11日 （名古屋地裁）

		し、実際にこれに沿った取扱いを行っていた。しかしながら、当社は上記意図や取扱いを顧客には秘匿して、収入が生じない限り分配金の支払いを行わないこと及び出資金を原資とした分配を行わない旨を表示したパンフレット等により勧誘を行っていた。 上記行為は、金商法第63条第4項の規定に基づき適格機関投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用される同法第38条第1号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められる。 当社らは、上記虚偽告知ばかりでなく、運用方法に関しても虚偽告知を伴う勧誘を行っていたなど、法令遵守意識が欠如している。また、上記(1)(2)のとおり、架空の営業収入に基づく営業者報酬の収受や分配金の支払いによって出資金を毀損させている。更に、当社は、出資金を受け入れる以外に新たな資金調達の方法がないため、匿名組合の運営業務を継続するには今後も新たな出資金を受け入れ続けなければならない状況にあり、現に、従業員の募集を行ったり、直近においても勧誘を行ったりしていた。	

2-5-3　金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立て

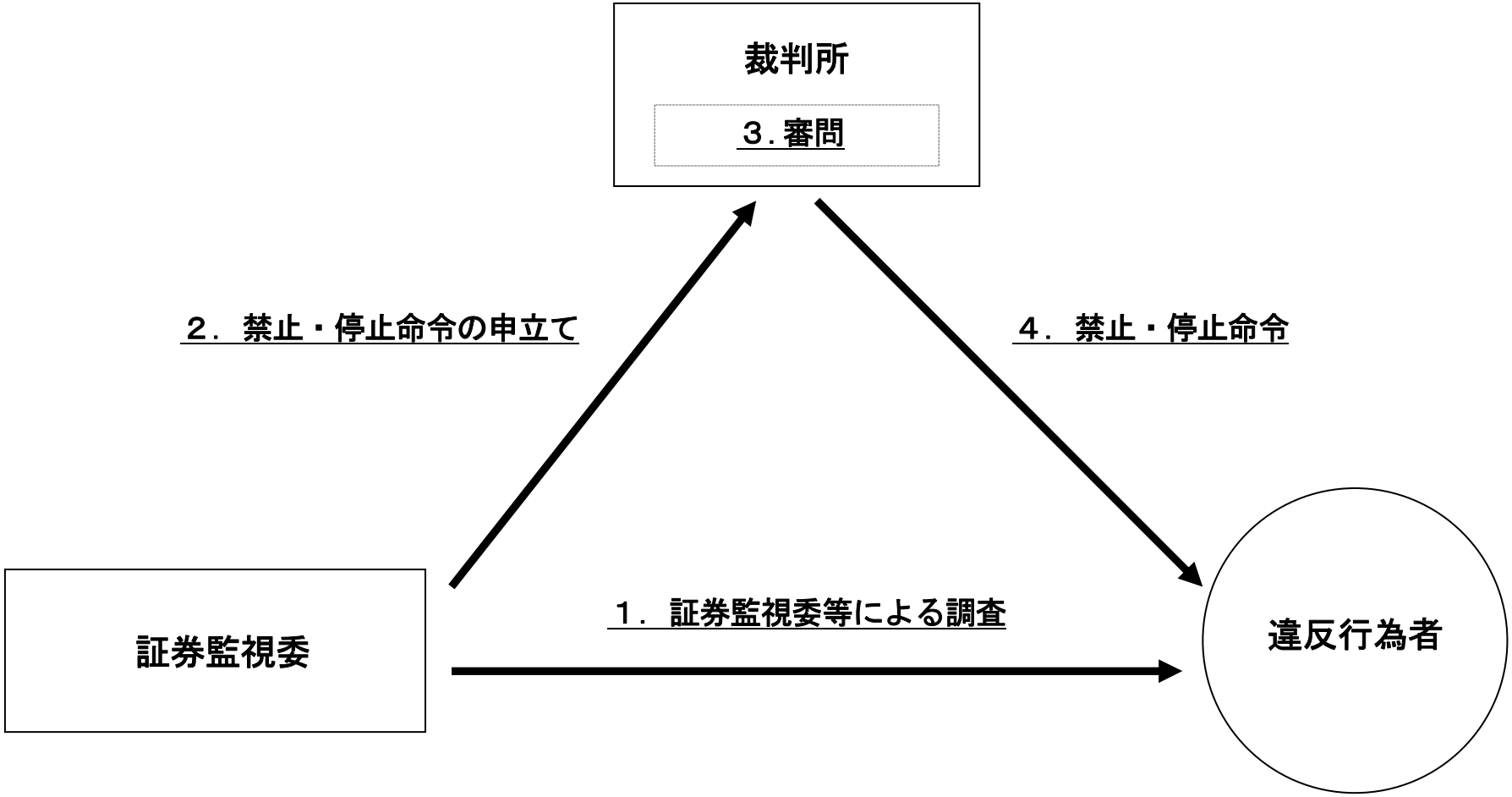

＜金商法第１９２条＞
裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申立てにより、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

２－６　告発実施状況

１　告発件数等一覧表

区分	4～19 事務年度	20 事務年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	合計
告発件数	108	13 （4）	17	8	15	7	164
告発人数	336	21 （6）	46	15	46	26	484

（注１）事務年度：7 月～翌年 6 月
（注２）（　）内は 21 年４月～６月の件数

２　告発事件の概要一覧表（関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。）

事件	告発年月日	関係条文	事　件　の　概　要	判　　決
1	5.5.21	証取法第 125 条第 1 項、第 2 項等 （相場操縦） 証取法第 27 条の 23 第 1 項等 （大量保有報告書の不提出）	①　日本ユニシス㈱の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買い上がり買付け等。 （嫌疑者）不動産会社社長 金融業者役員 ②　上記売買の過程において発行済株式総数の 5%を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出していなかった。 （嫌疑者）不動産会社社長	①につき 6.10.3（東京地裁） 不動産会社社長 懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 金融業者役員　懲役 2 年（執行猶予 3 年） （いずれも確定） ②につき 不動産会社社長　不起訴
2	6.5.17	証取法第 197 条第 1 号の 2 同法第 207 条第 1 項等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱アイペックは、関連会社を利用した架空売上の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.9.28（東京地裁） 同社社長　懲役 1 年 8 月 同社役員　懲役 1 年 2 月 15.11.13（東京高裁） 同社役員　懲役 1 年 2 月（執行猶予 3 年） 15.11.18（東京高裁） 同社社長　懲役 1 年 8 月（執行猶予 4 年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
3	6.10.14	証取法第166条第1項、第3項同法第200条第6号等 （内部者取引）	日本商事㈱の新薬の投与による副作用死亡例の発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社役職員 取引先職員 医師（第一次情報受領者）	6.12.20（大阪簡裁） 会社役職員 取引先職員24名 罰金20～50万円（略式命令） 8.5.24（大阪地裁） 医師　罰金30万円 9.10.24（大阪高裁） 医師　原判決破棄　地裁へ差戻し 11.2.16（最高裁） 医師　原判決破棄　高裁へ差戻し 13.3.16（大阪高裁） 医師　控訴棄却 16.1.13（最高裁） 医師　上告棄却 （いずれも確定）
4	7.2.10	証取法第166条第1項 同法第207条第1項等 （内部者取引）	新日本国土工業㈱の約束手形の不渡りの発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）取引銀行 同行役職員 取引先 同社職員	7.3.24（東京簡裁） 取引銀行　罰金50万円 同行役職員2名　罰金20～50万円 取引先、同社職員 罰金30万円（略式命令） （いずれも確定）
5	7.6.23	証取法第158条同法第197条第9号 （風説の流布）	テーエスデー㈱の社長は、同社株券の価格を高騰させるため、虚偽の事実を発表。 （嫌疑者）当該会社社長	8.3.22（東京地裁） 懲役1年4月（執行猶予3年） （確定）
6	7.12.22	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 （損失補てん）	千代田証券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。 （嫌疑者）証券会社 当該会社社長 当該会社役職員 顧客	8.2.19（東京簡裁） 同社社長 同社役職員4名 罰金30～50万円（略式命令） 8.12.24（東京地裁） 証券会社　罰金1,500万円 同社役員　懲役6月（執行猶予2年） （いずれも確定）
7	8.8.2	証取法第166条第1項、第2項 同法第200条第6号 （内部者取引）	日本織物加工㈱の第三者割当増資の決定（重要事実）を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）割当先監査役（弁護士）	9.7.28（東京地裁） 懲役6月（執行猶予3年） 追徴金約2,600万円 10.9.21（東京高裁） 原判決破棄　地裁へ差戻し 11.6.10（最高裁） 原判決破棄　高裁へ差戻し 12.3.24（東京高裁） 控訴棄却 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
8	9.1.17	証取法第158条 同法第197条第9号 （風説の流布）	特定の株券の価格を高騰させ自ら売り抜けるため、「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄に虚偽の事実を記載。 （嫌疑者）雑誌監修人（投資顧問業）	9.1.30（東京簡裁） 罰金50万円（略式命令） （確定）
9	9.4.8	証取法第166条第1項 同法第207条第1項等 （内部者取引）	㈱鈴丹の子会社の破綻に伴う損失等の発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社会長 当該会社役員 関連会社	9.5.1（名古屋簡裁） 同社役員4名及び関連会社 罰金50万円（略式命令） 9.9.30（名古屋地裁） 同社会長　懲役6月（執行猶予3年） （いずれも確定）
10	9.4.25	証取法第166条第3項 同法第200条第6号等 （内部者取引）	シントム㈱の第三者割当増資の決定（重要事実）を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）割当先社長 割当先会社等	9.5.27（東京簡裁） 割当先社長及び割当先会社等 罰金30万円（略式命令） （いずれも確定）
11	9.5.13	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 （損失補てん）	野村證券㈱は、株式等取引の自己勘定から顧客勘定への付け替え等により損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 （嫌疑者）証券会社 当該会社社長 当該会社役員 顧客	11.1.20（東京地裁） 証券会社　罰金1億円 同社社長、同社役員A 懲役1年（執行猶予3年） 同社役員B　懲役8月（執行猶予3年） 11.4.21（東京地裁） 顧客　懲役9月 追徴金約6億9,300万円 （いずれも確定） (注)山一、日興、大和證券関連と共に一括審理
12	9.9.17	証取法第50条の3第1項、第2項 同法第207条第1項等 （損失補てん）	山一證券㈱は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。顧客は、損失補てんを要求。 （嫌疑者）証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.7.17（東京地裁） 証券会社　罰金8,000万円 同社役員A　懲役10月（執行猶予2年） 10.9.30（東京地裁） 同社副社長　懲役1年（執行猶予3年） 10.11.6（東京地裁） 同社職員　懲役10月（執行猶予2年） 同社役職員2名　懲役8月(執行猶予2年) 11.4.21（東京地裁） 顧客　懲役9月 追徴金約6億9,300万円 (注)11号事件と一括審理 11.6.24（東京地裁） 同社役員B　懲役10月（執行猶予3年） 12.3.28（東京地裁） 同社社長　懲役2年6月 13.10.25（東京高裁） 同社社長　懲役3年（執行猶予5年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
13	9.10.21	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 （損失補てん）	日興證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 （嫌疑者）証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.9.21（東京地裁） 証券会社　罰金1,000万円 同社副社長、同社職員 懲役10月（執行猶予3年） 同社役員2名　懲役1年（執行猶予3年） 11.4.21（東京地裁） 顧客　懲役9月 追徴金約6億9,300万円 (注)11号事件と一括審理 （いずれも確定）
14	9.10.23	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 （損失補てん）	山一證券㈱は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。 （嫌疑者）証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役職員	10.7.17（東京地裁） 証券会社　罰金8,000万円 同社役員Ａ　懲役10月（執行猶予2年） 10.9.30（東京地裁） 同社副社長　懲役1年（執行猶予3年） 10.11.6（東京地裁） 同社役職員2名　懲役8月(執行猶予2年) 11.1.29（東京地裁） 同社役員Ｂ　懲役10月（執行猶予3年） 11.6.24（東京地裁） 同社役員Ｃ　懲役10月（執行猶予3年） 12.3.28（東京地裁） 同社社長　懲役2年6月 13.10.25（東京高裁） 同社社長　懲役3年（執行猶予5年） （いずれも確定）
15	9.10.28	証取法第50条の3第1項、第2項 同法第207条第1項等 （損失補てん）	大和證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 （嫌疑者）証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.10.15（東京地裁） 証券会社　罰金4,000万円 同社副社長　懲役1年（執行猶予3年） 同社役職員3名 懲役10月（執行猶予3年） 同社役職員2名　懲役8月(執行猶予3年) 11.4.21（東京地裁） 顧客　懲役9月　追徴金約6億9,300万円 (注)11号事件と一括審理 （いずれも確定）
16	10.3.9	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 （損失補てん）	日興證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより利益追加。 （嫌疑者）証券会社 当該会社副社長 当該会社役員	10.9.21（東京地裁） 証券会社　罰金1,000万円 同社副社長、同社役員 懲役1年（執行猶予3年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
17	10.3.20	証取法第197条第1号 同法第207条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	山一證券㈱は、有価証券の含み損を国内・海外のペーパーカンパニー等に飛ばしを行うことで隠蔽し、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）証券会社 当該会社会長 当該会社社長 当該会社副社長	12.3.28（東京地裁） 同社会長　懲役2年6月　（執行猶予5年） 同社社長　懲役2年6月 13.10.25（東京高裁） 同社社長　懲役3年（執行猶予5年） （いずれも確定）
18	10.5.29	証取法第167条第1号 同法施行令第31条 同法第200条第6号等 （内部者取引）	トーソク㈱の株券について、親会社が他社（買収先）へ一括株式譲渡を実施すること（重要事実）を知り、公表前に親族名義口座で同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）親会社役員	10.8.26（横浜簡裁） 罰金50万円（略式命令） （確定）
19	10.7.6	証取法第166条第3項 同法第200条第6号等 （内部者取引）	大都工業㈱の会社更生手続開始の申立ての決定（重要事実）を知り、公表前に信用取引等を利用して同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）関連会社役員 関連会社職員の親族	10.7.17（東京簡裁） 関連会社職員の親族 罰金50万円（略式命令） 10.11.10（東京地裁） 関連会社役員　懲役6月（執行猶予3年） 罰金50万円 （いずれも確定）
20	10.10.30	証取法第166条第1項 同法第200条第6号等 （内部者取引）	日本エム・アイ・シー㈱のベンチャー企業の吸収合併の決定（重要事実）を知り、公表前に仮名口座で同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）合併相手先役員 証券会社職員	11.3.19（東京地裁） 証券会社職員　懲役6月（執行猶予3年） 罰金50万円 12.3.28（東京地裁） 合併相手先役員　懲役6月 罰金50万円 12.11.20（東京高裁） 合併相手先役員　控訴棄却 15.12.3（最高裁） 合併相手先役員　上告棄却 （いずれも確定）
21	10.12.17	証取法第166条第1項 同法第198条第15号等 （内部者取引）	トーア・スチール㈱の解散の決定（重要事実）を知り、公表前に信用取引を利用して部下の親族名義口座で同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）取引先役員 同部下職員	11.2.10（東京簡裁） 部下職員　罰金50万円（略式命令） 11.4.13（東京地裁） 取引先役員　懲役1年　罰金200万円 11.10.29（東京高裁） 取引先役員　懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金200万円 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
22	11.2.10	証取法第166条第3項 同法第198条第15号等 （内部者取引）	トーア・スチール㈱の解散の決定（重要事実）を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）取引先役員 同業他社社長	11.4.13(東京地裁) 取引先役員　懲役1年 罰金200万円 同業他社社長　懲役10月 罰金200万円 11.10.29（東京高裁） 取引先役員　懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金200万円 同業他社社長 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金200万円 (いずれも確定) (注)21号事件と一括審理
23	11.3.4	証取法第159条第1項、第2項 同法第197条等 （相場操縦）	昭和化学工業㈱の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買上がり買付け等。 （嫌疑者）金融業者 金融業者役員	11.6.24（大阪地裁） 金融業者役員 懲役1年6月（執行猶予3年） 金融業者　罰金400万円 （いずれも確定）
24	11.6.30	証取法第197条第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱日本長期信用銀行は、関連親密企業への融資に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該銀行 当該銀行頭取 当該銀行副頭取	14.9.10（東京地裁） 同行頭取　懲役3年（執行猶予4年） 同行副頭取2名　懲役2年(執行猶予3年) 17.6.21(東京高裁) いずれも控訴棄却 20.7.18（最高裁） いずれも原判決破棄　無罪 （いずれも確定）
25	11.8.13	証取法第197条第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱日本債券信用銀行は、取立不能と見込まれる貸出金に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該銀行 当該銀行会長 当該銀行頭取 当該銀行副頭取 当該銀行役員	16.5.28（東京地裁） 同行会長　懲役1年4月（執行猶予3年） 同行頭取　懲役1年（執行猶予3年） 同行副頭取　懲役1年（執行猶予3年） 19.3.14（東京高裁） いずれも控訴棄却 21.12.7（最高裁） いずれも原判決を破棄　東京高裁に差戻 23.8.30（東京高裁） いずれも原判決破棄　無罪 （いずれも確定）
26	11.12.3	証取法第159条第1項第1号、第2項第1号、第4項 同法第197条第8号 （相場操縦）	㈱ヒューネットの株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした数名の名義による仮装売買等。 （嫌疑者）会社社長 会社役員	12.5.19（横浜地裁） 会社社長　懲役1年6月（執行猶予3年） （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
27	11.12.27	証取法第198条第4号等（虚偽の半期報告書の提出）	㈱ヤクルト本社は、プリンストン債が償還済であるという事実を隠蔽し、資産及び収益を過大に計上する方法で、虚偽の記載をした半期報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社副社長 証券会社会長	14.9.12（東京地裁） 同社副社長　懲役7年 罰金6,000万円 当該会社　罰金1,000万円 15.8.11（東京高裁） いずれも控訴棄却 （いずれも確定）
28	12.1.31	証取法第197条第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱テスコンは、架空売上の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.1.30（横浜地裁） 同社社長　懲役1年6月（執行猶予3年） （確定）
29	12.3.21	証取法第158条 同法第197条第6号等 （偽計）	クレスベール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため「当局の承認が得られている商品である」旨の虚偽の資料を使用。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役職員	12.3.22（東京簡裁） 同社役職員2名　罰金30万円（略式命令） （いずれも確定）
30	12.3.22	証取法第158条 同法第197条第6号等 （偽計）	クレスベール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため、投資家に虚偽の説明。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長	14.10.10(東京地裁) 同社会長　懲役3年 罰金6,400万円 15.11.10(東京高裁) 控訴棄却 18.11.20(最高裁) 上告棄却 （確定）
31	12.5.26	証取法第166条第3項 同法第198条第15号等 （内部者取引）	㈱ピコイが和議開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）取引先役員	12.7.19（東京地裁） 懲役8月（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約449万円 （確定）
32	12.11.28	証取法第166条第3項 同法第198条第15号等 （内部者取引）	㈱プレナスが子会社の異動を伴う株券の取得を行う（重要事実）ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社役員の姉	12.11.28(東京簡裁) 罰金50万円（略式命令） 追徴金約158万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
33	12.12.4	証取法第158条等 同法第197条第1項第5号等 （風説の流布、虚偽の大量保有報告書の提出）	㈱東天紅の株価を高騰させるため、公開買付けをする旨の虚偽発表をするとともに、虚偽の大量保有報告書を提出。 （嫌疑者）会社役員等	12.12.4（東京簡裁） 会社役員ら3名　罰金50万円（略式命令） 14.11.8（東京地裁） 会社役員　懲役2年（執行猶予4年） 罰金600万円 （いずれも確定）
34	12.12.4	証取法第27条の23第1項 同法第198条第5号 （大量保有報告書の不提出）	会社役員は、㈱東天紅の株券の大量保有者になったにもかかわらず、期限までに大量保有報告書を提出しなかった。 （嫌疑者）会社役員	14.11.8（東京地裁） 懲役2年（執行猶予4年） 罰金600万円 （確定）
35	13.3.12	証取法第166条第1項 同法第198条第15号等 （内部者取引）	武藤工業㈱が他社と資本業務提携を行う（重要事実）ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）提携先社員（公認会計士）	13.5.29（東京地裁） 懲役1年（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約1,414万円 （確定）
36	13.4.27	証取法第159条第1項第1号、第2項第1号 同法第197条第1項第5号 （相場操縦）	アイカ工業㈱の株価を高騰させることを目的とした複数名義による買上がり買付け、仮装売買等。 （嫌疑者）会社社長	14.9.12（名古屋地裁） 懲役1年6月（執行猶予3年） 追徴金約2,818万円 （確定）
37	13.12.20	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	フットワークエクスプレス㈱は架空収益の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社常務 当該会社社員	14.10.8（大阪地裁） 同社社長　懲役2年（執行猶予3年） 同社副社長　懲役1年（執行猶予3年） 同社常務　懲役10月（執行猶予3年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
38	14.3.20	証取法第159条第1項第1号等、第2項第1号 同法第197条第1項第7号等 （相場操縦）	志村化工㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等。 （嫌疑者）会社役員等	15.7.30（東京地裁） 会社役員Ａ　懲役2年（執行猶予3年） 追徴金約1億1,395万円 15.11.11（東京地裁） 無職Ｃ　懲役2年（執行猶予3年） 追徴金約1億2,080万円 会社役員Ｂ　懲役2年（執行猶予3年） 追徴金約1億2,080万円 16.7.14（東京高裁） 会社役員Ｂ　控訴棄却 19.3.29（最高裁） 会社役員Ｂ　上告棄却 （いずれも確定）
39	14.3.26	証取法第166条第1項 同法第198条第18号等 （内部者取引）	㈱ティーアンドイーソフトが他社と業務提携を行う（重要事実）ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）記者発表会業務下請会社役員	14.10.16（東京地裁） 懲役8月（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約922万円 （確定）
40	14.6.7	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	フットワークエクスプレス㈱の監査業務を行った公認会計士が架空収益を計上するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）公認会計士	14.6.10（大阪簡裁） 公認会計士2名　罰金50万円（略式命令） （いずれも確定） 公認会計士1名（大阪地裁） 死亡による公訴棄却
41	14.6.28	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱ナナボシは、平成12年3月期及び平成13年3月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長 当該会社役員	15.3.13（大阪地裁） 同社会長　懲役2年6月 15.3.31（大阪地裁） 同社役員　懲役3年6月 15.9.16（大阪高裁） 同社会長　控訴棄却 16.1.16（最高裁） 同社会長　上告棄却 （いずれも確定）
42	14.6.28	証取法第167条第1項等 （内部者取引）	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）銀行員（契約締結先）等	15.5.2（東京地裁） 銀行員　懲役1年2月（執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約400万円 医師　懲役10月（執行猶予3年） 罰金50万円 追徴金約400万円 15.11.28（東京高裁） 医師　控訴棄却 16.5.31（最高裁） 医師　上告棄却 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
43	14.6.28	証取法第167条第1項等（内部者取引）	三陽エンジニアリング㈱が三陽パックス㈱の株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）銀行員（第一次情報受領者）等	15.5.2（東京地裁） 銀行員　懲役1年2月（執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約400万円 医師　懲役10月（執行猶予3年） 罰金50万円 追徴金約400万円 15.11.28（東京高裁） 医師　控訴棄却 16.5.31（最高裁） 医師　上告棄却 （いずれも確定） （注）42号事件と一括審理
44	14.7.31	証取法第167条第1項等（内部者取引）	㈱光通信が㈱クレイフィッシュの株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社員	15.2.28（東京地裁） 懲役1年（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約1,048万円 （確定）
45	14.9.6	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱ナナボシは、平成10年3月期及び平成11年3月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）　当該会社 当該会社会長 当該会社役員	15.3.13（大阪地裁） 同社会長　懲役2年6月 15.3.31（大阪地裁） 同社役員　懲役3年6月 15.9.16（大阪高裁） 同社会長　控訴棄却 16.1.16（最高裁） 同社会長　上告棄却 （いずれも確定） (注)41号事件と一括審理
46	14.11.29	証取法第158条 同法第197条第1項第7号（風説の流布及び偽計）	ドリームテクノロジーズ㈱の株券を取引していた者が、同株券の相場の変動を意図し、インターネット上で募集した会員に対し、電子メールで売買を推奨する内容虚偽の情報を提供した。 （嫌疑者）当該株券取引者	15.3.28（広島簡裁） 罰金30万円 追徴金36万6千円 （略式命令） （確定）
47	14.12.16	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券届出書及び報告書の提出）	㈱エムティーシーアイは、架空資産を計上するなど虚偽の記載のある貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出。その後の公募増資にあたり、上記貸借対照表を掲載した有価証券届出書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長	15.7.14（東京地裁） 同社会長　懲役2年 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
48	14.12.19	証取法第167条第1項等（内部者取引）	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）公開買付代理人であった証券会社職員	15.9.10（東京地裁） 懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約921万円 （確定）
49	14.12.26	証取法第158条 同法第197条第1項等 （偽計）	㈱エムティーシーアイは公募増資にあたり、一般投資家に対して、虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長	15.7.14（東京地裁） 同社会長　懲役2年 （確定） (注)47号事件と一括審理
50	15.2.13	証取法第167条第1項等（内部者取引）	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社職員等	15.7.3（大阪地裁） 会社職員　懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金100万円、 追徴金290万円 職員知人　懲役1年（執行猶予3年） 罰金80万円、 追徴金約210万円 （いずれも確定）
51	15.2.20	証取法第167条第1項等（内部者取引）	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社職員等	15.7.3(大阪地裁) 会社職員　懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金290万円 (注)50号事件と一括審理 職員実弟　懲役1年（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約545万円 （いずれも確定）
52	15.3.24	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱ケイビーは架空売上を計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長 当該会社専務 当該会社常務	15.9.17（東京地裁） 同社専務　懲役2年（執行猶予3年） 15.12.11（東京地裁） 同社常務　懲役4年 16.7.29（東京高裁） 同社常務　控訴棄却 16.10.7（東京地裁） 同社会長　懲役8年 17.9.28（東京高裁） 同社会長　控訴棄却 18.7.3（最高裁） 同社会長　上告棄却 （いずれも確定）
53	15.5.28	証取法第167条第1項等（内部者取引）	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）公開買付代理人であった証券会社職員	15.10.21（東京地裁） 懲役1年2月（執行猶予3年） 罰金70万円 追徴金約891万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
54	15.7.16	証取法第166条第2項第1号等 （内部者取引）	㈱ソーテックが、自己株式を取得すること及び投資運用会社と業務提携を行うこと（ともに重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社職員	16.1.30（横浜地裁） 懲役1年2月（執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約845万円 （確定）
55	15.7.25	証取法第159条第1項第3号等 （相場操縦）	大阪証券取引所が開設する有価証券オプション市場に上場されている株券オプションにつき、投資家にその取引が繁盛に行われていると誤解させることを目的として仮装売買等を行った。 （嫌疑者）㈱大阪証券取引所 同取引所副理事長 証券会社 証券会社代表取締役	17.2.17（大阪地裁） 同取引所副理事長　無罪 18.10.6（大阪高裁） 同取引所副理事長 懲役1年（執行猶予3年） 19.7.12（最高裁） 同取引所副理事長　上告棄却 （確定）
56	15.7.30	証取法第167条第1項等 （内部者取引）	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）公開買付代理人であった証券会社職員（元課長）	15.10.30（東京地裁） 懲役1年2月（執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約936万円 （確定）
57	15.11.14	証取法第166条第3項等 （内部者取引）	㈱アイチコーポレーションの業務に関し、他社と業務提携を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員	16.8.3（名古屋地裁） 懲役10月（執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約1,105万円 （確定）
58	16.2.24	証取法第159条第1項第1号等 （相場操縦）	㈱キャッツの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）当該会社社長等	17.2.8（東京地裁） 会社役員Ａ　懲役2年6月（執行猶予4年） 追徴金3億1,082万円 同社役員　懲役2年6月（執行猶予4年） 追徴金3億1,082万円 会社役員Ｂ　懲役2年6月（執行猶予4年） 追徴金3億1,082万円 17.3.11（東京地裁） 同社社長　懲役3年（執行猶予5年） 追徴金3億1,082万円 17.9.7（東京高裁） 会社役員Ｂ　控訴棄却 19.2.20（最高裁） 会社役員Ｂ　上告棄却 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
59	16.2.27	証取法第166条第3項等（内部者取引）	大日本土木㈱が民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社員	16.5.27（名古屋地裁） 懲役10月（執行猶予3年） 罰金80万円 （確定）
60	16.3.29	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の半期報告書及び有価証券報告書の提出）	㈱キャッツは同社役員への貸付金を消費寄託契約に基づく預け金として計上した虚偽の記載のある半期報告書を提出し、 また、同社が保有する株式の取得価格を水増しして計上した虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 会社役員 公認会計士	17.3.4（東京地裁） 会社役員Ｃ　懲役1年6月（執行猶予3年） 17.3.11（東京地裁） 同社社長　懲役3年（執行猶予5年） 追徴金3億1,082万円 (注)58号事件と一括審理 18.3.24（東京地裁） 公認会計士　懲役2年（執行猶予4年） 19.7.11（東京高裁） 公認会計士　控訴棄却 22.5.31（最高裁） 公認会計士　上告棄却 （いずれも確定）
61	16.5.31	証取法第166条第1項等（内部者取引）	㈱デジタルが他社と業務提携を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員	16.9.3（大阪地裁） 懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約945万円 （確定）
62	16.6.22	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱森本組は完成工事総利益及び当期未処理損失をそれぞれ粉飾するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役員	17.5.13（大阪地裁） 同社役員Ａ　懲役2年（執行猶予4年） 17.5.20（大阪地裁） 同社役員Ｂ　懲役2年（執行猶予5年） 17.7.12（大阪地裁） 同社役員Ｃ　懲役2年6月（執行猶予5年） 18.4.18（大阪地裁） 同社役員Ｄ　懲役6年 20.1.15（大阪高裁） 同社役員Ｄ　控訴棄却 22.6.4（最高裁） 同社役員Ｄ　上告棄却 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
63	16.6.24	証取法第166条第1項等（内部者取引）	㈱イセキ開発工機が民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社役員 会社役員	17.7.22（東京地裁） 会社役員Ａ　懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金655万円 17.10.19（東京地裁） 同社役員　懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金1,000万円 18.2.2（東京高裁） 会社役員Ａ　控訴棄却 18.4.26（最高裁） 会社役員Ａ　上告棄却 （いずれも確定） 会社役員Ｂ　死亡による公訴棄却
64	16.11.2	証取法第166条第1項等（内部者取引）	㈱メディア・リンクスが純利益及び配当予想値の修正を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社社長	17.5.2（大阪地裁） 懲役3年6月 罰金200万円 17.10.14（大阪高裁） 控訴棄却 18.2.20（最高裁） 上告棄却 （確定）
65	16.11.19	証取法第158条 同法第197条第1項第7号等 （風説の流布及び偽計）	㈱メディア・リンクスは、同社の株価を高騰させるため、同社が発行を決定した転換社債型新株予約権付社債につき、払込みがなされていないのに発行総額について払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。また、同社債の一部について株式転換が完了し、資本金が充実された旨虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長	17.5.2（大阪地裁） 同社社長　懲役3年6月 罰金200万円 当該会社　罰金500万円 17.10.14（大阪高裁） 同社社長　控訴棄却 当該会社　控訴棄却 18.2.20（最高裁） 同社社長　上告棄却 (注)64号事件と一括審理 当該会社　上告棄却 （いずれも確定）
66	16.11.30	証取法第159条第2項第1号等 （相場操縦）	真柄建設㈱等複数銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉を行った。 （嫌疑者）会社員	17.12.9（釧路地裁） 懲役1年6月　（執行猶予3年） 罰金100万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
67	16.12.9	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱メディア・リンクスは、架空売上及び架空仕入れを計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長	17.5.2（大阪地裁） 同社社長　懲役3年6月 罰金200万円 当該会社　罰金500万円 17.10.14（大阪高裁） 同社社長　控訴棄却 当該会社　控訴棄却 18.2.20（最高裁） 同社社長　上告棄却 (注)64号事件及び65号事件と一括審理 当該会社　上告棄却 (注)65号事件と一括審理 （いずれも確定）
68	17.1.26	証取法第166条第2項等 （内部者取引）	㈱シーエスケイコミュニケーションズが㈱シーエスケイとの株式交換（重要事実）により㈱シーエスケイの完全子会社になることを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員等	18.8.10（東京地裁） 会社役員　懲役1年2月（執行猶予3年） 罰金20万円 追徴金約310万円 上記役員が経営する会社　罰金100万円 追徴金約851万円 （いずれも確定）
69	17.3.14	証取法第167条第1項等 （内部者取引）	コダックジャパンデジタルプロダクトディベロップメント㈱が、産業活力再生特別措置法の適用を前提として、チノン㈱株式の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）国家公務員	17.10.28（東京地裁） 懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金90万円 追徴金約1,373万円 （確定）
70	17.3.22	証取法第166条第1項等 （内部者取引）	南野建設㈱が第三者割当増資による新株の発行を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社役員等	17.6.27（大阪地裁） 同社役員　懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約625万円 役員妻　懲役1年（執行猶予3年） 罰金50万円 追徴金約625万円 （いずれも確定）
71	17.3.22	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	西武鉄道㈱は、㈱コクドの所有に係る西武鉄道㈱株式につき、発行済み株式総数に対する所有割合を少なく記載するなどし、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社等	17.10.27（東京地裁） 会社役員　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金500万円 当該会社　罰金2億円 （いずれも確定）
72	17.3.22	証取法第166条第2項等 （内部者取引）	西武鉄道㈱が有価証券報告書に継続的に㈱コクド所有に係る株式等について虚偽の記載をしてきた事実（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社役員等	17.10.27（東京地裁） 会社役員　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金500万円 (注)71号事件と一括審理 親会社　罰金1億5,000万円 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
73	17.6.10	証取法第166条第1項等（内部者取引）	キヤノンソフトウェア㈱が株式の分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）業務委託契約先社員	18.7.7（東京地裁） 懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金50万円 追徴金658万円 （確定）
74	17.6.20	証取法第159条第1項等（相場操縦）	日信工業㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）個人投資家	19.12.21（東京地裁） 懲役2年（執行猶予3年） 追徴金約1,166万円 21.3.26（東京高裁） 控訴棄却 22.12.13（最高裁） 上告棄却 （確定）
75	17.8.17	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱カネボウは、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 当該会社役員	18.3.27（東京地裁） 同社社長　懲役2年（執行猶予3年） 同社役員　懲役1年6月（執行猶予3年） （いずれも確定）
76	17.9.30	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	公認会計士として㈱カネボウの監査業務を行った際、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）公認会計士	18.8.9（東京地裁） 公認会計士A 懲役1年6月（執行猶予3年） 公認会計士B　懲役1年（執行猶予3年） 公認会計士C　懲役1年（執行猶予3年） （いずれも確定）
77	17.11.15	証取法第159条第1項第1号等（相場操縦）	㈱ソキアの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）会社役員	18.7.19（大阪地裁） 懲役2年（執行猶予4年） 罰金200万円 追徴金約4,924万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
78	18.2.10	証取法第158条 同法第197条第1項第7号（風説の流布及び偽計）	㈱ライブドアは、㈱ライブドアマーケティング株式の売買のため及び同社の株価の高騰を図る目的をもって、同社をして虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社子会社 当該会社代表取締役 当該会社役員（2名） 会社役員	19.3.16（東京地裁） 同社代表取締役　懲役2年6月 19.3.22（東京地裁） 同社役員Ａ　懲役1年8月 同社役員Ｂ　懲役1年6月(執行猶予3年) 会社役員　懲役1年6月（執行猶予3年） (注)いずれも82号事件と一括審理 19.3.23（東京地裁） 当該会社　罰金2億8,000万円 同社子会社　罰金4,000万円 20.7.25（東京高裁） 同社代表取締役　控訴棄却 20.9.12（東京高裁） 同社役員Ａ　懲役1年2月 21.1.7（最高裁） 同社役員Ａ　上告棄却 (注)82号事件と一括審理 23.4.25（最高裁） 同社代表取締役　上告棄却 (注)82号事件と一括審理 （いずれも確定）
79	18.2.22	証取法第166条第3項等（内部者取引）	㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社社員	18.9.19（仙台地裁） 懲役1年2月（執行猶予3年） 罰金60万円 追徴金約429万円 （確定）
80	18.2.22	証取法第166条第1項第1号等（内部者取引）	㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社社員	18.8.11（福島地裁） 懲役1年2月（執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約345万 （確定）
81	18.2.22	証取法第166条第1項第1号等（内部者取引）	㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社社員	18.8.11（福島地裁） 懲役10月（執行猶予3年） 罰金30万円 追徴金約124万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
82	18.3.13	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱ライブドアは、売上計上の認められない自社株売却益の売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 当該会社役員（3名） 会社役員	19.3.16（東京地裁） 同社代表取締役　懲役2年6月 19.3.22（東京地裁） 同社役員Ａ　懲役1年8月 同社役員Ｂ　懲役1年6月(執行猶予3年) 会社役員　懲役1年6月（執行猶予3年） (注)いずれも78号事件と一括審理 同社役員Ｃ　懲役1年（執行猶予3年） 19.3.23（東京地裁） 当該会社　罰金2億8,000万円 (注)78号事件と一括処理 20.7.25（東京高裁） 同社代表取締役　控訴棄却 20.9.12（東京高裁） 同社役員Ａ　懲役1年2月 21.1.7（最高裁） 同社役員Ａ　上告棄却 (注)78号事件と一括審理 23.4.25（最高裁） 同社代表取締役　上告棄却 (注)78号事件と一括審理 （いずれも確定）
83	18.3.30	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	公認会計士や監査の実質的責任者として㈱ライブドアの監査業務を行った際、売上計上の認められない自社株売却益を売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）公認会計士（２名）	19.3.23（東京地裁） 公認会計士Ａ　懲役10月 公認会計士Ｂ　懲役1年（執行猶予4年） 20.9.19（東京高裁） 公認会計士Ａ　懲役1年（執行猶予4年） 20.9.26（東京高裁） 公認会計士Ｂ　控訴棄却 23.5.18（最高裁） 公認会計士Ｂ　上告棄却 （いずれも確定）
84	18.5.30	証取法第166条第1項第1号等 （内部者取引）	アライドテレシス㈱が株式の分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社役員等	18.11.28（さいたま地裁） 同社役員同居人 懲役1年2月（執行猶予4年） 追徴金約452万円 同社役員同居人の実妹 懲役1年（執行猶予4年） 追徴金約435万円 19.3.20（さいたま地裁） 同社役員　懲役1年6月（執行猶予5年） 罰金100万円 追徴金約1,089万円 同社役員実子　懲役1年2月（執行猶予4年） 罰金50万円 追徴金約1,532万円 19.7.31（東京高裁） 同社役員実子　控訴棄却 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
85	18.6.22	証取法第167条第3項等（内部者取引）	㈱ライブドアが㈱ニッポン放送の総株主の議決権数の百分の五以上の株券等を買い集める旨の公開買付に準ずる行為の実施を知り、公表前に㈱ニッポン放送株券を買い付けた。 （嫌疑者）ファンド中核会社 ファンド実質経営者	19.7.19（東京地裁） ファンド実質経営者　懲役2年 罰金300万円 追徴金約11億4,900万円 ファンド中核会社　罰金3億円 21.2.3（東京高裁） ファンド実質経営者 懲役2年(執行猶予3年) 罰金300万円 追徴金約11億4,900万円 ファンド中核会社　罰金2億円 23.6.6（最高裁） 上告棄却 （いずれも確定）
86	18.7.25	証取法第166条第3項等（内部者取引）	㈱西松屋チェーン他4社が株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）新聞社社員	18.12.25（東京地裁） 新聞社社員　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金600万円 追徴金約1億1,674万円 （確定）
87	18.8.3	証取法第166条第1項第1号等（内部者取引）	㈱ピーシーデポコーポレーションが株式分割を行うこと（重要事実）、㈱オーエー・システム・プラザが㈱ピーシーデポコーポレーションと業務提携を行うこと（重要事実）、及び㈱オーエー・システム・プラザが株式を発行すること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社員	19.12.18（横浜地裁） 懲役4年6月 罰金500万円 追徴金1億938万円 （確定）
88	18.10.20	証取法第166条第1項第1号等（内部者取引）	㈱ＩＭＪが株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社顧問	19.1.16（東京地裁） 同社顧問　懲役2年（執行猶予3年） 罰金200万円 追徴金1,675万円 （確定）
89	19.2.5	証取法第166条第1項第1号等（内部者取引）	㈱セイクレストが株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社員 会社役員 会社社員	19.6.22（大阪地裁） 同社社員　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金200万円 追徴金6,000万円 （確定）
90	19.2.6	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	サンビシ㈱は、連結子会社があるにも関わらずこれがないとする等の、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 当該会社役員	19.5.7（名古屋地裁） 同社社長　懲役1年6月（執行猶予4年） 同社役員　懲役1年（執行猶予3年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
91	19.2.26	証取法第166条第1項第1号等 （内部者取引）	㈱セイクレストが経常利益及び純利益の予想値の修正を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社員 会社役員	19.6.22（大阪地裁） 同社社員　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金200万円 追徴金6,000万円 （確定） (注)89号事件と一括審理
92	19.2.26	証取法第166条第3項等 （内部者取引）	㈱セイクレストが株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社員の知人	19.5.9（大阪地裁） 懲役1年（執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約533万円 （確定）
93	19.3.27	証取法第159条第1項第1号等 （相場操縦）	㈱ビーマップの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）会社役員等（7名）	21.9.29（大阪地裁） 会社役員A　懲役　3年（執行猶予5年） 罰金　500万円 追徴金　約9億7,843万円 21.9.9（大阪地裁） 会社役員B　懲役1年6月（執行猶予3年） 追徴金約2億4,533万円 22.8.4（大阪高裁） 会社役員B　控訴棄却 24.5.29（最高裁） 会社役員B　上告棄却 20.11.13（大阪地裁） 会社役員C　懲役1年（執行猶予3年） 追徴金約2億4,533万円 20.10.31（大阪地裁） 会社役員D　懲役1年（執行猶予3年） 追徴金約2億4,533万円 21.6.24（大阪高裁） 会社役員D　控訴棄却 23.9.16（最高裁） 会社役員D　上告棄却 （いずれも確定） （注）104号事件と一括審理
94	19.5.29	証取法第166条第1項第4号等 （内部者取引）	ホーマック㈱及び㈱カーマが、ホーマック㈱、㈱カーマ及びダイキ㈱による共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員	20.1.16（札幌地裁） 懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金70万円 追徴金約3,591万円 20.7.15（札幌高裁） 原判決破棄 懲役1年（執行猶予3年） 罰金70万円 追徴金約3,591万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
95	19.6.4	証取法第 166 条第 3 項等（内部者取引）	ホーマック㈱が㈱カーマ及びダイキ㈱と共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員	19.9.10（札幌地裁） 懲役 2 年（執行猶予 4 年） 罰金 150 万円 追徴金約 5,407 万円 （確定）
96	19.6.7	証取法第 166 条第 1 項等（内部者取引）	㈱伊藤園ほか 17 社が株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）印刷会社社員 印刷会社社員の親族(6 名)	20.1.23（秋田地裁） 印刷会社社員 懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 300 万円 親族Ａ　懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 300 万円 親族Ｂ　懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 300 万円 親族Ｃ　懲役 2 年（執行猶予 4 年） 罰金 200 万円 親族Ｄ　懲役 1 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 200 万円 ＊追徴金 ・12 銘柄の取引について、全員から約 7 億 1,029 万円 ・3 銘柄の取引について、印刷会社社員及び親族Ａから約 9,985 万円 ・3 銘柄の取引について、印刷会社社員、親族Ａ、Ｂ、Ｃから約 1 億 3,463 万円 （いずれも確定）
97	19.6.25	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等（相場操縦）	川上塗料㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）無職 会社役員	20.6.30（さいたま地裁） 無職Ａ　懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 300 万円 無職Ｂ　懲役 1 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 200 万円 追徴金約 5 億 1,108 万円 （連帯） 21.5.14（東京高裁） 無職Ａ　控訴棄却 無職Ｂ　控訴棄却 21.10.6（最高裁） 無職Ａ　上告棄却 （いずれも確定） (注)102 号事件と一括審理（102 号事件では「無職Ｂ」は「会社役員」と記載）
98	19.6.28	証取法第 159 条第 2 項第 2 号等（相場操縦）	川上塗料㈱の株取引を誘引する目的をもって、同株券の相場が自己又は他人の操作によって変動する旨の情報を流布した。 （嫌疑者）無職	
99	19.10.15	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等（相場操縦）	㈱オーエー・システム・プラザの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）会社役員等	20.7.25（大阪地裁） 会社役員　懲役 3 年（執行猶予 5 年） 追徴金約 4 億 4,225 万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
100	19.10.30	証取法第158条 （風説の流布）	㈱大盛工業の株券について、その売買等の目的のため及びその株価の高騰を図る目的をもって、虚偽の事実を流布した。 （嫌疑者）会社役員	20.9.17（東京地裁） 会社役員　懲役　2年6月 追徴金　約15億6,110万円 21.11.18（東京高裁） 会社役員　懲役　2年6月 追徴金　約15億5,810万円 （確定）
101	19.11.1	証取法第159条第1項第1号等 （相場操縦）	南野建設㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）株式投資アドバイザー等	20.3.21（大阪地裁） 会社役員Ａ　懲役2年（執行猶予5年） 追徴金約3億8,379万円 20.7.25（大阪地裁） 会社役員Ｂ　懲役3年（執行猶予5年） 追徴金約4億4,225万円 （注）99号事件と一括審理 22.4（大阪地裁） 株式投資アドバイザー　公訴棄却 （いずれも確定）
102	19.11.29	証取法第159条第1項等 （相場操縦）	オー・エイチ・ティー㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）会社役員等	20.6.30（さいたま地裁） 無職　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金300万円 会社役員　懲役1年6月　（執行猶予4年） 罰金200万円 追徴金約5億1,108万円 （連帯） 21.5.14（東京高裁） 無職　控訴棄却 会社役員　控訴棄却 21.10.6（最高裁） 無職　上告棄却 （いずれも確定） （注）97、98号事件と一括審理
103	20.3.4	証取法第159条第3項等 （相場固定）	丸八証券㈱は、同社が主幹事であったケイエス冷凍食品㈱の株価を公募価格以上に固定する目的をもって、一定の価格以下の同社株券の買付注文を勧誘し、受託した。 （嫌疑者）当該証券会社 当該証券会社役員	20.6.17（名古屋地裁） 当該証券会社　罰金2,500万円 証券会社役員Ｂ　懲役1年（執行猶予3年） 証券会社役員Ｃ 懲役10月（執行猶予3年） 20.9.9（名古屋地裁） 証券会社役員Ａ　懲役1年4月 21.3.30（名古屋高裁） 懲役2年（執行猶予4年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
104	20.3.5	証取法第158条 （偽計）	㈱アイ・シー・エフ（現：㈱オーベン）の株券の取引のため、会社役員の1名が実質的に支配する会社の企業価値を過大に評価し、虚偽の事実の公表等を行った。 （嫌疑者）会社役員等	20.10.10（大阪地裁） 当該会社　罰金500万円 追徴金7億3,315万円 （連帯） 22.2.3（大阪高裁） 当該会社　控訴棄却 24.7.5（最高裁） 当該会社　上告棄却 20.10.17（大阪地裁） 会社役員Ｂ　懲役1年6月（執行猶予3年） 追徴金7億3,315万円 会社役員Ｃ　懲役1年（執行猶予3年） 追徴金7億3,315万円 （連帯） 21.9.29（大阪地裁） 会社役員Ａ　懲役3年（執行猶予5年） 罰金500万円 追徴金約9億7,843万円 （いずれも確定） （注）93号事件と一括審理
105	20.3.14	証取法第167条第1項第5号等 （内部者取引）	㈱ポッカコーポレーション他4社が株式公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）印刷会社社員	20.3.25（札幌簡裁） 印刷会社社員Ｂ　罰金50万円 20.5.23（札幌地裁） 印刷会社社員Ａ 懲役2年6月（執行猶予3年） 罰金700万円 追徴金約1億5,938万円 （いずれも確定）
106	20.5.30	証取法第166条第1項等 （内部者取引）	証券会社社員等は、三光純薬㈱他3社が株式交換を行うことなど（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）証券会社社員等	20.12.25（東京地裁） 証券会社社員　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金100万円 追徴金635万円 証券会社役員の知人 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金300万円 追徴金5,544万円 （内635万円は連帯） （いずれも確定）
107	20.6.16	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱アクセスは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役員	20.11.28（神戸地裁） 当該会社　罰金500万円 当該会社役員Ｂ　懲役3年（執行猶予4年） 24.12.25（神戸地裁） 当該会社役員Ａ　懲役3年（執行猶予5年） 罰金1,500万円 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
108	20.6.17	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出）	㈱アイ･エックス･アイは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の公募増資にあたり、上記有価証券報告書をとじ込んだ有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役員	21.1.29（大阪地裁） 当該会社役員Ｃ 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金500万円 21.2.9（大阪地裁） 当該会社役員Ｂ 懲役3年（執行猶予4年） 罰金500万円 21.11.26(大阪地裁) 当該会社役員Ａ 懲役3年（執行猶予5年） 罰金800万円 （いずれも確定）
109	20.10.7	金商法第166条第1項第1号等（内部者取引）	㈱ＬＴＴバイオファーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと（重要事実）及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社役員	21.9.14（東京地裁） 当該会社役員 懲役15年 罰金500万円 追徴金約4億1,223万円（確定）
110	20.11.26	金商法第158条等（暴行・脅迫）	㈱ドン・キホーテの株式について，有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火（暴行）し、新聞社宛に警告文を送信して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知（脅迫）した。 （嫌疑者）会社員	21.11.24（横浜地裁） 会社員　懲役6年 （確定） (注)112号事件と一括審理
111	20.12.5	金商法第166条第1項第1号等（内部者取引）	㈱ＬＴＴバイオファーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと（重要事実）及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社役員	21.4.15（東京地裁） 会社役員　懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約1,924万円 （確定）
112	20.12.17	金商法第158条等（暴行・脅迫）	㈱ドン・キホーテの株式について、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火（暴行）し、新聞社宛に警告文を送付して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知（脅迫）した。 （嫌疑者）会社員	21.11.24（横浜地裁） 会社員　懲役6年 （確定） (注)110号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
113	20.12.24	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出）	オー・エイチ・ティー㈱は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出（２期）し、その後の新株予約権付社債募集を行うにあたり、虚偽の有価証券報告書をとじ込んだ有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社役員（２名）	21.4.28（広島地裁） 当該会社　罰金800万円 当該会社代表取締役社長 懲役２年（執行猶予４年） 当該会社役員Ａ 懲役１年６月（執行猶予３年） 当該会社役員Ｂ　懲役１年（執行猶予３年） （いずれも確定）
114	21.2.10	証取法第166条第1項第1号等（内部者取引）	㈱ワークスアプリケーションズの経常利益について、公表された直近の予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り，公表前に同社株券を売り付け、エネサーブ㈱の剰余金の配当について、公表された前事業年度の対応する期間にかかる実績値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り、同社株を売り付けた。 （嫌疑者）ＩＲコンサルティング業	21.5.25（大阪地裁） 懲役２年６月（執行猶予４年） 罰金300万円 追徴金約１億2,092万円 （確定）
115	21.3.25	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券届出書の提出）	㈱プロデュースは、上場に伴う株式の募集等を行うに際し、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役	21.8.5（さいたま地裁） 当該会社代表取締役 懲役３年 罰金1,000万円 22.3.23（東京高裁） 当該会社代表取締役 控訴棄却 22.8.10（最高裁） 当該会社代表取締役 上告棄却 21.8.5（さいたま地裁） 当該会社専務取締役 懲役２年６月（執行猶予４年） （いずれも確定） （注）120号事件と一括審理
116	21.3.27	証取法第166条第1項第1号等（内部者取引）	㈱キャビンがプライベートエクィティファンドとの業務上の提携を解消することについて決定したこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者） 東証一部上場企業代表取締役 同人の実質支配会社	21.7.8（高松地裁） 上場企業代表取締役 懲役２年６月（執行猶予４年） 罰金100万円 同人の実質支配会社 罰金200万円 両名 追徴金　３億5,500万円 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
117	21.3.31	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等（内部者取引）	㈱プロデュースが粉飾決算を内実とする金融商品取引法違反等の嫌疑で証券取引等監視委員会から強制調査を受けたこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社元役員	21.5.27（さいたま地裁） 懲役 3 年（執行猶予 4 年） 罰金 500 万円 追徴金約 7,888 万円 （確定）
118	21.4.22	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等（内部者取引）	ジェイ･ブリッジ㈱の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社常務執行役員	21.6.17（東京地裁） 懲役 1 年（執行猶予 3 年） 罰金 100 万円 追徴金約 915 万円 （確定）
119	21.4.27	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等（内部者取引）	ジェイ･ブリッジ㈱の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り、シンガポールの金融機関に開設した英領ヴァージン諸島に設立された法人名義の口座を利用し、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社取締役会長	21.12.10（東京地裁） 懲役 3 年（執行猶予 5 年） 罰金 200 万円 追徴金約 3,750 万円 （確定）
120	21.4.28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 （虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出）	㈱プロデュースは、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出（２期）し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役	21.8.5（さいたま地裁） 当該会社代表取締役 懲役　3 年 罰金　1,000 万円 22.3.23（東京高裁） 当該会社代表取締役 控訴棄却 22.8.10（最高裁） 当該会社代表取締役 上告棄却 21.8.5（さいたま地裁） 当該会社専務取締役 懲役　2 年 6 月（執行猶予 4 年） （いずれも確定） （注）115 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
121	21.4.28	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出）	㈱プロデュースは、架空売上を計上するなど、上場に伴う株式の募集等を行うに際し虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出し、さらに虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出（２期）し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）公認会計士	2.1.30（さいたま地裁） 懲役3年6月 25.1.11（東京高裁） 控訴棄却 公判係属中（最高裁）
122	21.7.14	証取法第158条等 （偽計）	㈱ペイントハウスが発行する新株式を犯則嫌疑者が実質的に統括管理していた投資事業組合名義で取得するに際し，真実は，同組合が払い込む金額の大半は、直ちに社外に流出させるものであるのに、その情を秘し，あたかも当該払込みによって相応の資本充実が図られたものであるかのような虚偽の事実を公表させた。 （嫌疑者）会社役員	22.2.18(東京地裁) 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金400万円 追徴金約3億147万円 22.11.30（東京高裁） 控訴棄却 23.3.23（最高裁） 上告棄却 （確定）
123	21.7.31	証取法第167条第1項第5号等 （内部者取引）	エヌエー㈱が日産ディーゼル工業株券の公開買付を行うことを知り、公表前に同株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社従業員 会社員	21.12.24（さいたま地裁） 当該会社従業員 懲役2年（執行猶予3年） 罰金200万円 追徴金約1,293万円 会社員 懲役2年（執行猶予3年） 罰金300万円 追徴金約1億6,164万円 22.6.10（東京高裁） 当該会社従業員 控訴棄却 会社員 控訴棄却 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
124	21.9.29	証取法第159条第2項第1号等 （株価操縦）	財産上の利益を得る目的で，日立造船㈱他1銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。 （嫌疑者）無職（2名） 会社役員	22.4.28（東京地裁） 無職A 懲役2年2月（執行猶予4年） 罰金250万円 追徴金約2億2,661万円 会社役員B 懲役2年（執行猶予4年） 罰金300万円 追徴金約2億2,661万円 無職C 懲役1年6月（執行猶予4年） 罰金150万円 追徴金約2億2,661万円 （連帯） （いずれも確定）
125	21.10.20	証取法第166条第3項等 （内部者取引）	グッドウィル・グループ㈱が子会社の異動を伴う株券の取得を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同株券を買い付けた。 （嫌疑者）無職	22.2.4（東京地裁） 懲役2年6月 罰金500万円 追徴金15億3,180万円 （確定）
126	21.11.24	証取法第159条第1項第1号等 （株価操縦）	財産上の利益を得る目的で，ユニオンホールディングス㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行い、もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。 （嫌疑者）当該会社代表取締役 会社役員（4名） 会社員 不詳　（3名）	22.8.18（大阪地裁） 代表取締役　懲役3年（執行猶予5年） 罰金300万円 追徴金約2億5529万円 （注）129号事件と一括審理 22.8.25（大阪地裁） 会社員　懲役2年（執行猶予4年） 罰金200万円 追徴金約2億5529万円 22.9.1（大阪地裁） 会社役員　懲役3年（執行猶予4年） 罰金300万円 追徴金約2億6477万円 （注）132号事件と一括審理 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
127	21.12.15	証取法第166条第3項等（内部者取引）	㈱テレウェイヴ（現：㈱ＳＢＲ）の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り、公表前に同株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社役員（2名） 会社員	22.4.5（東京地裁） 会社役員Ａ 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金500万円 追徴金約8,462万円 会社役員Ｂ 懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金200万円 会社員 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金500万円 追徴金約2億7,218万円 （いずれも確定）
128	21.12.15	金商法第167条第3項等（内部者取引）	ロシュ・ファームホールディングス・ビー・ヴィが中外製薬㈱の公開買付を行うことを知り、公表前に、同株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社員	
129	21.12.24	金商法第158条等（偽計）	ユニオンホールディングス㈱の発行予定の新株等を売却するため，同社の第三者割当増資等につき、ＩＡＢｊａｐａｎ株式会社は，第三者割当増資の払込金等を実際に拠出する資力がないのに同社が、実際に資金拠出するかのような虚偽の事実を公表し、同社名義で払い込む第三者割当増資の払込金の一部は見せ金に過ぎないのに、払込が実際にあったかのように仮装した上、第三者割当増資等の資本増強が行われたかのような虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役	22.8.18（大阪地裁） 代表取締役　懲役3年（執行猶予5年） 罰金300万円 追徴金約2億5,529万円 （注）126号事件と一括審理 被告会社　罰金3,000万円 （いずれも確定）
130	22.2.9	証取法第159条第1項第1号等（株価操縦）	財産上の利益を得る目的で，ユニオンホールディングス㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行い、もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。 （嫌疑者）会社経営者	H24.6.6（大阪地裁） 会社経営者　懲役3年（執行猶予5年） 罰金400万円 追徴金約3億7,637万円 公判係属中（大阪高裁） （注）132号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
131	22.3.2	証取法第197条第1項1号等 （虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出）	ニイウスコー㈱は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社取締役	23.9.15（横浜地裁） 当該会社代表取締役副会長 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 23.9.20（横浜地裁） 当該会社代表取締役会長 懲役3年 罰金800万円 24.12.13（東京高裁） 当該会社代表取締役会長　控訴棄却 （確定） 25.1.17（東京高裁） 当該会社代表取締役副会長　控訴棄却 公判係属中（最高裁） （注）133号事件と一括審理
132	22.3.16	証取法第166条第1項第1号等 （内部者取引）	㈱テークスグループが、第三者割当増資を行うこと（重要事実）及び第三者割当増資の約9割は失権すること（重要事実）を知り、公表前に同株券を買い付け、売り付けた。 （嫌疑者）当該会社実質的経営者 会社役員	22.9.1（大阪地裁） 会社役員　懲役3年（執行猶予4年） 罰金300万円 追徴金約2億6477万円 （注）126号事件と一括審理 （確定） 公判係属中（大阪地裁） 当該会社実質的経営者 （注）130号事件と一括審理
133	22.3.19	証取法第197条第1項1号等 （虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出）	ニイウスコー㈱は，架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集及び売出しを行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社代表取締役副会長	23.9.15（横浜地裁） 当該会社代表取締役副会長 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 23.9.20（横浜地裁） 当該会社代表取締役会長 懲役3年 罰金800万円 24.12.13（東京高裁） 当該会社代表取締役会長　控訴棄却 （確定） 25.1.17（東京高裁） 当該会社代表取締役副会長　控訴棄却 公判係属中（最高裁） （注）131号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
134	22.3.26	金商法第158条等 （偽計）	トランスデジタル㈱は、新株予約権について、その行使に係る払込みを仮装した上、その情を秘し、適法な新株予約権の行使による新株の発行が行われた旨の虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 会社役員（2名） 元当該会社代表取締役 元当該会社顧問 元会社役員	22.11.24（東京地裁） 元当該会社顧問 懲役3年（執行猶予4年） 元当該会社代表取締役 懲役2年6月（執行猶予4年） （いずれも確定）
135	22.5.11	証取法第166条第1項第4号等 （内部者取引）	㈱ＧＤＨ他3社が発行する株式を引き受ける者を募集することなど（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売買した。 （嫌疑者）銀行員	23.4.26（東京地裁） 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金200万円 追徴金約5,824万円 （確定） （注）136号事件と一括審理
136	22.6.15	金商法第166条第3項等 （内部者取引）	㈱リサ・パートナーズが、銀行団による協調融資により新規事業資金を調達できることが確実になったことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）銀行員	23.4.26（東京地裁） 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金200万円 追徴金約5,824万円 （確定） （注）135号事件と一括審理
137	22.10.6	金商法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券届出書の提出）	㈱エフオーアイは、上場に伴う株式の募集等を行うに際し、架空売上高を計上する方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書を掲載した有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社代表取締役専務 当該会社役員	24.2.29（さいたま地裁） 当該会社代表取締役社長 懲役3年 24.2.29（さいたま地裁） 当該会社代表取締役専務 懲役3年 （いずれも確定）
138	22.10.26	金商法第158条等 （偽計）	㈱エフオーアイは、虚偽の売上高を前提とした有価証券届出書等の開示書類につき、真実かつ正確な記載がなされている旨の虚偽の表明をするなどし、多数の一般投資家にこれらの虚偽の内容を記載した目論見書を交付させるなどした。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社代表取締役専務	

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
139	22.10.28	金商法第159条第1項第1号等 （相場操縦）	財産の利益を得る目的で、（株）テクノマセマティカル他2銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。 （嫌疑者）会社役員	23.3.10（大分地裁） 懲役2年4月（執行猶予4年） 罰金600万円 追徴金約2億6148万円 23.8.26（福岡高裁） 控訴棄却 24.11.19（最高裁） 上告棄却 （確定）
140	22.12.7	証取法第167条第3項等 （内部者取引）	ワイオミング・ホールディングス・ジーエムビーエイチの業務執行を決定する機関が㈱西友の株券の公開買付けを行うことについての伝達を受け、公表前に買い付けた。 （嫌疑者） 当該会社社外取締役の配偶者 同人の主宰法人	24.9.7（東京地裁） 当該会社社外取締役の配偶者 懲役2年（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約3,725万円（うち2,766万円は被告会社と連帯） 同人の主催法人 罰金500万円 追徴金2,766万円（被告人と連帯） （いずれも確定）
141	23.2.9	証取法第197条の2第1号等 （無届社債券募集）	内閣総理大臣に届出をしないで、新たに発行される社債券の取得の申込みの勧誘を行い、有価証券の募集をしたもの。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役会長	公判係属中（福岡地裁）
142	23.3.22	証取法第166条第1項第4号等 （内部者取引）	オックスホールディングス㈱の子会社の業務遂行の過程で損害が発生したこと（重要事実）を知り、公表前に売り付けた。 （嫌疑者）会社役員	24.3.7（東京地裁立川支部） 懲役3年 追徴金約3,232万円 24.7.19（東京高裁） 控訴棄却 24.10.30（最高裁） 上告棄却 （確定）
143	23.5.27	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出）	㈱富士バイオメディックスは、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役 当該会社嘱託社員 会社役員	24.3.8（東京地裁） 当該会社代表取締役 懲役2年 当該会社取締役 懲役2年6月（執行猶予3年） 当該会社嘱託社員 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金400万円 会社役員　懲役3年（執行猶予5年） 罰金800万円 24.9.20（東京高裁） 当該会社代表取締役　控訴棄却 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
144	23.6.10	金商法第166条第1項第1号等 （内部者取引）	㈱スルガコーポレーションが委託先法人に行わせていた同社所有の商業ビルの立ち退き交渉業務に関し，警察において，同委託先法人が反社会的勢力であるとし，当該交渉業務について，同社役員らも捜査対象となっていたこと（重要事実）を知り、公表前に売り付けた。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 当該会社執行役員 当該会社社員	公判手続停止中（横浜地裁）
145	23.7.13	金商法第166条第3項等 （内部者取引）	㈱ジャストシステムの業務執行を決定する機関が㈱キーエンスを割当先とする第三者割当増資を行うこと（重要事実）及び業務提携を行うこと（重要事実）についての決定をした旨の伝達を受け、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員	23.9.16（東京地裁） 懲役3年（執行猶予3年） 罰金400万円 追徴金約1億1,796万円 （確定）
146	23.8.2	金商法第158条等 （偽計）	㈱ＮＥＳＴＡＧＥは、クロスビズ㈱を引受人とする現物出資を含む第三者割当増資において、宿泊施設等であった土地及び建物3物件の価値を過大に評価した上、募集株式の払込金額に相当する価値のある不動産が現物出資として給付される旨の虚偽の内容を含む公表を行った。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社取締役 当該会社執行役員（2名） 会社役員 会社員 不動産鑑定士	23.10.11（大阪地裁） 会社役員 懲役1年6月（執行猶予3年） 会社員 懲役1年6月（執行猶予3年） （いずれも確定） 25.5.10（大阪地裁） 当該会社　罰金300万円 当該会社代表取締役会長 懲役1年4月（執行猶予3年） 当該会社取締役 懲役1年2月（執行猶予3年） 当該会社執行役員 懲役1年（執行猶予3年） （確定）
147	23.8.5	金商法第159条第1項第1号等 （相場操縦）	財産上の利益を得る目的で、㈱ＧＡＢＡほか2銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。 （嫌疑者）会社役員	24.5.14（福岡地裁） 懲役3年 罰金300万円 追徴金約1億8,695万円 25.1.25（福岡高裁） 控訴棄却 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
148	23.12.12	金商法第158条 同法第197条第1項第5号 （偽計）	井上工業㈱は、アップル有限責任事業組合を割当先とする第三者割当増資につき、その払込みを仮装した上、その情を秘し、新株式発行増資の払込金として全額の払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社社員（2名） 会社員 証券ブローカー	24.2.14（東京地裁） 会社員　懲役2年6月（執行猶予3年） 24.3.7（東京地裁） 当該会社社員Ｂ 懲役1年6月（執行猶予3年） 24.3.12（東京地裁） 当該会社社員Ａ 懲役2年（執行猶予3年） 証券ブローカー 懲役2年6月（執行猶予4年） （いすれも確定）
149	23.12.21	金商法第158条等 （風説の流布及び偽計）	エスプール外3銘柄の株券の売買のため、かつ相場の変動を図る目的をもって、インターネットを介して電子掲示板上で、内容虚偽の文章を不特定多数かつ多数の者が閲覧できる状態に置いた。 （嫌疑者）無職	23.12.22（神戸簡裁） 罰金30万円 追徴金4万8,330円 （略式命令） （確定）
150	24.1.31	金商法第166条第1項第3号等 （内部者取引）	ＮＥＣエレクトロニクス㈱が㈱ルネサステクノロジと合併することについて決定したこと（重要事実）及びエルピーダメモリ㈱が産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定を取得し、同計画に沿って㈱日本政策投資銀行を割当先とする第三者割当増資を行うことについての決定をしたこと（重要事実）を知り、それぞれの事実の公表前にＮＥＣエレクトロニクス㈱及びエルピーダメモリ㈱の株券を買い付けた。 （嫌疑者）国家公務員	公判係属中（東京地裁）
151	24.3.6	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	オリンパス㈱は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出（2期）した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 当該会社監査役 当該会社取締役 会社役員（3名）	公判係属中（東京地裁）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
152	24.3.22	金商法第166条第1項第1号等 （内部者取引）	黒崎播磨㈱及び同社が所属する企業集団の経常利益の各予想値について、直近に公表された各予想値と比較して新たに算出した各予想値との間に差異が生じたこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付け、買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社員 会社役員	24.9.26（福岡地裁） 当該会社社員　懲役3年（執行猶予5年） 罰金300万円 追徴金約2億2,442万円 会社役員　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金200万円 追徴金約2億1,693万円 25.2.20（福岡高裁） 会社役員　控訴棄却 （いずれも確定） （注）151号事件と一括審理
153	24.3.22	金商法第166条第1項第1号等 （内部者取引）	黒崎播磨㈱及び同社が所属する企業集団の経常利益の各予想値について、直近に公表された各予想値に比較して新たに算出した各予想値との間に差異が生じたこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社員 会社役員	24.9.26（福岡地裁） 当該会社社員　懲役3年（執行猶予5年） 罰金300万円 追徴金約2億2,442万円 会社役員　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金200万円 追徴金約2億1,693万円 25.2.20（福岡高裁） 会社役員　控訴棄却 （いすれも確定） (注)152号事件と一括審理
154	24.3.26	金商法第158条等 （偽計）	㈱セラーテムテクノロジーは、自己資金を北京誠信能環科技有限公司とWEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITEDの三社間で2回循環させる方法により、北京誠信能環科技有限公司を買収したかのように偽装するため、WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITEDを割当先とする第三者割当増資を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実質的に完全子会社化するための買収資金に充当することを決議した旨の虚偽の事実を公表し、さらに前記第三者割当増資に係る払込手続が完了した旨の虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社取締役兼最高財務責任者 当該会社代表取締役	25.4.12（東京地裁） 当該会社取締役兼最高財務責任者 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金400万円 （確定） 当該会社　罰金800万円 当該会社代表取締役 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金400万円 公判係属中（東京高裁） 当該会社、当該会社代表取締役

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
155	24.3.28	金商法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	オリンパス㈱は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出（3期）した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 当該会社監査役 当該会社取締役 会社役員	公判係属中（東京地裁）
156	24.3.28	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出））	オリンパス㈱は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出（2期）した。 （嫌疑者）会社役員	公判係属中（東京地裁）
157	24.3.28	金商法第166条第2項第4号等 （内部者取引）	日本風力開発㈱の株券について監理銘柄に指定される可能性があること（重要事実）についての伝達を受け、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）無職	24.5.18（神戸地裁） 懲役2年（執行猶予3年） 罰金300万円 追徴金約8,637万円 （確定）
158	24.7.9	金商法第38条の2第1号等 （投資一任契約の締結に係る偽計）	ＡＩＪ投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 （犯則嫌疑者）当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	公判係属中（東京地裁） （注）160、162、163号事件と一括審理
159	24.7.13	金商法第167条第1項第4号等 （内部者取引）	㈱日立物流が㈱ﾊﾞﾝﾃｯｸの公開買付を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同株券を買い付けた。 （犯則嫌疑者）ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞﾘｰ業務委託契約を締結していた証券会社社員（元執行役員）、会社役員Ａ、会社役員Ｂ、無職	25.2.28（横浜地裁） 会社役員Ａ　懲役2年6月（執行猶予4年）、罰金300万円 追徴金約1億43万円 （確定） （注）161号事件と一括審理 証券会社社員（元執行役員） 公判係属中（横浜地裁）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
160	24.7.30	金商法第38条の2第1号等 （投資一任契約の締結に係る偽計）	ＡＩＪ投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 （犯則嫌疑者）当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	公判係属中（東京地裁） （注）158、162、163号事件と一括審理
161	24.8.3	金商法第167条第1項第4号等 （内部者取引）	㈱TMｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝがﾊﾞﾙｽ㈱の公開買付を行うこと（他1件）（重要事実）を知り、公表前に同株券を買い付けた。 （犯則嫌疑者）ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞﾘｰ業務委託契約を締結していた証券会社社員（元執行役員）、会社役員Ａ、会社役員Ｂ、無職	25.2.28（横浜地裁） 会社役員Ａ　懲役2年6月（執行猶予4年）、罰金300万円 追徴金約1億43万円 （確定） （注）159号事件と一括審理 公判係属中（横浜地裁） 証券会社社員
162	24.9.19	金商法第38条の2第1号等 （投資一任契約の締結に係る偽計）	ＡＩＪ投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 （犯則嫌疑者）当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	公判係属中（東京地裁） （注）158、160、163号事件と一括審理
163	24.10.5	金商法第38条の2第1号等 （投資一任契約の締結に係る偽計）	ＡＩＪ投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 （犯則嫌疑者）当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	公判係属中（東京地裁） （注）158、160、162号事件と一括審理
164	24.12.18	金商法第158条等 （偽計）	㈱ｾｲｸﾚｽﾄは、合同会社ｶﾅﾔﾏを引受人とする現物出資を含む第三者割当増資において、現物出資財産である山林には募集株式の払込金額に相当する価値がなく、本件土地を取得後に開発、販売する具体的な事業計画もない上、合同会社ｶﾅﾔﾏは割り当てられた株式を短期間で譲渡する意図であったにもかかわらず、虚偽の内容を含む公表を行った。 （犯則嫌疑者）当該会社元代表取締役、会社役員	公判係属中（大阪地裁）

2-6-3 不公正ファイナンスを偽計罪（金商法158条）で告発した事例

銘柄 （告発年月）	概要	判決	会社
ペイントハウス （21年7月）	経営不振に陥ったペイントハウスから、経営再建に係る支援の依頼を受けた投資顧問業等を営む犯則嫌疑者が、同社に対し、自ら支配する投資ファンドを引受先として第三者割当増資をさせた上で、同社に払い込まれた株式払込金を直ちに社外流出させる一方、同投資ファンドが取得した同社株券を市場で売却して利益を得た事件。	22.2.18(東京地裁) 投資顧問会社役員：懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金400万円 追徴金約3億147万円 22.11.30（東京高裁）：控訴棄却 23.3.23（最高裁）：上告棄却	18年7月 上場廃止 その後、㈱ティエムシーに商号変更 22年4月 破産開始決定
ユニオンホールディングス （21年12月）	ユニオンホールディングスの代表取締役であった犯則嫌疑者らが共謀の上、実体のない法人を設立し、これを割当先とする第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権の発行を行う旨を公表の上、実際には本件増資の相当部分は見せ金による水増し増資であるのに、予定通り資本増強が行われた旨、虚偽の公表を行い、株価を上昇維持させた上で、本件増資に係る新株等を売却した事件。	22.8.18（大阪地裁） 当該会社代表取締役：懲役3年(執行猶予5年) 罰金300万円 追徴金約2億5529万円 当該会社：罰金3000万円	22年2月 上場廃止
トランスデジタル （22年3月）	トランスデジタルが資金繰りに行き詰まって経営破たんに陥る直前に第三者割当により発行した新株予約権の行使に係る増資について、入金した払込金を直ちに出金の上、再度別途の払込金として入金するということを繰り返して行った架空増資を利用した事件。	22.11.24（東京地裁） 元当該会社顧問：懲役3年（執行猶予4年） 同代表取締役：懲役2年6月（執行猶予4年）	20年9月 上場廃止 23年5月 破産開始決定
NESTAGE （23年8月）	NESTAGEの役員や増資引受先の役員等の犯則嫌疑者7名が、現物出資を含む第三者割当増資を行うに際し、債務超過を解消するとともに、嫌疑法人の株価をつり上げることを企て、現物出資財産（不動産）の価値を過大評価した上、虚偽の内容を含む公表を行い、偽計を用いた事件。	23.10.11（大阪地裁） 引受先会社役員：懲役1年6月（執行猶予3年） 同会社員：懲役1年6月（執行猶予3年） 25.5.10（大阪地裁） 当該会社：罰金300万円 同代表取締役会長：懲役1年4月（執行猶予3年） 同取締役：懲役1年2月（執行猶予3年） 同執行役員：懲役1年（執行猶予3年）	22年8月 上場廃止 23年4月 ㈱ゲオが100％子会社化
井上工業 （23年12月）	井上工業株式会社の役員、増資引受先の組合員等の犯則嫌疑者4名が、同社が第三者割当増資を行うに際し、株価を維持上昇させる目的で、同社名義の預金口座から出金した金銭を、他の名義の預金口座を経由させて増資引き受先の投資事業組合の預金口座に入金し、同組合名義で別の同社名義の預金口座に入金させることで、新株式発行増資のほとんどの払い込みを仮装し、虚偽の内容を含む公表を行い、偽計を用いた事件。	24.2.14（東京地裁） 投資事業組合組合員：懲役2年6月 （執行猶予3年） 24.3.7（東京地裁） 当該会社社員Ｂ：懲役1年6月（執行猶予3年） 24.3.12（東京地裁） 当該会社社員Ａ：懲役2年（執行猶予3年） 証券ブローカー：懲役2年6月（執行猶予4年）	20年10月 上場廃止 破産開始決定
セラーテムテクノロジー （24年3月）	セラーテムテクノロジーの株価の上昇を図る目的で、真実は、中国企業株主らが、当該中国企業を実質的に完全子会社化したセラーテムテクノロジーの発行済株式の過半数を取得するなどの方法により、セラーテムテクノロジーの経営支配権を掌握するスキームであったにもかかわらず、セラーテムテクノロジーの自己資金を、中国企業株主らが実質的に支配する別の法人とセラーテムテクノロジーとの間で循環させる方法により、第三者割当増資によって調達した資金で中国企業を買収したかのように偽装した上、その事実を隠したまま虚偽の事実を公表し、偽計を用いた事件。	25.4.12（東京地裁） 元当該会社最高財務責任者：懲役2年6月 （執行猶予4年） 罰金400万円 当該会社代表取締役：懲役2年6月 （執行猶予4年） 罰金400万円 当該会社：罰金800万円 公判係属中（東京高裁） 当該会社代表取締役 当該会社	24年7月 上場廃止
セイクレスト （24年12月）	セイクレストの代表取締役であった犯則嫌疑者ら2名が、同社の自己資本を増加させたように装って上場廃止を回避しようなどと考え、共謀の上、現物出資を含む第三者割当増資において、現物出資財産である山林には募集株式の払込金額に相当する価値がなく、引受人は割り当てられた株式を短期間で譲渡する意図であったにもかかわらず、虚偽の内容を含む公表を行い、偽計を用いた事件。	公判係属中（大阪地裁） 当該会社代表取締役 コンサルティング会社役員	23年5月 上場廃止 破産開始決定

２－７　建議実施状況等

１　建議実施状況一覧表

（単位：件）

年度	4～16	17	18	19	20	21	22	23	24	合計
件　　数	7	5	3	0	4 (4)	4	2	1	1	23

＊年度：平成 20 年度まで「事務年度ベース」7 月～翌年 6 月、平成 21 年度から「会計年度ベース」4 月～翌年 3 月

＊平成 20 年度（　）内書きは「会計年度ベース」への移行のための平成 21 年度との重複期間（平成 21 年 4 月～6 月）の件数である。

２　建議案件の概要一覧表

建議年月日	建議の内容	措置の状況
6.6.14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期する観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、登録審査に関し、①証券会社と公認会計士等との十分な連携、②審査項目の見直し、③申請会員と協会の連携等の改善策を講じている。
9.12.24	大手証券会社による損失補てん事件について、犯則事件の調査等を行った結果、法令遵守のための内部管理に関して問題点が認められたので、委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等、法令遵守のための内部管理体制の充実・強化の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	各証券取引所では、株式の売買等について、証券会社に対して自己・委託の別の入力を義務付ける措置を講じ、実施済である。
11.12.21	日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載に関し、犯則事件の調査を行った結果、銀行が提出する財務諸表について問題点が認められたので、銀行・信託業等における担保資産の開示、関連当事者との取引の十分な開示の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	大蔵省は、ガイドラインを改正し、銀行業等を営む会社の財務諸表における担保資産の注記を義務付けるとともに、全銀協等は、会員に関連当事者との取引の開示を徹底することを通知した。
12.3.24	証券会社の検査を行った結果、証券投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引、同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱いという営業姿勢に関する問題点が認められたので、顧客に対する誠実かつ公正な業務の執行の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	金融監督庁は、日本証券業協会に対し会員に不適正な投資勧誘について周知・指導の徹底を要請する旨の文書を発出するとともに、財務局ほか関係先にも通知した。
15.4.22	証券会社の検査を行った結果、①発行会社の既発債の市場における流通利回りが大幅に上昇している状況下における普通社債の個人投資家向けの募集の取扱い、②対象株式の株価が大幅に下落している状況下における他社株券償還特約付社債券の個人投資家向けの売出しに関して証券会社の営業姿勢に問題点が認められたので、これらを取得する個人投資家を保護するためのルールの整備を建議	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「募集期間中または売出期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して説明を行って

建議年月日	建議の内容	措置の状況
	した。	いない状況」を追加するとともに、事務ガイドラインに具体的なケースを規定した。
15.6.30	証券会社の検査を行った結果、インターネット取引を取り扱う複数の証券会社の検査において、①証券会社が、インターネット取引において、不十分な売買審査体制の下で、買い上がり買付けと自己対当取引を繰り返す等の作為的相場形成となる顧客の注文を継続的に受託している行為、②証券会社が、インターネット取引において、個人顧客が空売りの価格規制を潜脱する目的で行ったと認められる短時間に連続する複数回の信用売り注文を受託し、これを発注している行為、③証券会社が、インターネット取引において、顧客の注文が本人になりすましている疑いがある取引であるにもかかわらず、これを受託している行為が認められたので、市場の公正性を確保するため、インターネット取引を取り扱う証券会社の売買審査体制や顧客管理体制の適正性を確保させるための適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等に関して、当該取引を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況」を追加するとともに、この「売買管理」について事務ガイドラインに具体的に規定した。また、顧客による空売り規制の潜脱行為を防止するための管理の徹底や、本人確認の徹底についても事務ガイドラインに具体的に規定した。
15.12.16	証券会社の検査を行った結果、①証券会社が、当該証券会社に所属しないアナリストとの間で、投資者への勧誘等に際し使用するためのアナリスト・レポートの作成に係る契約を締結したが、当該アナリストは、当該契約に基づき作成する個別の発行体に関するアナリスト・レポートに、当該発行体に係る株式について新規に買い推奨を示すレーティングを付した場合に、同レポートの投資者への公表前に当該株式の買付けを行い、公表後に売付けを行うといった行為を繰り返しており、証券会社のアナリスト・レポート及びアナリストに係る管理が十分なものとは認められない状況、②証券会社が、情報提供会社に対し、銘柄を指定した上、対価を支払ってアナリスト・レポートの作成を依頼したが、同レポートがそのような事情の下で作成されたことを同レポートに表示することなく投資者に対し公表している状況が認められたので、投資者保護及び市場の公正性、透明性を高める観点から、アナリスト・レポート及びこれを作成したアナリストに対する適切な管理体制を構築させるため必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議)を改正し、証券会社が、契約等に基づき外部アナリストが執筆したアナリスト・レポートを使用する場合には、外部アナリストの有価証券の売買等に関し、外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることの確認や、対価の支払い又は銘柄の指定等をして外部アナリストにアナリスト・レポートの作成を依頼した場合には、その旨を顧客に通知又はアナリスト・レポートに表示することなどを追加した。
17.11.29	相場操縦の一手法として、市場の株価を誘導するために、約定させる意思がないにもかかわらず、市場に注文を出して売買を申込み、約定する前に取り消す、いわゆる「見せ玉」等が認められた。 相場操縦の禁止について規定する証取法第159条第２項第１号は、顧客による「見せ玉」等売買の申込み行為を規制の対象としているが、相場操縦に対する課徴金について規定する同法第174条は、売買等が成立している取引のみを規制の対象としており、「見せ玉」等売買の申込み行為は売買等が成立していないことから、課徴金制度が適用されない。したがって、相場操縦等の不公正取引規制の実効性を確保するための課徴金制度においても「見せ玉」等売買の申込み行為を適用対象とするよう建議した。	取引誘引目的で行われる証券会社への売買等の委託（媒介、取次ぎ又は代理の申込み）の内、売買等が成立していないもの（いわゆる「見せ玉」等）についても、新たに課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年６月７日成立した（同法の当該部分は平成 18 年７月４日から施行された。）。

建議年月日	建議の内容	措置の状況
17.11.29	証券会社の顧客が「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合、証取法第159条第2項第1号にいう売買等の委託に該当し、処罰の対象となるにもかかわらず、証券取引所の取引参加者である証券会社が自己の計算で「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合には、売買等にも売買等の委託にも該当しないことから、同号による禁止の対象とされていない。 「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦につき、証券会社とその顧客において、当罰性には何ら差異がないことから、証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為をも、同号における禁止規定の対象とするとともに、同法第197条第1項第7号において規定する刑事罰の対象とし、併せて同法第174条に規定する課徴金の対象にもするよう建議した。	取引誘引目的で行われる証券会社の自己の計算による「見せ玉」等売買の申込みについて、新たに相場操縦行為として禁止するとともに、刑事罰及び課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した（同法の当該部分は平成18年7月4日から施行された。）。
17.11.29	金融審議会金融分科会第一部会（中間整理）によると、業務範囲に関して、「投資サービス法においては、本来業務として、投資商品として位置付けられる幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を、一体として規制すべきである。この際、現行法の下においては、例えば、現在、証券業と証券投資一任業を兼業するためには、証券業の登録、投資顧問業との兼業の届出、投資助言業の登録、一任の認可、証券業との兼業の認可といった手続が必要となるほか、兼業に伴う弊害防止措置についても証取法と投資顧問業法にそれぞれ規定が置かれているなど、縦割りの法律が健全な兼業を妨げているといった指摘があることに留意が必要である。」と指摘されている。 当委員会による証券会社に対する検査の結果を踏まえると、現在も、取引一任勘定取引により顧客が不当な手数料の支払いを強いられるような状況が散見されるところである。このため、投資サービス法における業務範囲の見直しに当たって、幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を一体として規制することとなり、それに伴い取引一任勘定取引契約の禁止の扱いも見直される場合には、投資者保護に支障を来たさないよう証券会社が顧客の利益を損なうことを防止するため、現行の投資顧問業法における投資一任契約に係る規制も踏まえ、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	投資一任契約に係る業務に関する各種行為規制、証券業と投資一任契約に係る業務を同時に行うことに関する弊害防止措置など、所要の規制を課すことを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した（同法の当該部分は平成19年9月30日から施行された。）。
18.4.14	上場会社が株式や新株予約権付社債（以下「株式等」という。）を発行しようとする際、主幹事証券会社又はその関連会社が、発行体による当該株式等の発行に係る情報（以下「発行情報」という。）の公表前に、国内外の機関投資家に対して当該株式等に係る需要動向の調査（以下「プレ・ヒアリング」という。）を行うことがある。このようなプレ・ヒアリングの過程で発行情報を入手した海外の投資家が、発行情報の公表前に、当該株式等の発行体に係る上場普通株式を売り付けている事例が認められた。 当委員会では、このような事例が認められた場合、内部者取引を行ったものと認められる海外投資家に関して、海外当局に対する調査依頼を行っており、これを受けて、海外当局において当該投資家に対する処分が行われるに至っている。 他方で、証券会社の検査の結果、①プレ・ヒアリングの過程で発行情報を外部に伝達することに関して手続規程を整備していない②発行情報を外部に伝達する際に、その対象者に対し、伝達される発行情報が公表前の重要事実に	金融庁は、行為規制府令を改正し、プレ・ヒアリングにおける情報提供行為を禁止するとともに（平成18年11月1日施行）、日本証券業協会においても「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」（理事会決議）を制定し、具体的な取扱いが規定された（平成19年1月4日施行）。

建議年月日	建議の内容	措置の状況
	該当することを伝達するなどの適切な注意喚起を行っていないことが疑われる③プレ・ヒアリングをいつ、誰に対して、どのような方法で実施し、その過程でどのような発行情報を外部の者に伝達したかについて記録を残していない会社が存することが認められた。このような情報管理体制を放置することは内部者取引を誘発しかねない。 ついては、証券会社がプレ・ヒアリング等において公表前の発行情報等を外部に伝達する行為により内部者取引が誘発されることを防止し、もって証券取引の公正を確保するため適切な措置を講ずるよう建議した。	
18.4.21	上場会社が重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出していた犯則事件に関し、当該上場会社の会計監査を担当した監査法人の公認会計士が、当該犯則行為に深く関与していた事例が複数認められた。 当委員会は、これらの事例について、当該上場会社及び同社の役員に加え当該公認会計士についても共同正犯（刑法第 60 条）として証取法第 226 条の規定に基づき告発した。 一方で、現行の証券取引法には、虚偽有価証券報告書を提出した上場会社の役員らと共謀した公認会計士が所属する監査法人の刑事責任を追及できる規定はないなど、上記公認会計士が所属していた監査法人に対しては、刑事責任を追及することは困難である。 しかし、当該上場会社との監査契約の当事者は監査法人であり、また、監査法人は、所属する公認会計士による業務の公正かつ的確な遂行のため、業務管理体制を整備しなければならない立場にある。 公認会計士法上、監査法人の社員が虚偽又は不当な証明をした場合に、監査法人に対して行政処分を行うことが可能であり、また監査法人の社員は民事上の責任も負うこととされているが、監査法人による厳正な監査を確保していく観点から、民事・行政責任のほか刑事責任を含めた監査法人の責任のあり方について総合的に検討を行い、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	平成 18 年 12 月 22 日の金融審議会公認会計士制度部会報告において、「(行政処分の）処分類型の多様化を図っていくことが適当である。」とした一方、刑事罰の導入については、「非違の抑止等の観点から、監査法人に対する刑事罰を導入する可能性が否定されるべきではなく一つの検討課題であるが、非違事例等に対しては、課徴金制度の導入をはじめとする行政的な手法の多様化等により対応することをまず求めていくことが考えられる」と示されており、今後とも引き続き十分な検討を行っていくこととされた。 また、公認会計士・監査法人に対し違反行為を適切に抑止する観点から、利得相当額を基準とする課徴金を賦課する内容等が盛り込まれた「公認会計士法の一部を改正する法律」が平成 19 年６月 20 日成立した(平成 20 年４月１日施行)。
19.2.16	証券会社の検査の結果、①主幹事会社が、新規上場・公募増資を予定している発行体の業績の見通しについて適切な審査を行っていないものと認められる事例、②主幹事会社が、上場会社による公募増資において発行体の財政状態、経営成績等について何ら引受審査を行っていない事例が認められた。 株券等の募集･売出しに際して引受けを行おうとする証券会社には、発行体の財政状態、経営成績、業績の見通し等の厳正な審査を通じて、投資者が当該募集・売出しについて適切な投資判断をなし得る状況を確保するとともに、投資者が不測の損害を被ることを未然に防止する役割が期待されているところ、証券会社がこのような引受審査を適切かつ十分に実施することが確保されるよう建議した。	金融庁は有価証券の元引受を行う証券会社が、当該有価証券の発行者の財政状態、経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項について、適切な審査を行うべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した（平成 19 年９月 30 日施行)。
19.2.16	証券会社の検査の結果、証券会社のトレーダーが、東京証券取引所における東証株価指数先物取引のある限月の売買取引（以下「本件 TOPIX 先物取引」という。）において、同一委託者による同一指数での買付注文と売付注文とを対当させることにより、権利の移転を目的としない取引を大量かつ反復継続的に成立させ（以下、このようにして成立した取引を「本件仮装取引」という。)、その結果、当日の本件 TOPIX 先物取引の約定指数の出来高加重平均値（いわゆる「市場 VWAP」）を当該トレーダーに有利な方向	金融庁は証券会社が市場 VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を変動させる目的で仮装取引を行うこと、及び、これらの取引を受託することを禁止・規制するべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した（平成 19 年９月 30 日施行)。

建議年月日	建議の内容	措置の状況
	に変動させるとともに、当日公表された本件 TOPIX 先物取引の出来高が、本件仮装取引に対応する枚数分増加するという事態を生じさせていた事例が認められた。 市場 VWAP は、取引関係者において広く参照されている数値であり、当該数値を実勢を反映しない数値とする取引は、当該数値に基づいて行われる市場内・外における他の取引の内容を歪めさせ得るものである。また、仮装取引により、その対象とされた取引の出来高を現実の需給に基づかない取引によって増加させる行為は、出来高を参照しつつ投資判断を行う市場関係者の投資判断を誤らせ得るものである。 ついては、証券会社が市場 VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を実勢を反映しないものに歪めさせる取引を行うこと及び証券会社がこれらの取引を受託することが規制されるよう建議した。	
19.2.16	平成 18 年証券取引法改正においては、罰則の見直しが行われ、虚偽有価証券報告書等の提出（第 24 条第１項ほか)、不公正取引（第 157 条)、風説の流布・偽計等（第 158 条)、及び相場操縦行為等（第 159 条）に係る懲役刑が５年以下から 10 年以下に引き上げられている。 これに伴い、これらの罪に係る公訴時効については、刑事訴訟法第 250 条の規定によって５年から７年へと延長されている。 一方、証券取引法第 188 条に定める証券会社等の業務に関する書類（以下「法定帳簿」という。）については、保存期間も含め具体的には証券会社に関する内閣府令第 60 条に規定されているところであるが、そのうち注文伝票については保存期間が５年とされているところであり、５年から７年へと延長された公訴時効に対応したものとなっていない。 そのため、法定帳簿の保存期間につき、公訴時効の延長も勘案しつつ、適切に見直すよう建議した。	金融庁は虚偽の有価証券報告書等の提出等の罪について、公訴時効が延長されたことに伴い、注文伝票の保存期間（５年）と公訴時効（最大７年）との整合性が図られる内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した（平成 19 年９月 30 日施行)。
21. 4. 24	外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、カバー取引先への預託によって顧客からの保証金が管理される場合でありながら、顧客からの保証金の額を把握しておらず、自己の固有財産と顧客の財産を適切に区分管理していない事例が多く認められた。 これらの中には、①顧客から預託を受けた保証金が、カバー取引先から引き出され、不当に流用されていた、②カバー取引先に預託していた顧客の保証金を基に行う自己勘定取引を繰り返した結果、外国為替相場の急変により損失を拡大させ破綻し、顧客に損害を被らせた、といった事例が認められた。 したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者の区分管理について、保証金が金銭である場合の管理方法を金銭信託に限る等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、外国為替証拠金取引の区分管理の方法を金銭信託に一本化する旨を規定した(平成 21 年８月１日施行)。
21. 4. 24	ロスカットルールとは、保証金に対して損失が一定割合以上となった際には、自動的に反対取引により決済するルールであるが、当該ルールが機能しない場合には、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させ、最悪の場合には業者が破綻して顧客全体にも著しい損害を与えかねないような問題を含むことから、外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの適切な運用は極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、金融商品取引業者に外国為替証拠金取引に係るロスカット・ルールの整備・遵守を義務付ける旨を規定した(平成 21 年８月１日施行)。

建議年月日	建議の内容	措置の状況
	する重点検査の結果、①ロスカットルールを設けていなかったことから、顧客の損失を拡大させた、②外国為替証拠金取引に係る約款上、ロスカットルールを定めていたにもかかわらず、顧客の要請に応じて追加保証金の入金を猶予していた、といった事例が認められた。 したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、ロスカットルールの制定を義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。	
21．4．24	外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者においては、顧客がその入金した保証金を上回る多額の取引を行うことができるという外国為替証拠金取引の特性等から、適切なリスク管理態勢の構築が極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、為替相場の急変時に適切な対応が取られていない事例が認められた。 現行法上、外国為替証拠金取引の保証金についての規制はなく、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者が自由にレバレッジを設計しているところであるが、いわゆる高レバレッジの商品については、僅かな為替変動であっても保証金不足が生じ、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させるおそれがある。 したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、為替変動を勘案した水準の保証金の預託を受けることを義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、１日の為替の価格変動をカバーできる水準を証拠金として確保することを基本として、個人顧客を相手方とする外国為替証拠金取引等について、取引所取引・店頭取引共通の規制として、想定元本の４％以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止する旨を規定した（平成 22 年８月１日施行）。
21．4．24	金融商品取引業の登録にあたり、その適格性を判断するためには、登録申請時に提出する書類は極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、虚偽の記載をした最終の貸借対照表及び損益計算書を作成したほか、純財産額を算出した書面及び自己資本規制比率を算出した書面についても虚偽の記載をし、登録拒否要件に該当しないものとして登録申請を行い、登録を受けていた事例が認められた。 したがって、金融商品取引業の登録にあたり、申請書類に記載された純財産額及び自己資本規制比率等の数値が虚偽でないことを裏付ける疎明資料等を提供させる等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、新規に第一種金融商品取引業の登録申請を受けた場合の留意事項として、登録拒否要件等に該当しないかを確認するため、疎明資料の提出を求める旨を明確化した（平成 21 年８月１日発出）。
22．10．19	集団投資スキーム（以下「ファンド」という。）の出資持分の販売を行う業者（以下「販売業者」という。）に対する集中的な検査において、出資又は拠出を受けた金銭（以下「出資金」という。）を主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資以外の事業に投資するファンド（以下「事業型ファンド」という。）について、 ① 出資金とファンドの運用業者の固有財産を同一の口座で混在させているもの、 ② 出資金をファンドの運用業者の運転資金等に流用するもの、 など、ファンドの運用業者において分別管理を適切に行っていないにもかかわらず、販売業者がファンドの出資持分の販売・勧誘を行っている状況が多く認められた。その中には、出資金の流用により投資者に被害が生じている事例も認められている。 また、このような状況の下においては、投資者に対して、重要な投資判断材料であるファンドの運用業者の具体的	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、事業型ファンドに係る出資持分の販売に関する契約締結前交付書面の記載事項に次の内容を追加した（平成 23 年４月１日施行）。 ① ファンド毎の出資金の具体的な預託先、支店名、口座名義及び口座番号等。 ② 分別管理の実施状況及びその確認を行った方法。

建議年月日	建議の内容	措置の状況
	な分別管理の内容について、十分な情報提供がなされていない。 　したがって、こうした状況に鑑みれば、事業型ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図るため、出資金の分別管理の徹底及び投資者に対する重要な投資判断材料の提供の観点から、事業型ファンド販売の契約締結前交付書面における分別管理に関する記載事項を拡充するよう建議した。	
23．2．8	投資助言・代理業者に対する集中的な検査において、 ①　投資助言・代理業者自らが無登録業務を行っている状況 ②　無登録業者に対する名義貸し等 ③　顧客に対する情報提供が不適切な状況（著しく事実に相違する表示のある広告、契約締結前交付書面の未交付等） ④　基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況（法定帳簿の未作成・未保存、虚偽内容を記載した事業報告書の提出等） など、多数の法令違反事例や不適切事例が認められた。 　これらの発生原因をみると、ほとんどすべての事例において、役職員の基本的な法令の知識や法令遵守意識の著しい欠如等により、自己の営業上の利益のみを優先した業務運営が行われているという状況が認められた。 　こうした状況に鑑みれば、投資助言・代理業者に係る投資者保護の一層の徹底を図るため、投資助言・代理業に関する基本的な法令の知識や法令遵守意識が欠如しているなど業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、他の業種と同様に、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加するよう建議した。 　なお、平成22年12月14日の犯罪対策閣僚会議に報告された暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームによる「企業活動からの暴力団排除の取組について」において、各府省は業の主体から暴力団等を排除する対策の充実に努めることとされているところ、登録拒否事由に人的構成要件を追加することにより、投資助言・代理業者についても、こうした対策の充実が図られるものと考えられる。	金融庁は、投資助言・代理業者の登録申請に当たり、業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加する金商法の改正（改正法公布後１年以内に施行）を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成23年５月25日に公布された（同法の該当部分は平成24年４月１日から施行された。）。
23．12．20	不公正取引事案の調査において、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、顧客等の計算において不公正取引を行った疑いがある事例が認められた。 　現行の制度では、顧客等の計算において不公正取引を行った者（以下「違反者」という。）に係る課徴金については、課徴金の計算規定の適用が、違反者が金融商品取引法の「金融商品取引業者等」である場合に限られていることから、違反者が対価を得ているにもかかわらず課徴金を課すことができない。 　したがって、違反行為の抑止の観点から、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課すことができるようにする必要がある。	金融庁は、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課すことができることとする金商法の改正（改正法公布後１年以内に施行）を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成24年９月12日に公布された。

建　議 年月日	建　　議　　の　　内　　容	措　置　の　状　況
25．3．29	信用格付業者に対する検査において、社内で決定・付与された信用格付を提供し又は閲覧に供する行為（以下「公表等」という。）を行う際に、誤って異なる信用格付を公表等している事例が認められた。これは、信用格付を利用する投資者の投資判断を歪める状況を生み出すとともに、信用格付業者に対する信用失墜にもつながる重大な問題である。 このように、信用格付業者においては、信用格付の付与に係る業務を的確に実施することが求められると同時に、付与した信用格付の公表等を的確に行うことも重要な業務であり、その公表等にあたっては当然に正確性が求められるものである。しかし、現行の制度では、信用格付業者に対して、信用格付の公表等に係る正確性の確保を直接求める制度になっていない。 したがって、信用格付を利用する投資者の保護及び金融･資本市場において重要な役割を担う信用格付業者の信頼性確保の観点から、信用格付業者が信用格付の公表等を行う際にその正確性の確保を直接求める制度の整備を行う必要がある。	金融庁において、信用格付業者に対し、誤公表を防止する体制整備を求めるための必要な制度改正について検討が行われている。

平成25年４月５日

上場会社代表者　殿

金　　融　　庁
全国証券取引所

法定開示書類及び適時開示事項を自社ウェブサイト等に
掲載する場合の留意事項について

先般、証券取引等監視委員会が市場監視活動を行う過程で、一部の上場会社において、インターネット上に公開している自社ウェブサイト等に会社情報を掲載するにあたり、公表予定時刻より前に資料を自社ウェブサーバ内の「公開ディレクトリ」に情報セキュリティ措置を講ずることなく保存したため、公表予定時刻より前に外部の者が容易に閲覧できるケースがあることが明らかとなりました。

ご存知のとおり、法定開示書類や適時開示事項には、インサイダー取引規制上の「重要事実」に該当する情報が含まれていることから、このようなケースにおいては、外部の者が当該情報を利用した取引を行うことにより、金融商品市場の公正性が著しく損なわれるおそれがあります。

金融庁及び全国証券取引所としては、そうした取引を助長させかねない公表前の情報の杜撰な取扱いが放置されることは、我が国金融商品市場への信頼性の観点からも極めて重大な問題であると認識しており、直ちに改善される必要があります。

つきましては、上場会社各社におかれては、法定開示書類や適時開示事項を自社ウェブサイト等に掲載する場合には、下記の事項に留意し、直ちにシステム上の情報セキュリティ措置を講ずるなど、適切な改善を図っていただくようお願いいたします。

記

１.公開ディレクトリに資料を保存した場合､情報セキュリティ措置を講じなければ、容易に外部者からのアクセスが可能であり、例えば、トップページ等にリンク付けを行っていなくても、アドレスを直接指定することでファイルを閲覧することは可能である。

２．このような事態を回避するためには、例えば、次のいずれかの措置を講ずる必要がある。

（１）公表予定時刻までは、公開ディレクトリに資料を保存しないこと。

（２）公表予定時刻より前に公開ディレクトリに資料を保存する場合には、外部者が容易にアクセスできないよう、パスワードの設定等によるアクセス制限を実施すること。

３．また、上記２．の措置を含む自社ウェブサイトへの会社情報の掲載手順については、社内でルール化した上で周知徹底される必要があり、併せてその遵守状況について定期的に点検を行うことが重要である。

以上

２－８　市場のグローバル化への対応状況

１　市場のグローバル化への対応に向けての取組み

海外証券規制当局

○海外当局による摘発事例

海外当局の処分発表日	摘発した海外当局	被処分者（処分）	銘柄名	違反行為
H16.10.21	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ MAS	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ政府投資公社の従業員（制裁金）	㈱三井住友ﾌｨﾅﾝｼｬﾙｸﾞﾙｰﾌﾟ	内部者取引
H18.8.1	英国FSA	英国ヘッジファンドのGLG Partners LP及びその元役員（制裁金）	㈱三井住友ﾌｨﾅﾝｼｬﾙｸﾞﾙｰﾌﾟ	内部者取引
H18.12.13	香港SFC	クレディ・スイス（香港）リミテッドのトレーダー（懲戒処分）	住友軽金属工業㈱	内部者取引
H23.9.15	香港SFC	香港の投資運用会社のオアシスマネジメントLLC及びその最高経営責任者（戒告処分、制裁金）	㈱日本航空	相場操縦不正行為

（注）上記は証券監視委による市場監視を端緒として海外証券規制当局との情報交換を行った結果、海外証券規制当局が当地の法令に基づき処分を行った事例である。

○海外規制当局等が主催する国際会議等への参加

・証券監視委の幹部が国際シンポジウムに参加、講演を実施

・当局間の協力関係の維持・強化や当面の証券市場を巡る諸問題について、海外証券規制当局と意見交換を実施

意見交換・人材交流等

IOSCO
（International Organization of Securities Commissions, 証券監督者国際機構、昭和49年発足）

証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動する国際的機関。

各国・地域から205機関が加盟（平成25年3月末現在。）証券監視委は、平成5年10月に準会員資格として加盟。

国際的な議論への参画

国際的な議論への参画

IOSCO多国間MOU及び二国間MOUを通じた法執行上必要な情報の交換

金融庁は平成20年2月にIOSCO多国間MOUに署名。その他、7つの証券規制当局と二国間MOUを締結。

証券取引等監視委員会

第7期活動方針「市場のグローバル化への対応」

○クロスボーダー事案の摘発事例（平成24年度）

勧告/告発日	勧告/告発対象者	違反行為
H24.4.13	【課徴金勧告】オリンパス株式会社	虚偽の有価証券報告書等の提出
H24.6.8	【課徴金勧告】・First New York Securities L.L.C.・個人	内部者取引
H24.6.29	【課徴金勧告】ジャパン・アドバイザリー合同会社	内部者取引
H24.7.9	【告発】AIJ投資顧問株式会社他３名	偽計
H24.7.30		
H24.9.19		
H24.10.5		
H24.11.2	【課徴金勧告】ジャパン・アドバイザリー合同会社	内部者取引
H24.12.13	【課徴金勧告】タイガー・アジア・パートナーズ・エルエルシー	相場操縦

○市場のグローバル化への体制整備

・国際・情報総括官（次長級）の設置

・国際専門審査官、国際専門調査官等の国際担当職員の配置

・クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引の実態解明を専門に担当する国際取引等調査室の設置

○短期研修への参加・海外規制当局への事務局職員派遣

・海外規制当局等が主催する短期研修への参加

・海外規制当局への長期派遣

○アジアの証券市場整備に向けた技術支援

・事務局職員がアジア等の海外当局向けの研修講師を務め、昨今の証券監視委における活動状況や、市場監視・検査手法等を紹介

グローバルに活動する金融機関
海外自主規制機関
国際的な業界団体

意見交換

（注）IOSCO多国間MOU：Multilateral Memorandum of Understanding（平成14年のIOSCO年次総会で採択された証券規制当局間の多国間情報交換枠組み）

２－８－２　市場のグローバル化への対応（一覧表）

１．海外当局による摘発事例

海外当局による処分発表日	摘発した海外当局	被処分者（処分）	銘柄名	違反行為
H16.10.21	シンガポール通貨監督庁（MAS）	シンガポール政府投資公社の従業員（制裁金）	㈱三井住友フィナンシャルグループ	内部者取引
H18.8.1	英国金融サービス機構（FSA）	英国ヘッジファンドの GLG Partners LP 及びその元役員（制裁金）	㈱三井住友フィナンシャルグループ	内部者取引
H18.12.13	香港証券先物委員会（SFC）	クレディ・スイス（香港）リミテッドのトレーダー（懲戒処分）	住友軽金属工業㈱	内部者取引
H23.9.15	香港証券先物委員会（SFC）	香港の投資運用会社のオアシスマネジメント LLC 及びその最高運用責任者（戒告処分、制裁金）	㈱日本航空	相場操縦、不正行為

２．証券監視委による主な摘発等の事例

＜告発＞

告発日	嫌疑者	違反行為	連携した主な海外当局
H21.4.27（東京地裁判決は H21.12.10）	ジェイ・ブリッジ㈱取締役会長	内部者取引	シンガポール通貨監督庁（MAS）
H24 年 3 月 6 日及び同 28 日（公判係属中）	オリンパス㈱、同社役員及び協力者	虚偽有価証券報告書提出	―
H24 年 3 月 16 日（公判係属中）	㈱セラーテムテクノロジー及び同社役員	偽計（架空増資）	―
H24 年 7 月 9 日、同 30 日、9 月 19 日及び 10 月 5 日（公判係属中）	AIJ 投資顧問㈱及び同社役員等	投資一任契約の締結に係る偽計	―

＜課徴金納付命令勧告＞

勧告日	勧告対象者	違反行為	銘柄名	連携した主な海外当局
H24.6.8（H25.4.24 に審判手続終結）	・First New York Securities L.L.C. ・個人	内部者取引	東京電力㈱	米国証券取引委員会（SEC）
H24.6.29（課徴金納付命令は H25.1.8）	ジャパン・アドバイザリー合同会社	内部者取引	日本板硝子㈱	―
H24.11.2（課徴金納付命令は H25.4.16）	ジャパン・アドバイザリー合同会社	内部者取引	エルピーダメモリ㈱	―
H24.12.13（課徴金納付命令は H25.1.18）	タイガー・アジア・パートナーズ・エルエルシー	相場操縦	ヤフー㈱	米国証券取引委員会（SEC）

＜行政処分勧告＞

勧告日	勧告対象者	違反行為等	連携した主な海外当局
H24.3.22 （行政処分は H24.3.23）	AIJ 投資顧問㈱	・投資一任契約の締結の勧誘において、虚偽の事実を告知している行為 ・虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付する行為 ・虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為 ・忠実義務違反	―

２－９　平成24年度　主な講演会等の開催状況
－市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み－

	開催日	講演等主催者〔対象〕	テーマ
【市場参加者（41件）】			
平成24年	5月10日	日本証券経済研究所	最近の証券取引等監視委員会の活動から
	5月23日	日本証券業協会（大阪）	最近の証券取引等監視委員会の活動から
	5月23日	資本市場研究会（名古屋）	証券検査をめぐる最近の動向について～24年度証券検査基本方針と最近の指摘事例
	5月25日	日本不動産鑑定士協会連合会	不公正ファイナンスに係る証券取引等監視委員会の取組み～不動産現物出資について～
	5月28日	資本市場研究会（東京）	証券検査をめぐる最近の動向について～24年度証券検査基本方針と最近の指摘事例
	6月4日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	6月5日	日本証券業協会（大阪）	内部管理態勢整備の留意点
	6月7日	資本市場研究会（大阪）	証券検査をめぐる最近の動向について～24年度証券検査基本方針と最近の指摘事例
	6月7日	東京証券取引所自主規制法人	証券検査と金融商品取引業者のコンプライアンス
	6月13日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	6月21日	日本証券投資顧問業協会	投資運用業を巡る当面の課題
	7月4日	日本証券投資顧問業協会	平成24年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画
	7月4日	日本証券業協会	最近の証券検査における勧告事例から
	8月3日	北海道不動産鑑定士協会	証券不公正取引と不動産鑑定士
	8月28日	金融財政事情研究会	インサイダー規制とのつきあい方
	9月11日	全国信用組合中央協会	平成24年度検査実施方針及び最近の検査指摘事例等について
	10月10日	日本証券業協会	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	10月11日	日本証券業協会	最近の検査結果から見た主な指摘事項について
	10月24日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	10月29日	日本証券業協会	最近の検査結果から見た主な指摘事項について
	10月29日	投資信託協会	証券検査を巡る最近の動向について～24年度証券検査基本方針と最近の指摘事例
	10月30日	国際銀行協会（IBA）	The SESC's Inspection Policy and Program for 2012-13
	11月1日	経営法友会	証券市場の監視体制と最近の事案傾向
	11月5日	日本証券業協会	システムリスク（情報セキュリティ）管理態勢について～検査官の視点で～
	11月16日	日本証券業協会（名古屋）	内部管理態勢整備の留意点
	11月21日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	12月10日	東京証券取引所、4取引所共催	インサイダー取引及び不公正ファイナンスに対する当局の取組み（上場会社コンプライアンスフォーラム（東京））
	12月17日	東京証券取引所、4取引所共催	インサイダー取引及び不公正ファイナンスに対する当局の取組み（上場会社コンプライアンスフォーラム（大阪））
平成25年	1月9日	日本証券業協会	株式営業にかかる検査
	1月24日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	1月24日	日本取締役協会	証券取引等監視委員会の活動状況等
	1月31日	東京証券取引所、4取引所共催	インサイダー取引及び不公正ファイナンスに対する当局の取組み（上場会社コンプライアンスフォーラム（名古屋））
	2月1日	日本証券業協会	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	2月8日	東京証券取引所、4取引所共催	インサイダー取引及び不公正ファイナンスに対する当局の取組み（上場会社コンプライアンスフォーラム（福岡））
	2月13日	会計教育研修機構	金融商品取引法及び証券取引等監視員会の活動状況
	2月13日	日本証券業協会（名古屋）	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	2月15日	日本証券業協会（大阪）	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	2月15日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	2月22日	東京証券取引所、4取引所共催	インサイダー取引及び不公正ファイナンスに対する当局の取組み（上場会社コンプライアンスフォーラム（札幌））
	3月1日	日本証券業協会	財務の健全性等に必要なリスク管理態勢について
	3月6日	不動産証券化協会	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について

	開催日	講演等主催者〔対象〕	テーマ
【自主規制機関等（45件）】			
		（取引所）	
平成24年	4月17日	大阪証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	4月17日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	5月16日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	5月22日	東京証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	5月28日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	5月31日	福岡証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	6月5日	名古屋証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	6月12日	東京金融取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	6月14日	札幌証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	7月25日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	7月30日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	9月5日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	9月13日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	10月19日	東京証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	10月31日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	11月2日	大阪証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	11月2日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	12月6日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	12月13日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
平成25年	1月28日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	1月30日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	2月27日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	3月4日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	3月28日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
		（取引業協会等）	
平成24年	4月20日	投資信託協会	活動状況を踏まえた意見交換
	5月8日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	5月24日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	6月19日	金融先物取引業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	8月2日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	9月6日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	10月25日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	10月26日	投資顧問業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	11月13日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	11月15日	日本証券業協会（九州）	証券監視委の活動状況ほか
	11月15日	日本証券業協会（北陸）	証券監視委の活動状況ほか
	11月30日	日本証券クリアリング機構	活動状況を踏まえた意見交換
	12月5日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	12月5日	日本証券業協会（東北）	証券監視委の活動状況ほか
	12月5日	日本証券業協会（北海道）	証券監視委の活動状況ほか
	12月7日	証券保管振替機構	活動状況を踏まえた意見交換
	12月19日	日本証券業協会（四国）	証券監視委の活動状況ほか
	12月20日	日本証券業協会（中国）	証券監視委の活動状況ほか

	開催日	講演等主催者〔対象〕	テーマ
平成25年	2月7日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	3月6日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	3月25日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
		【公認会計士協会（8件）】	
平成24年	11月14日	日本公認会計士協会（北部九州会）	証券監視委の活動状況ほか
	11月14日	日本公認会計士協会（北陸会）	証券監視委の活動状況ほか
	11月15日	日本公認会計士協会（南九州会）	証券監視委の活動状況ほか
	12月5日	日本公認会計士協会（東北会）	証券監視委の活動状況ほか
	12月6日	日本公認会計士協会（北海道会）	証券監視委の活動状況ほか
	12月19日	日本公認会計士協会（四国会）	証券監視委の活動状況ほか
	12月20日	日本公認会計士協会（中国会）	証券監視委の活動状況ほか
平成25年	1月28日	日本公認会計士協会	最近のインサイダー取引の特徴と当局の対応
		【日弁連等（2件）】	
平成24年	4月3日	日本弁護士連合会	不公正ファイナンス事案への取組み
	10月16日	第一東京弁護士会	証券監視委の活動状況等
		【大学・大学院（5件）】	
平成24年	5月21日	慶應義塾大学	金融投資サービス論
	6月22日	中央大学法科大学院	証券取引等監視委員会の活動状況等
	10月27日	明治大学	不公正ファイナンスへの証券取引等監視委員会の取り組み～ファンドを用いた不公正ファイナンスを中心に～
平成25年	1月15日	中央大学ビジネススクール	最近の証券取引等監視委員会の活動と今後の課題
	2月7日	東北大学	インサイダー取引に対する当局の取組み

２－10　平成24年度　各種広報媒体への寄稿
　－市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み－

掲載日		媒　体	テーマ
平成24年	6月25日 （6月号）	日本証券業協会HP 証券業報	平成24年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画について　効率的・効果的で実効性ある検査に向けた取組み等
	9月27日 （9月号）		課徴金事例集の公表について(インサイダー取引等の現状)
	11月26日 （11月号）		「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」及び「最近の証券検査における指摘事項に係る留意点」について
平成24年	4月4日	東京証券取引所メールマガジン	新興市場上場企業の虚偽記載について(その1)
	4月18日		新興市場上場企業の虚偽記載について(その2)
	5月9日		新興市場上場企業の虚偽記載について(その3)
	5月23日		平成23年度のインサイダー取引について(その1)
	6月6日		平成23年度のインサイダー取引について(その2)
	6月20日		平成23年度のインサイダー取引について(その3)
	7月4日		平成23年度のインサイダー取引について(その4)
	7月18日		平成23年度のインサイダー取引について(その5)
	8月1日		平成23年度のインサイダー取引について(その6)
	8月15日		平成23事務年度のインサイダー取引について(その7)
	8月29日		平成23事務年度のインサイダー取引について(その8)
	9月12日		平成23事務年度のインサイダー取引について(その9)
	9月26日		インサイダー取引について（1）
	10月10日		インサイダー取引について（2）
	10月24日		インサイダー取引について（3）
	11月7日		インサイダー取引について（4）
	11月21日		相場操縦について（1）
	12月5日		相場操縦について（2）
	12月19日		風説の流布・偽計等について
平成25年	1月9日		監視委の過去20年について
	1月23日		開示書類の虚偽記載等について(1)
	2月6日		開示書類の虚偽記載等について(2)
	2月20日		開示書類の虚偽記載等について(3)
	3月6日		開示書類の虚偽記載等について(4)
	3月21日		開示書類の虚偽記載等について(5)
平成24年	4月6日	JASDAQ Journal (大阪証券取引所・ジャスダック証券取引所メールマガジン)	新興市場上場企業の虚偽記載について(その1)
	4月20日		新興市場上場企業の虚偽記載について(その2)
	5月11日		新興市場上場企業の虚偽記載について(その3)
	5月25日		平成23年度のインサイダー取引について(その1)
	6月15日		平成23年度のインサイダー取引について(その2)
	6月22日		平成23年度のインサイダー取引について(その3)
	7月6日		平成23年度のインサイダー取引について(その4)

掲載日		媒　体	テーマ
	7月20日	JASDAQ Journal (大阪証券取引所・ジャスダック証券取引所メールマガジン)	平成23年度のインサイダー取引について(その5)
	8月3日		平成23年度のインサイダー取引について(その6)
	8月17日		平成23事務年度のインサイダー取引について(その7)
	8月31日		平成23事務年度のインサイダー取引について(その8)
	9月14日		平成23事務年度のインサイダー取引について(その9)
	9月28日		インサイダー取引について（1）
	10月12日		インサイダー取引について（2）
	10月26日		インサイダー取引について（3）
	11月9日		インサイダー取引について（4）
	11月22日		相場操縦について（1）
	12月7日		相場操縦について（2）
	12月21日		風説の流布・偽計等について
平成25年	1月11日		監視委の過去20年について
	1月25日		開示書類の虚偽記載等について(1)
	2月8日		開示書類の虚偽記載等について(2)
	2月22日		開示書類の虚偽記載等について(3)
	3月8日		開示書類の虚偽記載等について(4)
	3月22日		開示書類の虚偽記載等について(5)
平成24年 平成25年	平成24年4月10日～ 平成25年3月25日	金融法務事情	霞ヶ関から眺める証券市場の風景（第59回～第81回）
平成24年	7月1日	JAREA　鑑定のひろば	不動産鑑定士と不動産現物出資
平成24年	7月2日	週刊金融財政事情	2012年度証券検査基本方針・基本計画のポイント
平成24年	9月25日 （10月号）	月刊日本行政	課徴金事例集の公表について～インサイダー取引事案の現状～
平成24年	10月15日 （11月号）	会計・監査ジャーナル	課徴金事例集の公表とインサイダー取引の傾向について
	11月15日 （12月号）		課徴金事例集の公表と開示検査の傾向について

○ 証券監視委メールマガジンの発行

掲載日		媒　体	テーマ
平成24年	4月27日	証券監視委メールマガジン	法人関係情報にかかる不適切な管理状況及び不適切な勧誘行為に対する行政処分勧告について
	5月31日		平成24年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画について
	6月29日		海外プロ投資家によるインサイダー取引に係る課徴金勧告について
	7月31日		「証券取引等監視委員会の活動状況」の公表
	8月31日		課徴金事例集の公表について
	9月28日		証券会社元執行役員が関与したインサイダー取引事件の告発について
	10月31日		厚生年金基金から投資一任を受けた金融商品取引業者等についての行政処分勧告等について
	11月30日		ファンドの販売に際し、顧客に虚偽のことを告げたり、無登録で勧誘する行為等を行った金融商品取引業者に対する行政処分勧告について
	12月28日		ヤフー株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について
平成25年	1月31日		証券取引等監視委員会への情報提供のお願いについて
	3月1日		不公正ファイナンスについて

平成 23 年 1 月 18 日
証券取引等監視委員会

公正な市場の確立に向けて
～「市場の番人」としての今後の取組み～

１．証券監視委の使命

証券取引等監視委員会（証券監視委）は、引き続き、

○　市場の公正性・透明性の確保

○　投資者の保護

を目指して市場監視に取り組んでいきます。

２．基本的な考え方

国際的な金融危機の発生とこれを受けた国際的な規制枠組みの再構築が行われる中、これらを踏まえて金融商品取引法の累次の改正や金融商品・取引のイノベーションが進むなど、我が国市場を取り巻く状況はダイナミックに動いています。証券監視委は、こうした大きな変化に対応し、「市場の公正を汚す者には怖れられ、一般投資家には心強い存在」であるべく、３つの基本的な考え方に則ってその使命の達成に取り組んでいきます。

（１）機動性・戦略性の高い市場監視の実現

- 証券監視委の持つ、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査、犯則調査といった手段を戦略的に活用し、迅速かつ効果的な市場監視を行います。
- その際、市場の動きや違反行為の動向、国際的な検査・監督などを踏まえてタイムリーかつ機敏に対応するとともに、顕在化しつつあるリスクに対しても将来に備えた機動的な対応を目指します。
- また、自主規制機関などとの連携を強め、全体としての市場監視の効果を上げていきます。

（２）市場規律の強化に向けた働きかけ

- 市場監視から得られた問題意識を、建議などを通じて、金融庁をはじめとする関係機関によるルール整備、制度づくりに反映させていきます。
- 各市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律機能が強化されるよう、自主規制機関等を通じて各市場参加者に積極的に働きかけていきます。
- そのため、市場参加者との対話、市場への情報発信も強化していきます。

（３）市場のグローバル化への対応

- クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化していることを踏まえ、海外当局等と密接に連携しながら、グローバルな市場監視対応に取り組んでいきます。
- グローバルに活動する大規模な証券会社等に対しては、国際的な検査・監督の枠組みを積極的に活用した検査対応を行っていきます。
- そのため、一層の人材育成や体制整備を進めていきます。

証券監視委としては、このような考え方に基づき、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視を通じて公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献するものと考えています。

３．重点施策

市場監視の各手段を戦略的に活用しながら、特に以下のような点に重点をおいて、実効性のある効率的な市場監視を行っていきます。

（１）包括的かつ機動的な市場監視

- 市場監視の空白を作らないよう、発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していきます。
- 見かけ上は法令違反といえないような取引等についても幅広く注意を払っていきます。
- 幅広い情報収集と、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てていきます。
- クロスボーダー取引による違反行為に対しては、証券当局間の情報交換枠組み等を通じ、海外当局からの情報提供による摘発や、海外当局への調査依頼等により適切な対応を行います。

（２）不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応

- インサイダー取引、相場操縦、不公正ファイナンスに係る偽計取引や虚偽記載などの違反行為に対して引き続き厳正に対応していきます。
- 不公正取引規制に係る制度のあり方に関し、調査結果を踏まえ積極的に必要な貢献を行っていきます。

（３）ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施

- 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、迅速・効率的な開示検査・調査の実施に努めていきます。
- 上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい財務情報を市場に提供できるよう、企業自身の取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していきます。
- 株式や社債等の無届募集については、金融庁や財務局との連携を強化しつつ、裁判所への緊急差止命令の申立て（金商法第 192 条）の活用も含め、適切に対応していきます。

（４）課徴金制度の一層の活用

- 課徴金制度の特性を活かし、不公正取引や虚偽記載等の調査を迅速・効率的に実施していきます。
- 過去の課徴金事例等について積極的な情報発信を行うことなどを通じ、市場関係者の違反行為を未然に防止するための取組みを進めてまいります。

（５）検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施

- 検査対象先の拡大などを踏まえた効率的で実効性ある検査を実施する観点から、検査対象先の特性に応じた検査手法やノウハウの確立に取り組むなど、メリハリの利いた証券検査を実施していきます。
- グローバルに活動する大手証券会社・外資系証券会社に対しては、引き続きフォワード・ルッキングな観点から、内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性を検証し、また、連結財務規制等の導入に対応した適切な検査を実施していきます。
- 悪質なファンド販売業者、投資助言・代理業者などに対しては、引き続き、投資者保護の観点から、業務運営の適切性や法令違反行為の有無の検証に取り組むなど、適切に対応してまいります。
- 無登録業者による未公開株などの販売に対しては、金融庁・財務局や捜査当局等との連携を強化し、裁判所への緊急差止命令の申立て（金商法第 192 条）の活用を通じた適切な対応を図っていきます。

（６）自主規制機関などとの連携

- 全体としての市場監視機能を強化するため、自主規制機関の行う考査・監査や、ルール整備、市場参加者や投資家への情報発信・提供の面での連携を一層強化していきます。

皆様からの情報提供が、市場を守ります！

証券監視委では、広く一般の皆様から情報を受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

個別銘柄に関する情報

- 相場操縦(見せ玉や空売りによるもの など)
- インサイダー取引(会社関係者による重要事実公表前の売り抜け など)
- 風説の流布(ネット掲示板の書込み等によるデマ情報 など)
- 疑わしいディスクロージャー(有価証券報告書・適時開示 など)
- 疑わしいファイナンス（架空増資や疑わしい割当先 など）
- 上場会社の内部統制の問題 ・・・・ など

金融商品取引業者に関する情報

- 証券会社や外国為替証拠金取引（FX）業者、運用業者、投資助言業者などによる不正行為（リスク説明の不足、システム上の問題 など）
- 経営管理態勢や財務内容に関する問題（リスク管理、自己資本規制比率の算定 など）・・・・など

その他の情報

- 疑わしい金融商品やファンド（投資詐欺的な資金集め など）、無登録業者
- 市場の公正性を害する市場参加者（いわゆる仕手グループ など）・・・・ など

※株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています。

お気付きの情報がありましたら、こちらまでお寄せください

証券取引等監視委員会　情報受付窓口
〒100－8922　東京都千代田区霞が関3－2－1　中央合同庁舎第7号館
電話　：　03－3581－9909（情報受付窓口直通）
FAX　：　03－5251－2136
https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

年金運用ホットラインでの情報受付について
～疑わしい年金運用等に関する情報の提供をお願いします～

年金運用ホットラインのウェブサイトにアクセスいただきありがとうございます。

証券取引等監視委員会では、年金運用等に関する有用性の高い情報を収集するための専用の窓口「年金運用ホットライン」において、投資一任業者の業務運営の実態等についての以下のような情報を受け付けております。

〔提供いただきたい情報の例〕
・投資一任業者における疑わしい運用等の情報
（例）相場の上昇局面・下落局面のいずれにおいても高い運用実績が恒常的に続いているなど、市場環境や運用手法の特性等に反する運用実績となっており、その理由が合理的に説明されないような場合
・年金投資一任契約の不適切な勧誘に関する情報
（例）年金投資一任契約を契約する見返りとして、運用報酬等の一部を年金基金の担当者にリベートとして供与するなど、不適切な勧誘が行われた場合
・年金投資一任契約の勧誘の際の不十分な情報提供に関する情報
（例）誤解を生ぜしめるような勧誘や虚偽の勧誘が行われたと疑われる場合
（例）年金基金の運用方針と異なるものなど、年金基金側の意向に沿わない運用商品を紹介された場合
（例）運用に係る報酬や費用を明確に開示しない勧誘が行われ、契約時や契約後に、想定外の費用負担等を行う必要が生じた場合
・契約や説明を遵守しない運用に関する情報
（例）実際の運用内容が当初の契約内容と一致しない場合
（例）運用報告等が実際の運用内容と異なっていると疑われる場合
（例）投資一任業者が行うべきデュー・ディリジェンスやモニタリングが不十分で、市場変動等に起因しない不測の損失を蒙った場合

〔情報提供に当たっての留意事項〕
・本ホットラインへの情報提供は実名の方を対象としております（匿名の場合は情報受付窓口で受け付けております。）。
・情報提供に当たっては、できる限り具体的な情報（運用業者名や商品名、仲介している業者名等）の提供をお願いします。
・特に詳細な情報提供をいただける場合、当委員会の年金運用の専門家が対応させていただきますので、面談等の日程を調整するため、ご都合の良い日程及び、電話番号やメールアドレス等の連絡先を予めお知らせください。

《宛先》

〇郵送：〒100-8922　東京都千代田区霞が関３－２－１
証券取引等監視委員会　年金運用ホットライン

〇直通電話：03－3506－6627

〇電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

※当委員会では、情報を提供いただいた方のお名前などの個人情報や情報内容は、外部に漏洩することがないよう、セキュリティーには万全を期しております。

※皆様からの情報提供をベースに、当委員会の年金運用の専門家が積極的かつ質の高い分析を行うことにより、投資一任業者の検査対象先の選定や検査における検証の着眼点の明確化に活用しております。

※当委員会では、調査結果に関する照会への回答等は行っていないほか、個別のトラブル処理・調査等には対応しておりません。その場合、金融商品取引業者の利用者からの相談、苦情の解決や紛争解決サービスを行っている「証券・金融商品あっせん相談センター」等をご紹介しております。

（参考１）匿名の情報提供は、引き続き、当委員会情報受付窓口で歓迎します。

〇郵送：〒100-8922　東京都千代田区霞が関３－２－１
証券取引等監視委員会　情報受付窓口

〇直通電話：03－3581－9909

〇ＦＡＸ：03－5251－2136

〇インターネット：https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

（参考２）公益通報者保護法（平成 18 年 4 月施行）により、労働者の方が、公益のために労務提供先の法令違反行為を通報したことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されるとともに、公益通報を受けた行政機関には、必要な調査や適切な措置をとる義務が課されているところです。こうした公益通報については、当委員会では、公益通報を受け付ける専用の窓口を設置するとともに、電話による相談の対応も行っております。

〇郵送：〒100-8922　東京都千代田区霞が関３－２－１
証券取引等監視委員会　公益通報窓口

〇直通電話：03－3581－9854

〇ＦＡＸ：03－5251－2198

〇インターネット：http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm

証券取引等監視委員会公益通報窓口・相談窓口

証券取引等監視委員会（以下「当委員会」という。）では、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）の施行に伴い、外部の労働者の方からの公益通報を適切に処理するため、公益通報に係る通報窓口・相談窓口を設置しました。金融商品取引法に規定する法令違反行為（犯則行為等）の事実等で、当委員会が処分若しくは勧告等を行う権限を有するものについて通報されたい方は、下記の注意事項をご確認の上、郵送、電子メール又はFAXによりご連絡ください。また、当委員会に対する公益通報についてご相談されたい方は、電話によりご連絡ください。

≪公益通報窓口で受け付ける通報について≫

公益通報としての通報においては、以下の要件を満たす必要がありますのでご注意願います。

(1) 通報者が、通報対象となる事実に関係する事業者に雇用されている労働者であること。
（当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者も含みます。）

(2) 通報に不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的等がないこと。

(3) 通報対象となる事実が生じ、又はまさに生じようとしていること。

(4) 通報対象となる事実が真実であると信ずるに足りる相当の理由、証拠等があること。

(5) 当委員会が処分若しくは勧告等をする権限を有している事実であること。

※ 当委員会では、公益通報窓口の他に情報受付窓口を設置しております。通報者が匿名での通報を望まれる場合や通報対象となる事実に関係する事業者に雇用されている労働者でない場合などには、情報受付窓口に情報提供をお願いいたします。

（証券取引等監視委員会情報受付窓口）

https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

〒100－8922　東京都千代田区霞ヶ関3－2－1　中央合同庁舎第7号館

証券取引等監視委員会事務局　市場分析審査課　情報受付窓口

電話番号：03－3581－9909、FAX：03－5251－2136

≪公益通報にあたってのご注意≫

1. 公益通報をされる際には、以下の情報が必要になりますので明記願います。

(1) 氏名（匿名を希望される場合は情報受付窓口で受け付けております）

(2) 連絡先（住所、電話番号、メールアドレス等）

(3) 被通報者（法令違反を行った（行おうとしている）事業者）

(4) 通報者と被通報者の関係

(5) 法令違反の具体的事実（法令違反行為が行われた（行われようとしている）内容、年月日、関与者、事実を知った経緯など）

2. 受け付けた通報は、審査を行い、法に基づく公益通報として受理するか否かの決定を行い、受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨を通知させて頂きます。

3. 通報内容を把握するため、当委員会から連絡をさせて頂く場合があります。

4. 受理しないときは、当委員会の活動において活用させて頂くため、情報受付窓口に回付の上、一般からの情報提供として受け付けさせて頂きます。

5. 通報に関する秘密は、国家公務員法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等により守られます。

≪通報及び相談窓口について≫
通報は、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法で受け付けております。
通報にあたっては、「公益通報」と明記して頂くようお願いいたします。

（通報先）

郵送	〒100－8922　東京都千代田区霞ヶ関3－2－1　中央合同庁舎第7号館 証券取引等監視委員会事務局　市場分析審査課　公益通報窓口
FAX番号	03－5251－2198
電子メール	koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

（相談先）

直通電話	03－3581－9854
相談受付日	月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始は除く）
受付時間	午前 9 時 30 分～午後 6 時 15 分まで

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！ ～ 未公開株に関するご注意 ～

最近、金融庁や証券取引等監視委員会又はこれを連想させる組織を名乗る者から「未公開株の上場が決まりました」「未公開株の買取り交渉を行います」などといった不審な電話がある、との情報が多数寄せられています。

『こちら、証券監視委員会ですが、今お持ちの未公開株を業者に買い取らせますので、手数料をお願いします。』

『そういえば、以前に買った未公開株がまだ上場してないな。』
『国に関係する組織からの電話だったら、信用してもよさそうね・・・』

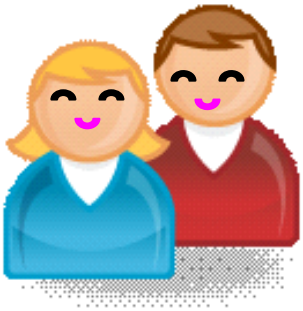

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、このような電話をしたり、外部に委託したりすることは一切ありませんので、くれぐれもご注意ください！

※このような電話を受けた場合には、裏面の金融庁又は証券取引等監視委員会の窓口までご連絡ください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！
～ 未公開株に関するご注意 ～

平成２１年６月１９日
金　　融　　庁
証券取引等監視委員会

最近、金融庁や証券取引等監視委員会又は証券取引等監視委員会を連想させる組織(注)の職員であると名乗る者が、

○「未公開株の被害調査を行っている。」、「いまお持ちの未公開株は上場が決定しているので安心である。」などと告げ、それと前後して、未公開株の発行業者と称する者が未公開株の買い増し勧誘などを行う、
○「未公開株被害者のため、会社に対して買取り交渉を行う。」などと告げ、仲介手数料や報酬を要求する、

などといった情報が、多数寄せられています。

注：証券取引等監視委員会を連想させるような名称の例
・証券監視委員会　　・ＮＰＯ法人　証券等監視委員会
・証券取引監査委員会　　・証券取引監視協会　　など

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話により未公開株の上場時期などについて言及したり、未公開株の買取り交渉を行ったりすること、また、これらの行為を外部に委託することも一切ありませんので、上記のような不審な連絡等については、十分ご注意ください。

このような連絡を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室又は証券取引等監視委員会情報受付窓口まで情報のご提供を頂くとともに、最寄りの警察署にご相談ください。

情報の受付窓口
○金融庁金融サービス利用者相談室
電話（ナビダイヤル）：０５７０－０１６８１１
※IP 電話・PHS からは０３－５２５１－６８１１におかけください。
ＦＡＸ：０３－３５０６－６６９９
○証券取引等監視委員会　情報受付窓口
証券取引等監視委員会事務局　市場分析審査課　情報処理係
直　通：０３－３５８１－９９０９
ＦＡＸ：０３－５２５１－２１３６
代　表：０３－３５０６－６０００　（内線３０９１、３０９３）

証券検査に関する基本指針

平成 24 年 7 月

証券取引等監視委員会

証券検査に関する基本指針

Ⅰ　検査の基本事項

１．検査の使命と基本原則

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の検査は、公益又は投資者保護を図ることを目的として、法令に基づき、検査対象先の業務又は財産の状況等を検証することにより、経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、検査対象先に問題点を通知するとともに、必要に応じて、内閣総理大臣（金融庁長官）に対して、適切な措置若しくは施策を求め、又は監督部局（検査対象先に対する監督権限を有する部局をいう。以下同じ。）に対して、必要な情報を提供する等の措置を講ずることを使命とする。

近年、証券監視委の検査対象業者は多様化し、その数も増加している。また、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、内部管理態勢及びリスク管理態勢（以下「内部管理態勢等」という。）の適切性の検証にウェイトをおく必要があるなど、検証分野が拡張等している状況にある。こうした状況を踏まえ、証券監視委の使命を適切に果たしていくためには、効率的・効果的で実効性ある検査を実施する必要があることから、個別業者の検査実施の優先度の判断に際しては、業態、規模その他の特性、その時々の市場環境等に応じて、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで検査対象先を選定することとしている。また、検査においては、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は金融商品取引業協会若しくは金融商品取引所の定款その他の規則をいう。以下同じ。）違反行為のみならず、内部管理態勢等の適切性・実効性の検証を行い、問題の把握に努める必要があるほか、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努める必要がある。

こうした考えの下、公益及び投資者の期待に応えられる証券検査を実施するために、検査対象業者の特性を勘案しつつ、以下のような目的及び方法に留意して行う必要がある。

（注）　「内部管理態勢」とは、法令等遵守に係る管理態勢を指す。「リスク管理態勢」とは、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、オペレー

ショナルリスク等に係る管理態勢を指す。以下同じ。

（１）　証券検査の目的

①　証券検査は、金融商品取引業者等に対して、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を図るための内部管理態勢の構築を促すことを目的とするものである。

②　証券検査は、金融商品取引業者等の財務の健全性を含めたリスク管理態勢の適切性の確保を目的とするものである。

③　証券検査は、金融商品取引業者等に対して、ゲートキーパーとしての役割の自覚を促すことを目的とするものである。

（２）　証券検査の方法

①　証券検査においては、双方向の対話を軸とする。

②　証券検査においては、内部管理態勢等の構築に責任を有する経営陣の認識の把握に努めるものとする。

③　証券検査においては、全体を広く鳥かんしつつ重大な問題を捉えるようにする。

④　証券検査は、監督部局と十分連携して行うものとする。

２．検査官の心構え

（１）　目的の認識

検査官は、公益又は投資者保護を図ることが検査の目的であることを念頭に、常に問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。

（２）　効率的な遂行

検査官は、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案した順序、分担等に基づき、効率的にこれを遂行するように努めなければならない。

（３）　適正な手続の遵守

検査官は、検査が私企業等への権限の行使であることを自覚し、適正な手続に基づきその権限の行使を行うよう常に留意して検査を遂行しなければならない。

（４）　信用保持

検査官は、常に品位と信用を保持するように努めるとともに、検査の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（５）　実態の把握

検査官は、常に穏健かつ冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握して事実を解明するように努めなければならない。

（６）　自己研さん

検査官は、金融・証券に関する法令等を正しく理解し、金融商品市場等の動向や新たな金融商品、取引手法等の習得に努めなければならない。

３．関係部局との連携等

検査の実施に当たっては、証券監視委と財務局等（財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において、財務局等を支援し、一体的に検査に取り組むものとする。

なお、金融庁検査局又は監督部局等の関係部局との間においては、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図るものとする。

４．自主規制機関との連携等

（１）　自主規制機関（金融商品取引業協会及び金融商品取引所をいう。以下同じ。）が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委が実施する検査との連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努めるものとする。

（２）　こうした観点から、自主規制機関との間では、「証券検査実施計画」（Ⅱ２．参照）の調整、情報交換及び検査官の研修における連携を推進するとともに、自主規制機関の業務の状況等を把握し、必要に応じて、自主規制機関に対して検査を実施するなど、自主規制機能の強化に資するものとする。

Ⅱ　検査実施の手続等

１．証券検査基本方針及び証券検査基本計画の策定

証券監視委は、年度の当初に「証券検査基本方針」及び「証券検査基本計画」を策定し、公表するものとする。これらの策定及び公表に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、監督部局の監督方針や金融商品市場を巡る環境の変化等に十分配慮するものとする。

２．証券検査実施計画の策定

（１）　証券検査実施計画の策定

証券監視委及び財務局等は、「証券検査基本方針」及び「証券検査基本計画」に基づき、「年度検査基本計画」及び四半期ごとに「証券検査実施計画」を策定する。

なお、具体的な策定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

①　検査対象先

検査対象先は、業態、規模その他の特性、その時々の市場環境等に応じて、検査対象先に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで選定するとともに、選定理由や着眼点等の明確化に努めるものとする。

②　検査日数

検査日数は、検査対象先の規模、業務の内容及び前回検査の結果等を考慮して決定する。

③　臨店検査官数

臨店検査官数は、検査対象先の規模、業務の内容等に加え、検査官の経験・知識等を勘案し決定する。

④　臨店検査先店舗

臨店検査先店舗の選定は、検査対象先の規模、業務の内容、店舗の分布状況、前回検査の結果及び各種情報等を勘案するとともに、検査日数等を考慮して決定する。

（２）　支店単独検査

原則として、各種情報及び本店検査の検査結果等を総合的に勘案した上で、特に検査を要すると認められる場合は、支店単独検査の「証

券検査実施計画」を策定するものとする。

（３）　グループ一体型検査

「証券検査実施計画」の策定に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、検査対象先の親子法人や契約先など、一体として検査を実施することが適当と判断される他の検査対象先がある場合は、必要に応じて、グループ一体型の「証券検査実施計画」を策定するものとする。

（４）　特別検査

特別検査を実施する場合、当該検査を必要とする業務運営等に係る特定の事項について、その規模や情報の信ぴょう性等に配意しつつ対象とする検査対象先（必要があると認められる場合は複数の対象先）、検査期間等を決定するものとする。

なお、検査項目の範囲や前回検査からの経過期間等を考慮し、特別検査として実施するか、又は一般検査の周期を早めて実施するか等について十分検討する。

３．検査の種類

（１）　検査の種類は、次のとおりとする。

①　一般検査

検査対象先に係る業務運営等の全般について、各種情報、前回検査の結果及び検査周期等を総合的に勘案した上で行う検査をいう。

②　特別検査

検査対象先に係る業務運営等の一部について、情報等を基に機動的に行う検査をいう。

（２）　一般検査及び特別検査は、証券監視委又は財務局等が、単独で担当する検査対象先に対して行うほか、次の方法により行うものとする。

①　合同検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先に対して行う検査のうち、担当以外の財務局等又は証券監視委が、合同して当該検査対象先に対して行う検査をいう。

②　支店単独検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の支店等のみに対

して行う検査（①に掲げるものを除く。）をいう。

③　同時検査

効率的かつ効果的な検査の実施に資するため、金融庁検査局と時期を同じくして行う検査をいう。

４．検査の方式

検査は、原則として、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を訪問して、帳簿書類その他の物件を検査する方法（以下「臨店検査」という。）により行うものとする。

５．検査予告

（１）　臨店検査については、原則、無予告検査とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に勘案し、必要に応じて、予告検査とする。

（２）　検査予告は臨店検査着手日の概ね１週間から２週間前に主任検査官が検査対象先の責任者に対して電話連絡して行うものとし、臨店検査着手日等必要な事項を伝えるものとする（Ⅱ８．（１）参照）。

主任検査官は、検査予告を行ったときには、証券監視委事務局に対し速やかに報告するものとする。

６．検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、臨店検査着手日の前営業日とする（予告検査を行う場合については、検査予告日の前営業日とする。）。

（注）　財務数値や営業の状況等については、必ずしも検査基準日時点での検証を要するというものではない。

７．検査命令書の作成

検査命令書（別紙様式１）は、証券監視委においては委員長名、財務局等においては財務局長等（財務局にあっては、「財務局長」、財務支局にあっては、「財務支局長」、沖縄総合事務局にあっては、「沖縄総合事務局長」。以

下同じ。)名で作成する。

８．検査実施の留意事項

（１）　検査命令書等の提示及び説明事項

主任検査官は、臨店検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示し、原則として、以下の事項について説明を行うものとする。

①　検査の権限及び目的(一般検査・特別検査の別を含む。また、検査の実効性の確保に支障が生じない範囲で、検査の重点分野にも言及する。)

②　検査への協力依頼

③　検査のプロセス(初回検査先以外は省略可。)

④　検査関係情報(Ⅱ８．（２)①参照)の第三者への開示制限の概要

⑤　検査モニターの概要(Ⅱ　検査実施の手続等「10. 検査モニター」参照)

⑥　意見申出制度の概要(Ⅱ　検査実施の手続等「12. 意見申出制度」参照)

⑦　必要な提出資料の提示(Ⅳ　参考「２．提出資料一覧」参照)

⑧　その他必要な事項

予告検査の場合には、検査予告時に上記①及び②の項目の説明、臨店検査着手日の伝達及び検査予告日以後の資料保存等の要請を行うとともに、その後速やかに必要な提出資料の提示を行うものとする。また、検査予告を受けて、書類や電子メールの破棄等が認められた場合には、検査忌避行為として厳格に対処する旨も併せて伝達するものとする。それ以外の項目については、臨店検査初日までに説明するものとする。

なお、検査官は、相手方の求めに応じて検査証票を提示できるよう、常に携帯するものとする。

（２）　検査関係情報の第三者への開示制限

①　臨店検査着手時の説明事項

主任検査官は、臨店検査着手時(予告の場合は臨店検査着手前)に検査対象先の責任者に対して、検査関係情報(検査中の検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査結果通知書をいう。以下同じ。)の第三者への開示

制限の概要を説明するに当たっては、以下の事項を説明するものとする。

・　検査関係情報は、検査対象先の顧客、取引先等に係る保秘性の高い情報、更には検査の具体的な手法等に関わる情報が含まれていること。

・　適切な情報管理を行い、検査の円滑な実行を阻害しないため、検査関係情報を証券監視委事務局証券検査課長（以下、「証券検査課長」という。財務局等にあっては、証券取引等監視官をいう。Ⅱ８．(15)・(16)、10.（２）を除き、以下同じ。）又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないこと。

・　上記を理解の上、検査関係情報を証券検査課長又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないことの承諾書（以下「第三者非開示承諾書」という。（別紙様式２））に記名押印すること。

②　第三者非開示承諾書の提出

検査関係情報は、その取扱いに慎重を期す観点から、以下のとおり取り扱うものとする。

イ．主任検査官は、臨店検査着手時（予告の場合は臨店検査着手前）に検査対象先の責任者に対して、臨店検査終了前であれば主任検査官（臨店検査終了後であれば証券検査課長）の事前の承諾なく、検査関係情報を第三者に開示してはならない旨を説明し、第三者非開示承諾書に検査対象先の責任者から記名押印を受けるものとする。

ロ．なお、検査・監督部局、自主規制機関及びこれらに準ずると認められる者並びに検査対象先の組織内に設置された内部管理を目的とした委員会等の構成員となっている外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家については、第三者に該当しないものとする。

ハ．検査対象先が、臨店検査期間中に、今回の検査に係る検査関係情報を外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家に開示の上相談する場合については、主任検査官への事前の報告を求めた上で、主任検査官が検査の実効性の確保に支障がないと判断した場合は、当該報告で足り、下記③イ．の手続は必要ないものとする。

③　第三者開示承諾申請書の提出

イ．主任検査官（臨店検査終了後であれば証券検査課長）は、検査対象先から第三者への開示の申出があった場合には、当該検査対象

先から書面による申請（以下「開示承諾申請」という。（別紙様式３））を求めるものとする。

検査対象先から開示承諾申請があった場合、主任検査官（臨店検査終了後であれば証券検査課長）は、ⅰ．開示の必要性、ⅱ．開示対象者における保秘義務の状況（守秘義務契約の締結等）、ⅲ．検査の実効性への影響等を総合的に勘案して承諾の可否を判断し、書面で回答するものとする。

なお、臨店検査期間中に主任検査官が、検査対象先に対し、今回検査に係る事項について第三者（例えば、業務委託先）に確認を行うよう求める場合、その確認を求めるために必要な限度内の開示については、検査対象先からの開示承諾申請を要しないこととする。

ロ．検査対象先から開示承諾申請が行われることが想定される事例としては、以下のとおり。

・　検査対象先の経営管理会社その他の親法人等への開示

・　検査対象先又は検査対象先の経営管理会社の適切な業務運営に資するとの観点から行われる弁護士、外部監査人、業務委託先等への開示

・　検査対象先に係るデュー・ディリジェンスの目的で行われる企業結合等の当事者への開示

・　検査対象先に係る破産手続又は民事再生手続が開始された場合における管財人又は監督委員への開示

ハ．検査対象先が、過去の検査において、検査対象先の経営管理会社に対する開示承諾を受けている場合は、当該経営管理会社が変更している場合等を除きその都度申請の必要はないものとする。

（３）　現物検査

①　検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うため、主任検査官が必要と判断した場合、検査官が検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する現物検査を行うものとする。

②　検査官は、現物検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。

イ．検査対象先の責任者等１名以上を立ち会わせ、的確かつ迅速に行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。

ロ．検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であ

っても、必要かつ適当と認められる場合には現物検査を行うものとするが、相手方の承諾を得て現物検査を実施するよう努める。

（４） 臨店検査の実施

主任検査官は、検査の目的に沿って担当検査官を統括して効率的かつ効果的に臨店検査を遂行するものとする。

① 検査進捗状況の把握及び検査方法の指示

主任検査官は、臨店検査の進捗状況、検証状況及びその結果判明した事項等について、担当検査官から随時報告を求めるとともに適切な指示を行うものとする。

また、必要に応じて検査打合せ会を開き、各検査官の保有する情報を交換するとともに、今後の具体的な検査方法について検討を行い、効率的な臨店検査の実施及び検査官の資質の向上に努めるものとする。

② 臨店検査先店舗の巡回指導

主任検査官は、臨店検査先店舗が複数ある場合には、必要に応じ店舗を巡回して検査指導を行うとともに、当該店舗の責任者等と面談を行うことにより業務の実情を把握し、もって当該検査対象先全体の業務の動向等を把握するよう努めるものとする。

③ 法令等違反又は業務運営上の問題等の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査期間中に把握した事項について以下の点に留意し、必要に応じて、問題と考えられる事項等について照会等を行うなど証券監視委事務局証券検査監理官（以下「証券検査監理官」という。）と密接に連携を取り（財務局等にあっては、証券検査指導官や審査担当係等経由。）、早期に取りまとめるものとする。証券検査監理官は、照会等を受けた事項について、証券監視委事務局証券検査課審査担当（以下「審査係」という。）と連携を図りながら、速やかに処理するよう努めるものとする。

イ．事案の事実の的確な把握

ロ．検査対象先における問題の重要性

ハ．根拠規定

ニ．発生原因及び責任の所在の解明

ホ．検査対象先の認識及び対応

④ 証券検査監理官による巡回指導

証券検査監理官（財務局等にあっては、証券取引等監視官。なお、証券検査指導官が設置されている財務局等にあっては、証券検査指

導官。)は、各検査の臨店検査終了前に巡回し、検査チームが検査対象先との間で確認した事項や議論した内容について、どの事項を整理票(Ⅱ８．(12)①参照)として求めるか等、検査チームが臨店検査期間中に論点の詰めを十分に行うよう指導を行うものとする。

（５） 検査対象先の業務等への配慮

主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように以下の点に留意するものとする。

① 小規模な検査対象先に対する臨店検査に当たっては、その対応能力を踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないよう配慮する。

② 臨店検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に行おうとするときは、検査対象先の承諾を得るものとするが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に臨店検査を行うことのないように配慮するものとする。

（６） 双方向の対話を重視した検査の実施

主任検査官は、効率的かつ効果的な臨店検査を実施する観点から、下記のとおり経営陣と意見交換を行うなど、臨店検査の目的や状況等を総合的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した臨店検査の実施に努めるものとする。

① 臨店検査初日(初日に実施できない場合には、可能な限り速やかに)に意見交換を行い、経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等の把握に努める。

② 臨店検査終了時に意見交換(以下「エグジット・ミーティング」という。)を行い、臨店検査期間中に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。

エグジット・ミーティングにおいては、検査対象先の責任者、コンプライアンス担当者及びリスク管理責任者の出席を求め、主任検査官が、検査の結果問題点として認識した事実関係について、検査官としての評価(法令適用及び内部管理態勢の不備等)を検査対象先に口頭で伝えるものとする。その際、証券監視委又は財務局等としての最終的な意見を伝えるものではないことを併せて伝えるものとする。

なお、エグジット・ミーティングにおいて伝達した内容に変更が生じた場合は、必要に応じて、改めてエグジット・ミーティングを行うものとする。

また、必要に応じて、臨店検査終了後の検査プロセスについても改めて説明するものとする。

③　エグジット・ミーティングにおいて、主任検査官と検査対象先との間で認識の相違する事実が認められた場合は、主任検査官は当該相違する事実を明らかにし、書面を作成するものとする。なお、検査対象先からその写しの提出を求められた場合は交付するものとする。ただし、検査対象先の確認を得た整理票で当該相違する事実が明らかな場合は、当該書面の作成を要しないものとする。

主任検査官は上記以外にも、必要に応じて、臨店検査の進捗状況や、検査対象先の臨店検査への対応、検査官の検査手法等について経営陣と意見交換も行うものとする。また、検査対象先が初回検査である場合は、意見交換によりその業務内容や特性等の把握に努めるものとする。

（７）　検査対象先への指示の禁止

検査官は、臨店検査期間中、事実の解明又は認定に努めるものとし、その解明又は認定した事実に基づき、検査官の私見により断定的にその是非を述べること又は是正措置を指示すること等のないよう留意する。ただし、これは事実認定の一環として検査対象先の自主的な改善に向けた取組みを聴取することを妨げるものではない。

（８）　証券検査基本方針、検査マニュアル等の取扱い

検査官は、検査の実施に当たっては、「証券検査基本方針」を十分踏まえ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」等の検査マニュアル（以下「検査マニュアル」という。）を活用して、検査対象先の実態把握に努めるものとする。

ただし、「検査マニュアル」の確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と思われる確認事項を例示したものであることから、検査対象先の特性、業務の状況、取扱商品等を十分考慮する必要があり、各項目を機械的・画一的に検証することのないよう留意するものとする。

なお、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」についても、検査の実施に当たっての参考とするものとする。

（９）　ヒアリングの実施

検査官は、役職員に対するヒアリングの際、検査対象先から他の役職

員の同席を依頼された場合は、臨店検査に支障が生じない範囲内で、これを認めるものとする。

なお、同席を認めない場合は、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとする。

(10) 検査対象先からの申入れ等

検査官は、検査対象先から臨店検査に関する申入れ等があった場合には、主任検査官に報告するものとする。主任検査官は、当該申入れ等について慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、証券検査監理官(財務局等にあっては、証券取引等監視官。)へ連絡し、必要な指示を受けるものとする。

(11) 計数等による実態把握

臨店検査に当たっては、検査対象先からの口頭説明等のみに依存することなく、経営管理の状況、業務運営等の状況及びそれらに関する法令等の遵守状況について、計数等の客観的資料に基づいて実態を的確に把握するよう努めるものとする。

(12) 事実及び経緯の記録

検査官は、ヒアリングや帳簿その他の証票類の調査・検討を行うことにより問題点等を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先の役職員から書面の提出を求める等の方法により、事実関係の確認を得るものとする。

事実関係の確認のため、検査対象先の役職員から書面の提出を求める際には、主任検査官はその必要性を十分考慮した上で行うものとし、以下の方法によるものとする。

① 整理票(別紙様式４)

検査官が問題点として指摘する可能性のある事実関係及び当該事実関係に対する検査対象先の認識を確認するため、必要に応じて、整理票を作成する。

② 質問票(別紙様式５)

事実関係について検査対象先の担当者等に回答を求めるため、必要に応じて、質問票を作成する。

(13) 業務運営等の基本的な問題の把握

検査官は、臨店検査において認められた業務運営上の問題について、

事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究するものとする。更に、経営方針等との関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとし、必要に応じ、整理票を作成するものとする。

(14)　反面調査の留意事項

主任検査官が、顧客等から検査対象先との取引状況等の確認(反面調査)を行う必要があると判断した場合には、証券検査監理官(財務局等にあっては、証券取引等監視官。)に報告し指示を受けて行うものとする。

(15)　問題発生時の対応

主任検査官は、臨店検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等(以下「検査拒否等」という。)により臨店検査の実施が困難な状況になったときは、検査対象先に対して受検等の説得に努めるとともに、検査拒否等の経緯、理由、検査対象先の言動その他の事実関係を詳細に記録し、直ちに証券検査監理官(財務局等にあっては、証券取引等監視官。)にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

なお、証券検査監理官は、上記報告を受け次第、速やかに証券検査課長とその対応について協議するものとする。

この際、主任検査官又は証券検査監理官(財務局等にあっては、証券取引等監視官。)は、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに、検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

(16)　臨店検査期間の変更等

主任検査官は、原則として、与えられた臨店検査期間中に必要な検証を完了し、整理票の記載内容を確定の上、臨店検査を終えるように努めるものとする。ただし、検証に時間を要すると考えられる場合、臨店検査終了期間終盤においても検査対象先との間で重大な問題点について認識の相違がある場合等には、証券検査監理官(財務局等にあっては、証券取引等監視官。)にその旨報告し、臨店検査期間の延長又は臨店検査の一時的な中断の是非について指示を受けるものとする。また、早期に検証を終了することが見込まれる場合等には、証券検査監

理官（財務局等にあっては、証券取引等監視官。）にその旨報告し、臨店検査期間の短縮の是非について指示を受けるものとする。

証券検査監理官は、主任検査官に指示を与えるに先立ち、証券検査課長と臨店検査期間の変更等の可否について協議するものとする。

(17)　災害発生時等の対応

主任検査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合には、直ちに証券検査課長にその旨を報告し、指示を受けるものとする。証券検査課長は、検査対象先における復旧業務を優先すべき観点から、主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を一時的に中断又は中止することを検討するものとする。

また、検査対象先が被災していない場合においても、証券検査課長は、主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を継続するか否かを検討するものとする。

上記検討の結果、検査を継続、中断又は中止する場合は、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するものとする。

災害以外にも、会社の消滅、システム障害等の特別な事情により、検査の継続が困難であると考えられる場合には、同様の取扱いとする。

(18)　検査結果の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査終了後の検査結果の取りまとめに当たっては、個々の事案の事実を的確に把握するとともに、事案の特徴及び現象がどのような原因によるものかを正確に把握し、問題点等として抽出するものとする。

また、上記の結果、抽出された問題点等については、必要に応じて、審査係（財務局等にあっては、各局の審査担当係等を経由。）と密接な連携を図りつつ、取りまとめるものとする。

９．検査資料の徴求

（１）　既存資料の有効活用

検査官は、原則として、検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討するものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応ずるものとする。

（２） 資料徴求の迅速化

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則として、内部管理部門等を通じて一元的に行うよう努めるとともに、依頼の趣旨を適切に説明するものとする。

検査官は、徴求する資料について、臨店検査における優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて、書面を取り交わすなどして迅速かつ正確に処理するものとする。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、資料の重複等がないように努めるものとする。

（３） 資料の返却等

検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として検査会場からの持出しや返却等の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。

10. 検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により臨店検査の実態を把握することにより、証券監視委及び財務局等による適切な臨店検査の実施を確保するとともに、効率性・実効性の高い検査の実施に資する目的から、検査の目的、期間等を総合的に勘案しつつ、原則として、以下のとおり取り扱うものとする。

（１） 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、臨店検査着手日において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。

（２） 検査モニターの概要

検査モニターは、「意見受付（アンケート方式）」の方法により実施することとし、必要に応じて、「意見聴取」の方法を併せて実施する。

なお、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

① 意見受付（アンケート方式）

イ．意見提出方法

所定のアンケート用紙（別紙様式６）に記入し、電子メール又は郵送により送付する。

ロ．提出先

提出先は、証券監視委の検査においては証券検査課長宛てとする。財務局等の検査においては証券取引等監視官宛てを原則とするが、証券検査課長宛てに提出することもできる。

ハ．受付期間

臨店検査開始日から臨店検査終了後 10 日目（行政機関の休日を除く。）までを目安とする。

② 意見聴取

イ．実施者

実施者は、証券監視委事務局においては、事務局長、次長（証券検査課担当）、総務課長又は証券検査課長とする。

財務局等においては、原則として、証券取引等監視官又は証券取引等監視官が指名する者（必要に応じ、証券監視委事務局の実施者）とする。

ロ．実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、臨店検査期間中に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について検査対象先の責任者から意見聴取を行う。

（注） 実施者は、検査の実効性をモニターする観点から、実施前に（必要があれば実施後も）検査チームとの面談を行うものとする。

③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性・実効性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、実施者は、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

11．講評等

（１） 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項が整理された段階で（指摘事項がない場合は可能な限り速やかに）、検査対象先の責任者に対し、以下の方法により、当該検査の講評を行うものとする。

なお、証券検査課長が公益又は投資者保護上緊急を要すると判断した場合等については、講評を行わない場合もある。

（注）　指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。

①　検査で認められた法令等違反行為等を伝達する。
また、問題が認められない場合にはその旨を伝達する。

②　上記①のうち、検査対象先と認識が相違した事項（以下「意見相違事項」という。）を確認する。

（２）　主任検査官は、講評内容に変更が生じた場合は、必要に応じて、改めて講評を行う旨を説明するものとする。

（３）　講評の際の出席者

①　証券監視委又は財務局等
原則として、主任検査官のほか担当検査官１名以上とする。

②　検査対象先
検査対象先の責任者の出席を必須とする。当該責任者が検査対象先の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めるものとする。

（４）　講評方法
講評は、主任検査官が、検査対象先の責任者に対して、原則として、口頭により伝達（指摘事項がない場合のほか、証券検査課長が効率性等の観点から電話による伝達が適当と判断した場合は、電話により伝達）する。なお、講評は、意見申出の前提となるものであること等を踏まえ、その実施に際しては、検査対象先に十分内容が伝わるよう努めるものとする。

12. 意見申出制度

意見申出制度は、証券監視委及び財務局等の検査水準の維持・向上並びに手続の透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

（１）　検査対象先への説明
主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を臨店検査着手時及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。

（２） 意見申出制度の概要

① 意見申出書の提出等

イ．申出者（検査対象先の代表者）は、確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者の意見を意見申出書（別紙様式７）に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、証券監視委事務局長宛てに、直接又は主任検査官経由で提出する。

また、認識の相違に至った経緯を明らかにするため、意見相違事項についての検査官との議論の経緯についても書面で提出する。

ロ．意見申出は、原則として、検査で認められた法令等違反行為等のうち、意見相違事項に限る。

ハ．意見申出書の提出期間は、責任者に対する検査の講評が終わった日から３日間（講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。）とする。ただし、講評の終わった日から３日以内に提出期間延長の要請があれば、更に２日間（行政機関の休日を除く。）を限度として、提出期間の延長ができる。郵送の場合については、消印が提出期間内（延長の場合は、延長した提出期間内）のものを有効とする。

ニ．意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない等の場合については、提出期間内に意見申出書のみを提出し、後日、速やかに説明資料を提出する。

ホ．申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合は、取下書（別紙様式８）を提出した上で意見申出書の返却を求める。

② 審理手続等

イ．意見申出事項は、証券監視委事務局（証券検査課以外の課）が作成した審理結果（案）に基づいて、証券監視委において審理を行う。

ロ．審理結果については、検査結果通知書（案）に反映させる。

③ 審理結果の回答方法

審理結果については、検査結果通知書に包含する。

13. 検査結果の通知

検査結果通知書は、証券監視委の議決後（財務局等にあっては、財務局長等説明後。）速やかに証券監視委委員長名（財務局等にあっては財務局長等名。）において、検査対象先の責任者に対して交付するものとする（別紙様

式９）。

なお、検査結果通知書の交付に当たっては、検査対象先の責任者に対して、証券検査課長の事前の承諾なく、第三者に開示してはならないことを伝えるものとする。

また、検査を中止した場合その他の特段の事情が認められる場合については、検査結果通知書の交付を行わないものとし、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するものとする。

検査結果通知書の交付は、臨店検査終了後、３月以内を目途に行うよう努めるものとする。

14. 勧告

検査の結果、必要があると認められた場合は、法令等違反の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対し行政処分その他の措置を行うことを勧告する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するものとする。

なお、勧告書(案)が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局から監督部局に対して勧告書を交付するものとする。

15. 検査結果等の公表

（１） 検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、証券監視委及び財務局等の行った検査事務の処理状況については、国家公務員の守秘義務の観点から慎重な検討を行った上で、以下のとおり、証券監視委のウェブサイト上等で公表するものとする。

① 金融商品取引業者等に対する検査において、勧告に至った事案については、検査終了後、直ちに公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等を公表する。

② 金融商品取引業者等に対する検査において、勧告に至らない事案については、必要と認められる場合に、適宜、公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公表は控えるものとする。

③ 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査においては、金融商品取引法(以下「金商法」という。)上、不利益処分が限定されて

いることから、金商法の違反行為等について、行為の重大性・悪質性に鑑み、証券監視委が投資者保護上広く周知することが適当であると認める事案については、上記①に準じて、検査対象先の名称又は商号等について公表する。

④　証券監視委が行った検査事務の処理状況について、１年分ごとに取りまとめて公表する。

なお、公益又は投資者への影響等から、公表が不適当と判断される事案については、公表を控える等の措置を講ずるものとする。

（２）　検査対象先名の公表

法令等の遵守状況等を検証する上で端緒となるべき検査対象先に係る情報を広く求めていくとの観点から、原則として、臨店検査着手日（予告検査の場合にあっては検査予告日。）から臨店検査終了日までの間、証券監視委のウェブサイト上で検査対象先名を公表するものとする。

16. その他留意事項

（１）　支店単独検査の実施

支店単独検査は、当該支店独自の問題点の検証に加え、本店等検査の際に指摘した事項の支店等における改善状況及び次回の本店等検査の参考となる事項を検証する。

（２）　合同検査及び同時検査の実施

合同検査の実施に当たっては、合同して行う証券監視委、財務局等の間で、十分調整の上行うものとする。また、同時検査の実施に当たっては、金融庁検査局との間で、十分調整の上行うものとする。

なお、講評は、本店担当主任検査官が検査対象先の責任者に対して行うことから、支店担当主任検査官は行わないものとする。

（３）　特別検査の実施

特別検査は、各種情報等を有効に活用し、金融商品市場の新たな動向や個別の取引等を端緒に、時機を失することなく機動的に実施するとの趣旨に鑑み、検査項目を絞る等効率的な検査を行うものとする。

Ⅲ　施行日

本指針は、平成 17 年７月 14 日を検査基準日とする検査から実施する。

（改正）
本指針は、平成 18 年７月３日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 19 年９月 30 日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 20 年８月 11 日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 21 年６月 29 日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 22 年７月 29 日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 22 年 11 月 10 日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 23 年７月４日から適用する。
（改正）
本指針は、平成 24 年７月 23 日から適用する。

Ⅳ　参考

１．検査のイメージ図
２．提出資料一覧

（別紙）
・様式１　　検査命令書
・様式２　　第三者非開示承諾書
・様式３－１　検査関係情報　開示承諾申請書（経営管理会社用）
・様式３－２　検査関係情報　開示承諾申請書（経営管理会社以外用）
・様式４　　整理票
・様式５　　質問票
・様式６　　オフサイト検査モニター用紙
・様式７　　意見申出書
・様式８　　意見申出取下書

・様式９　　検査結果通知書

※　上記については、予告なく変更する場合がある。

・検査対象先

（１）　金融商品取引業者等(金商法第 56 条の２第１項、第 194 条の７第２項第１号及び第３項)

（２）　金融商品取引業者の主要株主等(金商法第 56 条の２第２項から第４項まで、第 194 条の７第２項第１号及び第３項)

（３）　特別金融商品取引業者の子会社等(金商法第 57 条の 10 第１項、第 194 条の７第３項)

（４）　指定親会社(金商法第 57 条の 23、第 194 条の７第３項)

（５）　指定親会社の主要株主(金商法第 57 条の 26 第２項、第 194 条の７第３項)

（６）　取引所取引許可業者(金商法第 60 条の 11、第 194 条の７第２項第２号及び第３項)

（７）　特例業務届出者(金商法第 63 条第８項、第 194 条の７第３項)

（８）　金融商品仲介業者(金商法第 66 条の 22、第 194 条の７第２項第３号及び第３項)

（９）　信用格付業者(金商法第 66 条の 45 第１項、第 194 条の７第２項第３号の２及び第３項)

(10)　認可金融商品取引業協会(金商法第 75 条、第 194 条の７第２項第４号及び第３項)

(11)　認定金融商品取引業協会(金商法第 79 条の４、第 194 条の７第２項第５号及び第３項)

(12)　投資者保護基金(金商法第 79 条の 77、第 194 条の７第３項)

(13)　株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 103 条の４、第 194 条の７第３項)

(14)　株式会社金融商品取引所の主要株主(金商法第 106 条の６、第 194 条の７第３項)

(15)　金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 106 条の 16、第 194 条の７第３項)

(16)　金融商品取引所持株会社の主要株主(金商法第 106 条の 20、第 194 条の７第３項)

(17)　金融商品取引所持株会社(金商法第 106 条の 27、第 194 条の７第３項)

(18)　金融商品取引所(金商法第 151 条、第 194 条の７第２項第６号及び第３項)

(19)　自主規制法人(金商法第 153 条の４において準用する第 151 条、第 194 条の７第２項第６号及び第３項)

(20)　外国金融商品取引所(金商法第 155 条の９、第 194 条の７第２項第７号及び第

３項)

(21) 金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 156 条の５の４、第 194 条の７第３項)

(22) 金融商品取引清算機関の主要株主(金商法第 156 条の５の８、第 194 条の７第３項)

(23) 金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 15、第 194 条の７第３項)

(24) 外国金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 20 の 12、第 194 条の７第３項)

(25) 証券金融会社(金商法第 156 条の 34、第 194 条の７第３項)

(26) 指定紛争解決機関(金商法第 156 条の 58、第 194 条の７第３項)

(27) 投資信託委託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)第 22 条第１ 項、第 225 条第３項)

(28) 投資法人の設立企画人等(投信法第 213 条第１項、第 225 条第２項及び第３項)

(29) 投資法人(投信法第 213 条第２項、第 225 条第３項)

(30) 投資法人の資産保管会社等(投信法第 213 条第３項、第 225 条第３項)

(31) 投資法人の執行役員等(投信法第 213 条第４項、第 225 条第３項)

(32) 特定譲渡人(資産の流動化に関する法律(以下「SPC 法」という。)第 209 条第２項において準用する第 217 条第１項、第 290 条第２項第１号及び第３項)

(33) 特定目的会社(SPC 法第 217 条第１項、第 290 条第３項)

(34) 特定目的信託の原委託者(SPC 法第 286 条第１項において準用する第 209 条第２項において準用する第 217 条第１項、第 290 条第２項第２号及び第３項)

(35) 振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第 20 条第１項、第 286 条第２項)

(36) その他、上記(１)から(35)までに掲げる法律の規定により証券検査の対象とされている者

なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪収益移転防止法により証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施するものとするので留意する。

イ. 金融商品取引業者(法令により規制対象とならない業者を除く。)、特例業務届出者(犯罪収益移転防止法第 14 条第１項、第 20 条第６項第１号)

ロ. 登録金融機関(犯罪収益移転防止法第 14 条第１項、第 20 条第６項第２号)

ハ. 証券金融会社、振替機関、口座管理機関(犯罪収益移転防止法第 14 条第１項、第 20 条第７項)

(注) ( )書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。

※ Ⅳ 参考２. 及び別紙の掲載は省略。